

新たな時代に対応した地域福祉のまちづくり
のための社会的包摂基盤
の整備に関する事業
報告書

平成29年3月



特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

目次

| | |
|--------------------------------------------------------------------|-----|
| I 事業の概要 | 1 |
| II 本編 | 7 |
| 住民参画の地域づくりを進めるために 8 | |
| 住民の発想を取り込むしかけで 福祉のまちづくりへ（鳥取県南部町） 12 | |
| 住民自治が進める 地域の特性を活かした居心地のいいまちづくり（愛知県高浜市） 21 | |
| 住民が自ら考え自ら行う 「地域づくり組織」と行政が協働して進めるまちづくり（三重県名張市） 28 | |
| 市民に役割と居場所がある 「たつせがあるまち」づくりを目指す（愛知県長久手市） 35 | |
| 将来のまちづくりに不可欠な 若者への支援に取り組む（東京都世田谷区） 40 | |
| III 住民参画による課題発見型の地域づくり研修 | 45 |
| （講義録及び配布資料） | |
| 【基調講義】 共生社会の実現に向けた政策について 講義録46／資料58 | |
| 【基調講義】 住民と創る地域包括支援体制 ～分野横断的な地域福祉の推進に向けて 講義録77／資料91 | |
| 【特別講義】 住民の意思を取り込むさまざまな仕掛け ～鳥取県南部町の挑戦 講義録106／資料120 | |
| 【実践講義】 『まちの保健室』による地域づくり 講義録144／資料153 | |
| 【実践講義】 まちづくり協議会を通じた地域内分権の 取組と地域参画の推進 講義録159／資料167 | |
| 【実践講義】 世田谷区の若者支援の取組 ～若者の総合サポート拠点「世田谷若者総合支援センター」 講義録181／資料189 | |
| IV 地域福祉ニーズにマッチした居住環境整備を進めるための研修 | 211 |
| （講義録及び配布資料） | |
| 【基調講義】 新たな住宅セーフティネット制度 講義録212／資料228 | |
| 【基調講義】 地域の居住環境整備のための 厚生労働省の取組 講義録247／資料258 | |
| 【特別講義】 ユニバーサルな『街なか進出拠点』 ～移動弱者の活力を地域に賑わいに 講義録287／資料308 | |
| 【実践講義】 空家利活用による「福祉でまちづくり」 講義録345／資料352 | |
| V 地方創生の視点を踏まえるための研修① 未来への投資に向けた地方創生 | 371 |
| （配布資料） | |
| V 地方創生の視点を踏まえるための研修② 今後の地方創生をめぐる動き | 377 |
| （配布資料） | |

I 事業の概要

新たな時代に対応した地域福祉のまちづくり のための社会的包摂基盤の整備に関する事業

1 実施目的

生活困窮者自立支援制度が施行し、平成27年9月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」に基づき、平成28年度より「多機関の協働による包括的支援体制構築事業(モデル事業)」が開始される。

平成26年度末現在、地域福祉計画は市区部約9割・町村部約5割が策定に留まる。生活困窮者施策が加わったことで、「多機関」のなかには従来の福祉関係機関のみならず、雇用・教育・農業・司法等の機関との協働が求められている。また今後は地方創生などまちおこし、まちづくりなどを視野においた地域福祉を志向する人材の育成が従前以上に求められてくる。

これら施策の展開に向けては、各支援対象者の自立支援段階に応じた、質量ともに広範な就労・社会参加先等の「出口」の整備が求められている。

本事業では、こうした視座を携えた地域福祉人材(自治体職員)育成のための研修、また自治体連携による就労・社会参加のための社会的包摂基盤の整備及び自治体支援を行うことを目的とした。

2 実施の経過

①総合的福祉サービスの社会基盤構築に向けたコミュニティデザイン検討委員会

○先進的な地域づくりを牽引してきた実践者(首長、自治体職員)等からなる「総合的福祉サービスの社会基盤構築に向けたコミュニティデザイン検討委員会」を設置し、各実践者からの報告を基に、新たな時代に対応した地域福祉のまちづくりには何が必要なのかを検証した。

| | | |
|--------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 | 時 | 平成28年12月5日(月)16時～18時 |
| 会 | 場 | 私学会館6階「貴船」の間 |
| 委 | 員 | 坂本 昭文(前鳥取県南部町町長、委員長) 今泉 信一郎(全国労働者共済生活協同組合連合会経営企画部次長/崎田弘専務理事・代表理事の代理出席) 小野 恭子(世田谷区子ども・若者部若者支援担当課長) 神谷 美百合(高浜市企画部部長) 川本 満男(長久手市くらし文化部たつせがある課課長) 田中 明子(名張市地域環境部部長) 欠席: 永田 祐(同志社大学社会学部准教授) 中村 陽一(立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授、副委員長) 山本 賢司(認定特定非営利活動法人育て上げネット理事・事業戦略室長) 山本 昇(青森県弘前市副市長) |
| オブザーバー | | 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課・生活困窮者自立支援室・保護課 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 |

| | |
|-----|---------------------------------------------------------------------|
| 議 題 | ①委員紹介 ②事業趣旨説明 ③各委員自治体の取組事例報告 ④全国自治体を対象とした研修企画について ⑤意見交換 |
|-----|---------------------------------------------------------------------|

①住民参画による課題発見型の地域づくり研修

(第2回新たな時代に対応した地域福祉のまちづくり人材育成研修)

- 検討委員会における議論の内容を踏まえ、新たな時代に対応した地域福祉のまちづくり人材育成研修の一環として、「住民参画による課題発見型の地域づくり研修」を開催した。概要については以下を参照。
- いずれの講義も、今後の地域福祉の進展を図る上で非常に参考となるもので、講師の了解を得て講義録を作成し、配布資料とともに後掲した。

【住民参画による課題発見型の地域づくり研修】

| | |
|-----|-------------------------|
| 日 時 | 平成28年2月20日(月)13時～17時30分 |
| 会 場 | 私学会館5階「穂高」の間 |

■カリキュラム

| 時間 | タイトル | 担当講師 |
|--------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 13:00 | 開会挨拶 | 坂本 昭文 委員長 |
| 13:00 ～13:50 | 【基調講義】 共生社会の実現に向けた政策 について | 日野 徹 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 課長補佐 |
| 14:00 ～14:50 | 【基調講義】 住民と創る地域包括支援体制 ～分野横断的な地域福祉の推進に向けて | 永田 祐 同志社大学社会学部 准教授 |
| 15:00 ～15:50 | 【特別講義】 住民の意思を取り込むさまざまな仕掛け ～鳥取県南部町の挑戦 | 坂本 昭文 鳥取県南部町 前町長 |
| 16:00 ～16:30 | 【実践講義】 『まちの保健室』による地域づくり ～三重県名張市 | 田中 明子 三重県名張市 地域環境部 部長 |
| 16:30 ～17:00 | 【実践講義】 まちづくり協議会を通じた地域内分権の 取組と地域参画の推進 ～愛知県高浜市 | 神谷 美百合 愛知県高浜市 企画部 部長 |

| | | |
|--------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 17:00 ~17:30 | 【実践講義】 世田谷区の若者支援の取組 ～若者の総合サポート拠点 「世田谷若者総合支援センター」 | 小野 恭子 東京都世田谷区 子ども・若者部 若者支援担当課長 |
| 17:30 | 閉会 | |

②地域福祉ニーズにマッチした居住環境整備を進めるための研修

(第1回新たな時代に対応した地域福祉のまちづくり人材育成研修)

- 今般、新たな住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正、国土交通省住宅局所管)が施行される見込みである。
- また厚生労働省老健局においては「低所得者高齢者等住まい・生活支援モデル事業」が行われ、生活困窮者等への住宅施策が今後市町村行政において大きな焦点となってくる。
- 平成27年度より施行された生活困窮者自立支援制度の着実な実施とともに、これらの新たな動向を踏まえた地域福祉の実現を図る人材を育成する観点から、「地域福祉ニーズにマッチした居住環境整備を進めるための研修」を開催した。概要については以下を参照。
- 今後の自治体施策の方向性に影響を与えるものであり、自治体担当者が施策立案を行ううえで参照すべきものでもあるので、講師の了解を得て講義録を作成し、配布資料とともに後掲した。

【地域福祉ニーズにマッチした居住環境整備を進めるための研修】

| | |
|-----|-------------------------|
| 日 時 | 平成28年2月13日(月)13時～17時30分 |
| 会 場 | ホテルグランドヒル市ヶ谷3階「珊瑚」の間 |

■カリキュラム

| 時間 | タイトル | 担当講師 |
|--------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13:00 | 開会 | |
| 13:00 ~14:00 | 【基調講義】 新たな住宅セーフティネット制度 | 伊藤 明子 国土交通省大臣官房 審議官(住宅局担当) |
| 14:15 ~15:15 | 【基調講義】 地域の居住環境整備のための 厚労省の取組 | 本後 健 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 室長 |
| 15:30 ~16:30 | 【特別講義】 ユニバーサルな『街なか進出拠点』 ～移動弱者の活力を地域の賑わいに | 桑田 俊一 (元国交省住宅局総務課長・厚生労働省審議官) 地域ケア政策ネットワーク 客員研究員 笹岡 和泉 福祉住環境ネットワークこうち(ふくねこ) 理事長 |

| | | |
|--------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 16:45 ~17:30 | 【実践講義】 空家利活用による『福祉でまちづくり』 「低所得者高齢者等住まい・生活支援モデル事業」事例 | 木南 孝幸 北海道本別町 保健福祉課高齢者福祉担当 主査 |
| 17:30 | 閉会 | |

③地方創生の視点を踏まえるための研修

- 住民参画による課題発見型の地域づくりを進め、総合的福祉サービスの社会基盤をそれぞれの地域で再構築し地域福祉を実現していくためには、これまでの取組に学ぶという観点とともに、今後さらに加速化する人口減少社会のなかで、地域をどう描いていくか(コミュニティデザイン)といった観点も重要となってくる。
- 地方創生法に基づき、国と地方ではすでに『総合戦略』が策定され、幅広い取組が実施されている。これらの取組は市町村計画により行われているが、より小さな圏域で地域づくりを進めるうえでも重要な施策や視点が多分に含まれている。
- 自治体や社会福祉協議会の地域福祉担当者においても、こうした幅広い視点を踏まえて地域福祉計画(支援計画)・活動計画等を策定し、これを行っていく必要があることから、まち・ひと・しごと創生本部を講師に招いて「地方創生の視点を踏まえるための研修」を開催した。

【未来への投資に向けた地方創生】

- 地方創生の視点を踏まえるための研修の一環として「未来への投資に向けた地方創生セミナー」を開催。経過・概要については以下を参照。当日配布の研修資料を別冊として添付した。

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 日 時 | 平成 28 年 9 月 26 日 17 時 30 分～20 時 30 分 |
| 会 場 | 私学会館 6 階「阿蘇」の間 |

■カリキュラム

| 時間 | タイトル | 担当講師 |
|-------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 17:30～17:35 | 開会挨拶 | 唐澤 剛 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 地方創生総括官 |
| 17:35～18:15 | 【基調講義】 まち・ひと・しごと創生基本方針と 未来への投資に向けた地方創生 | 後藤 靖博 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 |
| 18:15～20:30 | 【ワークショップ】 わがまちの地方創生 ～拠点の整備について | 後藤 靖博 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 伊藤 大輔 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 |
| 20:30 | 終会 | |

【今後の地方創生をめぐる動き】

- 地方創生の視点を踏まえるための研修の一環として「地方創生をめぐる動きセミナー」を開催した。経過・概要については以下を参照。当日配布の研修資料を別冊として添付した。

| | |
|-----|------------------------------------|
| 日 時 | 平成 29 年 2 月 16 日(木) 15 時～18 時 00 分 |
| 会 場 | KFC ROOM115(両国) |

■カリキュラム

| 時間 | タイトル | 担当講師 |
|-------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 15:00～15:05 | 開会挨拶 | 奈良 俊哉 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 事務局次長 |
| 15:05～16:05 | 【基調講義】 地方創生関連予算と 今後の地方創生をめぐる動き ～新規施策の紹介 | 伊藤 大輔 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 |
| 16:05～18:00 | 【ワークショップ】 わがまちの地方創生 ～今後の新たな取組について | 伊藤 大輔 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 後藤 靖博 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官補佐 |
| 18:00 | 終会 | |

④その他

自治体ポータルサイト「若年無業者等の社会参加のための自治体連携」

- 自治体ポータルサイト「若年無業者等の社会参加のための自治体連携」について、自治体間同士の情報共有・交換を図れるよう、自治体担当者サイドで更新作業が行うことができるようにするための整備を行い、ポータルサイトとしての機能強化を図った。

Ⅱ 本編

委員会や研修等における報告及びその検討をもとに、
事務局において
各先進自治体の取組の概要とその要諦をまとめた

はじめに

住民参画の地域づくりを進めるために

きれいにまとめられた事例集を見ても、視察に行っても、簡単にまねはできない。

今回紹介する5自治体の取り組みは、いずれも非常に参考になる事例であるが、そこを自分たちのまちに「横展開」できるような情報こそが重要と思われる。

例えば安い月給で頑張ってくれる嘱託職員が地域づくり事業の牽引をしている事例ではその背後に黒子になって働いている自治体職員の存在があったことや、職員間の連携が非常によかったことが成功のカギであったりする。

各事例のなかから、重要と思われるポイントをクローズアップして紹介したい。

住民をとことん信用して任せる

地域づくりに至る手前の地ならしで、いかに地域を巻き込むかという部分で、行政が反省すべきなのは、住民を信頼できるかどうかである。

名張市は市財政がきびしいことから、これまで地域のために市が采配していた5,000万円を、いきなり15地域(当時14地域)の住民に任せる決断をした。果たして住民はそれができるかどうか。財源を地域にもっていったら「やらざるを得ない」と、住民はやる気をもせてくれた。しかし、自分たちだけでは不安な部分があると指摘され、組織機構も改正し、地域環境部が行政的なバックアップをする体制をつくった。住民との連携をつくるために役所がまず変わらなければならなかった。

これまでは、さまざまな部署から地域にお金を出していた。それらを全部引き上げて一括して地域に出して任せる。口は出さないことを徹底した。ただ、おかしい使い方をしていないかは検査する。だが、口は出さない。

その部分で、住民を信頼できるとはどういうことなのか。地域を信頼してお金を任せることができる、議会の承認を得るところまでもっていくことができるというポイントは、一体どこにあったのだろうか。

そもそもこれまでの補助金は事業ごとに細分化して出しているから、その通りに使われるので、行政もお金を出しやすい。しかし、それをやめて一括して出すとき、つい注文をつけてしまう。自治体も国から補助金を受けるとき、さまざまな条件があり成果が問われる経験をしているので、当たり前のことといえる。しかし、それを住民に対して求めることは、ある意味信頼していない対応といえる。市が信頼をして、任せられるというところまで、踏み越えていくのは「我慢」である。我慢は非常に重要なキーワードだ。

南部町も金を出して口を出さないことを職員に徹底した。とかく口を出したくなるのを、「住民の柔軟な発想を楽しむ」くらいの気持ちで「我慢」をしたという。

予算をもって事業計画を立てれば、立派な自治になる。地域全体で取り組んでいることであれば、心配するようなおかしいことにもならない。このことは、この後に紹介する事例が教えてくれる。

首長はぶれない

先進事例では住民参画のまちづくり牽引しているのは各自治体の首長の積極的な姿勢である。首長はどんなことがあっても住民や職員の前でぶれないことが大切である。一度決めたらそれを貫く。一度でもぶれると全部がくずれる。そして誰もついてこなくなる。

条例化で市の本気度を示す

高浜市は、事業を進めるために、まず条例をつくっている。これは事業を円滑に進めるための重要な手法である。前段階で市民と議会との話し合いをきちんと行い、段階を踏んでいねいに条例をつくる。

もちろん不満の声はたくさん出た。「市の仕事を自分たちに丸投げするのか」と。しかし、市は条例化に真剣に取り組んだ。住民はその過程で職員の真剣度、市の真剣度を見抜く。

住民の信頼が得られれば動き出す

市の真剣な姿勢を示すことで市への信頼を得ることである。条例化の取り組みだけではない。まちづくり協議会の立ち上げを住民側に提起したときも、住民が真っ先にみたのはまず職員の真剣度だ。「そこまで職員がやってくれるのなら、じゃあやろう」というような一線があり、そこから動き出した。

高浜市は、交付金を積極的に出している。個人市民税の5%までは地域で合意を得た事業に対しては交付金として出すしくみになっている。住民から信頼をしてもらうために、行政がまず市民を信用することが重要なのは言うまでもない。

職員のインセンティブ

住民の信頼を得るために職員が地域に出ていく意味は大きい。

もともと住民力が高いところは特殊だが、何も無いところからまちづくりを立ち上げるには、行政側がどんどん出ていかなければ住民には向き合ってもらえない。

高浜市も職員が地域へ出ていった。5つの小学校区に4年間でまちづくり協議会を立ち上げることになり、毎晩のようにどこかの小学校区の会議が行われた。公園管理で掃除をやりましょうと決まると、職員も土日に地域に出向いて一緒に掃除をやった。あるときに「ようやってくれるね」という声が出たところから、両者の信頼関係が深まり、事業も進んだ。

南部町では、立ち上がりの時期を支援するために職員を地域に派遣し、軌道に乗ってきたら引き上げた。行政の職員や社協の職員は、手足として働くのではなく、住民の活動を支え、制度政策をつくる専門職としての役割を果たすという位置づけで働いた。

名張市の場合少し特殊な課題を抱えている。地域づくり組織とともに汗と涙を流してきたのは、まちの保健室の職員だったが、このことを一般の職員は知らない。今や「まちの保健室」は住民が駆け込み寺のようになっていて、住民が地域のさまざまな情報を持ち込み、それを地域包括支援センターが吸い上げて庁内に分散するしくみになっている。そのため、地域の問題はまちの保健室がやるという意識があり、職員自身がなかなか地域に出ていかない。地域づくり組織からも「一般職員がもっと地域に出ないとだめだ」と指摘されている。まちの保健室には地域住民のさまざまな生活課題まで持ち込まれ、実際にまちの保健室の仕事ではないものも含まれる。それぞれの生活課題の担当部署がもっと地域に出ていき、住民と膝をつき合わせて解決をはかるように働きかける一幕もある。地域福祉総合支援システムの図に書かれた「市役所の内部での縦割の弊害をなくし」というフレーズは、現在の名張市の課題を示している。

地域住民と職員もかかわり方は、役所の職員体制とも関連して考えることが重要である。

時間をかけて積み上げる

名張市もそうだが、高浜市も長い時間かかってつくってきた。

南部町も時間をかけて、宣伝カーで攻撃されながらもひるまずにやってきた。そういう歴史を積み重ねていくしかない、ということである。

時間がかかることは長久手市で実感しているところである。2年前から高浜市を手本にいいところを取り込んで進めようとしているが、まだ条例化をしていないことがネックになっている。行政の本気がみえてこないと捉えられても仕方がないといえる。

まだ地域に受け皿が全くなく、地域が何をすべきかという課題もみえていない。市は、受け皿がなければお金を出すことはできない。まちづくり協議会の準備会にお金を出しているところだが、議会の理解を得ようと言う段階である。住民側に対しても「まちづくりは市がやりたいからだろう」という声が多いなか「地域づくりは自分たちのために必要だ」という動機づけに時間がかかっている。市では、自治基本条例検討委員会に市民を巻き込み、29年度以降に議会にかけたいと急いでいる。おそらく今後まちづくりに取り組もうとする自治体がどこでも経験するプロセスであろう。ここが踏ん張りどころである。

地域に委託する業務は地域に合った分野から

高浜市では、当時の市長が公約で「5つの小学校区に全てまちづくり協議会を立ち上げる」とうたったものの、市民は地域内分権という言葉聞いたこともなく、行政がやっていることを押しつけるのかという反発も大変なものであった。反発の火に油を注いってしまったのは、最初に「公園の清掃を地域でやってください」という調子で始めたことだ。地域との関係は非常に紛糾したという。高齢者の助け合いや居場所づくりというような、地域の人にとって関心のある地域の課題から始めるほうが、地域住民には受け入れてもらいやすいという反省も出た。

住民参画の組織づくりは、自分たちの課題が自分たちの希望に合ったかたちで解決するしくみであるとイメージしやすい伝え方の工夫が重要である。

地域づくりのリーダーは地域の人に選んでもらう

鳥取県南部町では平成 16 年、南部町誕生以来、地域振興協議会による地域づくりを進めているが、当初は町民から「押しつけた」「丸投げだ」と大きな反発があった。その対処として、振興協議会の会長、副会長は地域の人に選んでもらい、町が「町非常勤特別職」として任命し、住民が選んだ人が会長、副会長になるというスタイルをとった。従来の集落の自治会長や区長などはそのままにした。自治会長や区長は振興協議会の評議員になってもらい、協議会の会長、副会長と連携して活動するという体制にした。

名張市も、約 60 年間、行政の末端組織として地域住民の連絡役を担っていた区長制度をなくした。住民が自分たちで組織した自治会のある地域では自治会長もいたので、新しい地域づくりのリーダーは、区長でも自治会長でも、地域住民に選んでもらった。

地域のリーダーを住民が選択することも、住民との信頼関係の構築に重要である。

地域のエリアは小さすぎても大きすぎてもうまくいかない

地域づくり組織の規模は、高浜市、長久手市、名張市はおおむね小学校区単位で進めている。

高浜市は、この小学校区がよかったと評価している。もっと狭い町内会単位では細分化され過ぎて機能しない事業が出てくるし、中学校単位だとその中の地域の特性や文化に差が出てしまう。小学校区という顔の見える関係が築ける範囲、あるいは歩いて移動できる範囲が、まちづくりの面で機能した。まちづくり協議会の構成員は、働いている人、学んでいる人、事業や活動を行っている人であり、さまざまな人が一同に集まって会議をすると、今までは行政で持ち上がっていた課題なども、地域の中で解決されることが多くなる。

人口規模により異なるが、小さすぎてうまくいかない例もある。南部町では隣同士や小さい集落の中での関係は難しいという声を聞く。とくに山間部ではかつて田畑や山林の境界争いが多く、隣近所をライバル視する傾向がある。かえって離れた地域からアプローチするとうまくいくケースが多い。小さな集落に固執せずに広い範囲で考えたほうがうまくいくという視点も、重要な要素となり得る。

鳥取県南部町

住民の発想を取り込むしかけて 福祉のまちづくりへ

鳥取県の西部に位置する南部町は、平成 16 年に会見町と西伯町が合併して誕生。西伯病院や、全室個室ユニットの特別養護老人ホーム「ゆうらく」など医療介護福祉関連施設が充実している。人口 1 万 1214 人、高齢化率 33.8%。介護保険料が 5,417 円と県下最低を誇っている。平成 15 年 12 月に南部町は、町全域が、環境省による残すべき「重要な里地里山」に指定された。二十世紀梨と富有柿が特産で、富有柿は西日本一の産地になっている。合併前から福祉と住民参画を柱にまちづくりを進め、南部町誕生を機に地域振興協議会による地域づくりが展開されている。

1. 住民参画事業の土壌づくり

(1) 身近な住民活動から住民参画事業へ

①変化を嫌う高齢者と無関心な若者のまちだった

地方では高齢化が進行し、変化を嫌い、生活の継続を希望する人が多い。若い世代は日々の仕事で忙しく、まちづくりに関心が向かない傾向にある。呼びかけてもものってこない。

新しいことを首長が提案したり職員が呼びかけたりしても、抵抗があつて、なかなか乗ってこない。

②住民の自主活動を広く知ってもらう

当時、住民のボランティア活動が盛んだったことに着目。町が新しいことを提案する前に、活動に取り組む人を表彰し、功績を讃え、住民に「見える化」した。

「あの人でもできるなら私でもできそうだ」

「難しいと思っていたけれど、あのようなことなら自分もできる」

というふうに、住民の自主的な活動を誰でも取り組める身近な活動にし、住民参画の事業につなげていった。

(2) 住民相互の助け合いのしくみを事業化

①あいのわ銀行を設立

町民同士の助け合い活動で高齢者と地域社会との関係の回復・維持を働きかけるしくみをつくり、安心して暮らせるまちづくりにつなげる。

平成8年、あいのわ銀行設置条例・基金条例を制定。

地域社会で、親の世代が人の役に立って立派に生きた証が、次の世代につながることを、行政が制度として保障する。このしくみづくりを行政職員の役割と位置づける。

■あいのわ銀行のしくみ

? 加齢や障がいなどにより今までできていたことができなくなったり、生活環境の変化で困っていることはありませんか？

「あいのわ銀行」にご相談ください

ゴミの分別・ゴミ出し
外出時の介助（通院・買物・散歩など）
官公署からの書類整理
住居等の掃除・整理・洗濯
相談・話し相手
なんでもご相談ください

日常生活を送る上での
「困りごと」や「心配ごと」
をなんでもご相談ください。

あいのわ銀行事務局
南部町社会福祉協議会
本所 南部町法蓮寺331-1 ☎0989-66-2900

利用するには
あいのわ銀行（南部町社会福祉協議会）にご相談ください。直接お話を伺った上でサービスが利用できるよう調整します。

サービス内容
外出時の介助（通院、買物、散歩など）、買物代行、住居等の掃除・整理、洗濯、食事の調理、身の回りの世話、相談・話し相手、ゴミの分別・ゴミ出し、医師機関との連絡等、病気の看護、官公署等への連絡・書類整理、その他銀行が必要と認めるサービス。

利用料
1時間300円（20分以内の簡単な活動は100円です）。
※預託点数がある場合には預託点数から支払を行います。

利用の流れ

- ① お困りごと、サービス希望内容の確認をします。
- ② あいのわ銀行の利用会員に登録していただきます。
- ③ サービス提供ができる協力会員を事務局で探します。
- ④ 協力会員が見つければ、サービスの開始になります。
- ⑤ 利用料を事務局までお支払いいただきます。

あいのわ銀行事務局
南部町社会福祉協議会
本所 南部町法蓮寺331-1
☎0989-66-2900

- 困っている人を助けたいと思う人（協力会員）と、日常生活での困りごとを頼みたいと思う人（利用会員）をつなぐしくみ。
- 利用会員が事務局（町社会福祉協議会）にサービスを依頼する。事務局がニーズを把握し、協力会員に活動先を紹介、サービスを提供する。利用料（1時間 300円）は現金または預託点数から事務局に払う。
- 協力会員が受け取る謝礼は点数化して預託し、将来、協力会員が利用会員になったときに使えるようにする。

②資金の持続のための基金づくり

協力会員として活動してきた人が、高齢になってサービスを利用したいと思っても、事業がなくなることはあってはならない。

事業を持続させるために、3,000万円の基金をつくり、会員が活動をやればやるほど、基金が増えるしくみにした。

③人材の育成のための町独自のヘルパー制度

事業持続のために次の世代を事業に取り込んでいく必要がある。

平成12年に町独自のヘルパー制度を創設。

- ・ 小学生は6級 夏休み2日間のボランティア体験をし、社協が認定
- ・ 中学生、高校生は5級 3教科8時間履修をし、町長が認定
- ・ 大人は4級 7教科21時間履修し、町長が認定

ヘルパー制度により、活動の「見える化」をはかる。「あの人ができたら自分もできる」と思ってもらうことで、地域の共通財産になる。特定な人が特定な活動をやるのではなく、みんなに見えることが大事。

協力会員として優れた活動をした人が叙勲を受けることとなった。これらが誇りとなり、次の活動へのエネルギーとなる。住民参画を進めるには、特定の人々の活動にしない誰でも参加できる活動にしていくことが大事である。

2. 100人委員会で住民の意見を取り込む

(1) 介護保険事業計画の策定という新たな課題をチャンスに

① 策定委員を町民から公募しよう

前町長が全員公募で100人の募集を発案する。当初、町職員は強く反対。

「難しい介護保険が住民にわかるわけない」「政治的な思惑を持った活動家が乗り込んできて、めちゃくちゃしてしまう」「大学の先生など専門家みたいな人がリードして住民の意見を聞くことにはならない」等々……。

② しかし職員の知識レベルを超える住民がいた！

20代から83歳まで98人が応募。そこには職員のレベルをはるかに超えた住民がいた。施設を十分に知り、自分の町はこうしたらいいという思いをもった住民がいた。

③ 勉強を重ね住民の提言を全部聞く

最初は講師を呼び、勉強を重ねる。

住民から出た意見はどんな意見も全部拾い、否定をせずに謙虚に聞いた。否定されずに受け止められることで、住民のわがまちへの思いが強くなる。

④ しなやかな発想で壁を越えられた

住民のしなやかな発想から、行政的な視点では突き当たる壁を乗り越える提言が得られた。

町独自のヘルパー制度(6級ヘルパー、5級ヘルパー)は、100人委員会の提案でできた。

⑤ 直ちに実行しフィードバックする

計画でも提言でも、住民から出されたことは、できることはすぐに実行する。

進捗状況を絶えずフィードバックすることは次につながる。実行できなかったことでも一定の理解を勝ち取ることになる。

3. 住民公募債の募集で新しいかたちの住民参画へ

(1) ソフト活動からハード整備へ

住民参画を進めていくと、メンバーが固定化し、手法がマンネリ化する。

ソフト活動ばかりでは住民も手ごたえがなく活動が停滞化してしまう。

ソフト整備で出た意見を拾い上げ、その延長線上に、次のステージとして具体的なハード整備を位置づける。

(2) 特別養護老人ホームの整備に住民公募債を募集に挑む

当時は国内に取組例がなく、県から猛烈な反対を受けたが、銀行にソフトをつくってもらい、やり抜いた。

国と県からの補助で足りない5,000万円の公募債に、232人から1億8,000万以上の応募があり、公募債は成功する。

平成15年5月、全室個室ユニット特別養護老人ホーム「ゆうらく」を開設。23億円かかったが、全額町費を使わずに建てた。

(3) 資金提供は新しいかたちの住民参画である

住民の参画意識は強くなる。自分たちの金はどう生きるのか、計画段階から完成後の利用についても真剣に考える。

町の関わり方も真剣になる。わずかなことでも粗末にできない。

公募債は5年で償還。5年目にお金を借りた人に集まってもらい、特養の中庭で経営状況の報告をした。

金を出すという住民参画のかたちがあってもよい。以後、住民公募債は、西伯病院建設、太陽光発電建所建設に取り入れている。

(4) 西伯病院の設立

住民の公募債を取り入れ、平成17年にグランドオープン。198床の総合病院、常勤医師15名。住民の意見を取り入れて、3階に庭をつくり、入院患者が散歩できるようにした。

平成25年8月に社会保障国民会議が、これまでの病院完結型の医療から、患者の住み慣れた地域や自宅での生活のための医療、地域全体で治し、支える地域完結型医療への転換を打ち出す。高齢の患者が増加する時代の医療は、病気の治療だけでなく、QOLの維持向上を目指し、医療と介護、生活支援まで切れ目なくつながる統合医療に変換が求められる。生活習慣病、認知症などを未病の段階からコミュニティで支えていかねばならない。西伯病院はこの新しい医療システムを牽引する役割を担う。

4. 時間をかけて進めた自治体内分権

(1) 自治体内分権の受け皿づくりへむけて始動

① 自治体内分権の組織化を住民に提案

ソフト活動でトレーニングをやり、ハード整備の公募債の引き受けと進めてきた。まちづくりの課題は多様で、役所の守備範囲が広がって手が回らなくなる。公募債で高まったまちづくりの意識を活かし、住民ができることは自らが地域運営の担い手としてやらしてもらおうと考えた。

行政が仕切っていたさまざま事務を、旧小学校区程度の地域に、自治体内分権の受け皿組織をつくり、自分たちのことは自分たちでやってくださいと組織化を提案した。

② 行政の下請け批判には耐えて我慢する

地域自治組織の責任者は地域住民に。町の職員ではなく、自分たちで選んでもらうこと、職員には金を出して口を出さないことを徹底。金を出すとどうしても口も出したくなる場所だが、これは我慢である。わずかな金額でも、住民が自分たちで事業計画を立てて予算をもてば、立派な自治となる。

③ 人材発掘

従来から行政と関係のある民生委員や人権擁護委員、区長ばかりではなく、今まで知られていない逸材が掘り起こされてきた。住民自治組織には、人材発掘という素晴らしい機能があることがわかった。

④ 首長はぶれずに熱意を持つ

どんなことがあっても決めたことはそれでやり通す。そして熱意をもって進めれば、人は自ずと集まってくる。

(2) 合併をチャンスに地域振興協議会発足へ！

①合併による総合計画に住民地域自治の組織化をうたう

平成 16 年 10 月、会見町と西伯町の合併により南部町誕生。南部町では、この合併による総合計画に、住民地域自治組織づくりをうたった。

新町への期待感が高まるなか、自分たちの地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちで創っていく、住民が責任と誇りをもって取り組める新しいしくみづくりを提案した。

②新しい地域づくりの必要性は誰の目にも見えていた

少子高齢化、集落の担い手不足、地域コミュニティの弱体化というまちの課題があった。98 集落は5世帯から200 世帯もの規模差、地域差があり、同一の施策では必ず過不足が発生することも明らかだった。

国と地方の関係が変わり、地方分権の推進、地域の自主性、社会の発展と課題の広がりを説くなかで理解を得た。

③地域政策課設置、住民への説明会の開催へ

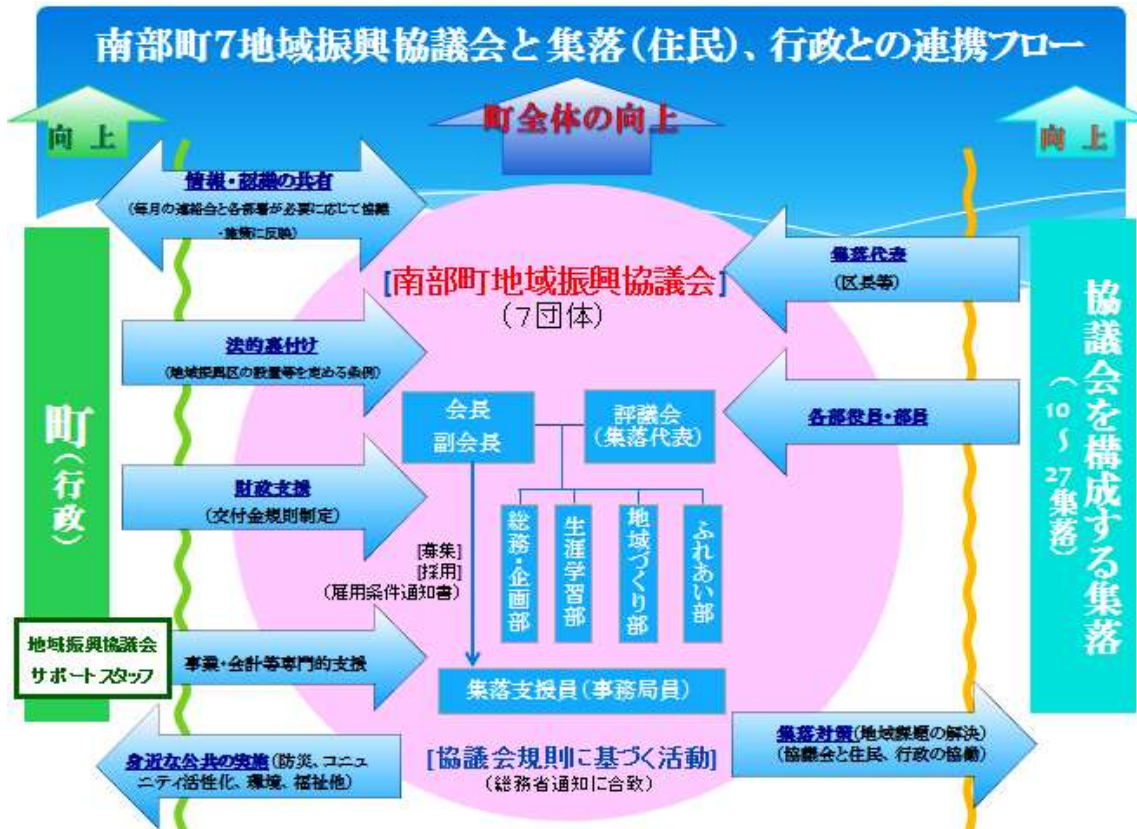
平成 16 年 10 月、合併と同時に地域政策課を設置。住民への説明会、地域づくり懇談会を実施。平成 17 年 2 月～19 年 6 月までに約 180 回、約 4,000 人に説明会を行う。

(3) 町をあげて地域振興協議会の体制づくり

①職員体制の整備を進める

- ・平成 19 年 4 月、運営支援のために合併で余っていた職員を、7 地域に2名ずつ課長級と一般職を派遣し、職員同士で競った。
- ・平成 19 年 7 月、地域振興協議会の会長と副会長は、町の非常勤特別職として辞令交付。
- ・平成 21 年 4 月、前集落に自主防災組織を立ち上げるために、7協議会に1名ずつ防災コーディネーターを配置。
- ・平成 22 年 4 月、支援職員のうち一般職員を引き上げ、地元採用職員を雇用。
- ・平成 23 年 4 月、支援職員も完全に引き上げ、協議会と町の連携窓口として、地域振興協議会サポートスタッフ(非常勤職員)を導入、町企画政策課に1名配置、各地区2名ずつの集落支援員を配置。

②なかなか大変だった組織体制づくり



組織体制及び共通する活動分野



会長、副会長は町非常勤特別職として町が承認、報酬を支払う。職員約2名分に相当。当初188人の職員がいたが、120人ぐらいまで減ったので、2名や3名分ぐらいの人員費は、地域に還元していこうと考えた。

1,500人規模で7地域。地域は10から27集落から構成される。集落の区長あるいは自治会長が評議委員会を構成して、執行部の原案を議決する。あるいは、連絡調整をする。

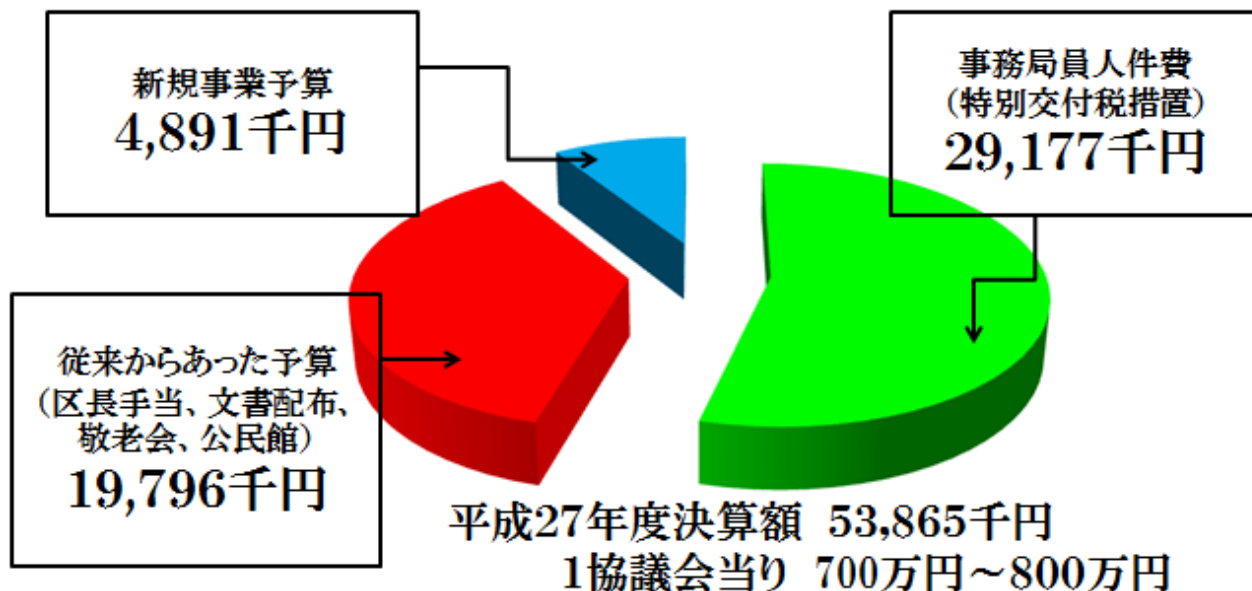
ふれあい部、地域づくり部、生涯学習部(公民館部)、総務企画部をつかってそれぞれ進めている。

10年たった現在、いいかたちで動いている。

③予算体制を確立して協議会の自主活動に

町交付金の内訳

既存予算は従来予算とほぼ同等額



◎この他に指定管理料など30,831千円(協議会平均440万円余)の収入がある。

- ・教育委員会、総務課などからさまざまな分野からの出されていたものをまとめた 1,979 万 6,000 円をそのままスライドさせ、まとめて交付金という形で出した。
- ・新規事業をやってもらっているので、これは別にかかる。
- ・事務局員の人件費は特別交付税措置で全額出してもらっている。
- ・平成 27 年度決算額で 1 協議会当たり大体 700 万~800 万円。これに、公共施設の指定管理料などが平均 440 万円。
- ・1 協議会当たり合計で 1,000 万ぐらいの予算で運営している。
- ・金を出して口を出さないで、協議会の自主的な活動で成り立っている。

(4) 10 年を経て花開く住民参画活動

①登下校の子供の見守り活動(全協議会で実施)

- ・青パト隊などによる防犯パトロールや地域見守り活動、交通安全運動の実施

②共助交通(南さいはく地域振興協議会)

- ・地域の公共交通につなぐ共助交通システムの運行
- ・路線バスのバス停まで車で送迎する。この車で5分ほど走れば役所にも着くが、そこをあえてバス停で降りて路線バスに乗ってもらう。

③バスに自転車積み込み(あいみ手間山地域振興協議会・あいみ富有の里地域振興協議会)

- ・路線バス存続活動のために、自転車通学する高校生が公共バスに自転車を持ち込めるように交渉。

④特産品の開発(南さいはく地域振興協議会)

- ・地域の特産品を開発し、うど食味会を開催し、都市部との交流に活かす。

⑤独居・高齢者世帯の配食サービス(全地域振興協議会)

- ・あいのわの協力会員、4級、5級ヘルパーが協力して行っている。
- ・高齢者の見守り活動に。

⑥小学校との農業体験交流(法勝寺地区地域振興協議会)

- ・田植え、野菜苗や芋苗植えから収穫までを体験。

⑦災害図上訓練体験「DIG」(法勝寺地区地域振興協議会)

- ・地域の防災・減災のために、地図上に災害時に被害が予想される地帯や事態を書き込んで地図上で訓練を行う。
- ・いきいきサロンなどで、自分たちの集落の強みや弱み、災害時にすべきことを話し合う。
- ・独居老人の住まいを地域で共有化する。工業団地も協力している。

⑧集落単位の地域防災組織育成(大国地域振興協議会)

- ・災害時は地域内の企業も避難所や救援戦力に。

⑨電子版地域防災マップの開発(あいみ富有の里地域振興協議会)

- ・防災マップをエクセルで開発。
- ・原発事故時の放射能拡散シミュレーションも開発。

⑩防災訓練(東西町地域振興協議会)

- ・自分たちの地域は自分たちで守る防災訓練、土嚢積みなど。

⑪住民によるグランド芝生化作業(天津地域振興協議会)

- ・平成 23 年 6 月南部町の全保育所、小学校が住民と芝を植えてグランドを芝生化。
- ・金がかかるしなかなかできなかったが、自分たちがやるということで、町のほうはお金を出して支援。住民運動会やグランドゴルフ、サッカーなどでフル活用中。

⑫不法投棄パトロール(天津地域振興協議会)

- ・環境パトロールを行い、不法投棄を追求、警察による町外の投機者検挙につながる。

⑬登山道整備と樹木プレート設置(あいみ手間山地域振興協議会)

- ・エコツーリズム手間山整備。自然観察員による「自然観察会」の実施も行う。

⑭放課後地蔵クラブを開級(東西町地域振興協議会)

- ・平成 24 年、保護者の仕事と子育ての両立を支援するために開級。放課後や春・夏・冬休み、土日などの学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、遊びや学習・生活指導を行っており、地区あげての子育て意識の醸成につながっている。

⑮地域コミュニティホーム事業(東西町地域振興協議会)

- ・地域振興協議会の発案により、「鳥取型地域生活支援システムモデル事業(地域コミュニティホーム事業)」を活用し、自宅での暮らしを同じように過ごせる居場所として「西町の郷」を平成 25 年 6 月 24 日に開所。全国初の取り組み。月水金は介護保険制度、火木土はここで過ごす。日ごろは介護を受けている人もお手伝いするなど「お互いさま」が行われる。

⑯認知症 SOS ネットワークづくり(東西町地域振興協議会)

- ・認知症 SOS ネットワーク訓練の実施。認知症になっても暮らせるしくみづくり。

⑰道作り

- ・自分たちの道路を自分たちで作る。町は 100 万円限度に交付金を出している。集落の会に出ても黙っている人が、活躍し、コミュニティが活発になる。人材発掘の機能を感じる事業。

⑩まちの保健室の設置(全地域振興協議会)

- ・町の行政の施策推進の一環として、名張市から学び、地域振興協議会を使ってまちの保健室を設置。
- ・協会けんぽと協定し、町民の7割以上の薬歴や病歴がわかり、生活習慣病の予防、特に糖尿病患者の重症化予防が課題。

(4) 10年間の成果

①町職員の手が届かないきめ細かな事業が展開できた

- ・集落ごとの防災訓練、交通指導
- ・ご近所同士の助け合い、地域での見守り(子どもから高齢者まで)
- ・文化・スポーツ活動が活性化し、地域の潤滑油に
- ・都市との交流により環境美化、地域活性化
- ・町政推進の事業フレームで多彩な事業展開

②地域の課題の共有化と人材の発掘

活動を通じて住民の自治意識と参加が向上した。

(5) 今後に向けて

①持続可能な組織づくり

自主財源の確立で自信と自治の深化を図る。

②事業化により地域を元気に

生計を維持できる雇用を創出し、地域の活性化を図る。

③法人化を目指す

地域を支える人材の雇用の安定に不可欠。現在は条例で定める任意団体で法人格がない。社会的信用がないため、不動産の所有、雇用・契約、問題発生時などに不利。

④コミュニティビジネスの展開

地域振興協議会内でコミュニティビジネスを展開し、雇用創出、地域を活性化し、地域振興協議会の持続可能性を展望する。

- ・集落内ヘルパー、共助交通の運営、林業・農業の担い手育成、庭先集荷サービスの展開(作りすぎた農作物を集荷して販売)
- ・農産物等の六次産業化、空き家管理サービス事業、買い物支援事業など
- ・雇用創出の目標は7協議会×5名=35名

愛知県高浜市

住民自治が進める地域の特性 を活かした居心地のいいまちづくり

名古屋市の南東 25km に位置し、面積 13.11km²、人口約4万 6,000 人。

高齢化率は 18.8%と、全国平均に比べて低く、高齢化は進んではいるが、合計特殊出生率は 1.8 で、子どもの多い町といえる。

産業は輸送機器関連を中心に発展。窯業が盛んで、土地の粘土を使った三州瓦が特産となっており、屋根瓦の生産量は全国一を誇る。

平成 21 年5月、市内 5 つの小学校区ごとに新しいコミュニティ組織として住民互助型活動組織「まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを推進している。

1. 合併否決により市単独の持続可能な道を探る

(1) 市単独で生き残るために

① 迫られた構造改革

平成の大合併の時期には、碧海 5 市(碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市)を枠組みとした合併構想が持ち上がるが、平成 14 年 9 月、法定合併協議会の設置が否決された。そこで、高浜市では単独自立で持続可能なまちづくりへの道を探るために、構造改革に着手する。

② 住民による地域経営の実証実験へ

「財政的にまだまだ余力がある今だからこそ、選択肢が多いうちに改革に挑戦すべき」(森貞述前市長)との認識から、「住民による地域経営をも視野に入れて行政の役割そのものを原点から見直す」こととなった。単なる行政内部の改革にとどまらず、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という地方分権の趣旨をふまえた大胆な改革を目指した。

平成 15 年から職員チームによる構造改革の調査・検討に入り、地域内分権実証実験を実施した。

この結果、地域にあるさまざまな団体間の連携を図るための組織が必要であるという結論が導き出された。

③ 構造改革推進検討委員会発足、3つの強化を目指す

新しい組織の設立のため、平成 16 年 5 月、高浜市構造改革推進検討委員会が発足する(委員長 大森彌先生 副委員長 大杉覚先生)。構造改革の基本理念を「持続可能な財政基盤の確立と新しい公共空間の形成」とし、そのための 3 つのキーワード

- 財政力の強化
- 住民力の強化
- 職員力の強化

の達成を目指した。

(2) 持続可能な自治体の確立には地域内分権が不可欠だ

①まちづくり協議会を立ち上げ住民力の強化を

検討委員会が打ち出した上記 3 つのキーワードを達成するための改革の柱のなかで、最も重視したのが地域内分権の推進である。公共サービスの新たな担い手の受け皿として、小学校区ごとに、団体間の連携が図れるコミュニティ組織である「まちづくり協議会」の構築を目指した。

前市長は、4年間に全ての小学校区に、まちづくり協議会を立ち上げると公約でうたう。

②地域の長所や課題に即したまちづくり

地域の長所・個性や課題は地域によってさまざまであり、福祉ニーズが多様化するなか、行政でできることには限界がある。

地域の長所や課題をもっともよく知っているのはそこで暮らしている市民である。地域でしか解決できないことや地域で取り組んだほうがよりよいサービスにつながるものは地域で行う。そのために必要な権限と財源を地域へ移譲するものとした。

③すべての校区にまちづくり協議会が立ち上がる

市民からは「行政の仕事を押しつけるのか」「町内会があるのに」と大変な反発もあったが、平成 17 年から 21 年にかけて5つの小学校区全てのまちづくり協議会が立ち上がった。

(3) まちづくり協議会の活動が始まった

①地域の総合力で地域課題の解決をはかる

まちづくり協議会が地域の幅広い点をとりまとめてまちづくりを進めるという観点から、いろいろな団体が特性を発揮して、いわゆる地域の総合力で地域課題の解決を目指している。

②自主的主体的なまちづくり

防災、防犯、介護予防、環境美化、子供の健全育成、公園の管理、公共施設の管理など、地域の特性を生かし、地域の課題解決や魅力アップに向けて、自主的主体的にまちづくりを行っている。



(4) 行政による経済的・人的支援

①まちづくり協議会に対する経済的支援

- ・市民予算枠事業：交付金地域が主体的に実施する事業（伝統文化事業など）に取り組む場合の支援
- ・地域分権推進事業交付金：地域が行政が実施していた事業（防犯パトロール、公園管理事業など）に取り組む場合の支援
- ・委託事業：地域が、行政が行うべき事業（公民館の指定管理など）を受託して取り組む場合の支援

②まちづくり協議会に対する人的支援

- ・まちづくり協議会特派員制度：まちづくり協議会の会議などに市の職員を派遣して活動が円滑に進むように支援
- ・まち特派員は採用3年未満の職員が必ず参加する（任期は3年）

(5) 市のまちづくりは、まちづくり協議会とともに築く！

①協議会ごとに地域計画を策定

地域の魅力や個性を生かしたきめ細かなまちづくりの実現のために、まちづくり協議会ごとに、まちづくり協議会特派員との協働作業で「地域計画」を策定する。地域計画では向こう10年間を視野に入れ、まちづくりの方向性や実践目標を策定し、第6次総計画と一体となって推進する計画として位置づけられる。

②自治基本条例と総合計画の、まちづくり協議会を位置づける

平成23年度、高浜市は自治基本条例を策定し、まちづくり協議会を住民自治の担い手として明確に位置づけ、姿勢運営の根幹となる「第6次総合計画」においても市民や地域との協働を前面に打ち出した。



③高浜市まちづくり協議会条例に、地域自治のしくみとして担保

平成27年度、高浜市まちづくり協議会条例の施行により、自治基本条例に設置根拠をもつ公共的団体として位置づけ、高浜市の地域自治のしくみとして担保する。

■まちづくり協議会に求められる要件

まちづくり協議会に求められる要件

(要件① 区域)

- ◆ まちづくり協議会は、小学校区を単位に1つずつ

(要件② 構成員)

- ◆ 小学校区内に住んでいる人 ◆ 小学校区内でよりよいまちにしていこうと活動している人・団体
- ◆ 小学校区内の事業所やそこで働いている人 ◆ 小学校区内の学校等で学んでいる人

(要件③ 多様性・開放性)

- ◆ 小学校区内に住んでいる・活動している個人・団体・事業者などが
 - ・ 性別・年齢を問わず、多くの人や団体と連携・協力しながら、それぞれの持ち味を活かして活動。
 - ・ 希望する誰もが、運営活動に関わることができる。

(要件④ 民主制)

- ◆ 総会や理事会を開くなど運営に必要な事柄が規約にきちんと定められ、規約に沿って運営されている。
- ◆ 住んでいる皆さんの想いを把握し、活動に取り入れている。

(要件⑤ 透明性)

- ◆ 運営や活動内容・効果などについて、市民に説明できるように、情報を発信するとともに、資料等を適切に保管する。

(要件⑥ 自主性・主体性)

- ◆ 「自分たちのまちは、自分たちで考え、つくっていこう」という意識を持ち、自主的・主体的に活動していく。
- ◆ 地域にある様々な資源（人材・モノ等）を活かして魅力向上や課題解決に取り組んでいく。

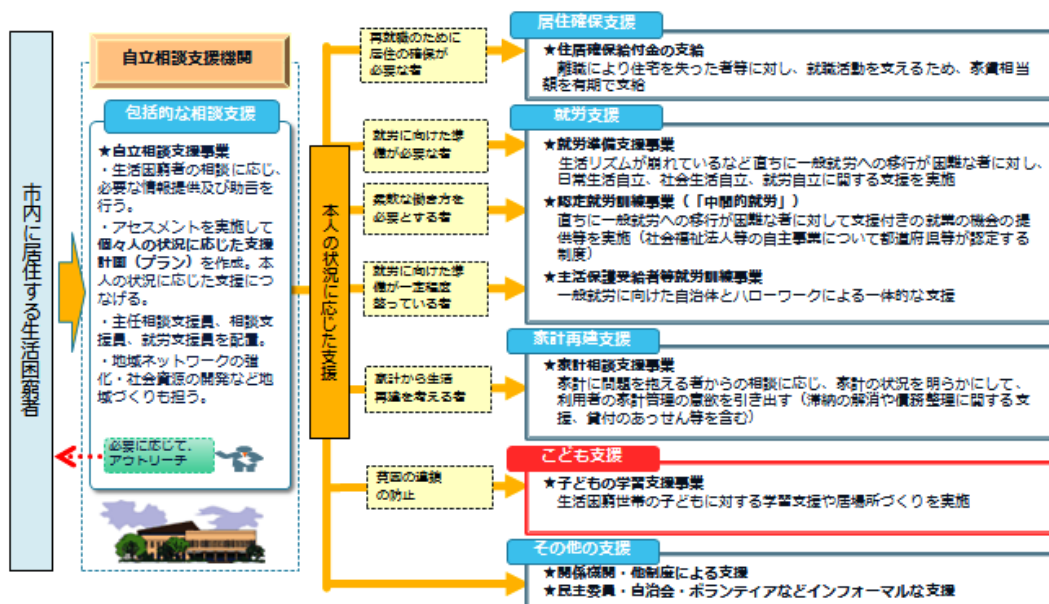
2. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

(1) 高浜市生活困窮者自立支援事業の状況

高浜市では平成 27 年度から一時生活支援事業以外の全ての任意事業に取り組んでいる。当報告書では、特に地域資源の開拓に積極的に取り組んだ、学習等支援事業と、就労準備支援事業について紹介する。

■高浜市の生活困窮者自立支援事業の全体像

◆高浜市の生活困窮者自立支援事業の全体像



(2) 貧困家庭の子どもを支える仕組みづくりを目指す

①学習等支援事業を通じて地域全体で次世代を育てる機運をつくる

平成27年の6月から中学生、28年度からは高校生まで対象を拡大し、子どもたちの成長段階に即した、切れ目のない支援を行う。

市、教育委員会、学校、企業、団体、NPO 法人、学生ボランティア、地域の住民などがサポートする。単に学力の向上を図るだけではなく、社会的にも孤立している貧困家庭の子どもたちの状況をふまえ、地域で一体となって支える仕組みを構築することに重点を置いている。閉鎖された環境ではなく、地域に開かれた明るい環境、雰囲気を展開。

地域みんなで次世代を育てる機運が醸成されている。

②昼食支援から地域の人と子どもの関係づくりへ

1食100円で昼食を提供するしくみ。

子どもの貧困は見えにくいと指摘されているが、多様な団体や市民が協力することで、生活に不利を抱えた子どもたちがたくさんいるという現実を知ってもらう効果がある。

特定の団体ではなく、16団体と多様な団体が代わる代わる支援することで、子どもたち自身も、自分たちを支えてくれる大人が地域にたくさんいることを実感し、安心感や地域への愛着を生む効果が期待される。

塾での同世代との交流や休日の旅行など、社会体験の機会が不足しがちな子どもたちが、集団の中でいろいろな経験を積むこと、地域の中で多様な大人や価値観に触れ、将来の視野を広げることができる。

アンケート調査によると、多くの子どもたちが自分の将来を前向きに考えられるようになり、地域との関係性も築きつつあるなど、大きな成果を上げている。

③こども食堂支援基金を創設し、子ども支援を広げる

一部の団体や農家の人たちの善意によって成立している子どもの昼食支援を、より市民で広く支える仕組みにするため、平成28年度から任意団体「こども食堂支援基金」を設置した。

地域の商工会の協力を受け、市民や企業から寄付を募って食事支援に充てる。立ち上げから半年で約70万円の寄付が集まった。

寄付を通じて、市民、企業、団体が広く子どもたちの支援にかかわる草の根的な活動を定着させ、貧困問題に地域全体で取り組む機運づくりにつなげたいと期待。

(3) 就労準備支援事業で働きやすい就労の場の開拓を目指す

正規で働くことが難しくても、短期間であれば、または周囲の理解や配慮があれば働ける人が少なくない。高浜市では、就労が困難な人たちへの理解のある企業、事業所を開拓することにより、生活困窮者に限らず障害や高齢者など誰にとっても働きやすく、また働きがいのある職場環境を備えた企業等を増やそうとしている。

3. 住民の地域参画が進むなかで見えてきた変化

(1) 住民・地域の変化

- ・知恵、知識、技能をもった人の輩出
- ・多彩な事業を、きめ細かく、スピーディーに実行へ
- ・自ら汗を流すことによってわがまちに対する愛着や誇り、まちづくりに対する満足感・納得感の高まり
- ・税金(交付金)を効率的・効果的に活用
- ・税収依存ではない民間資金の開拓
- ・退職後の地域デビューなど地域での活動の場につながる
- ・人と人のつながり、新たな支援の輪が生まれている

(2) 行政の変化

「地域は自治体経営の最前線(現場)」という意識が醸成されつつある。住民とのつながりが緊密になることによってさまざまな情報が入ってくるようになった。肌で感じた住民の想いや地域の動きや変化を、事業等に活かせるようになってきた。

まちづくり協議会は、まさに総合的包括的な支援の仕組みの受け皿ということになっている。多様な関係者が、それぞれの立場で地域のために何ができるか考え活躍をしている。特に市の将来を担う子どもたちを、地域で一体となって育てる土壌づくりが進んでいる。子どもを支えているのは親だけではない、地域がやっていることに対して親が信頼を寄せてもらう。また子どもを通じて、親にも地域の支え合いが伝わっていくと考えている。新たに始まった、生活困窮者の子どもの学習支援でのまちづくり協議会として、いち早く支援の手を挙げてもらっている。

4. 行政と住民の協働体制を築くために

(1) まちを住みやすく変えていく体験を重ねるなかで

行政先導型でやると行政依存になって住民が引いてしまい、地域主体でいこうとすると地域から反発が起こって行政と住民が協働でやっていく体制がとりにくい。

高浜市でも行政がやっていることを押しつけるのかという住民からの反発があった。まちづくり協議会が立ち上がり、実際に事業を進めるなかで、自分たちの地域を自分たちの手で住みよく変えていけることに気づき、住民も変わってきた。

たとえば反発の大きかった公園管理だが、行政が行っていたときは、市内のどこも一律の整備になっていたが、まちづくり協議会がやると自由度が高いものになる。公園に草がたくさん生えている部分があり、行政が管理していたら刈ってしまうところだが、地域の方から「ここは子どもたちが虫をとるところだから」と、地域の人の目線で整備が行われる。また、行政は子どもたちが道路に飛び出ないように公園の周囲に低木を植えていたが、子どもたちがよくボール遊びをする公園では、植え込みにボールが入って遊びにくかった。まちづくり協議

会が管理をするようになったら、地域の父親たちが低木を伐採して遊びやすい公園に変えてしまった。

公園管理の仕方もまちづくり協議会によって異なり、地域によっては順番でボランティアで公園管理をするが、なかには認知症の人もいて、高齢者の活動場所になっている。

全てがうまくいっているわけではないが、住民みずから、自分たちのやりたいように変えていくというおもしろさを、だんだん成功体験として重ねていくにつれ、少しずつ折り合いがとれてきている。

(2) 新規事業を後押しする地域内分権推進事業交付金

地域内分権推進事業交付金とは、公園管理など行政が実施していた事業に地域が取り組むと、行政が民間の事業者に出していた額と同額を交付金として地域に支払うしくみである。地域では、ボランティアが公園を管理するので、この交付金は実質浮くことになり、たとえば子どもたちのために新たな事業を起こすようなときに役立てることができる。

(3) 地域とじっくり向き合う担当職員の存在は大きい

高浜市では、住民の提案により担当者(まちづくり協議会特派員)を3年間異動させないことになっている。住民と職員の議論が積み上げられ政策に反映されるというプロセスの経験なくしては、住民参加は望めないだろう。じっくりつき合ううちに、職員は地域の思いを肌で感じ、住民は自分たちの意見に耳を傾ける職員がいるということがわかってくる。自分たちの問題としてまちづくりに参加する住民が育つにはこういう環境づくりも大切だ。(森前市長・東京財団週末学校ソンポジウムでの発言)

三重県名張市

住民が自ら考え自ら行う「地域づくり組織」と行政が協働して進めるまちづくり

名張市は、人口約8万人。明治の大合併、昭和の合併を経て昭和29年に市制を施行した。昭和38年以降、大阪のベッドタウンとして大規模な宅地開発が進んだ。昭和50年代には人口急増都市で全国1、2位を争うほどの増加率であったが、平成12年をピークに、現在は減少している。市の財政状況は極めて厳しく、平成15年、市町村合併の是非を問う住民投票で7割が合併を選択せず、単独としとしての道を歩むことになった。

市の財政が厳しいゆえに、従来のやりかたでは対応できなくなった公共のサービスを、地域コミュニティと行政が協働で担うことによって、「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりが進んでいる。

1. 「お金がない」から始まった名張流まちづくり

(1) 逼迫した市の財政状況

①市長の「お金がないから何もできない」宣言

平成12年、人口8万5,000人をピークとして徐々に減少傾向に入り、不況も相まって市税が伸び悩む。これまで病院建設や学校整備などのインフラ整備や福祉施策等にお金を使っていたために財政の硬直化が急激に進み、財政状況は極めて厳しい状況に追い込まれ、市政一新が迫られた。

平成14年に現市長が就任した時、住民に最初に「市役所の財布は空っぽです。あなたたちのために何もできない。それだけの財政の余力もない」と明言した。

②市民にも「お金がないから自分たちでやるしかない」意識が芽生える

限られた市の財源による従来の公共サービスは立ち行かなくなることから、市民が行政への積極的な関与や役割分担を行う、市民主体のまちづくりへの方向転換の必要性が生まれた。

人口が急増するなかでインフラ整備も職員体制も間に合わないなか、「自分たちのまちのことは自分たちで考える」という意識が住民に芽生え、平成7年ごろからまちの将来を考えて自発的に活動している地域づくりの任意団体が立ち上がっていた。

(2) 補助金をやめて「交付金化」へ

①地域向けの補助金を全廃

平成15年3月「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」を制定する。老人保健福祉週間、青少年育成団体活動、地区婦人会活動、資源ごみ集団回収、防犯灯管理事業などの地域向けの各種補助金を一切廃止した。

②地域で自由に使えるゆめづくり地域予算制度のスタート

平成 15 年 4 月、「住民自ら考え、自ら行う」ことを目指し、市民参加のもとに自立的、主体的なまちづくり推進のため、行政の支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設する。

まちづくり活動を実施するのは、地区市民センター等を単位とする 14 地域（現在 15 地域）の地域づくり組織である。

地域づくり組織はおおむね小学校区で、明治の大合併時代の旧村部分と、昭和の大合併でベッドタウン化した住宅団地とがある。

市は、この地域づくり組織を「ゆめづくり地域交付金に関する条例」の中に位置づけ、補助金撤廃でできた約 5,000 万円を基礎に、使途自由なまちづくり活動費として「ゆめづくり地域交付金」として一括交付した。

（3）地域の組織を見直す

①区長制度の廃止

区長制度は昭和 30 年代から市長が市議を退職した人などに委嘱して市役所の末端組織としてつくられたが、大阪圏内から移住してきた住民にはなじまず、新たに自治会を組織し、地域住民が選んだ自治会長がいた。同じ地域に区と自治会の 2 つの組織が共存している地域もあった。

区長制度を廃止し、地域におろしていた行政事務委託料、区長会運営等委託料も撤廃した。

②新たに地域づくり組織を創設

区または自治会を基礎的コミュニティとし、それを抱合する「地域づくり組織」を地区市民センター単位で一本化した。地域づくり組織の会長は区長あるいは自治会長から住民が選び、市に届け出るシステムにした。

③地域づくり組織ごとに方針を決めて活動する

「住民が自分たちのことは自分たちで決めて自分たちで責任をとる」（市長）

「何で市役所がすべきことを地域に投げるのか」という批判には、市長が「市の財布にお金がない」と説明し続けた。

各地域づくり組織では、総会で地域で行う活動を決め、夢づくり交付金を活用して、執行機関が執行する体制となった。

（4）地域ごとに地域ビジョンをつくって市の総合計画に位置づける

①各地域で特性を生かした地域ビジョンを策定

平成 21 年から地域ごとにその特性を生かした個性ある将来のまちづくりを計画した「地域ビジョン」の策定に取り組む（アンケートの実施、策定委員会の組織）。

自分たちの 10 年後の未来を見据え、いま必要な活動に取り組むために、理念・目標を設定し、基本方針、将来像、それに基づく実施計画を取りまとめた。

各地域の地域ビジョンは、市の総合計画の地域編に位置づけている。

②地域ビジョンの活動支援

地域ビジョンに定めた活動のために、夢づくり交付金とは別に「共同事業」という名目の交付金を支給している。

■さまざまな地域づくり組織の取り組み

さまざまな地域づくり組織の取り組み

■ 防犯パトロール

地域の防犯を目的とした青色回転灯車によるパトロール



■ 学校との連携

地域住民の経験や知識、技能を活かし、子どもたちの学習や生活をサポート



■ 子育て広場

地域で子育てを応援する子育て広場の開設



■ 環境美化活動

地域住民による定期的な環境美化活動の実施



■ 自主防災隊

地域の防災活動を担う自主防災隊の結成



■ おもてなし事業

地域の資源を生かした観光客誘致を目的とした事業



2. 健康づくりのしくみ

(1) 地域福祉の基盤整備としてまちの保健室を創設

① 地域住民の健康づくりと保険福祉の相談窓口

平成 16 年度に第 1 次地域福祉計画を策定。地域福祉の基盤整備として「まちの保健室」を立案。

平成 17 年度より、「地区保健福祉センターまちの保健室」を順次整備していき、市内 15 地域に公民館や市民センターに併設した。

子どもから高齢者まで地域住民の健康問題や保険福祉の身近な相談窓口、福祉サービスの申請代行、健康教室や介護予防教室の開催、サロンなど地域活動の支援などの役割を担う。

看護師、社会福祉士、介護福祉士等医療福祉の専門職 2 名が常駐。

② 地域包括支援センターのランチとして機能

平成 18 年 4 月に介護保険法に定められた地域包括支援センターを設置した。名張市には医療法人などに委託する選択肢がなく、先に地域包括支援センターのランチとしてまちの保健室ができて、後で本体の地域包括支援センターができたかたちになった。

介護予防教室など、地域包括支援センターの職員の仕事だが、まちの保健室が地域での役割を果たせるように、地域包括支援センターの職員とともに、まちの保健室の職員が黒子として地域と一緒に出向く。

職員は嘱託で給与は月額 20 万円で時間外手当なし、代休制で土日の夜も勤務という条件にもかかわらず、地域の人たちの役に立っているという思いがモチベーションにつながり、現在も継続して働き、職員希望者も多い。

③ 地域づくり組織との連携し、行政と地域をつなぐ

まちの保健室が、それぞれの地域づくり組織の中の福祉部会ないしは保健部会の一員として、地域と市を結びつける役割をしている。

(2) 名張流の地域包括ケアシステムが始動する

① 在宅医療支援センターを立ち上げる

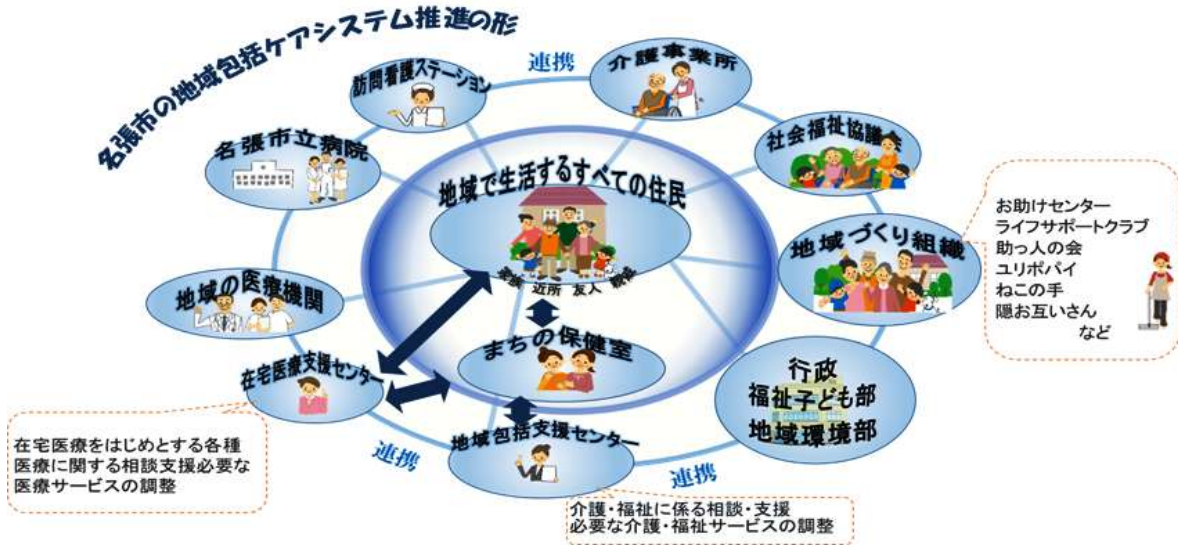
名張市と伊賀地域では医療資源が少ないため、在宅医療や救急医療体制の崩壊に対する危機感があつた。

市立病院(平成 9 年開設・200 床)をつくるときから医師会と話し合いを重ね、平成 23 年に在宅医療支援センターを立ち上げた。

② 地域包括ケアシステムはまちづくりをベースに構築

市立病院、在宅医療支援センター、地域の医療機関との連携による在宅医療のネットワークが進み、地域包

括支援センター(まちなの保健室)、地域づくり組織、社会福祉協議会、介護事業所、行政とも連携し、医療・介護・福祉サービスの調整がスムーズに。

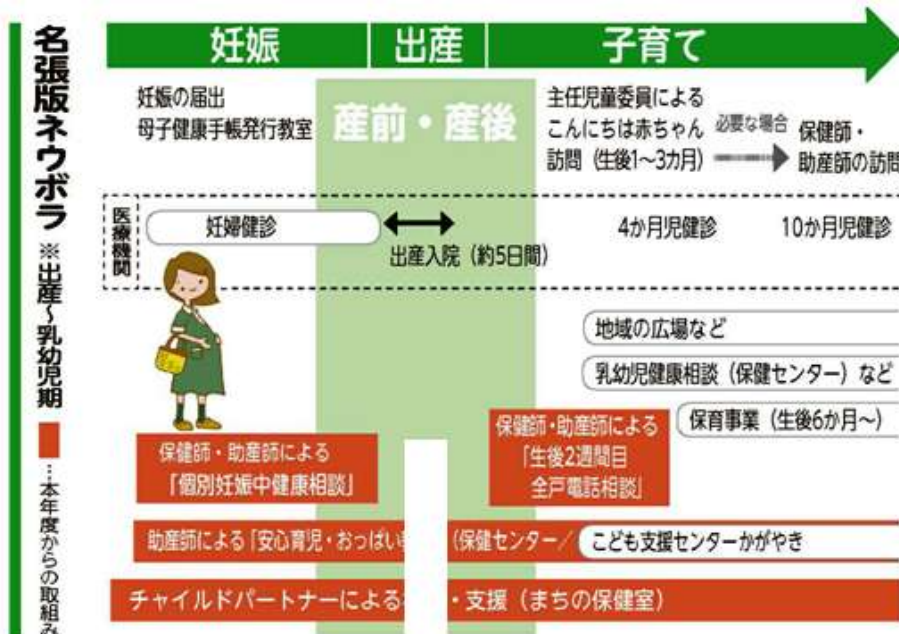


(3) 名張版ニューボラで妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を

① 安心育児・おっぱい教室、全戸電話相談も

保健師が行った妊婦へのアンケート調査で、子育て支援が届かず不安を抱いている部分を洗い出した。妊婦からの要望に応じて母乳育児や安心育児・おっぱい教室、生後2週間目全戸電話相談を実施する。

保健師や助産師が母子保健コーディネーターとして、地域の主任児童員、産婦人科、小児科医、まちなの保健室の職員と連携して全ての妊婦や乳幼児の保護者をサポートする相談・支援体制を構築した。



② チャイルドパートナーとして相談支援活動

まちなの保健室の職員も「チャイルドパートナー」の缶バッジを胸につけ、主任児童員と一緒に新生児訪問や子育ての相談に応じている。

地域福祉計画にまちなの保健室の定義づけがされているので、介護保険における地域包括支援センターの対象は65歳以上の高齢者とされているが、まちなの保健室は、赤ちゃん・子どもから高齢者まで幅広く対象にしている。

③地域住民による育児見守り支援が親子を元気に

シニア世代向けに育児教室を開催するなど、子どもや赤ちゃんに関心をもつ人を増やし、育児に不安を抱く家庭への支援を強化する。

高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして活躍し、親子の孤立を防止し、子どもも元気を与える役割で活躍している。

(4) 名張の健康づくりのしくみ

①健康増進プロジェクトの立ち上げ

特定健診受診率と特定保健指導実施率向上、がん検診受診率の向上、生活習慣病の重症化予防、地域の健康づくりリーダーの養成などプロジェクトを策定している。

健康なばり21計画 ～笑顔いっぱい毎日～

- ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④ 健康を支え、守るための社会環境の改善
- ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯と口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

計画策定の背景 ※平成17年度～現在は第3次

名張市の健康寿命・平均寿命は延びているが、一方で高齢化が進み、食生活や運動習慣などを原因とする「生活習慣病」が増加し、さらに「認知症」や「寝たきり」などの要介護者も増加している

↓

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の規定に基づき、「一次予防・健康づくり」や、「介護予防」に重点をおき「健康なばり21計画」を策定

目標の設定

- ・ 特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上
- ・ がん検診受診率の向上 等

地域の意見の反映(第3次計画からの新たな取り組み)

地域ごとにワールドカフェを開催し
第3次健康なばり21計画へ反映(地域ごとの健康づくり計画を策定)

ばりばり現役プロジェクト ～生活習慣病予防重点プロジェクト～

- ① 特定健診受診率、がん検診受診率の向上
- ② 高血圧重症化予防
- ③ 慢性腎臓病重症化予防

プロジェクト開始の背景 ※平成24年度～実施

重症化してから医療機関を受診する人が多い

↓

- ・がんなどによる死亡率の上昇
- ・医療費の高騰

↓

- ・地域づくりと協働での啓発講演会と地域検診の実施
- ・健診料の自己負担減
- ・がん検診無料クーポンの配布
- ・保健師の訪問や大学との連携 など

まちじゅう元気!!プロジェクト ～地域の健康づくりを担う人材育成～

- 平成21年度・22年度 まちじゅう元気!!教室
～生活習慣病予防・介護予防の実践型教室～
- 平成24年度・25年度 まちじゅう元気!!教室
～健康づくり・地域づくりのワールドカフェ～
- 平成26年度 地域・まちじゅう元気!!教室
～地域ごとの健康づくり計画をつくるワールドカフェ～
- 平成27年度～ まちじゅう元気!!リーダー養成講座
～地域の元気づくり・人づくりのプロジェクト～




②新しいプロジェクトは組織劣化を防止するためのしかけ

計画を立てて地域にできた組織も2～3年は頑張るが、数年たつとモチベーションが下がり、組織が劣化していく。モチベーションを上げるために、数年ごとに組織劣化を防ぐための手立てをしている。

例えば、まちじゅう元気プロジェクトでは、地域で健康づくりに関心のある人を対象に14日間18講座を開催、延べ約350人が受講。翌年に、受講者に担当保健師と町の保健師と皆さんと一緒に自分たちの地域の健康課題をどうしていくかを話し合うリーダーになってもらう養成講座につなげる。

3. 名張版生活困窮の自立支援システム

(1) 地域ぐるみの見守り体制をつくる

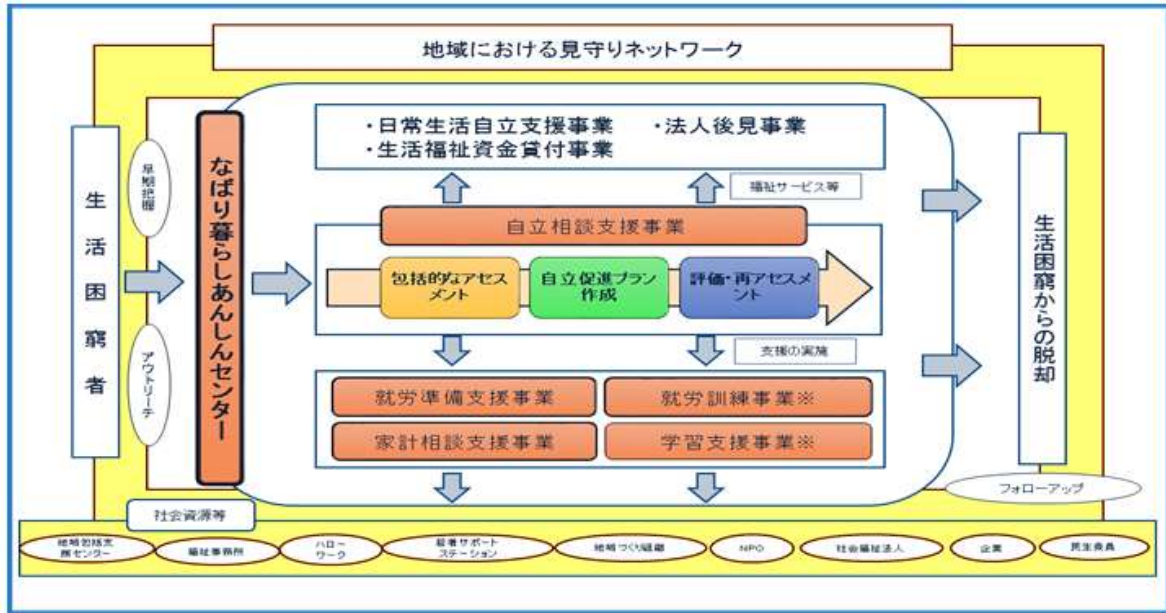
平成20年度から生活困窮者に対する伴走型支援を目指す。

複合的な生活課題があり生活困難状態にある人に、単なる就労相談をしても意味がないので、名張市社会福祉協議会に委託し、ケースワークを行い、社会に出ていくための準備の場としてボランティアをさせてもらう社会福祉法人を開拓するなど、社会的に孤立しがちな対象者にさまざまな支援者とのかかわりをつくらせる。

平成25年度と26年度に、生活困窮者自立支援法の施行に先駆けてモデル事業を実施、関係機関や地域ぐ

るみでの支援・見守り体制の強化を図ってきた。

学習支援は社協に委託をせず市の直営で教職員 OB が生活保護世帯を訪問して行っている。



介護保険の総合支援にある住民主体のサービス提供はないが、生活支援の活動はすでに実施している。

生活支援における成功例

市社協の橋渡しで、二十数年間家にこもっていた人が有償ボランティアの大工仕事を行うようになり、地域の方に喜ばれている。引きこもっていた人には「活躍の場が与えられた」と感謝され、今では有償ボランティアのサービス提供側の中心人物になって期待されている。自尊感情がく自己有用感がなかった人が、今では地域の活動を通して自己再生につながった。それぞれの機関が果たす役割を果たしていくと、こういうつながりができていく。

4. 人、物、地域資源を生かした雇用の創出を目指す

(1) 地域資源を活用して雇用を増やしたい

市総合計画に生涯現役による躍進のまちづくりをうたい、商工会議所、JA、シルバー人材センター、市など 7 団体で名張市雇用創造協議会を立ち上げ、地域の農産物を生かした商品開発や名張ブランド化を通して地域の雇用を生み出す計画を策定した。

平成 26 年から市内事業者や求職者を対象に各種セミナー、新商品の開発や販路拡大事業を実施している。

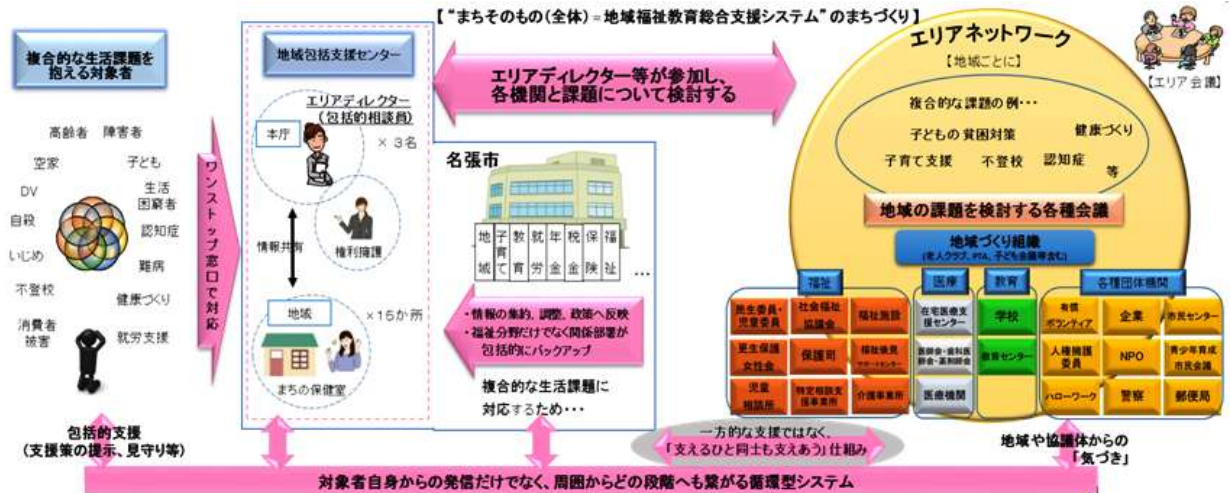
農業の六次産業化で、高齢者の雇用の創出につながった事例

1つの地域では、廃校になった小学校の給食室を活用してキノコセンターを立ち上げ、コミュニティビジネスを始めている。そこに通う地域の高齢者には小遣い稼ぎになり、孫に小遣いをあげる喜び、キノコドレッシングを作り、販売ルートに乗って売れることは生きる喜びにもつながり、赤字ではあるが、お金にかえられない効果を生み出している。市も、平成 24 年 8 月に整備した「とれたて名張交流館とれなば」において、生産者の名前を記した品物を販売。

5. 名張市地域包括ライフサポートシステム

(1) 福祉の理想郷を目指して

■名張市地域福祉教育総合支援システムの構築



①多機関協働による包括的支援体制

- ・さまざまな生活課題は、1つの家庭に複合的に発生することを前提に考え、ワンストップの窓口で対応。
- ・敷居が低く相談に行きやすい各地域のまちの保健室で受け止める。まちの保健室で、主訴の内容だけではなく、背後にある見えない部分にまでアンテナを張って大きな問題の発生前に前に察知する。
- ・行政の縦割体制を解消、各部署がそれぞれの専門性を生かして包括的に支援をする。

②エリアディレクター(包括的相談員)の配置

- ・地域包括支援センターに、複合的な課題を支援するエリアディレクター(社会福祉士等の有資格職員)を設置し、情報共有する。

③エリアネットワークの強化

- ・今までそれぞれの部署が取り組んでいた課題を、地域の関係機関や地域づくり組織や各種団体のネットワークで、それぞれの課題を同じテーブルで話し合うというものである。
- ・これをコーディネートするのがエリアディレクターの役割でもある。
- ・介護保険の地域ケア会議では、これまで駐在さん、地区の役員、近所の人も入ってやっていたが、それ以外の専門性のある児童相談所や、警察のような県や国の機関まで入ってもらったのがエリアネットワークである。

(2) 地域のソーシャルキャピタルを高める

支援される人は常に支援される人ではなく、支援を受けてエンパワーメントされた人は、今度は地域、社会に貢献してくれる存在になる。一方通行ではなく双方向の関係性になると考える。

守秘義務の問題など課題はあるが、それらをクリアしていくなかで、さまざまな関係団体や機関が集まり、課題を解決していくことで、地域のソーシャルキャピタルの向上を目指したい。

愛知県長久手市

市民に役割と居場所がある 「たつせがあるまち」づくりを目指す

名古屋市の東部に位置し、人口約5万6,000人、高齢化率15.9%、面積は21.54km²。平成24年1月から市制をしいてまだ年が浅いまちである。

平成17年に開催された国際博覧会の会場になった際に磁気浮上型鉄道(リニアモーターカー)が建設され、これを契機に今までなかった鉄道輸送網が発達した。

また、区画整理事業によるまちづくりを推進し、若い世代が多く、「住みよさランキング2016」(東洋経済新報社)でも2年連続全国2位となり、住みよいまちというイメージがある。しかし、今後訪れる超高齢・人口減少時代に生じるさまざまな問題に対し、住民みずから問題を解決することが必要だと考え、平成25年度から、市民に役割と居場所があるまちづくりを目指して住民プロジェクト推進事業に着手している。同時に小学校区でのまちづくりを始めている。

1. 将来に備えて住民プロジェクト推進事業に着手

(1) 住民が若い今から超高齢・人口減少時代の協働や働き方を考える

長久手市ではこれまで地域の課題の解決は、市がコンサルタントに業務を依頼しながら、その課題を検討し、出てきた解決策を説明会やパブリックコメントで市民に説明しながら、施策事業を実施してきた。

区画整理が進み、平均年齢38.6歳(平成27年国勢調査)、高齢化率15.9%と、若い人が多いまちであるが、20年、30年後には、一気に超高齢・人口減少時代がやってくる。社会のしくみや人々の価値観が大きく変わることが想定され、そこから生じるまちや地域で起こる問題に対し、市だけでは対応できない時代が訪れる。

(2) 市民に役割と居場所があるまちを目指す

これらの問題に対し、市民がみずから問題を解決していく能力をつける必要があると考え、そのための準備として市民に役割と居場所があるまち(たつせがあるまち)を目指して住民プロジェクト推進事業を実施することにした。

2. 住民プロジェクトの目的

(1) 市民と市が協働したまちづくりを目指す

職員の勉強会や市民ワークショップを通じて、新しい形の市民と市の協働の機運を生み出す。

(2) まちづくりの担い手を発掘・育成する

- ・次世代の地域の担い手を発掘し、地域リーダーとして育成する。
- ・地域リーダーとしてのスキルアップを図る(ファシリテータースキルなど)
- ・参加メンバーが長久手市の地域課題に対応した具体的なプロジェクトを企画・実施する流れを生み出すことで、将来を見据えた人材のつながりを目指す。

3. 住民プロジェクト推進事業の経緯

(1) 職員・市民へのプロジェクト推進の機運を醸成

①新しい協働や働き方を学ぶ

平成 25 年 8 月に全職員を対象に勉強会を実施し、新しい時代の協働や働き方について学んだ。

②若手職員勉強会「長久手おむすび隊」結成

市の職員が自分たちで考えて問題を解決し、職員として地域に出ていくための能力をつくるために 39 歳以下の役職についていない若手職員の勉強会を対象に、勉強会を実施(同年 11~26 年 1 月 4 回)、ワークショップのファシリテーション技術やヒアリング技術を学ぶ。

おむすび隊は、長久手を結ぶという意味と、おむすびのように転がって地域を巻き込んでいきたいという意味を込めて命名。

③市民協働講演会(たつせがあるフォーラム)

26 年 2 月に実施、事例紹介や市民ワークショップに向けた機運を醸成する。

長久手おむすび隊の活動報告、市民と市職員が意見交換をし、これから始まる市民ワークショップへの参加を呼びかける。

④市民ワークショップ

26 年 2~3 月に 2 回、若手職員が市民ワークショップを実施し、長久手の魅力と課題、将来のビジョンなどを検討する。

(2) 市職員と市民によるチーム「なでラボ」の結成

①市民とともに理想の暮らしの実現を考える

平成 26 年度、20 代から 40 代の市民を公募し、おむすび隊の市の職員(おむすび隊)と一緒にワークショップを開催した(年間 9 回)。参加メンバー(市民 35 名、職員 18 名の計 53 名)によりチーム「なでラボ(ながくてできたラボラトリー)」を結成。メンバーの一人一人が魅力ある長久手の理想の暮らしを目指し、それを実現する

ために必要な取り組みやテーマを考え、共有する。

先進事例(大阪府大阪市「みんな農園」と「緑活」、愛知県佐久島の「アート」、広島県福山市の「フクノウ」、栃木県さくら市「松の祭典」と「桜緑会」)の取り組みを学び、市内を歩いてまちの課題を考え、5つのテーマのプロジェクト(子育て学び、食、まつり、場づくり、お外)を立ち上げた。プロジェクトチームごとの活動目的、コンセプトを明確にし、実施に向けた検討を行う。

②市民への周知

『なでラボン(なでラボのコンセプトブック)』の作成、なでラボ発表会の開催を通じてその活動を市民に広く周知する。

※なでラボン

<https://www.city.nagakute.lg.jp/tatsuse/kyodoproject/documents/naderabon.pdf>

(3) なでラボの活動事例

①チーム活動で市民の交流のきっかけづくり

- ・ラボトーク:誰もが自分の居場所・役割が仕事と家庭以外に「まちにある」ことを実感するイベント。市民がMCとなって知識や得意なことをシェアし、学び合い、楽しむ。
- ・紙コップ de アート:紙コップを積み上げて誰でも楽しめる交流イベント、ワンデー居酒屋など。
- ・その他:焚き火でBBQ、バウムクーヘン作り、焚き火場(BAR)などの体験プログラムなど。

②有志活動の実施から市の事業の誕生へ(ジョグパト)

インターに近く交通のよいことや新しいまちゆえに人と人のつながりが薄いことから侵入盗など犯罪が多く発生していた。そこで、一般的に窃盗犯が嫌うとされている、「時間がかかること、光が出るもの、音がするもの、地域の目」に着眼し、なでラボが、ジョギングをしながらパトロールする取り組みとして、平成28年1月から毎週木曜日になでラボメンバー有志で「ジョグパト」を開始。

その後、市の防犯担当の安心安全課と協働し、パトロール参加者を増やすためのワークショップを開催、市の「長久手ジョギングパトロール事業」として事業化。延べ60人の市民が参加、なでラボメンバーはファシリテーターとして活躍している。



市公式防犯グッズ「バンダナ」

(4) なでラボ自主運営へ

平成28年より、これまで実践のなかで学んだことやつながりを活かし、多くの市民や地域と連携し、自分たちのやりたいことをいろいろ考えながら、町の中でのファシリテーターとして活動を行っている。

4. まちづくり協議会とその拠点づくりへ

(1) 地域の拠点づくりから

① 住みやすさゆえに育たない住民組織

自治会加入率は 40～50%と低く、地域の問題を自治会で対応できない(地盤が固くて災害の心配がなく災害経験もない。近所づき合いの煩わしさが無い。広報配布、ゴミ集積場の管理も防犯灯の電球交換も市が行うので不要、市が依頼しているのは回覧板程度で、自治会の存在理由が認められない)。

公民館がなく、地域の問題を話し合う場所がない。

② 活動拠点としての地域共生ステーションの設置を開始

小学校区に1カ所、まちづくりの活動拠点となる地域共生ステーションの設置に取り組む。

平成 24 年度に西小学校区に設置、子育て、いきがい、ケアの 3 テーマに合わせて市民提案プログラムが行われている。

③ まちづくり協議会設立に向けて

顔の見える範囲(小学校単位)で市民が主体となって地域で問題を解決するしくみ「まちづくり協議会」の設置に取り組む。

平成 27 年 2 月、西小学校区でまちづくり協議会設立準備会を立ち上げ、地域で活動する団体を中心に準備会組織(規約、役員)をつくり、地域の未来・夢、地域の現状、課題、魅力、地域の目指す姿、コンセプト、取組、活動内容についてワークショップを重ね、29 年 4 月、まちづくり協議会第 1 号としてスタートする。

28 年 11 月に市が洞小学校区において設立準備会を立ち上げ、設立に向けてのワークショップを進め、同時に将来的に活動拠点となる「市が洞小学校区地域共生ステーション」づくりに向けたワークショップに参加している。

④ 課題

自治基本条例がないため、市民の役割についての考え方やルールがないなかで、取り組みを進めている点が課題である。

自治基本条例の制定に向け、検討会に「自治 KEN」と愛称をつけて、市民を巻き込んで 28 年度中に概要をかため、29 年度以降に議会にかける予定。

5. 新しいまちづくりに向けて

(1) 次世代のまちの担い手づくり

① 公募により若い世代を呼び込む

地域づくりの会議では、どこでも金太郎あめのように同じような年配の人が来て、同じようなことを言う。それでは 20 年 30 年先のまちづくりができない。そこで 20 歳から 40 歳代までと年齢を限って公募した。公募は諸刃の剣で、参加するメンバーによっては声の大きい人の意見ばかりが通って事業に支障をきたす場合もあるが、年齢制限をしたこともあってか、声の大きい人はいなかった。

② 公募までのしかけづくり

市では 25 年から 27 年までの 3 年間、コミュニティデザインの専門家山崎亮氏が代表を務める studio-L に委

託し、アドバイスを受けながら、まちづくりをしてきた。市民協働講演会(たつせがあるフォーラム)で、山崎氏と市長の対談を呼び水としてワークショップへの参加を呼びかけたことで、今までにないメンバーの参加があった。そのうえで、ワークショップを重ねて参加者を知ったうえで、公募した。以上のような前段階のしかけあつての公募であった。

(2) 職員は遠回りでも手も口も出さない

市長の方針で、事業をするにも職員は手も口も出さないこと、今までは業者が説明をして計画を決めてきたが、それも一切やらないことになった。

市民から「市がどうしてやらないんだ」と責められても耐えなければならず、職員としては辛いことも多い。それでも市民がいろいろとかかわってくることによって、最終的には「自分ごと」として捉えてもらえるようになると考える。

いろいろな人がやることによって遠回りをするようになるが、遠回りをすればするほど人とかかわりが増えて大変なことも増えるが、結果的にいいものになることが職員にもわかってきたところである。

【コラム】たつせがある課？

住民プロジェクト推進事業やまちづくり協議会の担当部署は「たつせがある課」である。「立つ瀬がない」とはいうが「立つ瀬がある」は日本語にない言葉である。市長が、一人一人に居場所と役割のある町をつくりたいと考え、「立つ瀬がない」の反対語を打ち出した。若い人も老いた人もそれぞれ生きることに関与があるという意味で立つ瀬があると。市民から「しょうもない」と言われつつ、「立つ瀬がある」に込められた意味を市民に覚えてもらう効果があるといえる。

東京都世田谷区

将来のまちづくりに不可欠な 若者への支援に取り組む

人口約 90 万人。十数年前までは人口が減少していたが、最近は、特に子育て人口の転入が多く、この5年ぐらいは区内での出生数が増加している。傾向として世田谷区に定着して住む人が増えているといえる。保育園の待機児数は 2 年ほど日本一となっている。さらに、保育園から小学校に上がる世代が増えて、これまで統廃合していた小学校が足りなくなり、増築している地域もある。学童クラブと放課後子ども教室と一体で全学校の中でやっているが、放課後も子どもたちで満杯という学校がいくつもある。

少子高齢社会におけるまちづくりの重要なテーマの一つが、子ども・若者支援である。子ども・若者はこれからのまちを支える大切な人材である。引きこもりや生きづら状態にある若者が、居場所として利用しながら、社会とつながれる専門的な支援を始めた「メルクマールせたがや」の取り組みを紹介する。

1. 子ども・若者部の立ち上げ

(1) 若者支援担当課の設置

世田谷区では、保坂展人区長が、子ども・若者への施策を重点的にやっていきたいという強い意向をもち、平成 25 年に 4 月に子ども部に「若者支援担当課」を新設。26 年に子ども部を「子ども・若者部」に変更した。

制度の中では 18 歳までは児童福祉法があり、中高生向けへの支援はあるが、その後の若者への支援は極端に少ない。そこで、若者支援担当課を設置し、若者に必要な施策を、ニーズを調査することから始めた。

当時の中高生世代にどんなことが必要なのか、子どもや地域の大人たちの意見を聞くと、子どもたちから、居場所が欲しいとか、もっと活動したいという声と同時に、中学生くらいから生きづらさを抱えている子どもたちの声が多くなってきた。

区長は、子どもたちが思いきり活動できる場所をつくりながら、一方で生きづらさを抱えている若者たちも支援をしていくことを、若者支援担当課の方針とした。

従来、専門的な相談は、直に福祉担当課の相談窓口や、教育委員会の相談室で受けていたが、居場所をつくり、そこで相談も受けながら支援する場を目指した。

生きづらさを抱える若者には、専門的な支援の場をつくりながら、生きづらさから少しでも社会のなかで自立できるように応援して就労につなげていけるように取り組んでいこうとしている。

(2) 青少年交流センターと児童館の整備

① 青少年交流センター

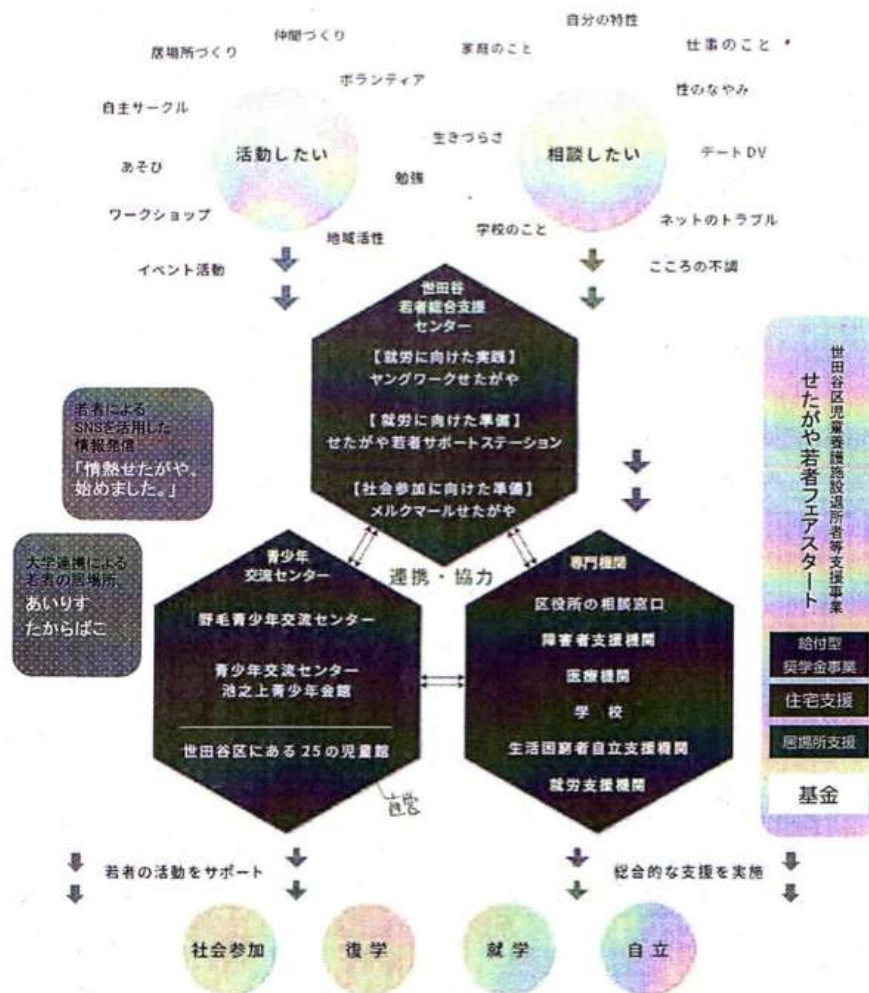
野毛青少年、池之上青少年会館の2カ所あるが、もともとは教育委員会の所管の勤労青少年会館等であった施設を若者支援担当課ができたタイミングで移管をし、子どもや若者が活動できる場をもっと充実させていこうとした。

平成31年にはもう1カ所づくり、区内に3つの若者たちの活動の拠点になる青少年交流センターを整備する予定。

② 児童館

世田谷区には、直営の児童館が25館ある。ちょうど地区の拠点である出張所の数とほぼ一致し、子どもに関する地区の拠点が児童館という役割になっている。

今後、児童館も地域の出張所と同じように、地域の大事な役割を担うことになる。



世田谷区の若者支援全体図
平成28年7月

2. メルクマールせたがや

(1) 生きづらさを抱えた若者への専門的な支援

世田谷区に住む 90 万人のなかに、9月の調査から引きこもりの率を換算すると、約 4,400 人の若者が引きこもっていると考えられる。

それらの若者に直接アプローチをする専門機関として「世田谷若者総合支援センターメルクマールせたがや」を平成 26 年に9月にオープンした。

事業運営は、公益社団法人青少年健康センターという、生きづらさを抱えた若者たちへの支援を専門としている事業所に、世田谷区から年間 5000 万円で委託。

職員 17 名(常勤5人、非常勤 12 名)で、職員は全員、臨床心理士ないしは精神保健福祉士の資格をもち、専門的なアプローチを目指している。

(2) 若者サポートステーション、ヤングワークとの連携

「メルクマールせたがや」は、小学校の統廃合で空いた教室を起業する人に提供している「世田谷ものづくり学校」の中にある。「せたがや若者サポートステーション」「ヤングワークせたがや」とともに「世田谷若者総合支援センター」内に設置されている。

引きこもりや生きづらい状態にある若者がメルクマールにつながって、次のステップにいける状態になったら、若者サポートステーションにつなげる。同じ建物の同じフロアの隣にあるので、本人の情報を共有しながらサポートステーションにつなぐことができる。「ヤングワークせたがや」では、若者サポートステーションからさらに具体的に、個別のキャリアカウンセリングをしたり、実際の就活支援をしたりしている。

(3) 活動内容

生きづらさを抱えた人たちの相談、居場所、家族会の3つの支援活動を柱として活動を展開している。

相談は行政の窓口でも行っているが、その後のアプローチをしていくために居場所づくりも重視して行っている。

相談の半数は家族からの相談である。生きづらさを抱えた子どもの相談が、短期間では解決はしない。2年、3年とかかるケース、もっともとかかるケースも今後多くなっていくと思われる。しっかり家族への支援にも取り組むことが重要と考えている。

(4) 活動の実績

①相談活動

平成 27 年度は、述べ相談対応件数 2329 件、2~3 回の面談を経て登録に至るケースが 107 件。少しずつ増えて 28 年 10 月の登録件数は 220 件である。

月に1回、週に1回など個別の状況に合わせて相談をしているので、年間の相談件数は約 2000 件以上にのぼるが、その約半数は家族との相談で、まだ本人との面談につながっていない。相談アプローチもの難しさを感じている。

家族との相談から本人とつながったところで居場所の利用となるが、それでもすぐに本人と面談ができるわけではないので、居場所の利用を進めながらアプローチをしている。

最終ケース数は平成 28 年 3 月末で 46 件。他の適切な専門支援機関に移行、利用者の申し出でやめるケース、就労・就学による。必ずしも次のステップに上がったものばかりではない。

最終と継続中を含めて、今、約 60 人が就労や、復学、進学につながっている。これは、メルクだけではなく、ほかの福祉機関との連携や若者サポートステーションとの連携から生まれた成果。

訪問相談件数は、確実に本人とつながったケースが 14 件。家族とのつながりで訪問しても本人とつながることが難しいことが課題である。

②居場所活動

平成 27 年度の居場所登録者数は 23 人、利用者数は月平均 100 名を超え、述べ利用者数は 1384 名。日々の利用者は 5 人ぐらいである。

利用者数の多寡は考え方により判断が異なるが、居心地のよさの点では、ちょうどよい人数で推移している。

③家族会活動

月平均 12 名の参加があり、27 年度で合計 143 名の利用があった。

メルクマールせたがやの継続相談につながったり、家族会参加の利用者同士のつながりができるなどの重要な場となっている。

(5) 活動の分析

①相談登録者の年代と性別

20 代が 54%と最も多く、男女比では男性 66%、女性 34%と、男性のほうが多い。女性の場合には引きこもっていても家事手伝いの名目で相談に至らない人が少なからずいると考えられる。

②引きこもり等の背景要因

対人関係、家族関係が多い。27%に精神障害もしくはその疑いがみられる。

③引きこもり年数

引きこもっている年数は 1、2 年であれば復帰が比較的難しくはない。早い段階で支援につないでいくことが大事であることがわかる。メルクマールの対象は中高生世代から 39 歳までとしているが、中学高校などのより早い時期から、学校との連携も大きな課題になっていくと考えられる。

④相談のきっかけ

本人もしくは家族から直接の相談は少なく、関係機関(福祉や相談機関)からの紹介が半数以上を占める。

最近増えているのは、地区の地域包括支援センター(あんしんすこやかセンターと)で高齢者の相談を受けるなかで、息子さんが引きこもっていることがわかってきたケースである。

(6) 今後の課題

①アウトリーチの難しさ

どのようにアウトリーチをしていくのか。

②切れ目のない支援のための支援機関との連携

特に教育機関との連携が重要で、早い段階からつながりをつくっていくことが望まれる。教育委員会では不登校の子どもの通うサポート校的な機関の運営をして支援をしているが、15 歳で義務教育が切れてしまった後、その後の情報は教育委員会では手に入らないため、支援が途切れてしまう。早い段階からメルクマールが教

育委員会とつなげていくことで、中学卒業後も途切れない支援が可能になる。

③区民に若者支援への理解を広げる

メルクマールの立ち上げの際、議会をはじめ多くの人から「なぜそんなことをやる必要があるのか」「引きこもっているのは家族の問題じゃないか」「それをなぜ行政がお金をかけてわざわざ支援する場所、居場所づくりをしていくんだ」という反対の声が上がった。この事業が立ち上がった後も、そういう思いの方が少なからず地域にも存在する。

「引きこもることや、生きづらさを抱えていくということはどこの家族にでも起きる」「専門的支援が必要である」と説明し、理解してもらおう努力をしている。

Ⅲ 住民参画による課題発見型 の地域づくり研修

(講義録及び配布資料)

【基調講義】

共生社会の実現に向けた政策について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
課長補佐
日野 徹

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課で課長補佐をしている日野といたします。

私の資料として「共生社会の実現に向けた政策について」という説明資料と、別冊として、昨年末公表した『地域力強化検討会中間まとめ』、『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』の3点を配布しています。

いま地域コミュニティの再構築が最重要課題になってきています。まず「地域共生社会」についてお話いたします。初めにわが国の人口動態などを俯瞰して、なぜ地域共生社会が課題になっているのか、現在に至るまでの経緯をお話したいと思います。

日本の人口構造と推移のグラフです。

我が国の人口は、昭和42年に初めて1億人を突破し、高度経済成長などを経て、その後も増加を続けてきました。人口のピークを迎えたのが平成22年。その年に人口が約1億3,000万人となり、それ以降は減少局面に入っている状況です。いま平成29年ですから、日本はもう既に人口減少社会です。

折れ線グラフが高齢化率を示しています。人口ピーク時の平成22年には23%であった高齢化率が、2060年になりますと総人口8,000万人台になり、高齢化率も約40%となります。

この状況を人口ピラミッドの変化でみてみます。

上の点線が団塊の世代です。戦後生まれて、我が国の経済発展を支えてきた世代です。この団塊世代が、2025年に75歳を迎えることとなります。そのときの約75歳以上高齢化率が18%になります。2060年になると、65歳以上人口が約4割となります。

こうしてみると少子化、高齢化が急速に発展していくことが分かるかと思います。

「肩車型」社会へ、という資料をご覧ください。高齢者(65歳以上)1人を何人の若者(20～64歳)が支えていくかを、時代ごとに図であらわしたものです。

1965 年は「胴上げ型」と言われていました。65 歳以上の方 1 人に対して、若い現役世代の方が 9.1 人で支えているという状況でした。しかし 2012 年、現在がこちらに近い状態ですが、現役世代 3 人が高齢者 1 人を支える状況になってきています。今後 2050 年になると、いわば肩車型ということで、現役世代 1 人が高齢者 1 人を支える構造になります。

何の施策も打たないまましていると、いまの現役世代に非常な負担をかけてしまうことになります。これからお話する地域共生社会でもそうですが、やはり高齢者＝支えられる側ということではなくて、支えられる高齢者の方も支える側にまわっていただけるような社会づくりが必要ではないかと考えています。

支え合える、お互い様ということ、地域に復活させることで、皆が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるような施策を、考えていかなければいけないという風になってきています。

一様に高齢化と言われていますが、非常に大きな地域差があります。

これは国立社会保障・人口問題研究所の統計をグラフに表したものです。上 2 本の折れ線グラフが埼玉県（▲印）と東京都（■印）です。左側のグラフをご覧頂くとよくわかりますが、いわゆる都市部と呼ばれる東京都、埼玉県で、75 歳以上人口が急速に増加しています。一方、いわゆる地方と呼ばれる山形県や島根県などといったところは、75 歳以上人口の増加が緩徐で、2030 年以降、高齢者人口も減少していくところも出てきます。

右側のグラフをご覧ください。今度は 75 歳未満人口の将来推計を示しています。いわゆる都市部と言われる東京都、埼玉県は、緩やかに少なくなっていく予定です。一方、山形県や島根県では、急速に 75 歳未満人口が減少していきます。

高齢社会といっても、地域によって非常に大きな差が出ています。

世帯構成の推移と見通しをご覧ください。単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯別に整理した統計です。

核家族化の進行とともに高齢化を経て、単身世帯が非常に増えていく傾向が見られます。2035 年には、全世帯の 3 世帯に 1 世帯が単身世帯になります。なおかつ、高齢者単身世帯では 7 世帯に 1 世帯ということになります。ひとり親世帯も、少しずつではありますが増加の傾向です。世帯規模が、非常に小さくなりつつあることが特徴的です。

高齢者単身世帯が増えるということは、やはり高齢者の社会的孤立の問題に対応していかなければなりません。

この統計は国立社会保障・人口問題研究所が出したものです。会話の頻度、また頼れる人がいるかどうかの割合を、棒グラフで示しています。

左側のグラフをみますと、「毎日会話をする」という方が意外といらっしゃいます。総数でいうと 91%の方が毎日会話をする。しかしながら、「4～7日に1回」あるいは「2週間に1回以下」しか会話をしないという方も、結構な率でいます。

ここで注目したいのが、真ん中にある 65 歳以上男性の棒グラフです。やはり女性に比べて、男性は会話の頻度が少ない方が多い特徴があります。ひとり暮らしの高齢者でも、とりわけ男性の孤立率が高い。

右側は、頼れる人がいるかどうかの割合をとったグラフです。

真ん中の 65 歳以上男性の棒グラフを注目してください。2割近くの方が「頼れる人はいない」と回答しています。また、「人には頼らない」というような方も約1割います。本当はちゃんと頼っていただいて、必要な支援を届けなければならないのに、それにもかかわらず「人には頼らない」と言う方もいるとの統計もあります。やはりこういったデータの背景には、ある面、社会的孤立という状況を反映しているものもあるのではないかと思います。

OECD（経済協力開発機構）の統計で、加盟国 20 か国を対象に、「家族以外の人」と交流のない人の割合を国際比較したものです。

日本の状況をみますと、「まったくない」「ほとんどない」が 15.3%で、加盟国 20 カ国中で最も交流がないという結果が出ています。国際的にみても、我が国には社会的孤立が非常に広がってきているのではないかと思います。

高齢化や少子化が進むことによって、いま地域で課題となっている事柄をまとめてみました。もちろん、これですべてではありませんが、主だったものを掲出しています。

まず孤立死の問題です。非常に痛ましいことですが、いまだに東日本大震災関係の孤立死があります。先だって福島で、また孤立死事件がありました。やはり全国的に、社会的に孤立するなかで、なかなか支援を届けることもできずに、ひとりで亡くなられる単身高齢者のケースが多くなっています。やはり高齢者、とりわけ単身高齢者を、地域から

孤立をさせない対応が必要となっています。

徘徊と行方不明について。認知症高齢者が徘徊をされて、何日も見つからない状況も各地で起こっています。地域の人々による見守り体制の構築が急務です。地域住民の方々が主体的に支える、支えられるという関係を構築するとともに、もっと地域に目を向ける。自分たちの地域は自分たちで守るという地域づくりが必要になってきています。

高齢者虐待、児童虐待など。生後間もない子が児童虐待で命を落としてしまうようなことも起こっています。こうしたことも、地域において子育てや子育てに寛容な地域づくりが、必要になってくるところです。

消費者被害について。高額な品物を高齢者のお宅に訪問して売りつけるとかオレオレ詐欺のような形で、高齢者など社会的に弱い立場にある方が、被害に遭われることが増えてきています。地域の紐帯を強めることによって、こうした被害の抑止効果も高めていかないといけないと考えているところです。

災害時要援護者について。我が国は災害が非常に多い国です。災害時の支え合いのためにも、日常的なつながりを平時から構築していく必要があります。地域における体制づくりを平時から行うことが大事になってきます。

また「時々」「ちょっとしたこと」の手助けに困る人々がいます。

例えばごみ出しや電球交換のように、日常生活の中で時々、ちょっとしたことが必要となる場合があります。さすがに公的サービスではこういった問題は対応できない。「時々」「ちょっとしたこと」で、助けていただくと非常に助かるという方が多くいらっしゃいます。そうした方々には、地域での支え合いとか、お互い様といった地域づくりの中で、ちょっとしたことは地域の住民同士が助け合うということも、必要になってくるのではないかと思います。

あと「制度の対象にならない人々のニーズ」をどうするか。

例えば介護保険で要支援・要介護認定まではされなくても、ちょっとした手助け、買い物とか外出支援などが必要な高齢者もいます。公的サービスの対象とはならなくても、そういった方々のニーズに対するきめ細かい対応も、ある意味、地域で対応することができるのではないかと思います。

世帯内での課題の重層化が課題になっています。かつては世帯の中に高齢者の方がいれば、高齢者の介護問題ということで考えればよかったわけですが、いまは「80-50 問題」

などが課題となってきています。年金生活の 80 代の両親の家に、ひきこもり状態にある 50 歳代の子がいるような世帯です。子育てをしながら、同時に自分の親御さんの介護をされているようなダブルケアの問題もあります。

要は一つの世帯に、ひきこもりと高齢者、子育てと介護の課題が同時に存在している。同一世帯で複数の課題を抱えているケースが非常に多くなってきています。国民の福祉ニーズが複雑化多様化してきています。こうした重複した課題に対して、総合的な対応の支援が必要となってきます。

ここから少し視点を変えて、各制度の変遷を確認しておきたいと思います。

主に平成に入ってから事項を並べています。高齢者、障害者、子育て、生活保護・生活困窮、社会福祉・地域福祉と並べました。我が国の制度は、戦後、こういった対象者別の各法に基づいて発展してきた経緯があります。

まず高齢者施策ですが、1989 年にゴールドプランがありました。その後、1994 年の新ゴールドプラン。そして、2000 年に介護保険法の施行がありました。その後何度か、介護保険制度の改正を重ねてきています。

障害者施策については、1995 年に障害者プランがありました。その後、これまで知的・身体・精神に分かれていた 3 障害のサービスを、2005 年の障害者自立支援法によって一元化が図られました。幾たびかの改正がなされ、いま障害者総合支援法による支援がなされているところです。

子育て関係も、1994 年のエンゼルプランから始まり今まできています。2012 年に子ども・子育て関連 3 法が成立し、新しい法律の下に進んできています。

こうしてみると我が国の制度は、高齢は高齢、障害は障害、子育ては子育て…というような形で、対象者の特性により進化をしてきたことがお分かりいただけたかと思います。

ひとつのエポックメイキングな年が 2014 年です。

生活保護法の改正と生活困窮者自立支援法の制定という動きが出てきます。その前哨として、2008 年（平成 20）のリーマンショックを契機に、職と住まいを同時になくされた方がクローズアップされました。この年に年越し派遣村がありました。そうした背景から、生活困窮の問題であるとか、就労に向けての対策が必要ということで、生活保護法の改正とか生活困窮者自立支援法制定の動きに繋がってくるわけです。こうして新たに生活困窮

者自立支援法が、平成 27 年度からスタートしたところでは、

今までの制度と生活困窮者自立支援制度が異なるところは、横串を刺すということです。生活に困窮している方というだけで、制度対象者の特性を決めていません。制度対象になる方の中には、高齢者もいれば障害者もいます。このように「横串を刺す」という制度が平成 27 年から始まったところでは、

縦割りに進化してきた各制度ですが、このあたりから制度下に落ちてしまう方の問題や、複雑化した課題というものが浮き彫りになってきて、包括的に地域課題を拾っていかねばならないのではないかという動きが出てきています。

そうして出てきたのが、平成 27 年 9 月に公表した「新たな福祉の提供ビジョン」です。このあたりから全世代全対象型の地域包括ケア体制が謳われてきます。これを受けて、「ニッポン一億総活躍プラン」や「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置に繋がってきます。いずれにしても生活困窮者自立支援法の制定が契機になっているということです。

少し具体的にお話をさせていただきます。

「新たな時代に対応して福祉の提供ビジョン」の背景の一つとして、福祉ニーズの多様化・複雑化があげられます。先ほど述べたように、今まで進化してきた縦割りの制度、サービスでは対応できない問題が、地域で起きてきている。もう一つは、高齢化の中での人口減少の進行です。支援を受ける方、とりわけ高齢者が増えるということもありますが、支援を提供する福祉人材も、人口が減少する中で減ってくる。

こうしたことも踏まえて、このビジョンでは 4 つの改革が提唱されました。

1 つ目が「包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発」です。いままで高齢は高齢、障害は障害という特性に対応してやってきたものを、高齢でも障害でも子供でも、多様化したサービスに対して、包括的な相談ができるシステムを構築するということ。いわゆるワンストップ型とか連携強化型による対応が必要ではないか。

2 つ目が「高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供」です。いまのサービス提供の仕方を考え直すということです。1 つ目が相談システムの包括化、2 つ目が、サービスの総合化の必要ということです。

3 つ目が「効果的・効率的なサービス提供のための生産性の向上」です。先進的な技術を用いた介護ロボットの活用など、先進技術も介護の世界で共有していかなければいけないのではないかということ。

4つ目が「人材の育成と確保」です。福祉、医療とも人材の問題をそれぞれ抱えているわけですが、場合によっては、福祉と医療が人材を総合的に育成・確保していく必要があるのではないかというようなことが提唱されたところです。

具体的に言うと、地域に壮年のひきこもりの方と高齢の親の方が地域で孤立しているといった事例や、難病患者で就労支援の問題を抱えているとかいったことです。がん患者で、医療的ケアを受けながらの就労支援が必要で、かつ自宅に障害をお持ちのお子さんがあるなどの複雑化した課題に対応するために、「全世代全対象型地域包括支援体制」がこの「新たな福祉の提供ビジョン」で提唱されているところです。

こうしたことを踏まえて、モデル事業として進めているのが「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」です。市町村事業です。さまざまな支援機関がある中で、包括的なシステムを構築しようというモデル事業です。

十分に理解されていない自治体の方々も多いようで、私どもによく問い合わせがきますが、総合的、包括的な相談体制の構築を目指すもので、新たによろず相談窓口を一つ設けようということではありません。

各既存機関の特性を生かしたコーディネートをする方、資料では「相談支援包括化推進員」と書かれていますが、こうした方々が各機関を連携・協働して、コーディネートすることによって、世帯における課題を丸ごと対応していこうというモデル事業です。

全国 26 自治体がモデル事業に取り組んでいます。本日の講義にもある名張市や世田谷区なども実施自治体です。取組の仕方は、自治体によってさまざまな形があります。

例えば名張市は、地域包括支援センターを中心として、地域にまちの保健室というものを設置しています。そこで、総合的な相談の対応をしている。

世田谷区では、区の出張所にありますまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）と社会福祉協議会の一本化を進め、3つの機能が連携して各地区での「丸ごとの相談」対応を行っています。

これらと期を同じくして、政府の流れの中で、昨年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されます。その中で「地域共生社会の実現」が提唱されています。「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を

実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなくて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成」していくべきだと提唱されたところです。

何が提唱されたかという点、小中学校区などの小さな生活圏域単位で、住民が主体的に地域課題を見出し、解決を試みる体制づくりです。まず地域力を高めていくべきではないのかということです。

次に世帯の複合化、複雑化した課題を受けとめる、包括的な相談支援体制の構築です。多機関協働による包括的支援体制構築事業が、ここで提唱されたことを具現化する施策として、一足先に進んでいる状況です。

「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、地域共生社会をより確実に実現していこうということで、昨年7月15日、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が、立ち上がりました。本部長代理に大臣政務官、本部長代行に副大臣と、省を上げて取り組むということです。

「我が事」というのは、地域づくりを一部の専門職、専門家に任せるのではなく、地域住民自身が自分のこととして、すなわち「我が事」として、主体的に地域をつくっていきましょうということです。

「丸ごと」というのは、制度対象者ごとの特性に応じた縦割りではなく、何でも丸ごと対応する体制をつくっていかうということです。

「我が事・丸ごと」という言葉が、この実現本部から使われ出したところです。

実現本部の下に、3つのワーキンググループがあります。

その一つが地域力強化ワーキンググループです。私ども社会・援護局が担当です。

もう一つが、公的サービス改革ワーキンググループです。ここではサービスや計画の総合化・包括化を検討します。

次に専門人材ワーキンググループです。これは専門職の統合化が主題です。専門人材の共通課程の創設など、人材の統合化を目指します。

地域力強化ワーキンググループにおいて、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討」を、省内に設置したところです。「地域力強化検討会」と呼んでいます。日本福祉大学の原田先生を中心に、有識者の方、プラス現場の第一線で地域力を図る活動をされている方々をメンバーとして、いま議論が進められているところです。次に講義をいただく永田先生にも委員をしていただいています。

この地域力強化検討会では、「我が事・丸ごと」の地域づくりには、何が必要なのかを具体的に検討していただいています。昨年12月26日に中間とりまとめを発表しました。これはニッポン一億総活躍プランで提唱されたことに対し、さらに具体的にまとめたものです。

まずは、住民に身近な圏域での我が事・丸ごとです。地域によって、どこが住民に身近な圏域かということはまちまちですが、小学校や中学校区をイメージしていただければよいかと思います。

資料に示された【1】【2】【3】という部分に注目ください。

【1】ですが、ニッポン一億総活躍プランに「他人事を『我が事』に変える働きかけをする機能が必要」とあります。住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握できる。他人事を我が事に変えていく働きかけをする機能が、地域に身近な圏域において必要ではないか。

地域において…というのは、これは「丸ごと」です。地域において住民の方たちが主体的に把握した課題を、地域で丸ごと受けとめる機能が必要ではないかということです。【2】にあたります。

地域で掘り起こした課題を、地域の方だけでは解決できない部分もあります。

それらの部分は、市町村における包括的な相談支援体制を構築し、市町村圏域で行う多機関協働の取組のなかで対応していく。地域の住民が主体的に住民の課題を把握して、解決をする試みをしていただく一方、地域では解決ができないものは、しっかりと市町村の体制につないで市町村圏域で受けとめる。これが【3】です。重層的な体制をつくっていかねばいけないということで、取りまとめがなされています。

こういった取組に関して、既に先駆的な事例も数多くあります。本日の実践講義にもある世田谷区や名張市。あと神奈川県藤沢市、静岡県富士宮市、大阪府豊中市などの事例を、本日お配りした資料では紹介しています。こういったところでは国に先行して、いままで

申し上げたような地域づくりを推進しています。

掲載した事例は、人口が多い順に並べています。掲載事例に示されている【1】【2】【3】が、さきほど説明した【1】【2】【3】のテーマと対応しています。【1】が地域における我が事の機能、【2】が地域における丸ごとの機能、そして【3】が市町村における包括的な相談支援体制です。各事例とも社会資源や体制が異なります。さまざま形があって、それぞれの特徴が出ている。

「丸ごと」受ける相談体制一つとっても、社会福祉協議会が中核になっているところもあれば、地域包括支援センターが中核になっているところもある。行政直轄でやるところも当然あります。地域性が非常に強い。厚生労働省としても、画一的なものをつくるより、地域の特性を生かしながら地域づくりを進めていただければと思っています。

人口の多いところは、地域における我が事・丸ごと。【1】【2】【3】がばらばらに置かれているところもあります。栃木県市貝町のように比較的規模の小さい自治体は、【1】【2】【3】を一か所でやっているケースもあります。さまざまな形がありますが、【1】【2】【3】の機能をしっかりつくっていただくよう、我が事・丸ごとの地域づくりを進めていかなければいけないと考えています。

これから我が事・丸ごとの地域づくり強化に向けた新しい事業を、来年度予算で具体的にスタートさせます。

住民に身近な圏域で他人事を「我が事」に変えていく働きかけという機能と、地域の課題を「丸ごと」受けとめるという機能をつくっていただく。また市町村においては、「総合的な相談支援体制づくり」を進めていただく。この2本立てで事業を組み立てています。2本目の「総合的な相談支援体制づくり」については、1年早く今年度から「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」として進めています。

来年度からは、ここに新たに住民に身近な圏域で、我が事・丸ごとの地域づくりを進めていただく機能を加えて、平成29年度の新規事業とします。100自治体程度は実施していきたいと思っています。ぜひとも数多くの自治体に手をあげていただき、取り組みを進めていただきたいと思います。

予算の補助は、いずれも国負担4分の3です。多機関協働部分については、基本的に今年度と同額の1,500万円×4分の3です。新規事業分については、基本的に1,200万×4分の3ということで、補助事業を新しくスタートしたいと考えています。

「我が事・丸ごと」の関係では、さらなる地域づくりを進めるということで、社会福祉法の改正にまで至っています。2月7日に閣議決定がなされて、国会に改正法案を提出したところです。具体的にどこを改正するか。改正案の条文を資料に掲載しました。

第4条・第5条・第6条関係では、我が事・丸ごとの地域づくり推進の理念を規定しています。また、身近な地域においてこの理念を進めていくために、市町村が包括的な支援体制づくりを務める旨の規定を設けました。

また、いま自治体の任意となっている地域福祉計画の策定を、努力義務化したいと考えています。ただ努力義務に変えるだけではなくて、各福祉分野における共通事項を定めた上で、地域福祉計画を各福祉分野計画の上位計画として位置づけた上で、努力義務化していこうということです。

市町村にいちばん関係してくるのが、第106条の3かと思います。

一号から三号まで書かれていますが、これが先ほどの【1】【2】【3】に該当します。一号が、住民に身近な圏域における我が事。二号が、身近な圏域における丸ごと。三号に、市町村が行う丸ごとの部分です。

地域力検討会の報告をもとに、それぞれ条文を検討し、こういう形で社会福祉法改正案として上程したところです。この法案の成立を契機に、各市町村で、我が事・丸ごとづくりを積極的に進めていただく動きになっていければと考えています。

つい先日2月7日に決定されたものですが、さきほど紹介した厚生労働大臣を本部長とした「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が策定した、『「地域共生社会」の実現に向けて』という当面の改革工程表を公表しました。

具体的な説明は省きますが、方向性として『縦割り』から『丸ごと』へ」とか『我が事』・『丸ごと』の地域づくり」といった言葉が掲げられています。詳しくはお配りした別冊をご覧ください。

地域共生社会の実現に向けて、国においても本腰を入れてこれから進めていきます。ぜひ次年度のモデル事業に手を挙げていただき、皆様方のお力をお借りしたい。実施にあた

っては、私どもも積極的にフォローさせていただきます。ご相談があれば、何なりとお話
いただければと思います。



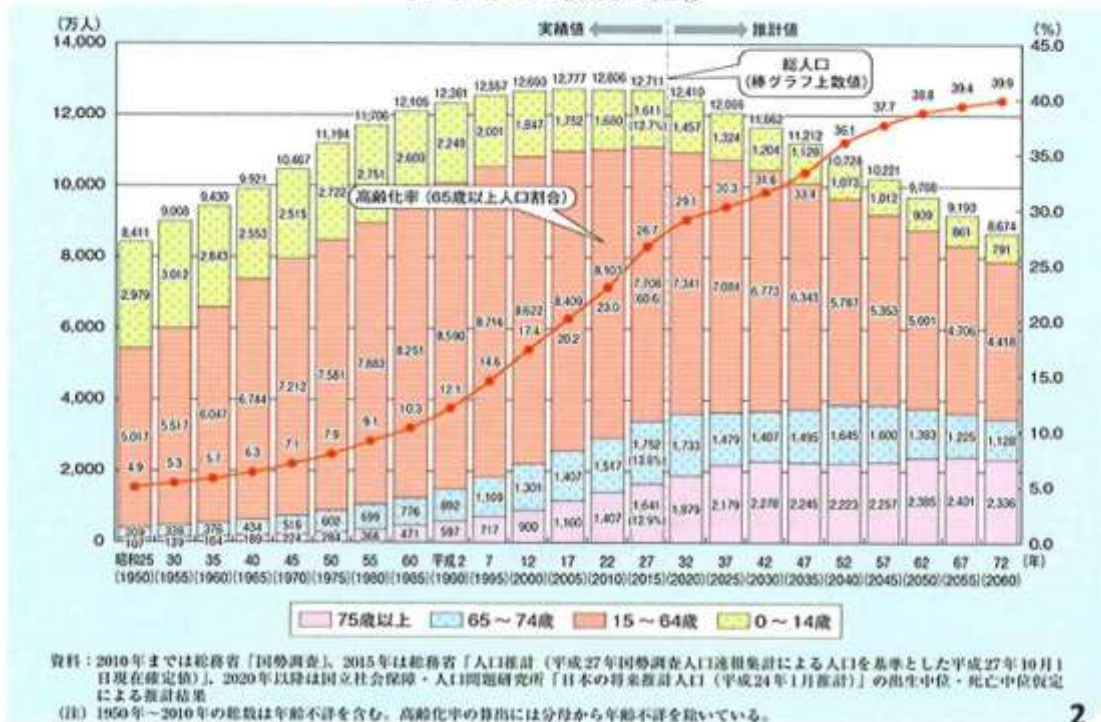
共生社会の実現に向けた政策について

<平成29年2月20日>



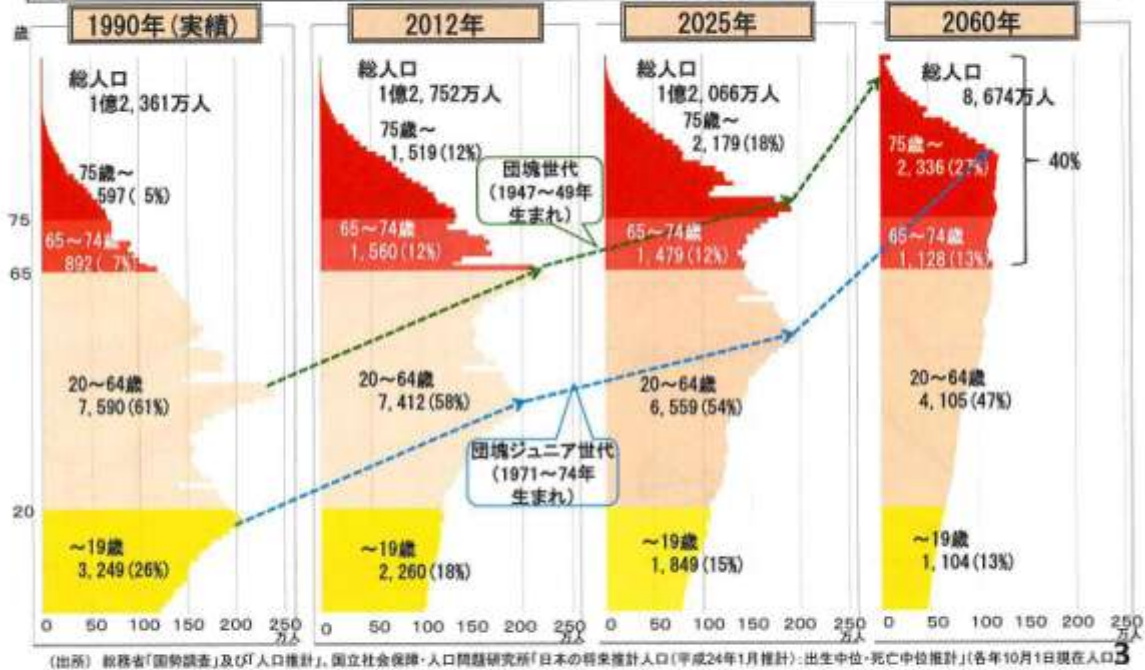
1

日本の人口構造と推移



日本の人口ピラミッドの変化

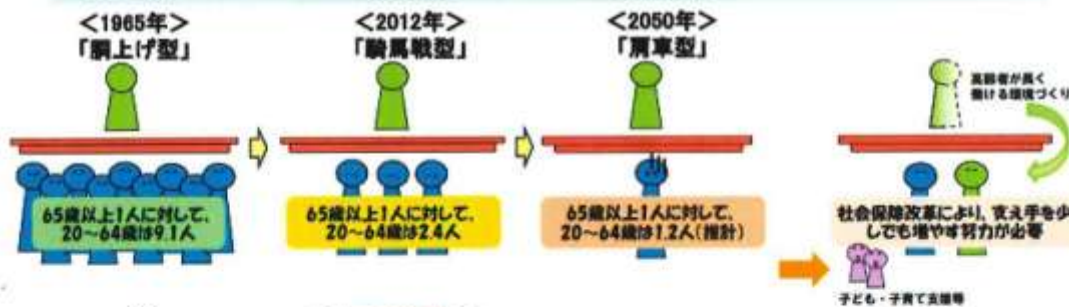
- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)：出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

「肩車型」社会へ

今後、急速に高齢化が進み、やがて、「1人の若者が1人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れることが予想されています。

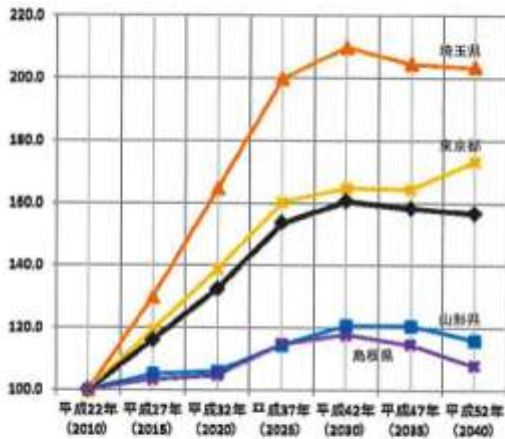


(出所) 総務省「国勢調査」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、(出生中位・死亡中位)、厚生労働省「人口動態統計」

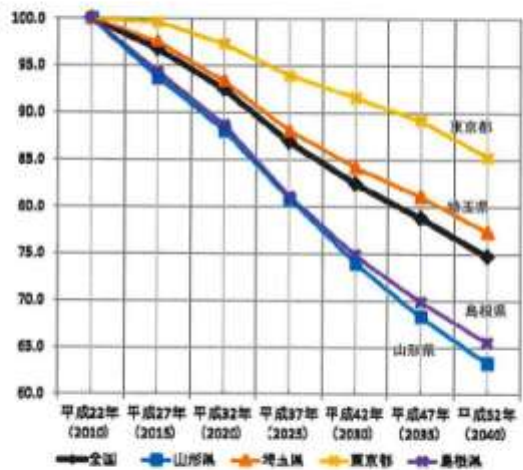
地域ごとの高齢化の特徴

- 75歳以上人口は、多くの都道府県で2025年頃までは急速に上昇するが、その後の上昇は緩やかで、2030年頃をピークに減少する。
- 今後10年間で75歳以上人口は都市部においては急速に増加するが、地方ではそれほど増加しない。
- 75歳未満人口は特に地方において急速に減少する。

75歳以上人口の将来推計(平成22年の人口を100としたときの指数)



75歳未満人口の将来推計(平成22年の人口を100としたときの指数)

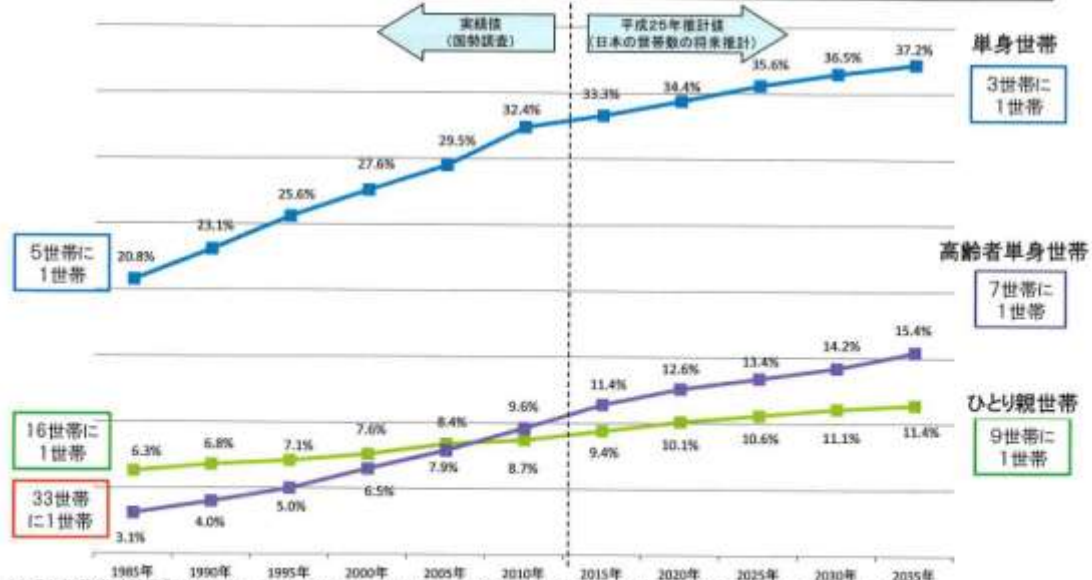


国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

5

世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。
- 単身世帯は、2035年で約4割に達する見込み。(全世界帯数約5,184万世帯(2010年))



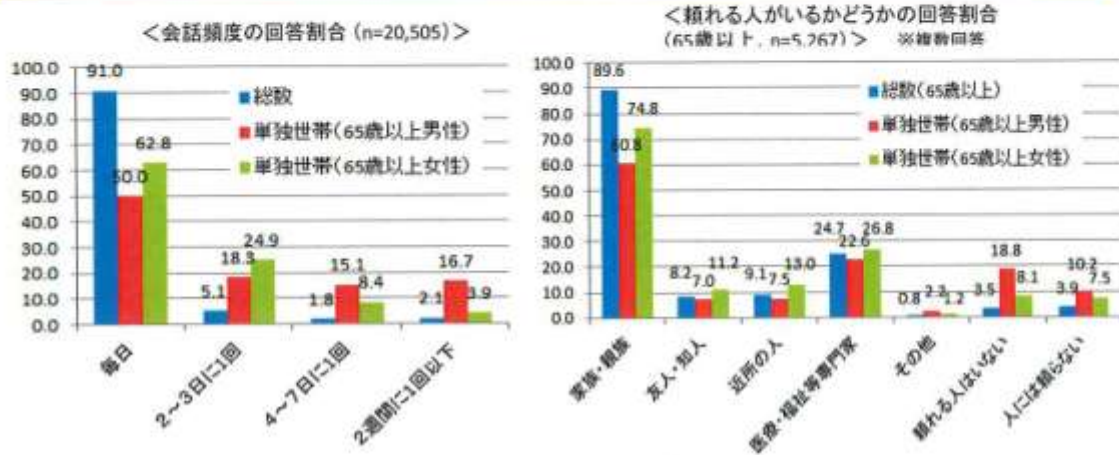
(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2013年1月推計)」
 (注) 世帯主が65歳以上の場合を、高齢者世帯とする。

6

高齢者の社会的孤立の状況

- 会話頻度について「毎日」という回答が総数の91.0%を占める一方で、65歳以上の男性単独世帯では「2週間に1回以下」回答が16.7%となっている。
- 65歳以上男性単独世帯では「頼れる人はいない」「人には頼らない」回答が約3割を占めている。

⇒ ひとり暮らしの高齢男性に社会的孤立のリスクが高い傾向がみられる

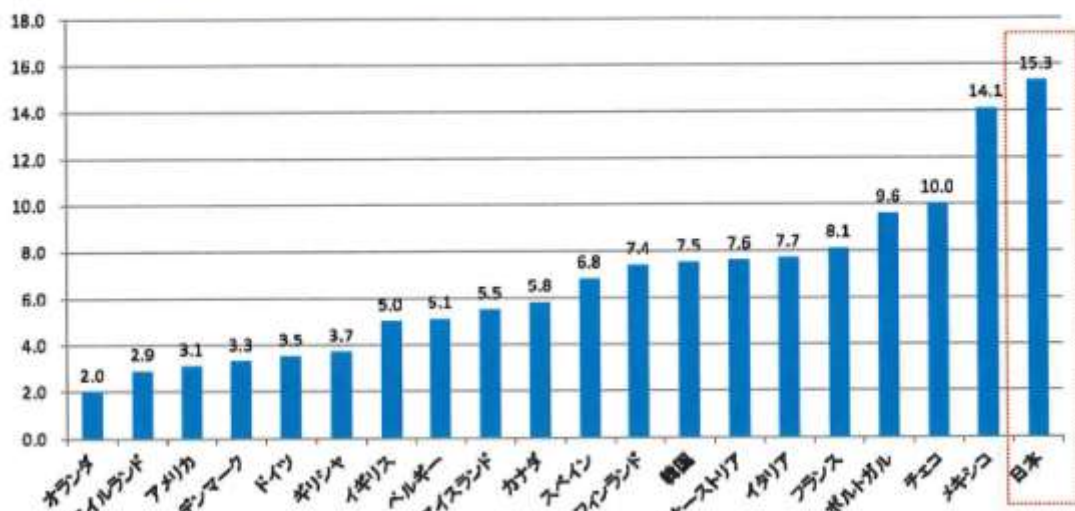


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」(平成24年7月実施)

7

「家族以外の人」と交流のない人の割合 (国際比較)

- 日本では「友人、同僚、その他の人」との交流が「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合が15.3%あり、OECDの加盟国20か国中最も高い割合となっている。



(注) 友人、職場の同僚、その他社会団体の人々(協会、スポーツクラブ、カルチャークラブなど)との交流が、「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合(合計)

(出典) OECD, Society at Glance: 2005 edition, 2005, p8

8

地域で課題となっていること ①

<孤立死>

- ・死亡後長期間発見されない孤立死が各地で発生、社会問題化している。
- ・単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、支援を望まない単身者の増加等の様々な要因。
⇒ **単身者・高齢者世帯等の地域からの孤立の防止**

<徘徊・行方不明>

- ・認知症高齢者等が徘徊し、行方不明や死亡に至るケースがみられる。
- ・地域の理解不足などもあり、発見・保護に時間がかかることが原因の一つと考えられる。
⇒ **地域の人々による認知症の理解と見守り体制の構築**

<高齢者虐待>

- ・市町村等が対応する高齢者虐待相談・通報件数(平成25年度26,272件、対前年度1,693件増)
- ・被虐待者自ら訴えることは少なく、また、虐待されている自覚がない者も少なくない。
⇒ **孤立している介護世帯等の早期発見と支援**

<児童虐待、所在不明児童>

- ・児童相談所の児童虐待に関する相談対応件数(平成26年度 88,931件〔速報値〕)
- ・平成25年度発生・表面化した児童虐待による死亡事例(69人/63例)のうち、心中以外の虐待死(36人/36例)では、0歳が16人と最も多い。(3歳未満児が24人と全体の66.7%を占める)
- ・18歳未満の所在不明児童が2,908人(H26.5.1時点)。10月20日時点でも141人。虐待リスクも。
⇒ **子どもの育ちや子育てに寛容な地域社会づくり**

<障害者の地域移行等>

- ・第4次障害福祉計画(27～29年度)における都道府県が設定した地域生活移行の目標値(平成25年度末時点の施設入所者のうち、29年度末までにグループホームなど地域生活に移行する人の割合)の合計は13.3%。国の計画策定指針の目標値(12%以上)を上回っている。
- ・「入院医療中心から地域生活中心へ」精神保健医療福祉の改革ビジョン(平成16年9月)精神保健医療福祉の更なる改革に向けて(平成21年9月)
- ・障害者虐待防止法が平成23年6月17日に成立、平成24年10月1日施行 ⇒ **地域の受け皿づくり 9**

地域で課題となっていること ②

<消費者被害>

- ・平成25年度の消費生活相談に占める60歳代以上の割合は全体の約37%を占め、平成16年度の割合(約14%)の約2.7倍となっている。(2013年度消費生活相談情報〔国民生活センターまとめ〕)
- ・高齢者・障害者の消費者被害が増加。特に、一人暮らしの高齢者が標的になりがちである。
- ・被害の自覚のない人も多く、消費生活相談センター等に相談しない高齢者層の存在が考えられる。
⇒ **身近な相談者、生活変化を察知できる関係の構築**

<災害時要援護者>

- ・大規模災害(地震・風水害等)では高齢者等が多く犠牲となる可能性が懸念される。
- ・高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者の避難支援等が課題である。
⇒ **災害時に力を発揮する日常的なつながりや支えあい**

<「時々」「ちょっとしたこと」の手助けに困る人々>

- ・ゴミ出しや電球の交換のように、日常生活のなかで、「時々」発生する「ちょっとしたこと」の手伝いを頼める相手がなく困っている人々がいる。
⇒ **制度の外にあるニーズへの対応**

<制度の対象にならない人々のニーズ>

- ・要支援、要介護と認定されない軽度の状態や、病気や怪我による一時的な要支援状態等で制度の対象にならない場合、買物や外出支援などのニーズ充足が困難である。
⇒ **制度の谷間にある人々への対応**

<課題の重層化と制度・サービスの縦割り>

- ・要介護の親と障害のある子の世帯など、ひとつの世帯に課題が重なる場合に、必要なサービスを組み合わせるなど総合的に関わっていない状況がある。
⇒ **重層化した課題への総合的な対応と支援**

10

各 制 度 の 変 遷

| | 高齢者施策 | 障害者施策 | 子育て関係施策 | 生活保護・生活困窮者施策 | 社会福祉・地域福祉 |
|------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1989 | ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定 | | | | |
| 1990 | 福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化 | | | | |
| 1993 | | | | | 福祉活動参加指針 |
| 1994 | 新ゴールドプラン | | エンゼルプラン | | |
| 1995 | | 障害者プラン | | | |
| 1998 | | | | | 社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策 |
| 2000 | 介護保険法施行 ゴールドプラン21 | | 新エンゼルプラン | | 社会福祉事業法等改正 ・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記 ・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設 |
| 2001 | | | 待機児童ゼロ作戦 | | |
| 2003 | | 適正身体/知的障害者福祉法施行 ・支費制度開始「措置」から「契約」による利用者制度の変更 | 次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て応援プラン | | |
| 2005 | 介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等 | 障害者自立支援法 ・3障害(身体・知的・精神)の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化 等 | | 自立支援プログラム導入 | |

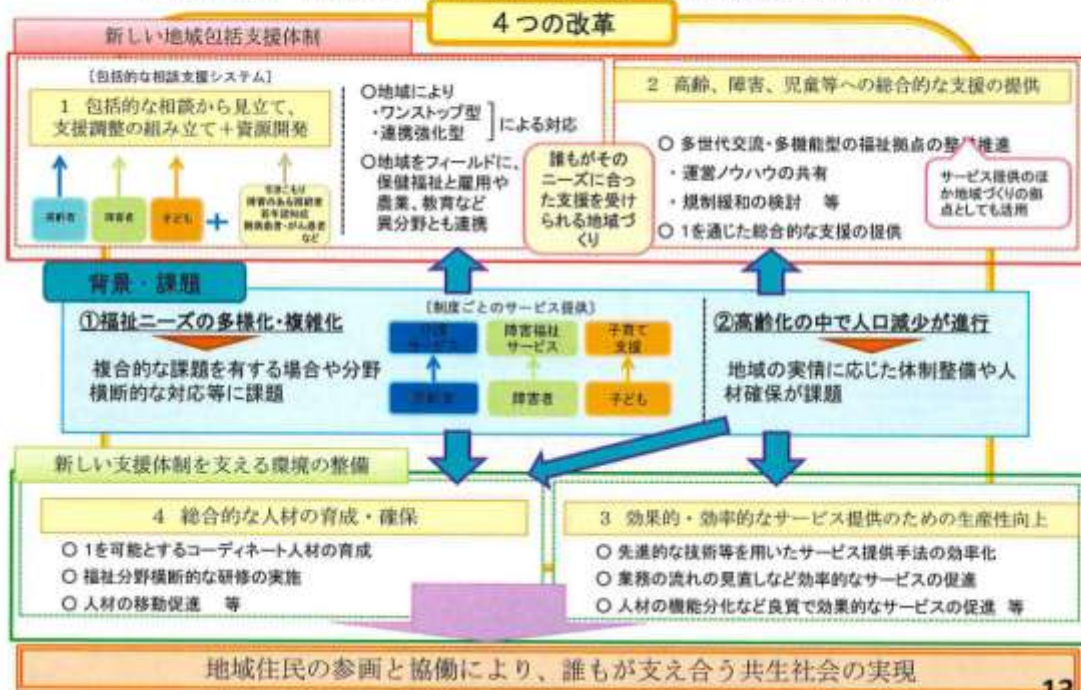
11

各 制 度 の 変 遷 (続 き)

| | 高齢者施策 | 障害者施策 | 子育て関係施策 | 生活保護・生活困窮者施策 | 社会福祉・地域福祉 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 2008 | | | 新待機児童ゼロ作戦 | | |
| 2010 | | | 子ども・子育てビジョン | | 安心生活創造推進事業 |
| 2012 | 改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設 | | 子ども・子育て関連三法 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など) | | 報告書 |
| 2013 | | 障害者総合支援法施行 ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加 | | 生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化 施行 | |
| 2014 | 医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設 等 | | | 生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定 施行 | |
| 2015 | 施行 | | 施行 | | 社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献 |
| 2016 | | 障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援 | 母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化 ニッポン一億総活躍プラン 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 | | |

12

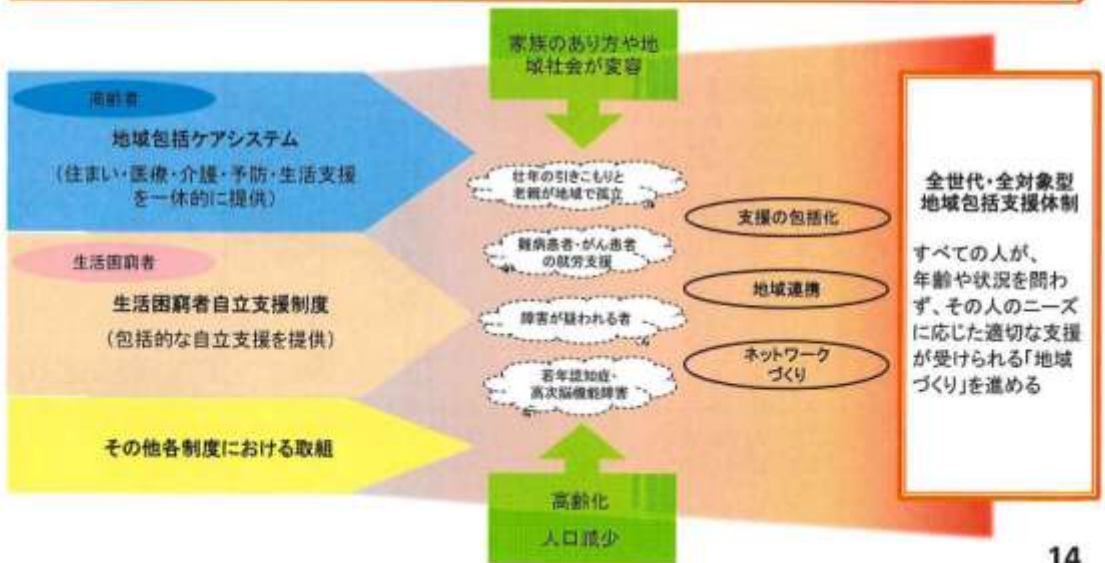
「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」
 (平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)



13

新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに拡げ、多様なニーズを揃い取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。

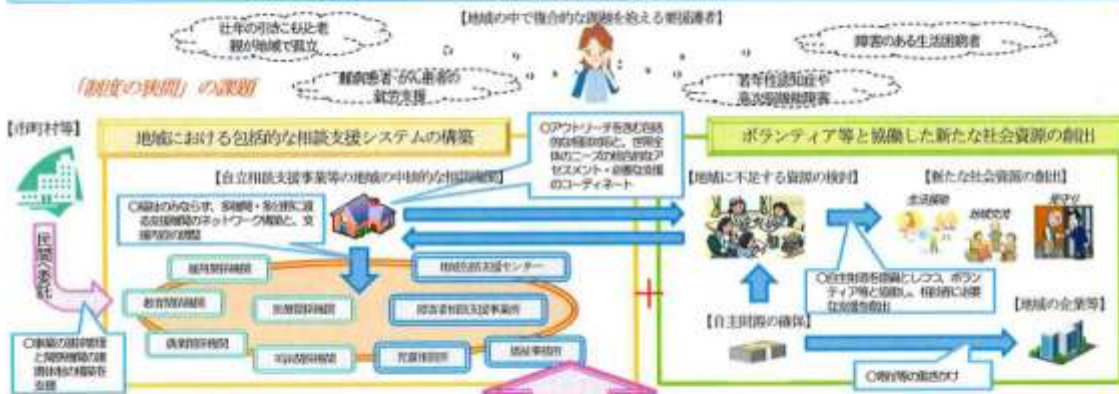


14

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

28 予算5億円

- 福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。
- 具体的には、市区町村が実施主体となつて、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。
 - ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
 - ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
 - ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
 - ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



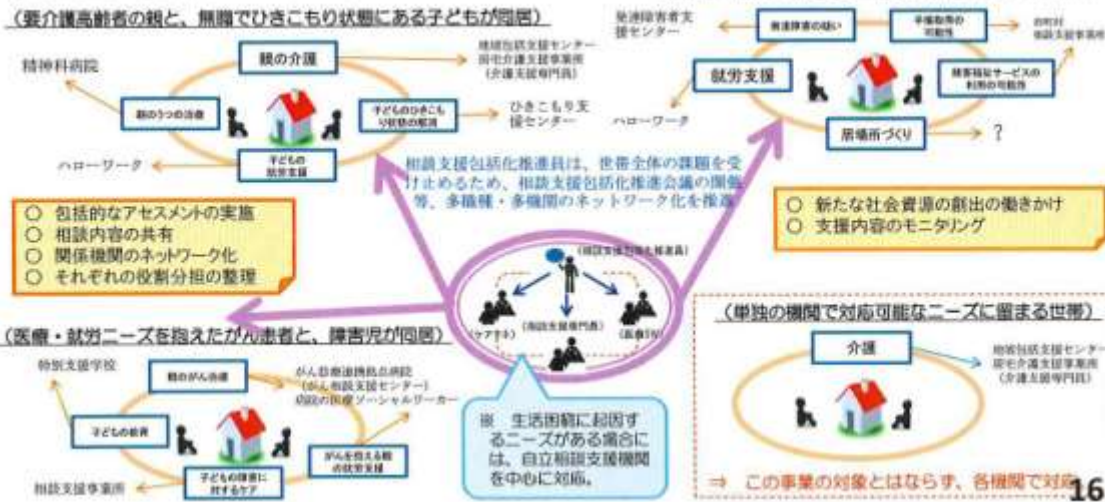
上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

15

「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」による支援対象者のイメージ

- 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」においては、複合的かつ多様な課題を抱えているが故に必要な支援につながない、次のようなケースを主たる支援対象として事業を展開する。
 - ① 相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース
 - ② 相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース
 - ③ 既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース
 - ④ あるいはこれらが複合しているケース

【具体的な支援対象者のイメージ】



16

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）

ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。**



明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

＜福祉サービスを総合的に提供する場合に利用が想定されるサービス(例)＞

| | |
|------|-------------------------------------------|
| 高齢者等 | 通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等 |
| 障害者 | 生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援(A型、B型)、放課後等デイサービス 等 |
| 児童 | 保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等 |

① 兼務可能な人員

・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

③ 基準該当障害福祉サービス等^(注)が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等：指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認められたものにおいては、当該事業者が障害者（児）を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特別介護給付費等が支給。

17

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、**支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。**また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

18

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】
 高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。
 医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、既存有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。
 ・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
 保育士 約6割（2015年度・推計）
 介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】
 支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な取組】
 ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を扒みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
 ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公益的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
 ・共働の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
 ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
 ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世界全体の複合化・複雑化した課題を受け止める。市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
 ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
 ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。



「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨
 地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣
 本部長代理：厚生労働大臣政務官
 副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）
 本部員：関係部局長

本部長代行：厚生労働副大臣
 本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与



検討スケジュール
 平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会
(地域力強化検討会)
構成員名簿

| 構成員氏名 | 所属 | 構成員氏名 | 所属 |
|--------|----------------------------|--------|---------------------------------------|
| 相田 義正 | 桜橋区民生児童委員協議会 会長 | 土屋 幸己 | 公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー |
| 朝比奈 ミカ | 中核地域生活支援センターがじゅまる センター長 | 中 恵美 | 金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長 |
| 井岡 仁志 | 高島市共同募金委員会 事務局長 | 永田 祐 | 同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授 |
| 大原 裕介 | 社会福祉法人ゆうゆう 理事長 | 野澤 和弘 | 毎日新聞 読者委員 |
| 奥山 千鶴子 | 特定非営利活動法人びーのびーの 理事長 | ◎原田 正樹 | 日本福祉大学社会学部社会福祉学科 教授 |
| 越智 和子 | 社会福祉法人平等町社会福祉協議会 常務理事・事務局長 | 福本 怜 | 下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長 |
| 片山 陸彦 | 福山市 福祉部長 | 藤山 浩 | 鳥取県中山間地域研究センター 研究統括官 |
| 勝部 麗子 | 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長 | 堀田 聡子 | 国際医療福祉大学大学院 教授 |
| 鴨崎 貴泰 | 日本ファンドレイジング協会 事務局長 | 前田 小百合 | 三重県立志摩病院 地域連携センター長 |
| 菊本 圭一 | 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事 | 横山 美江 | 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター |
| 櫛部 武俊 | 一般社団法人国際社会的企業創造協議会 副代表 | | |

(敬称略・50音順)

21

地域力強化検討会中間とりまとめの概要
～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- 少子高齢・人口減少
- 一地域の存続の危機
- 一人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- 課題の複合化・複雑化
- 社会的孤立・社会的排除
- 地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- 地方創生・地域づくりの取組
- 生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、**「我が事」の意識を醸成**
- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広が
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしと「我が事」を変える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に**

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならなくても声をあげることができないままにせざるを得ない

※例えば、地域包括、市町村社協の地区包括、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

※例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(29年度5億円)※平成29年度に26自治体で実施、自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に亘られている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報共有が難しい。

4. 自治体等の役割

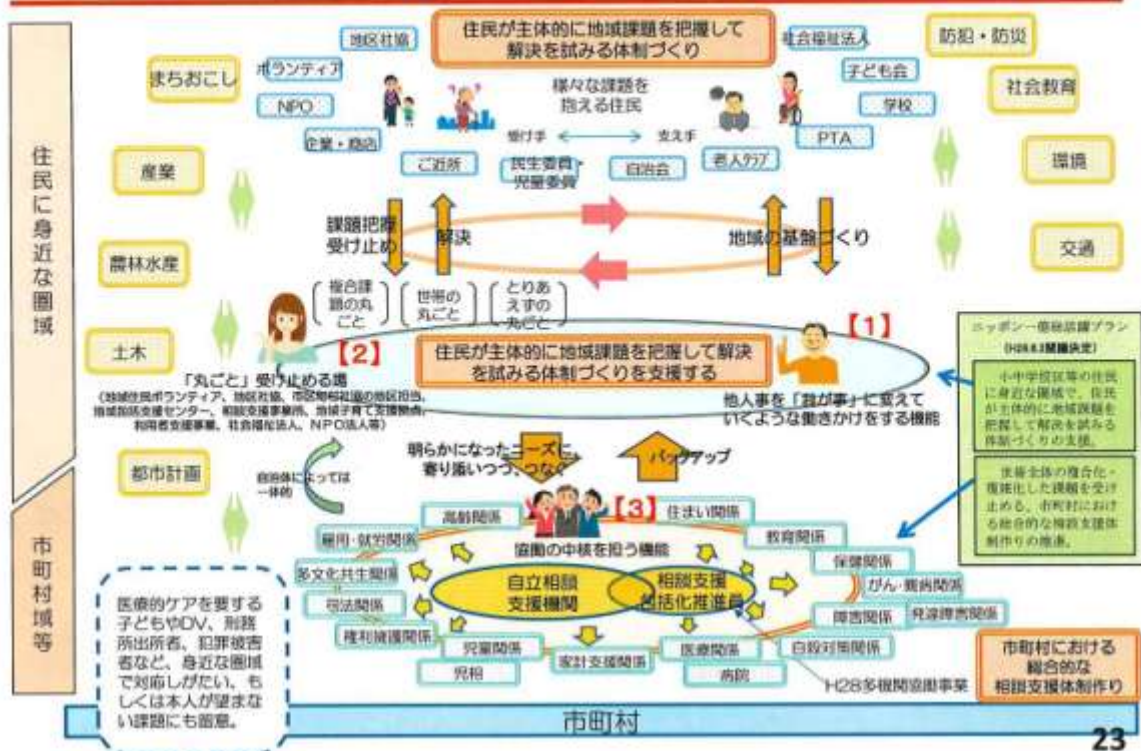
○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るか、自治体により様々な方法

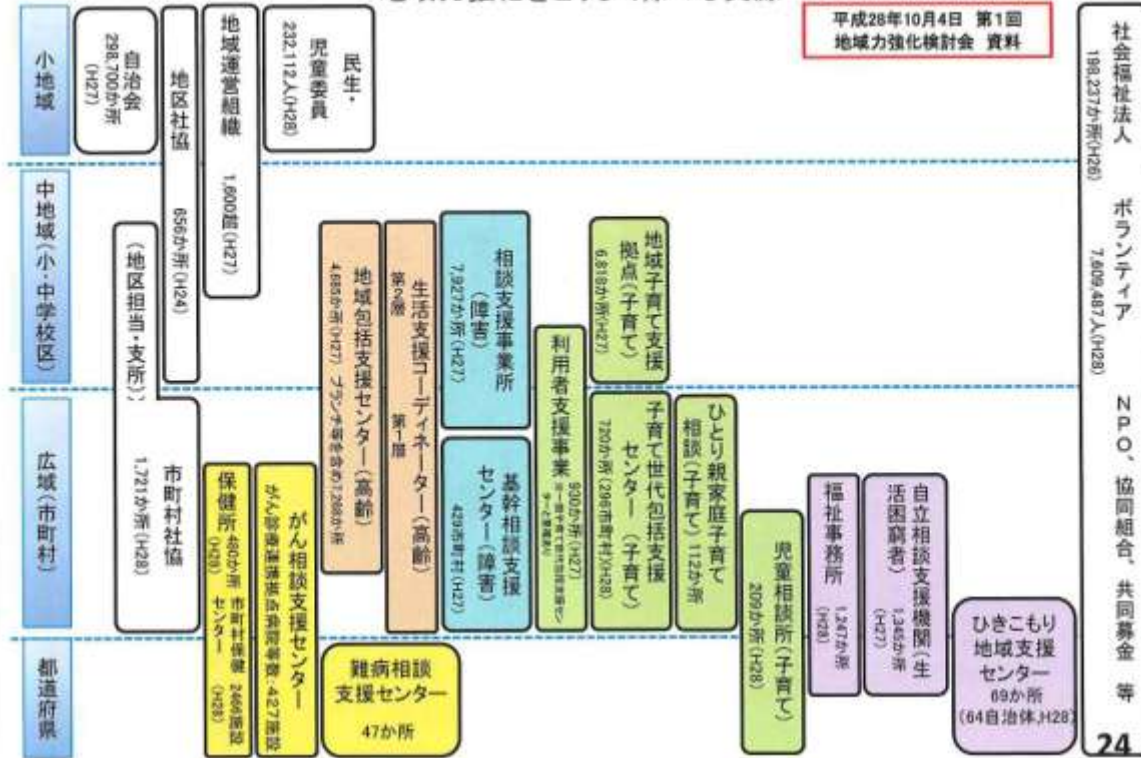
○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

22

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



地域力強化をとりまく様々な資源



【富士宮市】(人口13万人)

○介護、健康、福祉、医療、生活などに関する様々な相談に応じるための総合相談窓口を、市役所福祉総合相談課に設置。併せて、地域での相談窓口として「福祉相談センター」(サブセンター)を生活圏域ごとに11か所設置。地域包括支援センターや分野ごとの相談機関が、一元的に総合相談支援を行っている。

【豊中市】(人口39万人)

○小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、把握した課題を地域住民とともに解決を図る。社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSWが、専門的観点からサポート。

【世田谷区】(人口88万人)

○まちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)と、社会福祉協議会の一体化を進め、3者が連携し、高齢、障害、子育て、生活困窮などの世帯に対する包括的支援を行うため、身近な地区において福祉の相談窓口を開設した。また、地域で支える体制を構築するため、地域の人材、社会資源の開発等に取り組む。区内5箇所の総合支所生活支援課と、生活困窮者自立支援制度の「ぶらっとホーム世田谷」がサポート。

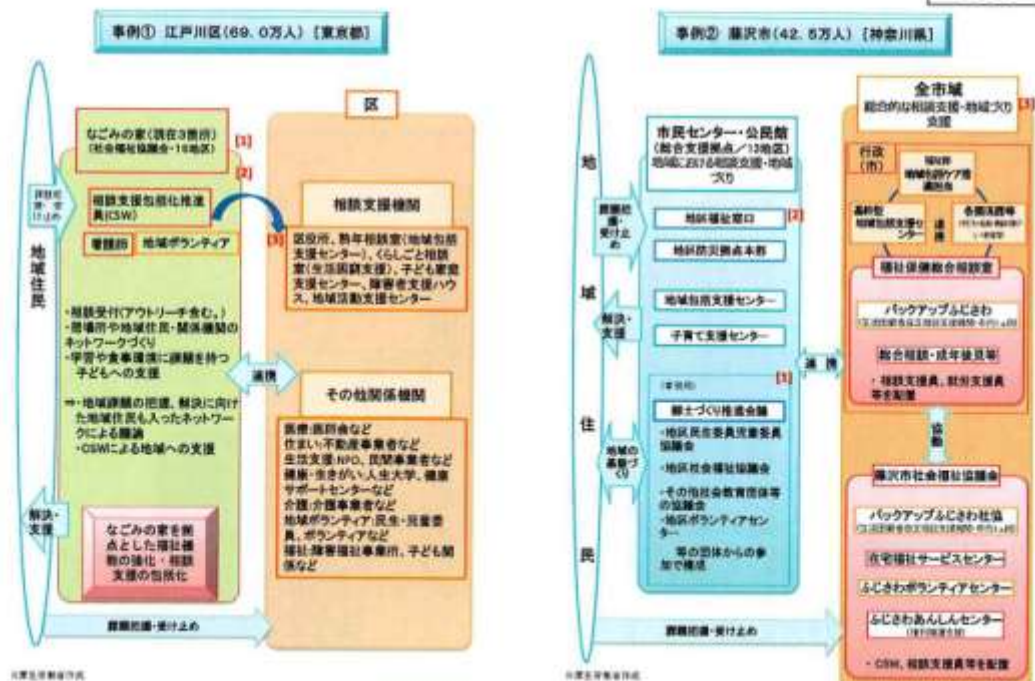
【藤沢市】(人口42万人)

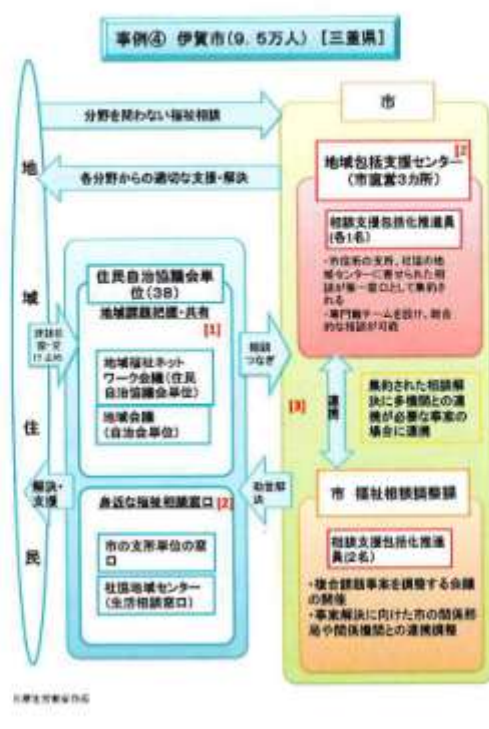
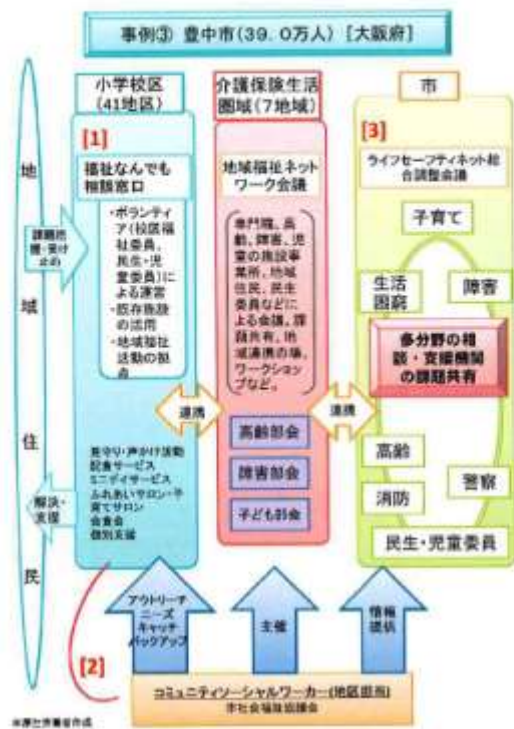
○市民センター・公民館を中心に13地区の特性を活かし、全世代・全対象型の「藤沢型地域包括ケア」を目指す。生活困窮者自立支援事業の直営による行政の地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」と、社会福祉協議会への委託による「バックアップふじさわ社協」の相談支援員及びCSWが連携し、複合的課題に対し、地域の中で関係機関等と総合的・包括的に対応できる体制を整備。平成28年度:CSWは3地区でモデル実施。

【名張市】(人口8万人)

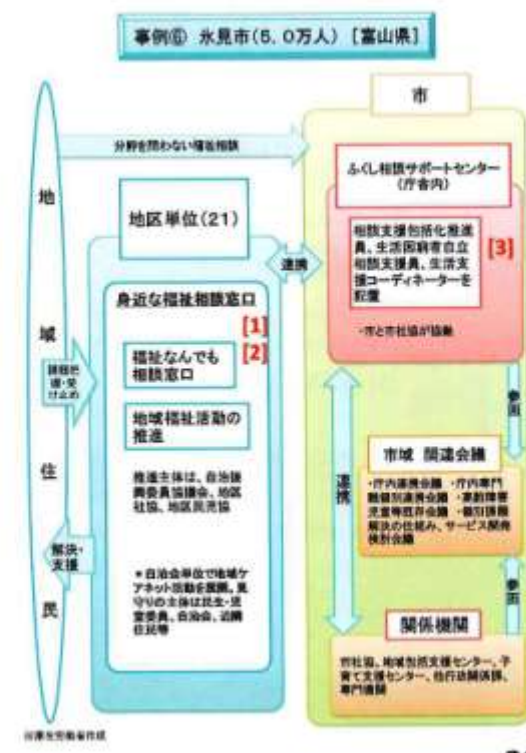
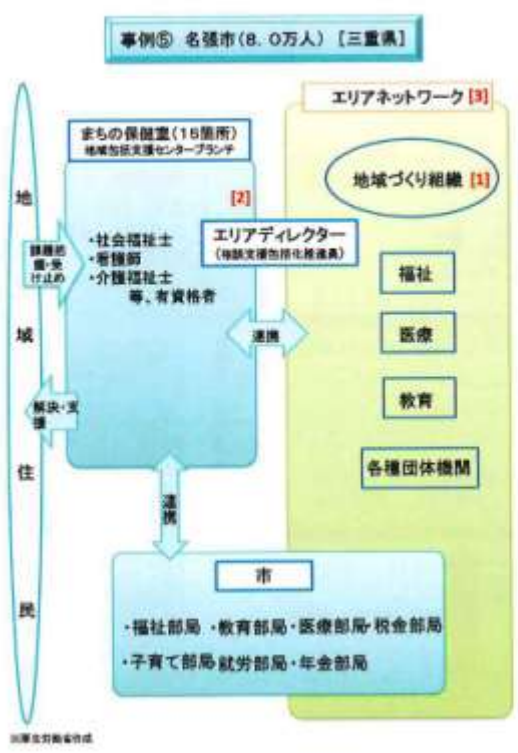
○複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人の相談に、地域包括支援センターがワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。(ランチを拠点とした市内15か所の相談窓口)
直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク(エリアネットワーク)の強化を促進する。

参考

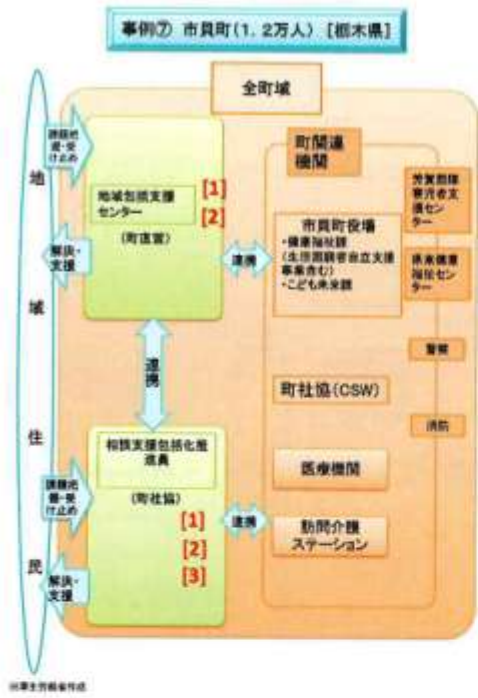




27



28



「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成29年度予算(案) 20億円
実施主体:市町村(100か所程度)

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4) (平成29年度～ 新規)
住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業。

ご近所、自治会、地区社協、社会福祉法人、NPO、企業、商店

住民が主体的に地域課題を解決を把握して解決を試みる体制
様々な課題を抱える住民(生活困窮、障害、認知症等)

民生委員・児童委員、ボランティア、学校、PTA、老人クラブ、子ども会

地域における他分野まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、環境、社会教育、交通、都市計画

住民が主体的に地域課題を解決を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場(※)
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

平成28年度～

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関の連携の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

総合的な相談支援体制作り

雇用、就労関係、高齢関係、住居関係、教育関係、保健関係、障害関係、司法関係、児童関係、福祉支援関係、医療関係

新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

30

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備
- （その他）
- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
 - ・ 認定サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定可否の仕組み等の導入）
 - ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2. 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、5年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- （その他）
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
 - ・ 障害者支援施設等を譲渡して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4. 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5. 介護納付金への繰上納付の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

31

地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（*）
- （*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける。**（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）



32

社会福祉法改正案（第4条）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

33

社会福祉法改正案（第5条、第6条）

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

34

社会福祉法改正案（第106条の2）

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

35

社会福祉法改正案（第106条の3）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

36

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定；共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

【基調講義】

住民と創る地域包括支援体制 ～分野横断的な地域福祉の推進に向けて

同志社大学 社会学部 准教授
永田 祐

同志社大学の永田です。

本日は、まず地域福祉に対するイメージを共有化する時間を設けて、今後どんな課題があり、何をしていけばよいのかを一緒に考えていきたいと思えます。国の地域力強化検討委員会の委員をしていますが、本日の私の話は委員としての意見ではありません。個人的見解・意見ですのでご了承ください。

大きく3つのパートに分けてお話をさせていただきます。

最初に、地域福祉について皆さんと認識を共有します。

次に、地域福祉のこれからを展望します。

最後に、市町村や都道府県が何を考えていけばよいのか、今後の課題について考えます。

早速『地域福祉』とは？」から話をします。

私はよくこの図を使って説明するのですが、地域福祉とは分野を横断した土台となる考え方であり実践であります。あえて図式化して描くとこのようなイメージになります。

つまり、高齢・児童・障害など縦割りの分野を横断していく考え方や実践が、地域福祉という考え方であり実践であると説明しています。私が勝手に言っているわけではなく、そのように法律的にも位置づけられています。

今後、法改正が行われていくことになりましたが、この基本的な考え方が大きく変わるわけではないということを確認しておきたいと思えます。

土台となっている法律は社会福祉法です。社会福祉行政の土台となる法律です。

同法第1条には、「社会福祉を目的とする事業」の、「全分野における共通的基本事項を定め」と書かれています。「全分野における共通的基本事項」として、3つの目的が書かれています。1つ目が「福祉サービスの利用者の利益の保護」、それから「地域における社

会福祉（以下「地域福祉」という）の推進」、そして「社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達」です。

つまり、皆さんが行政職員としてどの課でどの分野を担当したとしても、地域福祉の推進、福祉サービスの利用者の利益の保護に努めて、社会福祉事業が公明かつ適正に実施されるようにしてくださいと規定しているのが、社会福祉法ということになります。

第4条には、地域福祉を誰がどうやって進めていくのかが規定されています。今回の改正法案では、「与えられるように」という部分を「確保」という表現への変更が予定されています。いずれにしても地域福祉を推進するのは、「地域住民」であったり、「社会福祉を目的とする事業を営業者」であったり、「社会福祉に関する活動を行う者」つまりボランティアやNPOの方であったり、民生委員といった方たちです。

こうした方たちが「地域社会を構成する一員として」「相互に協力」して、「社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加」できるような、「地域福祉の推進」を行っていきましょうと書かれています。

本日の講義の主題は「住民と創る地域包括支援体制」ですが、そもそも地域福祉という言葉には、住民や関係者の皆さんと一緒に進めていくことが既に前提として含意されていることを、ご確認いただければと思います。

社会福祉法ができたのが2000年です。

社会福祉法が成立したことにより、「地域福祉が主流化した」といった言い方がされました。「主流化」とは、今まで法律に書かれていなかった「地域福祉」が、社会福祉の基本的な考え方として規定されたということです。これを「地域福祉の主流化」と呼んでいます。

たとえ福祉サービスが必要になっても、地域社会を構成する一員として暮らしていけるように支援をしていきたいと思いますという、ノーマライゼーションの基本的な考え方が、社会福祉に反映されたものと考えてよいのではないかと思います。

単に地域で暮らす「場所としての地域」という意味ではなくて、本人がさまざまな活動に参加しながら、人との関係をきちんと保ちつつ暮らしていける生活を、地域の住民や関係者が協力しながら構築していく、そうした関係性までも含まれています。

つまり、社会福祉法成立時には既に、「多様な関係者によって地域共生社会をつくる」

というという考え方が明示されているわけです。いま何か急に新しいことが言われているわけではありません。もともとある地域福祉の基本的な考え方を、より強化していこうというのが今般の制度改正です。

社会福祉法ができてから 16 年余が経過しました。現場の状況はどのように変わったか。「分野の中」での地域福祉は、だいぶ進んできたような気がします。

高齢・児童・障害それぞれの分野の中で相談を受けとめる体制をつくろうということで、高齢分野では地域包括支援センターができました。児童分野では、児童相談所から市町村でも一次相談を受けとめる形に変わり、多くの市町村で児童家庭相談を行っているかと思えます。障害に関しても相談支援事業所がある。

そこで相談を受けとめて、解決できるものは解決していく。解決できないものは皆で話し合う機会をつくるということで、地域ケア会議であるとか、要保護児童対策地域協議会であるとか、自立支援協議会がつくられている。

そこで協議をして、制度を変えなくてはならないものに関しては、各分野の計画に反映させていくという流れが現在の状況です。

相談を受けとめて、それを協議して、次の計画に反映させていくという流れが、それぞれの分野で既にできている。それぞれの分野の中では地域福祉が推進されてきましたし、一定の成果を挙げてきているのではないかと思います。

でも問題は「果たしてこれだけでいいのか」ということです。

分野の福祉はいわば縦糸です。縦糸ばかりをいくらつくっても、そこにしっかり横糸を通していかないと面にはならない。

横糸とは具体的にどのようなものかを考えてみると、まず横断的な相談支援の体制です。今の言葉で言えば「丸ごと」です。『新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』では、「全世代全対象型地域包括支援」という言い方がされています。つまり、分野を横断した相談をきちっと受けとめる、そういう場をつくっていかなくてはいけないのではないかと。それからまた、分野を横断して協議する場も必要ではないかということです。

80・50 問題で考えてみると、この問題は高齢者の問題であるとともに、失業している息子さんの問題でもある。これを地域ケア会議で議論するとして、ふさわしい課題なのかということなのです。

他にも障害が疑われる生活困窮者とか、母子家庭のお母さんが子供を虐待している可能性があるけれども、そこには母さんの就労の問題が重なっているとか、子育てと認知症のお母さんの介護が重なるダブルケアとかいった問題が出てくる。こういった問題は果たしてどこで協議したら良いのか。

また、こうした横断的な協議の場や相談支援の体制を、どの計画で位置づけるのか。分野横断的な相談支援とか協議の場は、それぞれの分野の計画には位置づけられません。地域福祉計画がこれに当たるわけですが、この計画は策定が任意です。策定していない市町村もあります。ですので、地域福祉計画を上位計画として位置づけて、総合的な福祉の計画として位置づけていこう、義務化しようという方向にあるわけです。

横糸はこれだけではありません。「住民の主体的な地域福祉活動」が重要です。そもそも住民の主体的な活動というのは、分野に落とし込まれるものではないので、この図をより正確に表現すると、各分野の土台部分に横糸を刺すものかと思います。

地域福祉というのは縦の分野ではなく横糸であり、そういう考え方なのだとすることを、前提として押さえていただきたいと思います。

地域福祉のこれからを展望したいと思います。

この16年間余にどういった社会の変化があったかを、大雑把に確認しておきます。キーワードの一つは「社会的孤立」ではないかと思います。この間に、社会的孤立が非常に深刻になってきていることを認識する必要がある。私はよく「個人化する社会」という表現を用いています。

これまで私たちが社会と繋がる時に間に入って頼りとしてきた集団、これを中間集団と呼びますが、そうした集団の力がどんどん弱くなってきています。

皆さんご承知の通り、家族のサイズは小規模化してきています。そもそも結婚しない人が増えている。つまり家族に頼れない人がこれから増えてくる。

高齢女性の23.1%が単身世帯であると言われます。こうした方の多くは、旦那さんに先立たれて単身世帯になっている。場合によっては子供が近所に住んでいる。近所に住んでいなくても子供がいる状況が考えられる。こうしたケースであれば、地域包括支援センター等が家族に連絡をとって介護の相談などができます。そうであればまだいい。けれども、これからは結婚をしていない単身世帯の方たちが高齢化していきます。そうしたことも考

えていかななくてはいけないと思います。

地域社会もだんだん頼りづらくなってきている。

重要なのは会社、職域です。しかし非正規雇用が増加し、職域とうまく繋がれない人たちが、非常に増えています。これは本人の問題というより、グローバル化によって雇用環境が大きく変化してきていることが背景にあります。以前は日本型雇用で、いったん就職すれば、一生懸命勤めていれば給料が上がり、定年になる 60 歳までは首を切られることはなかった。こうした雇用慣行自体は既に崩れつつある。

家族、地域社会、それから会社。こうした中間集団と繋がることができない人たちの問題が、社会的孤立として非常に深刻化しているというのが現在の状況です。とりわけ 2000 年以降、一層深刻度が増していると言えるのではないかと思います。

ただこれまでの日本の社会福祉は、若者や中高年の人たちがそもそも福祉の対象であるとは考えてこなかった。中間集団とうまく繋がれていれば、若者や中高年は福祉の対象になることはなかった。9 割以上の人たちが安定的雇用に就いている社会が前提であれば、若い人や働いている層の人たちに何らかの支援が必要ということは、よほど例外的な事態だったわけです。

生活保護受給者にこうした層が増えてきています。雇用や家族といったセーフティネットとうまく繋がれない。地域から孤立している。複合的な課題を抱えて孤立している人たちの問題が、制度の狭間や複雑な課題を抱えた世帯の問題として顕在化しています。こうした現実が、生活困窮者自立支援制度が必要とされるようになった背景です。

社会的孤立を切り口としてみると「制度の狭間」の問題が見えてきます。

縦割りの制度の狭間に落ちてしまう人たち。これまでの日本では福祉の対象とは考えてこなかった人たちの問題が顕在化している。こうした問題はどのように出てきてしまうのか。

そもそも制度がないから制度の狭間の問題があるというのが、一つの理由としてあると思います。支援者や機関の問題もあるかもしれません。

例えば、生活福祉資金を社会福祉協議会に借りに来た。社協の担当者は、要件に該当するか否かしか判断しない。でも、本人は何か困っていることがあるから社協の窓口まで来ている。この問題については、しっかりその段階で受けとめて、次の支援に繋げる必要がある。でも結果としてそうできなかったとすると、そういう援助者や機関の問題というの

も、制度の狭間を生み出す要因としてあると思います。

だからと言って、現場の人だけを責めても仕方ありません。多くの現場の人たちは、何とかしたいと思っていても埋め戻してしまいます。「埋め戻す」という表現は、私の知っている実践者の方がよく使われている言葉です。

どういうことかと言うと、問題には気づく、何とかしたいとは思う。けれども、自分にできることはないといった状況のことです。

例えばケアマネジャーが高齢者宅を訪れた。どうも失業している息子さんと同居しているらしい。気にはなるけど、ケアマネジャーとして自分にできることはない。どこに繋いだらいいかも、どこに相談したらよいかもわからない。ということで、見なかったことにしてしまう。これが「埋め戻す」ということです。

うまく横断的に繋がっていく仕組みさえあれば、すべてではないにしても、解決できる問題があります。

もう一つは、分野別縦割りの相談支援の限界です。

これまで高齢・障害・児童等と縦割りに制度をつくってきたわけですが、こうした縦割りの制度だけでは、制度の狭間であるとか複合的な課題を抱えた世帯の問題を解決していけないのではないかと、昨今言われるようになってきているわけです。

そもそも私たちの暮らしも縦割りでできているわけではない。だから「包括化」が大事なのではとされているわけです。地域包括支援センターができたり、自立支援協議会ができたり、分野の中での包括化は一定程度進んだわけですが、いまの課題はこの分野を横断した連携をどうやってつくっていくのかです。

このことは相談支援の場もそうだし、支援の場でもそうです。相談も支援も包括化していかないといけない。これから市町村で考えていくべき課題です。

この 20 年くらいの中に社会的孤立の問題が非常に深刻になっている。そのことで、制度の狭間とか従来あった縦割りの制度だけでは解決できない問題が顕在化してきている。もちろん生活困窮者自立支援制度のような新しい制度をつくることで、狭間を埋めることができる部分もあるかもしれない。ただ制度をつくるだけではなくて、横の繋がりをうまくつくっていくことで解決できる問題がたくさんある。むしろそちらの方が必要なのではないか。こうした前提をご理解いただければと思います。

こうした前提に対する国のビジョンが「『我が事・丸ごと』地域共生社会」です。

「我が事」を簡単に言えば、地域住民の主体的な課題解決の力を高めていこうということです。主体的な課題解決の力を高めるだけではなくて、つまり「我が事」だけではなくて、専門職や行政も地域の課題や狭間の問題をきちっと受けとめる「丸ごと」の体制をつくっていこうということです。この2つを合わせて、「地域共生社会」をつくっていこうというビジョンなわけです。

まずはとにかく専門職や行政の側が、受けとめる体制をつくっていくことが非常に大事です。住民の皆さんが安心してさまざまな活動に取り組んでいただく。安心して課題を発見していただく。そのためには専門職のバックアップが非常に大事です。

地域で活動している皆さんの前に困難な課題が立ちはだかった時、専門職がしっかり関わってくれる担保があれば、地域の皆さんは安心して活動を行うことができます。これを全部丸投げされたらどうなるか。「こんなことも住民で対応しなければいけないのか」と疲弊してしまうわけです。

「丸ごと」のバックアップがあって初めて「我が事」が育ちます。ここが非常に大事なポイントです。それをどう作り上げるかが、市町村が考えなければならない大きな課題だと思います。

いま地域福祉に期待されているのは、「我が事」として主体的に課題解決に取り組む地域の力をどう高めていくかということです。それから、「丸ごと」受けとめる専門職の体制をどうつくっていくかということです。

一律な答えがあるわけではありません。先進事例などに学びながら、わがまちはどうしたらいいのか考え続けることでしか、回答は得られません。

家族や雇用によるセーフティネットが脆弱化し、社会的孤立が顕在化する中で、地域福祉に期待されていることは、住民の皆さんの主体的な課題解決力を強化して繋がりを再構築していくことです。地域のセーフティネットを強化していこうということです。

もう一つは、制度の狭間や複合的な課題が問題に対して、包括的な支援体制を構築することによって、制度のセーフティネットをつくっていこうということです。

国が少子化対策であるとか、安定した雇用をつくる取り組み、働き方改革をマクロレベルで行っていくことはもちろん大事ですが、市町村レベルでこうした取組をきちっと進め

ていくことがより重要なのではないかということです。

最近の制度改正の共通点です。

介護保険法改正で「新しい総合事業」が始まりました。生活困窮者自立支援制度も始まりましたし、社会福祉法人改革も行われています。いずれも共通しているのは地域福祉、それから社会的孤立とか制度の狭間という問題ではないかと思います。

新しい総合事業の中で言われているのは、皆さんが役割を持って活躍できる地域づくりをしていきましょうということです。これは、しばしば誤解されているように、予防給付のコピーを地域につくるという話ではない。地域の中で必要な活動を、住民の皆さんと協議体で考えて、生活支援コーディネーターが働きかけをして、地域に必要な活動をつくっていこうという話です。

介護予防にしても、ただ運動をしたら介護予防だという考え方ではない。地域に居場所があって孤立しない関係づくりをしていくことが、そもそも介護予防につながるという考え方なわけです。つまり地域づくりとか、孤立しないような関係づくりを、地域でしっかりやっていこうというのが新しい総合事業の肝なわけです。

生活困窮者自立支援制度にしても、単に就労に繋がればいいのかということそうではない。20年間ひきこもっている人に、「企業からこういう求人がきていますからいまから行ってください」などと言っても、問題が解決するわけではない。中間的就労であるとか、役割を持てるような居場所がまずあって、そこで社会参加の経験を深めながら、一步一步就労への道へと進んでいくことになるわけです。地域にそういう場所をどうやってつくっていくのか。そもそも社会的孤立が生活困窮の背景としてある。そうした中で人との繋がりをどうやってつくっていけばいいのかということが、共通点としてあります。

社会福祉法人改革もさまざまな議論が行われましたが、社会福祉法改正の中で制度の狭間の支援を行っていくのが社会福祉法人の役割だと規定された。意識のある社会福祉法人は、地域福祉に関して非常に関心を持たれています。例えば、放課後デイサービスをやっている法人が「午前中は空いているから、地域の人たちに使ってもらおう」とか。施設には台所もお風呂もありますから、「子ども食堂をやったらいいのではないか」とか。自分たちの法人が地域でどんな貢献ができるのか。自分たちの法人の機能をどう活かして、地域の皆さんに活用してもらえかを考えている法人が出てきています。

『我が事・丸ごと』地域共生社会」というコンセプトも、一連の制度改正と同じ背景が

あります。今後は、皆さんの市町村でどのような地域包括支援体制づくりをしていくのかが問われます。単に窓口を一緒にしようという話ではありません。地域住民だけではなく、社会福祉法人などプロの皆さんも、本来一緒に地域福祉を推進していくメンバーです。それぞれの地域で、こうした認識を作り上げることができるかどうか問われていると思います。行政職員である皆さんも、横断的な視点をもつことができるかが非常に重要になってきます。

今後の課題です。

地域力強化検討会の中間とりまとめを基に、市町村でどんなことを考えていけばいいのかを、私なりに紹介したいと思います。

中間とりまとめでは、大きく分けて4つの提言をしています。1つは住民に身近な地域で「我が事・丸ごと」をつくるという部分。2つ目が包括的な相談支援体制。3つ目が地域福祉計画等法令上の取扱い。4つ目が自治体の役割です。

まずは住民主体とその支援体制について。因みに、資料右上に「我」と書いてあるのは、「我が事・丸ごと」で言う「我が事」に当たるという意味です。

一番大事なのは、住民の皆さんがその課題に気づき共感して、解決の活動を生み出してしていくことだと思います。このステップを飛ばしてしまうと「我が事」になりません。どうしてもやらされ感が出てきてしまいます。そんなふうに進めてしまうと、それは「我が事」ではなくて監視や排除に繋がっていってしまう。

先進的に見守り活動を行っている地域の皆さんは、行政から名簿をもらったから見守りしているわけではありません。住民自身が見守り会議で地域の気になる方を抽出して、近所の人が見守り活動を行っています。その上で、もし何かあったら地域包括に連絡する。…そんな風に見守り活動しています。

それは同じ地域に暮らす仲間への気遣いです。地域の住民自身が必要性を認識して、見守り活動をしている。行政から名簿をもらったからしているのでは、それは気遣いではない。役割であり、義務であり、ともすれば監視になってしまう。

気づきや共感をきちっとつくっていく。このプロセスを飛ばしてしまうと、地域共生社会も我が事も絵に描いた餅に終わる。基本的前提として大事だと思います。

新しい総合事業でも同じことが言えます。行政から地域の皆さんに、「介護保険がこんなふうになります」「皆さんでこんな活動をつくってください」と説明して回っても、それだけでは全然「我が事」にはならない。

介護保険はデイサービスやホームヘルプのような介護保険サービス上の支援はしてくれる。でも介護保険サービスだけで地域生活がおくれますか？ 地域の中でお互い気にし合える関係づくりをしていかないと駄目なのではないですかと訴えて、住民自身が「そりゃそうだな」と納得する過程があるから、次のステージに繋がっていくわけです。そうした働きかけやプロセスを丁寧に踏んでいかないと、「我が事」の体制はできません。

中間とりまとめでも、こうした視点を盛り込んだ提言をしています。

皆さんの自治体でも、地域の皆さんに働きかけて、誰がどんな役割を担っていくのかを、「社協の地域担当の人がこんなことをやっている」とか、「生活支援コーディネーターは、誰に頼んだらいいか」とか、いろいろな情報を交換し議論しながら総合的に考えていっていただきたいと思います。

先進地と言われる自治体は、この土台となる地域づくりに5年、10年かけて、丁寧にやってきました。こうした土台がないのに、いきなり行政から「住民主体で総合事業をしてください」と言ってもうまくいくはずがありません。

「我が事」の部分で私がいつも思うことがあります。

地域福祉計画や社協の地域福祉活動計画の策定委員会でよく聞くのはこんな発言です。「自治会長が毎年変わる」「マンションが自治会に入らない」「だから地域福祉活動などできない」…こういう話が繰り返される。策定委員会が非常に暗い雰囲気になります。

確かに地域によっては、人材不足で集団機能の維持が困難なところもあるかもしれません。ただ地域福祉に関わってくる人材は、必ずしも自治会やマンション住民だけではない。これからは、そういったところも見ていかないといけないと思います。

このことを「主体の拡大」と表現しています。

主体の中に社会福祉法人やNPOは入っていますか。ボランティアの方はどうですか。その他にも、地域でまちづくりについて考えている人は誰もいないのですか。そんなことはないでしょう。農家の皆さんとか、商店の皆さんとか、企業の皆さんとか、多様な人たちを巻き込んで、地域づくりを進めていく必要があるのではないかと思います。

「主体の拡大」とともに、「内容の拡大」も図っていかねばならないと思います。

サロン・見守り・生活支援。これらを地域福祉活動の三種の神器みたいに推進してきた感があります。でも、それだけですか。他の活動もあるはずです。後ほど名張市の報告にあるかもしれませんが、「中間就労の場づくりをどうしようか」といったことです。その部分を考えていかななくてはいけないと思います。

地域運営組織とか住民自治組織の再編と、地域創生・地域づくり等とを一体的に考えていく必要があります。

ある自治体で地域福祉計画の策定に関わっていて、非常によいアイデアがでてきました。それで「これなら〇〇補助金をとれるのではないですか」という話をしました。返ってきたのが「それは地域創生の担当課がとる補助金なので、うちではとれない」という答えです。行政の中での役割分担と言えは聞こえはいいですが、同じ行政の中なのだから一緒にやればよいという話です。

「丸ごと」の部分で言うと包括的な支援体制です。皆さんの自治体で、ワンストップ型や連携強化型など、どんな包括的な相談支援体制がマッチするのかをあらためてぜひ考えていただきたいと思います。

最初に申し上げておくとワンストップ型は難しいと思います。同じ場所に窓口を集約しても、支援が総合的になる保障はありません。そもそも市役所自体が、どの窓口も同じ建物の中に入っているわけですからワンストップです。でもご存じの通り縦割りです。なので、いつも同じ場所に人がいるからといって、必ずしも支援がワンストップになるという保障はないと思います。少なくとも行く場所は1か所になるかもしれません。けれども、その中で押しつけ合う可能性もある。

ある自治体では、ワンストップ型で同じ場所に窓口を置いています。例えば、生活困窮で障害が疑われる人が来たとします。押しつけにならないように、主担当は生活困窮担当課、副担当に障害の相談支援事業所の人をつけるという感じで工夫しています。やり方を工夫しないと、単に同じ場所に窓口を置いただけになります。

さまざまな法人に委託を出している自治体であれば、必然的に連携強化型を考えていかななくてはいけない。

ですので、今年度から多機関の協働による包括的支援体制構築事業で試行している相談支援包括化推進員のように、ソーシャルワーカー的役割を担う人材をどう配置していくかなどを、それぞれの自治体で考えていかななくてはならないと思います。

相談支援の窓口をつくっても、そもそもそこに相談が入ってこなかったら意味がないわけです。住民の皆さんや地域福祉活動と連携してないと相談は入ってこない。また、地域の皆さんが安心して課題を見つけ出して解決することができるバックアップ体制を、しっかりつくるのが大事です。

具体的に言うとなんなイメージです。地域力強化検討委員会の資料をアレンジしたものです。

つまり、包括的・総合的な相談支援体制をつくりました。住民の皆さんが我が事としていろいろな活動をしています。この2つだけでうまくいくかという、この間に必要なものがあるのではないかということです。

この2つの間の距離が開き過ぎていると、せつかく地域で課題発見しても、どこに課題を持っていったらよいのかわからないとか、地域の皆さんがいろいろ悩んでいても支援ができないとかいったことが起こる。この間にある、真ん中の部分をどうやってつくるのが非常に重要になってきます。

この真ん中の部分の作り方については、先進自治体の具体例が日野補佐の説明資料にあります。こういう視点で見てほしいと思います。先進自治体ではこの真ん中の部分をきちっとつくっています。

例えば、三重県名張市であれば、ここに「まちの保健室」が介在するわけです。小学校区ごとに「まちの保健室」があって、そこには専門職がいて、地域の皆さんの活動を支援している。その中で、地域で出てきた解決できない課題は、専門職の相談支援に繋いでいる。ですからこの真ん中の部分は、地域の皆さんの活動、我が事の活動を支援しながら、そこで解決できない課題をしっかり受けとめて、専門的な相談支援に繋いでいく役割です。

その役割を担うのが、神奈川県藤沢市や大阪府豊中市では、「まちの保健室」ではなくコミュニティソーシャルワーカーになります。それが他の地域では生活支援コーディネーターになるかもしれない。それはそれぞれの地域で考えながら作り上げていくものです。いずれにしても真ん中の部分がないままだと、我が事・丸ごとの体制はうまくいきません。

私の言葉で言うと、「『間』をどう作るか」ということになります。

中間とりまとめでは「地域で解決できない問題を専門相談につないでいくような機関や専門職が身近な圏域に必要な」と書いてあります。地域包括支援センター、社会福祉

法人、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターなど、いろいろな登場人物がいます。皆さんの市町村なら、これをどう実現していくかをぜひ考えてみてください。

今回の地域福祉計画の位置づけで確認しておきたい点があります。

先ほど述べましたように、地域福祉計画は横糸を通す計画です。住民の主体的な地域福祉活動はもちろんですが、横断的な相談支援の体制、それから横断的な問題を協議する場を、この地域福祉計画の中に位置づけていく必要があると思います。

例えば、生活困窮者の自立支援や災害時要援護者の問題も分野を横断しているので、国の通知で地域福祉計画に盛り込む事項となっています。こうした内容も、分野ごとの計画には書けないわけですから、地域福祉計画に書いていく必要があるということです。

「地域福祉計画の失敗？」というタイトルをつけました。

残念ながら、横断的な相談支援の体制を書き込んだ地域福祉計画をもつ自治体はほとんどありません。多くの地域福祉計画は、地域の住民は何をするかという、「我が事」の部分しか書いていない。「丸ごと」の部分をつまみ行政として「我が事」をどう受けとめ支援するのかという部分を、地域福祉計画にしっかり位置づけてほしいと思います。

地域福祉計画をただ作るだけでなく、内容をきちっと意識していただきたい。

「包括的な支援や連携をどう作るか？」です。制度の狭間の問題に対する考え方の問題を上げたいと思います。

最近、私は制度を超えた実践のことを「越境する実践」という言葉を使って表現しています。そこには「のりしろ」というキーワードがあります。先ほどの社会福祉法人の例で言うと、社会福祉法人は社会福祉事業を行っているわけですが、それ以外にもさまざまな活動を行っています。その部分、つまり「のりしろ」を少しずつ出していただけませんかということです。

各人が「のりしろ」を出していただくのはよいのですが、そのためには「地域にこんな課題がある」「子供の貧困って問題だよな」とか、「うちの地域こんなことを解決していきたい」とか、皆が「のりしろ」を出せる場が必要です。おそらく行政の場でもそう感じる部分はあるかと思っています。

そうした感慨を現場の人たちはより感じています。やりながらできないこと。埋め戻し

てきた課題が数多くある。そうした「のりしろ」を皆が出し合う場を地域につくっていかないと、包括的な支援はできていけないと思います。

このことを「プラットフォーム」という言葉で表現しています。

プラットフォームとしてどんな場をつくるのかは、皆さんがそれぞれ考えていただければと思いますが、「のりしろ」を出せる環境づくりしていただきたいと思います。

「思い」を持った専門職や地域の方はたくさんいます。ただそれが空回りしていたり、うまくつながらなかつたりしているのだと思います。

行政内部でも同じです。仮に何とかしたいと皆さんが思っても、他の課と繋がれない。こうしたことをなくしていけば、解決できる問題はたくさんあります。

中間とりまとめで示したのは、こうなさいという内容というよりは必要な機能です。

「機能」ですから、その機能を誰が担うのかとか、うちの町ではどうその機能を果たしていくのかは、ぜひ皆さんの市町村の実情に応じて考えていただきたいと思います。

もちろん機能だけ提示して終わりではありません。さまざまなモデル事業や法改正を通じてその動きをバックアップしていくのは、国の責任としてしっかりやっていただきたいと思います。

中島みゆきの歌ではないですが、縦糸だけだと地域福祉はできません。横糸を通していくことで、地域福祉という面ができていく。横糸を通すためには、法律ではなくて、行政の中での工夫が必要になってくるのではないかと思います。皆さんの力が問われます。今日を機会に、そうしたことを考えていただければと思います。

住民と創る地域包括支援体制

～分野横断的な地域福祉の推進に向けて～

同志社大学 永田祐

今日の内容

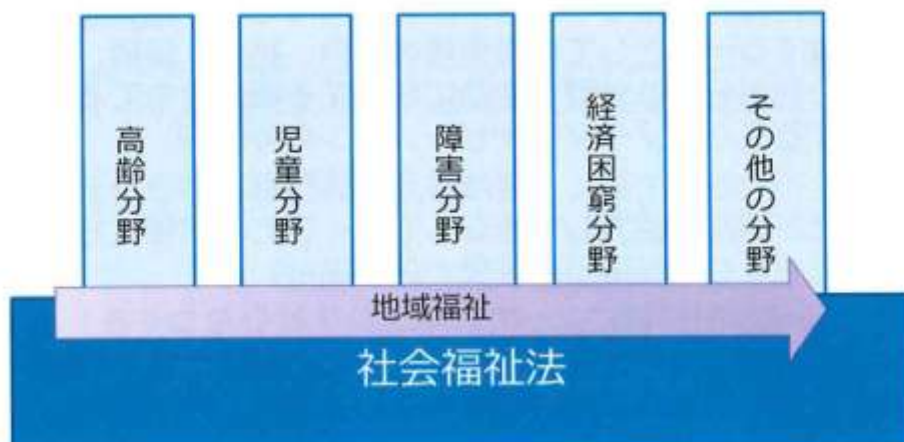
- **Part1 地域福祉とは**
 - まず、地域福祉について皆さんと認識を共有するために、法律上の位置づけや内容を簡単に確認します。
- **Part2 地域福祉のこれから**
 - 背景にある社会の変化を抑え、国のビジョン等を踏まえて地域福祉のこれからのあり方を展望します。
- **Part3 今後の課題**
 - 全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築に向けて、行政や専門職が今後検討しなければならないことを考えます。

PART1 「地域福祉」とは？

まず、地域福祉について皆さんと認識を共有するために、法律上の位置づけや内容を簡単に説明します。

地域福祉は、分野を横断した土台

- ・2000年に社会福祉法が改正され、地域福祉という考え方が法的に位置づけられた。地域福祉は、一分野ではなく、分野を横断した考え方であり、実践である。



地域福祉の法律上の位置づけ

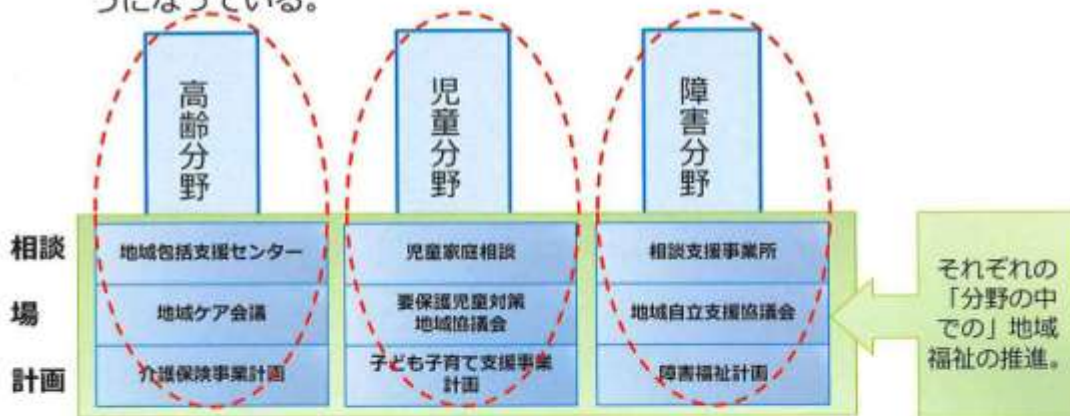
- 社会福祉法の規定
 - 「この法律は、社会福祉を目的とする事業の**全分野における共通的基本事項を定め**、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、**①福祉サービスの利用者の利益の保護及び②地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに**、**③社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り**、もって社会福祉の増進に資することを目的とする」（社会福祉法第1条）
 - 「**地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は**、相互に協力し、福祉サービスが必要とする**地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように**、**地域福祉の推進に努めなければならない**」（同第4条）。

地域福祉の主流化

- 2000年の社会福祉法成立によって、
 - 地域福祉を推進することが日本の社会福祉の基本的な方針として明確化された。
 - その内容は、福祉サービスが必要になっても、**地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会をもてるようにすること（ノーマライゼーションの考え方）**。
 - これを行政だけでなく、**地域住民、専門職、ボランティアなどが相互に協力して推進していくことも明確にされた（そもそも地域福祉は住民と創る福祉）**。
 - ⇒「**多様な関係者によって、地域共生社会をつくる**」という地域福祉の考え方がこれからの社会福祉の基本的な方針として明示された⇒**地域福祉の主流化**と呼ばれた。

それから16年...

- ・ 高齢、児童、障がいの各分野において、市町村が中心的な役割を果たし、相談を受け止め、支援へとつなぐ流れが構築され、それを計画的に推進する体制が整ってきた。
- ・ 横断的な問題解決の場としては、多様な関係者が協議し、個の問題を地域の問題として社会資源開発につなげていく場が形成されるようになってきている。



地域福祉は「横糸」

- ・ 分野の中での縦糸だけでなく、分野を横断した横糸を通していく必要がある。
- 横糸**
- ・ 横断的な相談支援 ⇒ 全世代全対象型地域包括支援
 - ・ 横断的な協議の場 ⇒ 分野を横断した課題共有や社会資源開発の場
 - ・ 横断的な計画 ⇒ 地域福祉計画・地域福祉活動計画
 - ・ そして、**住民の主体的な地域福祉活動**



PART2

地域福祉のこれから

地域福祉のこれからの展望について、その背景を押さえたうえで、国のビジョン等を参考にしながら共有します。

深刻化する社会的孤立

- **個人化する社会** = 家族、地域社会、会社といったこれまで個人と社会を結びつけていた中間集団が機能低下し、様々な「リスク」が直接個人に降りかかってくるような社会。
 - **家族**：2030年には男性の生涯未婚率は、27.6%になると推計されており、高齢女性の23.1%は単身世帯となる。
 - **地域社会**：日本は、OECD加盟国中「家族を除く友人などとの関係」が「全くない」と答えた人の割合が最多。
 - **会社**：特に若年層で非正規雇用の割合が増大し、労働組合の組織率も年々低下している（平成25年の推定組織率は17.6%と過去最低）。
- ⇒家族や地域、職域とつながれない人の問題（**社会的孤立**）が深刻になっている。

複雑な課題を抱えた人が増加している

- ・ **母子家庭の貧困率**は、OECD諸国の中で最も高く、**子どもの貧困率**も先進国の中で最も高いグループに属している（**貧困の再生産**）。
 - ・ 15～34歳の若者で、仕事に就かず、学校にも行っていないニートは2012年は63万人。雇用者に占める**非正規雇用者の割合**は25～34歳で26.1%と、2011年に続き過去最多（「子ども・若者白書」）。
 - ・ 15～39歳の各年代では、死因トップが「自死」。日本全体では年間3万人前後が毎年自死している（内閣府）。
- ⇒これまで支援が必要だとは考えられていなかった「若者」や「中高年」（稼働層）の課題が顕在化している。
- ・ こうした人は、雇用や家族といった「セーフティネット」だけでなく、地域からも孤立している場合が多い⇒**制度の狭間や複雑な課題を抱えた世帯や人の問題**が無視できなくなっている。⇒**生活困窮者自立支援法の施行（2015年）**の背景には、こうした社会の変化がある。

制度の狭間

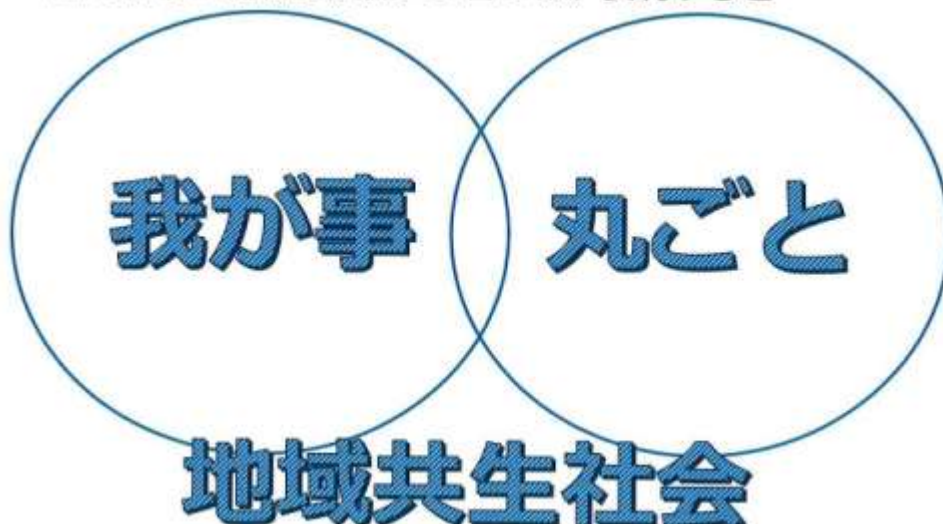
- ・ 社会的孤立や複合的な不利を抱えているために、制度や家族、地域、雇用など様々なつながりがから排除された人の抱えるニーズやそれが複合的に表れる世帯が顕在化している。
 - ・ 「支援を必要とする人がいるが、対応できない」⇒問題やニーズが制度の守備範囲を超えている場合。
 - ・ 「援助者側が対応できないと判断している、気づかない」⇒援助者の姿勢や組織・機関の姿勢の問題。
 - ・ 「何とかしたいと思っても、埋め戻してしまう」⇒何とかしたいと思っても、誰とどう連携してよいかわからない。仕組みがない。
- ・ ⇒「制度の狭間」の問題は、制度の守備範囲の問題、それを前提にしてしまう援助者・機関の問題の両面がある。**一方、何とかしたいと思ってもどうしてよいかわからない支援者同士がつながる仕組みが必要。**

孤立や制度の狭間をどう受け止めるか

- ・分野別・縦割りの相談支援の限界
- ・制度が充実するだけでは、制度の狭間や複合的な世帯の問題に対応できない。そもそも人の暮らしは包括的なもので、専門職の都合や制度によってバラバラにしてきた支援を本人の暮らしに即して「包括」する必要性が認識されるようになってきた。
 - ・障害のある（疑われる）生活困窮者の相談は？
 - ・ごみ屋敷に住む認知症の母親と介護に悩む孤立無業の引きこもりの中年男性の相談は？
 - ・子育てと親の介護で悩んでいたら？
- ⇒各分野での「包括化」は一定程度進んできたが、**分野を横断した連携**が不十分であり、包括的な相談支援や支援のあり方を検討することが不可欠になっている。

我が事・丸ごと地域共生社会

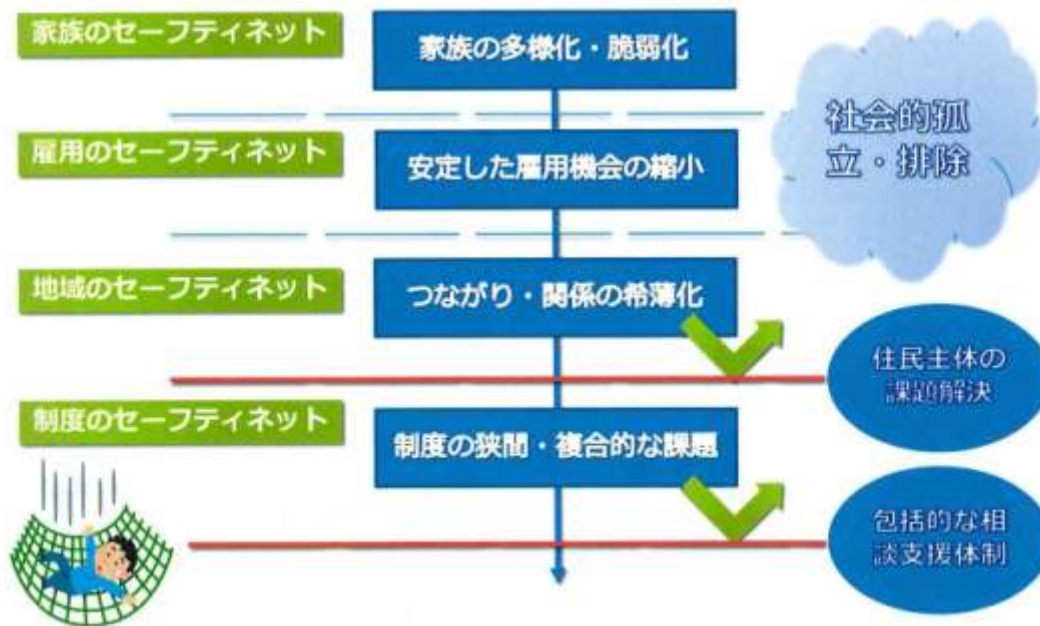
- ・国の新しい福祉の提供ビジョンは、要約すると



地域福祉に期待されているのは...

- ・「我が事」として主体的に課題解決に取り組む地域
 - ・家族や地域社会の機能低下...単身世帯の増加や頼れる家族がいない人が今後増加する中で、課題を我が事としてとらえ、地域でのつながりや支え合い（=共同性）を再構築していくこと→住民の主体的な課題解決力の強化。
 - ・「丸ごと」受けとめる専門職の機能
 - ・分野別・縦割りの相談支援...課題を丸ごと受けとめる体制を作り、多様な専門職が地域とも協力しながら問題解決を担っていくこと→全世代・全対象型の包括的相談支援体制の構築。
- ⇒地域住民の主体的な活動と専門職の包括的な支援の協働によって、地域共生社会をつくるというビジョン。

個人化する時代の地域福祉



制度改正の共通点

- ・近年の制度改正は、**社会的孤立**や**制度の狭間**に焦点を当てており、いずれも鍵を握るのは「地域福祉」。
- ・①**介護保険法改正に伴う「新しい総合事業」**
 - ・「支え合いのある、誰もが参加できる地域づくり」による、地域生活支援への転換。孤立防止を介護予防に位置付ける。
- ・②**「生活困窮者自立支援制度」の創設**
 - ・制度の狭間にある多様な生活課題に対して、新しいセーフティネットを地域に創造。支援を通じた地域づくり、社会的包摂の実現を目指す。
- ・③**社会福祉法人制度改革**
 - ・社会福祉法人が、自らの組織のあり方を見直し、地域の生活課題の解決を図るための新たな取り組みを進めていくこと。⇒制度の狭間の支援を行っていくことを「本旨」と確認。
- ・④**「我が事・丸ごと」地域共生社会**
 - ・住民と協働しながら、制度の狭間を受け止める全世代・全対象型の地域包括支援体制をつくる。⇒今後は、市町村での体制づくりが求められるようになる。

PART3 今後の課題

行政や専門職が今後検討すべきことについて①我が事の地域づくり、②包括的な支援体制、③「我が事」と「丸ごと」の間、④地域福祉計画に焦点を当てて検討します。

※スライドの中のページ数は、「地域力強化検討会中間とりまとめ」の該当ページを示しています。

地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

平成28年12月20日公表

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【現状認識】 ・少子高齢・人口減少 →地域の存続の危機 →人、モノ、お金、思いの循環が不可欠 ・課題の複合化・複雑化 ・社会的孤立・社会的排除 ・地域の福祉力の脆弱化 | 【進めている取組】 ・地方創生・地域づくりの取組 ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援 | 【今後の方向性】 ○地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成 ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加 ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり ○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ「 くらしとこころ 」を「 丸ごと 」支える ○ 地域の持つ力と公的な支援体制が協働 して初めて安心して暮らせる地域に |
| 1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」 ○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】 ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌 ・「楽しい」「やらかいがある」取組への地域住民の参加 ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と考える意識 ○複合課題「丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】 ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気づけるのは住民しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するが、気づけずとも声をあげることができないままにせざるを得ない <small>例えば、地区社協、若狭村社協の地区社協、地域の民生センター、相談支援事業所、子育て支援拠点、利用者と関係者、社会福祉法人、NPO法人等</small> | 3. 地域福祉計画等法台上的取扱い ○地域福祉計画の充実 ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載 ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ ○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき ・福祉サービスを必要とする⇒就労や自立の解消等も対象 ・支え手側と受け手側に分かれない（一貫プラン） ○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討 ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報等の共有が難しい。 | |
| 2. 市町村における包括的な相談支援体制 ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応 ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要 ・制度の検閲⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す ○協働の中核を担う機能が必要【3】 <small>例えば、生活困窮に陥る課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(26年度5億円)※平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域自立支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関で構成されている。</small> | 4. 自治体等の役割 ○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき ○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法 ○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。 | |

住民主体とその支援体制

我

- ・地域福祉は、地域課題を住民自身が気づき、共感し、課題解決のための活動を生み出すとともに、困っている人を中心にした福祉コミュニティの形成を目指してきた。
- ・⇒気づきや共感を伴わない活動は、「我が事」にならず排除や監視につながってしまう。狭間の課題があるから、それを住民を利用して解決するという発想ではうまくいかない。
- ・住民が地域課題を「我が事＝私たちの問題」と認識できるような場づくりや支援を行っていくことが「地域共生社会」の前提（⇒総合事業でも同じ）。
 - ・個別支援を通じた気づき、働きかけや場づくりを行う「触媒」としてのソーシャルワーカーが住民に身近な圏域に存在すること、住民に身近なところいつでも立ち寄れる居場所や活動拠点があることが重要（p.10）。
- ・⇒こうしたワーカーの配置を戦略的に考えていく必要がある（「先進地」といわれるところはこうした努力を継続して行ってきた）。

主体と内容の拡大

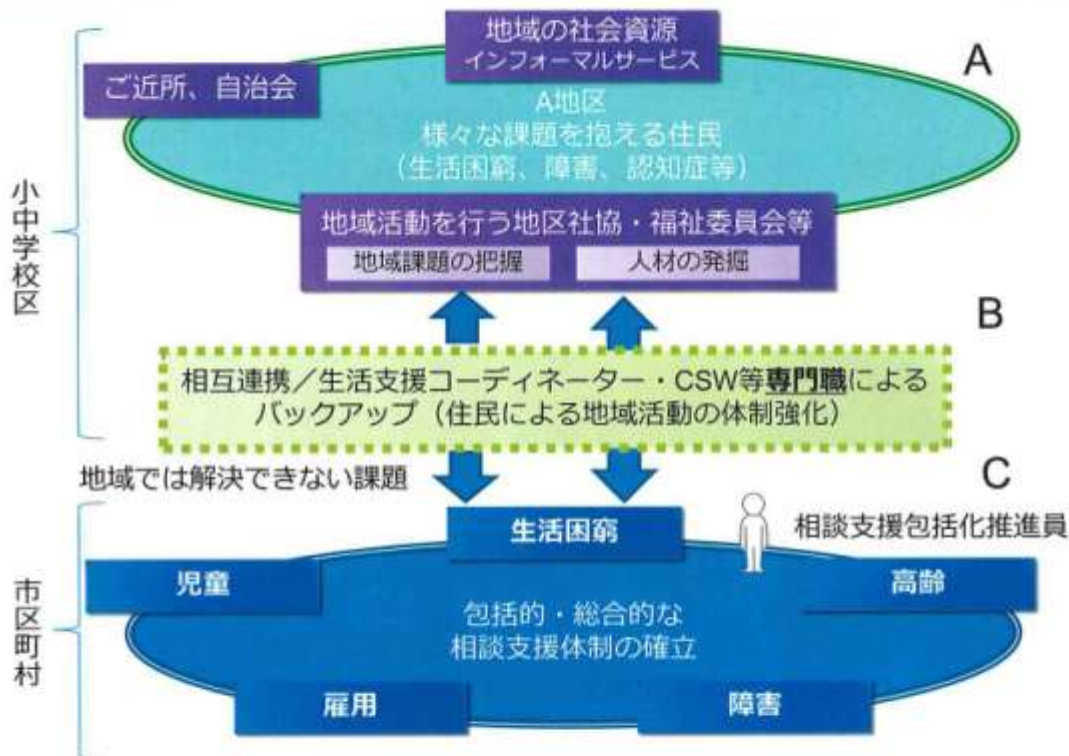
我

- ・ **主体と内容の拡大が必要**
 - ・ 「自治会長が毎年変わる」「マンションは自治会に入らない」（だからできない）の繰り返し⇒**人材不足**。「サロンは作ったけど、元気な人しか来ない」⇒**活動のマンネリ化・停滞**
- ・ **地域福祉活動の「主体」の拡大**
 - ・ 地縁に基づいた活動だけでなく、社会福祉法人やNPO、ボランティア、まちづくりにかかわる人、農家、商店、企業など、多様な人と地域づくりに取り組んでいく必要がある。
- ・ **地域福祉活動の「内容」の拡大**
 - ・ 制度の狭間や社会的孤立の課題を解決していくような活動にも取り組んでいく必要がある（中間的就労や広い意味での仕事づくり、農福連携や空き家・空き店舗を活用した居場所づくりなど）。
- ・ ⇒**地域運営組織・住民自治組織の再編や地域創生・地域づくりと一体的に考える必要がある。**

包括的な相談支援体制

丸

- ・ **ワンストップ型**
 - ・ 地域包括支援センター、障害の相談支援事業所、生活困窮者自立支援といった相談窓口を一か所に集約してワンストップの相談支援体制をつくる。ただし、同じところに窓口を置いても、支援が総合的になる保証はない。
- ・ **連携強化型**
 - ・ 連携強化には、人と場が必要。地域ケア会議や総合事業の協議体などすでにある場を生かす仕組みを考えないと、屋上屋を重ね「協議疲れ」してしまう。専門職間の連携を促す協働の中核になるコーディネーターが必要（問題ごとに関係機関をつなぎ、**包括的なアセスメント・プランニングを行う役割**）⇒**生活困窮者自立支援、多機関の協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業）など、どのようにこうしたソーシャルワーカーを配置するか？** ⇒p.13
- ・ **共通**
 - ・ 相談や情報が入ってくるような**住民や小地域福祉活動との連携がないと機能しない**（『安心して見つけて解決することができる』地域 p.11）。⇒包括的な相談支援体制と住民活動との連携が必要。



「間」をどう作るか

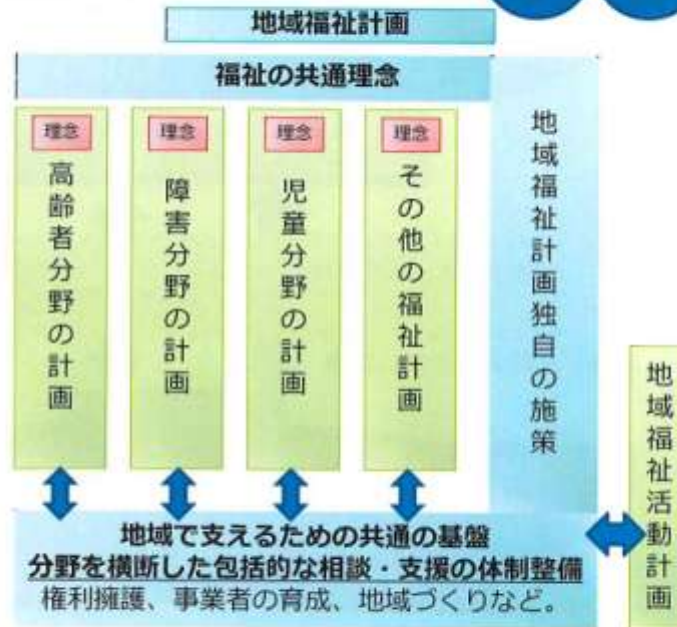
丸 我

- 小地域で住民の活動を支援し、地域とともに個別支援を行い、地域で解決できない問題を専門相談につないでいくような機関や専門職が身近な圏域に必要なになる⇒「身近な圏域の『丸ごと』」(p.12)。
- 例えば、
 - 三重県名張市では「まちの保健室」が、住民の力を高める取り組みと併せて地域と専門相談を「つなぐ」機能を発揮している。
 - 大阪府豊中市では、住民が相談窓口を設置し、受け止めた課題を中学校区ごとに設置された分野を横断した「地域福祉ネットワーク会議」で解決するという仕組みを導入し、コミュニティソーシャルワーカーが両者をつなぐために配置されている。
 - ⇒それぞれの地域の実情を踏まえ、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、社会福祉法人、社会福祉協議会などがこの役割を担う必要がある。

地域福祉計画の位置づけ

丸 我

- ・横糸を通すのが、地域福祉計画。
 - ・横断的な相談支援
 - ・横断的な協議の場
 - ・住民の主体的な地域福祉活動
- ・という横糸をしっかり位置づけ、市町の「包括的支援体制」を描く（布）。⇒我が事・丸ごとの体制整備について記載する(p.15)。



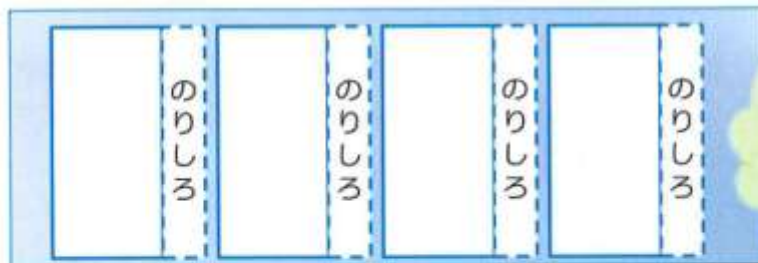
地域福祉計画の失敗？

丸 我

- ・地域福祉計画は、地域福祉の推進主体（住民やボランティア、専門職）が参加して、「分野を横断した地域福祉の体制」を各自治体でどうつくるかというところにあったが、前者の中でも住民参加にのみに焦点を当てた自治体が多かった。⇒結果として、活動計画とほとんど変わらない計画になったところが多かった。
- ・改めて、**住民主体の解決**（活動計画の部分）と**包括的な相談支援体制、そのつなぎ**を内容とした地域福祉計画を策定する必要がある。
- ・⇒皆さんのまちの地域福祉計画は、こうした意味での地域福祉計画になっていますか。

包括的支援や連携をどう作るか？

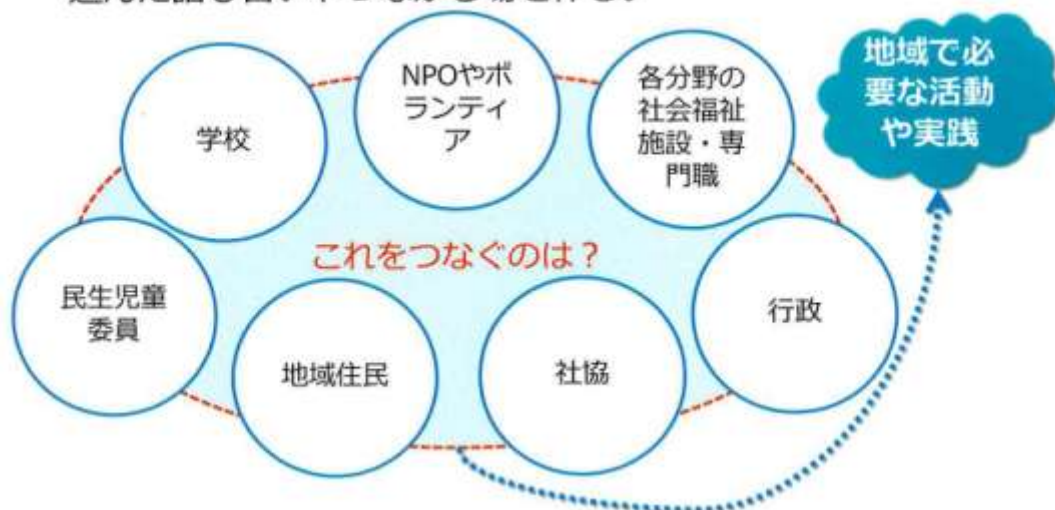
- お互いが「のりしろ」を出し合えるような**制度を超えた実践（越境する実践）**とそれが可能になるような**協働のプラットフォーム（舞台）**を地域で創る⇒その舞台を設ける役割をだれかが果たす必要がある。
 - **のりしろ**=例えば、制度にはなくても法人が持っている「機能」。地域の課題を解決するために協力し合うことで、新しい実践が生まれる⇒社会福祉法人の地域貢献。
 - **プラットフォーム**=さらにそれに多様な人を巻き込む場を作る。



行政内でも
同じことが
いえる。

「協働の土台」（プラットフォーム）

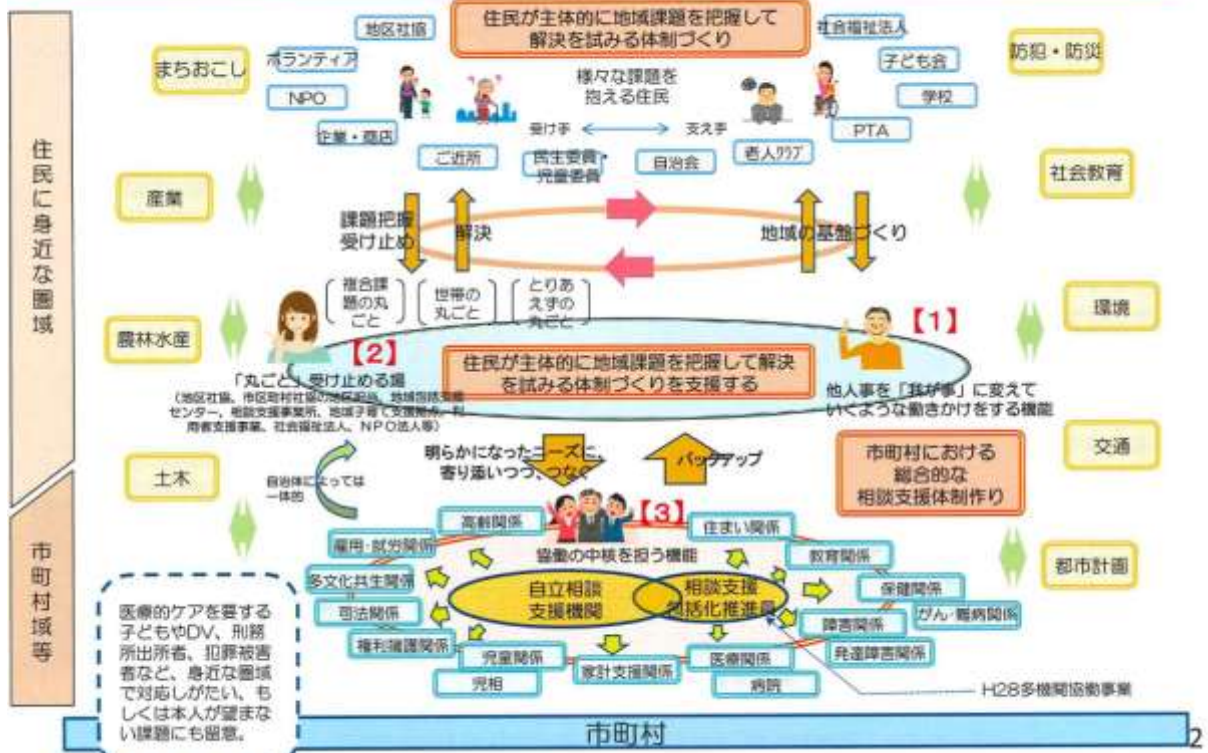
- 横断的な地域福祉実践や活動をつくっていくために、社会福祉法人や多様な活動体、福祉以外の分野の関係者を巻き込んだ話し合いやつながる場を作る。



地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【現状認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢・人口減少 ・一地域の存続の危機 ・一人、モノ、お金、思いの循環が不可欠 ・課題の複合化・複雑化 ・社会的孤立・社会的排除 ・地域の福祉力の脆弱化 | <p>【進めている取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生・地域づくりの取組 ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援 | <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成 <ul style="list-style-type: none"> ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加 ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり ○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒くらしとごときを「丸ごと」支える ○地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に |
| <p>1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」</p> <p>○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌 ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加 ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識 <p>○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民 ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならながらも声をあげることができないままにせざるを得ない ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区包括、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等 <p>2. 市町村における包括的な相談支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応 ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要 ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す <p>○協働の中核を担う機能が必要【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、生活困窮に関する課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円) ※ 平成28年度に26自治体が実施、自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に亘りかけている。 | <p>3. 地域福祉計画等法令上の取扱い</p> <p>○地域福祉計画の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載 ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ <p>○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象 ・支え手側と受け手側に分かれなく(一徳プラン) <p>○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報共有が難しい。 <p>4. 自治体等の役割</p> <p>○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談支援体制の構築を検討すべき</p> <p>○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法</p> <p>○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。</p> | |

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



【特別講義】

住民の意思を取り込むさまざまな仕掛け

～鳥取県南部町の挑戦

鳥取県 南部町 前町長

坂本 昭文

坂本です。住民参画によるまちづくりについてお話させていただきます。昨年 10 月まで鳥取県南部町の町長を約 21 年半務めました。一貫して取り組んできたのが、福祉と住民参画というテーマです。私の話が皆様方のご参考になればと願っております。

最初に町長の立場、首長の立場を少しお話ししておきたいと思います。

行政や社協の職員は、非常に大事な仕事をいただいているわけですが、上手に仕事をしないといけない。要は、行政なり社協の職員が、手足の役割までしてもらっては困る。首長としては、行政の職員には、方向性を示したり、住民の活動を支えたり、制度政策をつくったりという専門職としての役割をしてほしいと願っている。そこを履き違えて手と足の役割をしていると、人間が何人いても足りない。皆様の地元の首長さんが、それを口に出して言われるかどうかわかりませんが、首長というものはそういうことを考えています。

住民参画は補完性の原理です。自分でできることは自分でやる。自分でできないことには家族の助けがある。家族でもできないことは地域でやる。地域でどうしても解決できないところに、税金などを使って行政が出動する。

補完性の原理のもとに社会が成り立っているという認識が必要です。行政として手を差し伸べる、何かをしてあげるといった気持ちは大事です。しかし、まず本人にできることは、やっていただかないといけないということです。皆さん方の首長さんもそうお考えだと思います。

この写真は、2014 年にオリンパスオープンフォトコンテストで年間グランプリを受賞した作品です。南部町は桜の名所で、これは冬の桜並木の絵です。

南部町は鳥取県の一番西の端にあります。高齢化率 33.8%です。介護保険料が 5,417 円で、県下最低ということが自慢です。どこも一緒ですが、ご多分に漏れず人口減少の流れ

の中にあります。

うれしいことに、平成 15 年 12 月、環境省の「重要な里地、里山」に指定されました。全国で 7 自治体が全域指定となっていますが、西日本で唯一のまちぐるみ指定が南部町です。

町内の母塚山という、イザナミの尊を祭った山から見た、美しい南部町の里地、里山の風景です。山陰最大級の古墳があります。近くには、大国主命の伝説がある赤猪岩神社という神社もあります。律令国家ができる以前から栄えた土地で、古墳も非常に多いということで、町の自慢になっています。

豊かな文化も育まれています。左の写真は、中学生が陶器一式でトトロのオブジェをつくって、春先に農家の庭先に飾っているものです。近隣からたくさんの観光客も来ていただいています。右の写真は子供歌舞伎です。街中を練り歩き、この町の文化を子供たちに伝承しています。

特産は二十世紀梨と富有柿です。特に富有柿は西日本一の産地になっています。

本題に入ります。住民参画をどのように進めていくのか。まさに本日お集まりいただいた皆様の役目かと思えます。

私の現状認識ですが、高齢化が進行します。高齢になると皆さん変化を嫌います。生活の継続を希望する人が多い。若者は日々の仕事が忙しくて、なかなか政治に関心が向かない傾向がある。こちらから呼びかけても乗ってこない。ここにおられる皆さんも、そのようなことが悩みの種なのではないかと思えます。

こういう現状で何か新しいことを首長が提案する、あるいは行政職員が呼びかけをしても、抵抗があってもなかなか乗ってこない。そこで私は考えました。

新しいことを提案する前に、住民自身が自らいま取り組んでいる活動そのものに着目して、それをステージに上げて光を当てて、おだて上げるという手法がよいのではないかと考えました。

具体的には、町内でもボランティア活動が案外盛んに行われていましたので、これを「見

える化」する。そうすると「あの人ができるのなら、私でもできるのではないか」という人が現われます。「ああ、そういうことか」と、「いろいろ難しい話は聞くけれども、ああいうことをすればよかったのか」「ならば自分もできるのではないか」というようなことに繋がっていきます。そこをうまく繋げていくことが、私は大事ではないかと思います。

平成8年、「あいのわ銀行」という銀行を、条例を制定して設立しました。

町民同士の支え合いで、安心して暮らせるまちづくりに役立っています。地域社会で、おやじやおふくろが、人の世話でもしたりして立派に生きたというのが、後につながっていくものの誇りです。そういう生きた証を行政が制度的に保障する。そういう仕事が、行政職員の役割だと、私は思っているわけです。

そういう仕組みを、行政や社協の職員の方にはぜひ作っていただきたい。

あいのわ銀行の生活支援サービスを示した図です。

利用会員は日常生活で困っておられる。協力会員は助けてあげたいと思っています。でも、協力会員である町民が利用会員を探して「あんた何か困ってないですか」と直接聞いて回ることは難しい。これが制度としてあればスムーズに行く場合が多いわけです。それと広がりを持つことができるという風に思っています。

まず利用会員がサービス依頼すると、事務局がニーズの把握をします。それから、事務局が協力会員に活動先を紹介し、協力会員は利用会員にサービスを提供します。

サービスが提供されると、協力会員は利用会員から手帳にサインをもらいます。最後に協力会員は、この一連のサービス提供に関する活動報告を、事務局に対して行います。

そのうえで協力会員は、事務局から謝礼を受け取ることになります。フローの矢印⑧に示したように、ポイントの精算、現金または預託を選択するよう工夫をしています。将来的に協力会員が利用会員になることもあるわけですから、選択性にしています。

電球の交換から何でもやります。こうした生活支援サービスも無料がよい気がしますが、それだと利用する人が遠慮してしまって頼みにくい。ですから、1時間300円というお金を介在させています。

こうして、あいのわ銀行という銀行制度をつくったわけですが、この制度は自分が70歳、80歳になった時にも、継続して存在していないといけないわけです。「持続」がキー

ポイントになります。そのためにはどうしたらいいのか。

資料に書き漏らしましたが、金銭面の持続については 3,000 万の基金を積んでいます。みんなが活動を一生懸命やればやるほど、基金が増えていく仕組みを導入しています。これにより安心感を持ってお金の持続を担保する。

40 歳から協力会員としてボランティア活動をしてきたのに、60 歳の時にあいのお銀行がなくなってしまっていたらどうしようもありません。やはり持続することが担保されていないといけないと思います。

資金面の継続は基金により担保できましたが、仕組みとして次の世代を取り込んでいく必要がある。人材面での持続です。人の循環のため、町独自のヘルパー制度を平成 12 年に創設しました。

小学校が 6 級で夏休み 2 日間のボランティア体験で社会福祉協議会が認定。中学生・高校は 5 級で 3 教科 8 時間の研修を履修して町長が認定する等々、資料に記載したようなステップアップの仕組みも設けています。

やはり「あの人ができたら自分もできる」とか、「あれならできるから、今度は自分もやってみよう」ということで、「見える化」を進めていかないと共通財産にはなりません。みんなから見えることが大事なことだと思います。ある特定の人たちが特別な活動をしているというだけでは駄目なのです。

協力会員としての活動がもっとも優れた人が叙勲を受けられました。これで、他の協力会員に、自分たちも頑張るという目標が生まれました。こうして住民の参画が進んでいくのです。

小学生、中学生が配食サービスのボランティア活動を行っている写真です。こういうことをして、次の世代にもちゃんと繋がっていくような担保をとっています。

住民参画で大事なことですが、特定の人に区別してしまつては駄目です。あれは特別な人がやっていることだというようでは駄目だと思っています。誰でも参加はできるということです。いろいろな問題があつても「課題はチャンス」だと捉えていただきたいと、私は思っています。

2000年の介護保険制度施行とともに介護保険事業計画を策定することになりました。この策定委員会を住民参画の場として活用しました。全員公募で100人募集しました。この100人を誰にするか。私は「全員公募」だと言いました。それにもっとも反対したのが行政の職員でした。「町長、何を考えているのですか」というわけです。「難しい介護保険が住民にわかるわけがない」ということでした。

もう一つの理由として、なかには特別な政治的な思惑を持った活動家のような人もいます。そういう活動家が乗り込んできて、策定委員会を壊してしまう心配もある。それから「大学の先生や専門家が委員に入っても、その人がリードして住民の意見なんて聞くようなことにはなりませんよ」と言って、一番反対したのが職員だったわけです。

ですが、いろいろ話をしてやってみようということになりました。

そうしたら、20代から83歳のおじいちゃんまで、98人の応募がありました。

蓋を開けてみれば、職員の知識レベルをはるかに超えた住民がおられた。介護保険制度をもう十分に知っておられて、自分の町はこうしたらいいという思いを高めておられた方が既にいたわけです。

私は、介護保険に関しては鳥取県下で自分がナンバーワンだと思っていました。この法律をつくる当時のことから、裏も表もみんな知っていると思っていました。私よりよく知っている人はいないと思うぐらい、勉強もしていました。ですから、この方は行政職員では足元に及ばないほどの実力を持っていることがすぐにわかった。

住民の思いも最初はでこぼこがありますから、立派な講師でしっかり勉強してから、だいたい1年ぐらいかけて焦らず提言を行って行きました。最初はみな程度の差こそあれ「わからん」という意見を言っているわけですから、焦りは禁物です。

どんな意見も全部拾います。どんなにアホかと思うような意見でも拾います。100人近くいけば、なかには月に棹さすような突拍子な意見を言う人だっています。こうした意見も全部聞く。謙虚に聞く耳を持ってやる。

やってみてわかったことですが、民意というものは物すごくしなやかな発想です。私ももとは行政マンでした。行政にいたときは本当にいろいろなことがあって、もう突き当たることばかりです。しかし住民にはそれを乗り越えていくしなやかな発想があります。さきほど申し上げた5級・6級ヘルパーなどは、この100人委員会の提案です。

できることはすぐ実行に移しました。進捗状況は、絶えずフィードバックしないといけません。大切な事は計画でも提言でも住民から出されたものをもらってから先が、自分た

ち行政の仕事だとみんな思うのです。けれどもフィードバックをしないと次につながりません。たとえ目標が達成できなかったとしても、絶えずフィードバックを行うことが、一定の理解を勝ち取るすべになるわけです。

これは「なんぶ創生 100 人委員会」の時の写真です。この時も 100 人募集して、地方創生の総合戦略の策定を行いました。

皆さんの自治体でも、こういう新しい流れが出てきたとき、ぜひ住民に呼びかけてやってみていただきたいと思います。

ワークショップの様子です。思ったことをみんな書きます。

書いたことのほとんどが採用にならなくても、自分の所属したグループの意見が計画書に記載されたということは、やはり行政との繋がりができてくるということになります。そういう効果を期待していますので、どんな意見であっても決して否定してはいけないと思っています。

こうして住民参画の取組を進めてきたわけですが、やり続けていくと徐々に出てくる顔ぶれが決まってきます。いろんなことに関心を持っていて、お暇もあるというような方が中心になってくるわけです。どこの町でも起こり得ることですから、マンネリ化に陥らない秘訣を少し述べておきます。参画する人と手法を変えていくのです。

まず行政が次のステージを用意しないといけないと思います。ソフト活動ばかりでは駄目です。具体的に目に見えるハード整備等が伴わないと、マンネリになってしまいがちです。逆に言えば、どうしても整備しなければならない施設整備などの前に、ソフト活動もってくるわけです。そこの意見を聞いてハード整備ができたという形にしていくのです。

私は、特養施設整備に住民公募債を募集しました。今では全国どこでもやっていますが、当時はほとんど取り組まれていませんでした。最初に銀行に相談に行きましたら、ソフトをつくらないといないので「300 万～400 万はかかる」という話でした。だけど「(住民公募債を) できる」とあるわけですから、「どうでもやれ」ということでやりました。財政担当は本当に苦労したと思います。

このことが『日本経済新聞』に載りました。それくらい注目を浴びました。わずか 5,000 万円の公募債に 1 億 8,000 万以上の応募がありました。

一番反対されて叱られたのが県です。県から呼び出しを受けて、町の当時の担当者は大変だった。債券ですから、沖縄でも北海道でもどこでも行き渡る。県からは「どのように管理する心算なのか」と、もう誰が考えても難しい問題を投げかけられて、とにかく潰しにかかられた。だけど絶対に負けなかった。結果として、やって非常に良かった。

以後、住民公募債は全国的に一気に広がって、どこもかしこもやっています。その皮切りは南部町です。以後、病院建設や太陽光発電建所建設に公募債を取り入れています。

口ばかり出しておらずに「金を出す」ということは、行政への参画意識を非常に強烈にさせます。お金を出した方としては、「本当にうまくいくのか」という思いです。投じたお金が生きるのかどうか。それは本気になります。

我々も老人ホームや病院の運営に真剣になります。「わずかなことでも粗末にできん」という気持ちになってくるわけです。

とりあえず5年で償還しました。5年目にお金をお借りした人に集まっていただいて、経営状況を報告して老人ホームの中庭で一杯飲みました。やってみて「非常に良かったな」というのが率直な印象です。「悪かった」という印象は全くありません。

こうした経験があるので、私は「(住民が) 金を出して住民参画する」という形もあっていいのではないかなと思っています。

全室個室ユニット特別養護老人ホームゆうらくです。100床の立派な施設です。

建設に23億円かかりましたが、国や県の助成などいろいろな工夫をして、全額町費を使わずに建設しました。いまでも数多くの視察を受け入れています。

西伯病院です。平成17年にグランドオープンした総合病院です。198床で、常勤医師が15名、精神科もあります。私どもの町には少し過ぎるような病院かも知れませんが、ここにはさまざまな住民の意見が取り入れられています。

ここが3階ですが、庭をつくったりして入院患者さんの癒しの場になっています。散歩もできます。建設に住民の意見と住民公募債を取り入れたということです。

平成25年8月、社会保障国民会議が「病院完結型の医療から地域完結型医療への転換」を打ち出しています。

冒頭挨拶でも述べましたが、沖縄県の 2.9 倍の国保の較差。同じ県なのに何であれほどの較差がつくのか。やはり医療の世界でも、もう既にコミュニティで何とか医療費を抑制していこうという動きが起きています。「統合医療」と言っています。

統合医療には社会モデルがあって、生活習慣病や認知症を未病の段階でコミュニティでしっかり支えていこうという取組が進んできています。そういうあらゆる分野で、地域福祉の取組が進められていると思います。病院がある町として、南部町でも特徴的な取組を進めています。

住民参画もソフト活動でトレーニングをして、ハード整備の公募債の引き受けへと進んできました。

まちづくりの課題は多様で、役所の守備範囲が広がって手が回らないという現状があるかと思います。大雪が降ったり、地震がきたり、あるいは鳥インフルエンザが発生したり、新たな課題に絶えず対応しないといけない。本当に行政職員は大変です。そんなに行政に期待してもらっても困ると、正直思っている方が多いのではないかと思います。

しかし、だからこそ住民参画を更に一步進める必要があります。

私はこれまで行政が仕切っていたさまざまな事務を、旧小学校区程度の地域に自治体内分権の受け皿組織をつくって、住民に委ねたらどうかという提案をしました。はっきり言う「自分たちのことは自分たちでやってください」と申し上げたわけです。すると、いろいろな人がいろいろなことを言います。当然「行政の下請けではないか」という批判もある。しかし、そうした批判を乗り越えていかないと何もできません。

その時の工夫の一つですが、地域の責任者は地域の住民が選考することにしました。地方自治法の自治区は町の職員が支所長を務めることになっています。これでは話になりません。やはり、町の職員ではなく地域住民自身が責任者になるのだということで、その責任者を「自分たちで選んでください」と地域住民の方々に言いました。

行政は「金を出して、口は出さない」ということを徹底しました。金を出すと、どうしても口も出たくなります。これを我慢しないといけません。たとえわずかな金額であっても、自分たちで事業計画を立てて予算を持てば、それはもう立派な自治です。私としては、住民の柔軟な発想を楽しむくらいの余裕を持って、職員には頑張ってくださいました。

実はやってみて分かったことですが、こうした地域内分権を進める住民自治組織には人材を発掘する機能があります。日ごろから親しくしている区長さんや民生委員、人権擁護

委員といった人ばかりではなくて、全く無名の人を人材として掘り起こす機能があるので、皆さんの町でも、是非取り組んでいただきたい。

それから首長はぶれてはいけないと思っています。トップがぶれると全部が崩れます。どんなことがあっても、いったん決めたらやり通すということを、皆さんも首長さんの尻をきちんと叩いていかなければいけないと思います。熱のあるところに人が寄ってきます。熱のないところには人は来ません。こういうことは熱意を持って進めないといけない。

取組を進めるために、きっかけとなる「チャンスを生かす」ことが大事です。

私は、地方創生の総合戦略をつくるなどの新たな課題が生まれた時に、それをチャンスに変えて住民地域自治組織づくりを進めるのがよいのではないかと考えています。

南部町の場合、合併を一つのチャンスと捉えて自治組織をつくりました。2町合併でしたが、新町への期待感がありました。自分たちの地域を自分たちでつくってこうと、新しい仕組みづくりの提案をさせていただいたわけです。

なぜそういう組織が必要なのかという疑問は当然出てきます。

町内に98集落あります。それぞれ規模の差や地域差があります。小さい集落は5世帯、大きい集落は200世帯くらいあります。同一の施策では必ず過不足が発生します。

最初は、「国と地方の関係が変わった」とか「地方分権の推進」などと、いろいろなことを言っていました。近頃では理解を得たようです。

平成16年10月、庁内に地域政策課を新たに設置しました。翌年2月から平成19年6月まで、住民への説明会や地域づくり懇談会を行ってきました。約180回、4,000人超の住民の方に説明会をしました。

職員体制も変えました。

合併で職員に余剰がありましたので、課長級と一般職の2名を地域振興協議会に派遣しました。7つの地域振興協議会の間で、職員さん同士競ってもらいました。

会長と副会長は、町の非常勤特別職として辞令交付しました。

それから「防災コーディネーター」とか、「集落支援員」とかといったものを配置していきながら、現在まで運営しています。

組織図に表すところになります。

町のほうで会長、副会長の報酬は払っています。町の職員約2名分のお金です。

合併当初は190人近く職員がいましたが、現在は約120人にまで減りました。ですので、2名分程度の人件費は、地域に還元してもよいのではと考えています。町の職員には、「職員定数が120人であれば、職員は122人だと思うように」と言っています。それぐらいの気持ちで町の運営をしていくようにと言ってきました。

7つの地域振興協議会で、1地域は約1,500人規模です。この地域のなかに10~27集落あります。集落から、区長あるいは自治会長という人が出て、評議会を構成します。ここで執行部の原案を議決したり、連絡調整を行うことになっています。

評議会の下に、ふれあい部とか地域づくり部、生涯学習部、総務・企画部といった部を設置して、活動を進めていただいています。これらの仕組みを非常に難儀してつくったわけですが、10年が経過して、やってみて本当に良かったと思います。

予算です。

それまでも、教育委員会や総務課などさまざまな部局からの支出がありました。それらをまとめてみると約2,000万円ありました。これを値切らずに、そのままスライドさせて、交付金という形で出しました。新規事業をやっていただく部分は別途費用（489万1千円）がかかります。それに事務局の人件費がかかります。合計15名の事務局員は、振興協議会が地元から募集した集落支援員で、特別交付税措置で全額みていただいています。

合わせると、だいたい1協議会当たり700万~800万の予算規模になります。

これに加えて、公共施設の指定管理料などが1協議会当たり440万余あります。すべてを合計して、1協議会当たり約1,000万の予算で運営をしています。

行政は「金を出して、口を出さない」ということですから、協議会の皆さん方の自主的な活動で、この協議会は成り立っています。さまざまな活動があります。

これは登下校時の子供の見守り活動です。

これは共助交通です。

路線バスがなくなると困るので、わざわざこの車でバス停まで送り届けます。本当はも

う5分も車を走らせれば役所に着くのです。そこを敢えてバス停の前で降りて、バス停からはバスに乗ってもらう。

ある協議会では、路線バスに自転車を持ち込むようなことまで、バス会社と交渉して行っています。高校生が自転車通学に使います。これもバス路線の存続活動のひとつです。

ウドを栽培して、地域の特産品として「うど羊羹」などの商品開発を行って売り出したり、特産品を通じて都市部の皆さんと交流したりもしています。

独居高齢者世帯の配食サービスはどの協議会も行っています。余所の協議会がやっているのに、自分の協議会だけできない…ということにはなりません。

あいのお協力会員や4級・5級ヘルパーが協力しています。

小学生との農業体験交流も行っています。

これはDIG（災害図上訓練体験）の様子です。

どこに独居のお年寄りがいるかを一軒ずつ地域で話し合います。

地域防災に工業団地も協力しています。

この人はすごい人で、Excelで電子版地域防災マップを開発してしまいました。

最初はそんな才能がある人だなんて全く知らなかった。やりだすところした人材がごろごろ出てくるわけです。

地域全体で行った防災訓練で、消防庁長官表彰を受けました。

南部町内のすべての保育園と小学校に、住民が芝を植えて、グラウンドの芝生化を達成しました。行政がやるとなると相当のお金がかかりますし、長いこと手をつけられませんでした。それを地域の方たちが「自分たちでやる」ということで行いました。町はお金を出して支援するということです。

不法投棄への環境パトロール、エコツーリズムのための登山道整備や樹木プレート設置などの環境整備、放課後児童クラブも自分たちでやっています。

コミュニティホーム「西町の郷」の写真です。

これは空き家を利用して、月水金は介護保険制度によるデイサービス、火木土は制度外による一般の方々の利用を行っています。自宅での暮らしと同じように過ごせる居場所として、平成 25 年 6 月に開所しました。

このような使い方をしていると、日ごろは介護を受けている人がお手伝いに回ったりします。「お互いさま」の生活が、ここで現に行われています。平井知事をはじめ、多くの方々が視察にみえられています。

私ども行政がやれと言ったわけではありません。協議会の皆さんが発案されて、自分たちで運営して取り組んでいるのです。厚生労働省ホームページでも紹介されています。

認知症 SOS ネットワーク訓練もやっています。

さきほど「人材発掘の機能がある」というお話をしました。

左の写真の奥にユンボに乗っている人がいます。自分たちの道路も自分たちでつくるといことです。100 万円を限度に交付しています。

ユンボを操縦している人ですが、ふだんは集落の集まりに出ても静かに黙っておられるような方です。この方が物すごく活躍されるわけです。こうしたことがあると、「あんたすごいなあ」となって、コミュニティが非常に活発になります。平日の昼間は土建会社に勤めていて、そこからユンボを借りてきてやってみせるわけです。「人材発掘の機能がある」と述べたのは、このような場面で実感するところが多々あったからです。

行政の推進の一環として、「まちの保健室」を設置しました。7つの振興協議会に出かけて保健活動を行います。地域に入れば本当に多くの課題が見えてきます。

糖尿病と脂質異常症の服薬者が県内で一番多いことが分かりました。それは何故か。協会けんぽと協定を結んで、町民の7割以上の方の薬歴や病歴がわかるようになりました。そこで初めて判明しました。町で管理する国保加入者のお方は良くても、近い将来に国保

に流れ込んでくるであろう人が、特に透析の可能性の高い腎機能低下の方などが非常に多かった。この結果には驚きました。

三重県名張市の「町の保健室」に学んで南部町でも行ったわけですが、これもやってみて非常によかったと思っております。

地域振興協議会発足後 10 年の効果です。

とにかく町の職員では手が届かない。また、町の職員にそういうことを期待してもいけないわけです。非常にきめの細かい事業展開を、自分たちで行っているということです。

人材発掘の面でも大きな成果がありました。

最高は国土交通大臣表彰までいただきました。こうしたことが誇りになって、次の活動へのエネルギーに繋がっていきます。こうした繋がりが生まれてきたのは、やはり会長や副会長の尽力が大きいです。

10 年の経験を踏まえた今後の課題です。

やはり住民自治組織自身が持続していかないとはいけません。事業化を図る必要があると思います。そこで雇用を開発していく。雇用の安定には法人化が必要です。協議会など法的根拠を持たないところでの雇用というのは、なかなかうまくいきません。

一生懸命ボランティア活動や福祉活動サービスを行っている、「もう後がないので私の家を使ってください」みたいな話が出てくることがあります。そんな時、法人化をしていないと登記もできません。

ですから、私は法人化が必要という立場です。法人化することによって、雇用の創出を実現して、地域の活性化を図る。そして持続可能性を展望したい。

いま考えているのが集落内ヘルパーです。町内にヘルパー資格を持った人はたくさんいますから、ちょっとした小遣いにはなるくらいに、地域振興協議会で集落内ヘルパー事業を運営する。また共助交通を運営する。こうしたものを地域振興協議会が一手に引き受ける。

それから農業・林業の担い手育成です。庭先集荷サービスもやっています。見落としがちですが、高齢者は畑などで野菜作りをやったら高い能力を持っています。作り過ぎた野

菜などを集荷して、業としてやれないかということで取り組んでいます。空き家の管理サービス事業も行っています。

目標として7協議会で5名ずつ、当面35名の雇用の創出を目指して取り組んでいます。

最後に一つだけお話しておきます。

皆さんが「地域」をどのように捉えているのかわかりませんが、はっきり申し上げて、隣同士仲がいいとか、集落みんな仲がいいということは滅多にありません。

特に田舎は昔から、山や田んぼが金になった時代には、境界を争ってきたわけです。いまは山など金になりませんから、あまり争わないわけですが、それでも境界を気にする。お米も出来を争うわけです。「ケタを削る」と言いますが、一株でもたくさん植えるために境界を削るようなことをやってきた。だから、隣近所というのは本当は一番うまくいかない。これが少し離れるといいわけです。

耕作放棄地などの問題があります。誰が何を言っても「隣の家のじいさんには入らせない」とか言って、構造改善した立派な田んぼに草が生えて荒れている。「隣の家のじいさん」では無理だけど、ちょっと離れたところから来てアプローチすると、「お世話になります」なんてうまくいくわけです。

言葉は悪いですが、その地の長い歴史の中では、土地の境界を争ったり、嫁の出来や孫の成績が云々と、ずうっと争ってきたライバルでもあるのです。ですから、あまり集落に期待しないほうが良いという視点も成り立ちます。もう少し広い範囲を想定して、風通しよくやっていただいたほうがうまくいく場合だってある。そのように私は思っています。

現場にいる皆さんにやぼったい話もしましたが、皆さんの頑張りで地域福祉が大きく発展するよう願っております。

住民参画によるまちづくり

前鳥取県南部町長 坂本昭文



2014年オリンパスオープンフォトコンテスト
年間グランプリ受賞作品(南部町、冬の桜並木雪景色)

概要

● 南部町の位置

鳥取県の西部に
あるけど「南部」町

鳥取県
TOTTORI-KEN



(平成16年に
会見町と西伯町
が合併)

南部町
NANBU-CHO

○面積 114km²
○人口 11,214人(3,837世帯) 92集落
うち独居世帯 497世帯
うち高齢者世帯 509世帯

○高齢者数 3,792人
○高齢化率 33.8%
(H28年3月31日現在)

○要介護認定者数 688人
○要介護認定率 18.1%
○介護保険料 5,417円(県下最低)

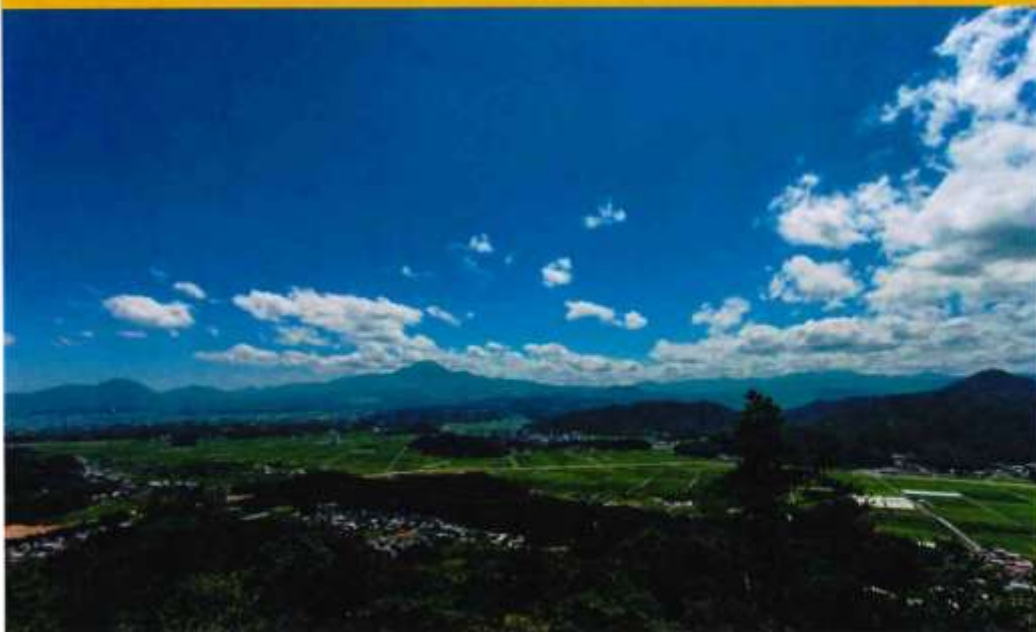
○地域包括支援センター 1箇所(直営)
○198床西伯病院、100床全室個室の
ユニットケア特老

重要な里地、里山に指定

- * 平成15年12月、環境省は国家戦略の一環で、人口減少や高齢化などで里地、里山をすべて残す事は不可能として、特に重要な500地点を選定した
- * 全国で7つの自治体が全域指定となり、
- * 南部町は西日本で唯一のまちぐるみ指定
- * 観光戦略、農作物のブランド化、CCRC推進などに活用する

3

美しい里地、里山(母塚山より大山を望む)



4

美しい里地、里山の豊かな文化

一式飾り



子供歌舞伎



5

美しい里地、里山の特産品

二十世紀梨



富有柿は西日本一の産地



6

住民参画の第一歩

- 1、地方は高齢化が進行し、変化を嫌い生活の継続を希望する人が多くなった
- 2、若者は日々の仕事で忙しく余裕がないのか、政治に関心が向かない傾向
- 3、このような状況で新しい事を始めようとすると抵抗あり
- 4、住民が日頃から取り組んでいる活動をステージに上げライトアップして町の施策に取り込む
- 5、具体的にボランティア活動を「見える化」して、誰でも取り組める身近なものにすると、スムーズな住民参画につながる

あいのわ銀行の設立(平成8年～条例で制定、基金条例も制定)

「助け合い活動」＝高齢者と地域社会との関係の回復・維持を働きかける仕組み

? 加齢や障がいなどにより今までできていたことができなくなったり、生活環境の変化で困っていることはありませんか？

「あいのわ銀行」にご相談ください

日常生活を送る上での「困りごと」や「心配ごと」をなんでもご相談ください。

あいのわ銀行事務局
南都町社会福祉協議会
本所 南都町法橋寺331-1 ☎0995-88-2900

利用するには
あいのわ銀行(南都町社会福祉協議会)にご相談ください。直接お話を伺った上でサービスが利用できるよう調整します。

サービス内容
外出時の介助(通院、買物、散歩など)、買物代行、住居等の掃除・整理、洗濯、食事の調理、身の回りの世話、相談・話し相手、ゴミの分別・ゴミ出し、医療機関との連絡等、病気の看護、官公署等への連絡・書類整理、その他銀行が必要と認めるサービス。

利用料
1時間300円(20分以内の簡単な活動は100円です)。
※預託点数がある場合には預託点数から支払を行います。

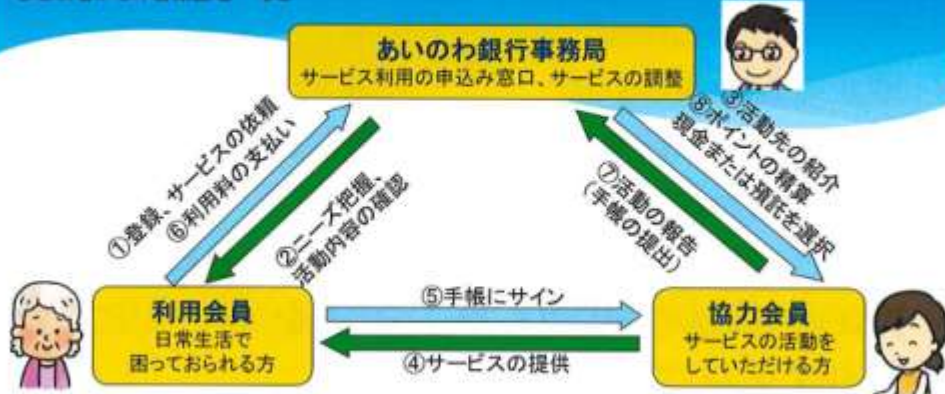
利用の流れ

- ① お困りごと、サービス希望内容の確認をします。
- ② あいのわ銀行の利用会員に登録していただきます。
- ③ サービス提供ができる協力会員を事務局で探します。
- ④ 協力会員が見つければ、サービスの開始になります。
- ⑤ 利用料を事務局までお支払いいただけます。

あいのわ銀行事務局
南都町社会福祉協議会
本所 南都町法橋寺331-1
☎0995-88-2900

あいのわ銀行 生活支援サービス

生活支援サービスの内容 ○外出時の介助(通院、買物、散歩等)、○買物の代行 ○住居等の掃除、整理、洗濯、○食事の調理、○身の回りの世話、相談、話し相手、○ゴミの分別、ゴミ出し ○電球交換、荷物の移動、○官公署からの書類整理 など



<仕組み> 協力会員は、生活支援サービスを提供した際に「1時間3点」を預託するか、「1時間300円」をもらうか選択できます。(20分以内の簡易なサービスについては1点もしくは100円。)
活動の内容をあいのわいきいき手帳に記載し、利用会員に印鑑(サイン)をもらう。
協力会員は、活動の実績を将来自分がサービスを受けるために預託しておくか現金を受け取るか選択し、1年に1回精算します。

持続する工夫⇒横の連携と縦の連携

- 1、あいのわ銀行で今を生きる者の横の連携は出来た
- 2、持続のためには次世代を取り込み縦の連携を図る必要
- 3、町独自のヘルパー制度の創設(平成12年～)
 - イ、小学生は6級－夏休み2日間のボランティア体験、社協認定
 - ロ、中学生、高校生は5級、3教科8時間履修、町長認定
 - ハ、大人は4級－7教科21時間履修、町長が認定
- 4、福祉の心の醸成と、あいのわ銀行の持続を目に見える形で担保する－安心感、絆の強化、地域コミュニティの再生、復活
- 5、活動の「見える化」で優れた活動を皆の共通財産として共有し、優れた地域遺伝子として継承しまちづくりを持続・発展させる

町独自のヘルパー制度



11

住民参画は誰でも区別なく

- 1、新たな課題の発生⇒チャンス到来
- 2、介護保険事業計画策定を活かすー全員公募の100人委員会を創設、20代～80代の98人が応募
- 3、職員の知識レベルを超える住民の存在
- 4、立派な講師でしっかり勉強してから焦らず提言
- 5、どんな意見も全部拾う、謙虚に聞く耳を持つ
- 6、しなやかな発想と常識に収れんする民意の発見
- 7、出来ることは直ちに実行、進捗状況は絶えずフィードバックする。例え出来なくても一定の理解を勝ち取る

12

全員公募の元祖100人委員会



写真は地方創生100人委員会



住民参画も同じメンバー、同じ手法は退屈、次のステージを用意する

- 1、基本的な課題解決にはハード整備も必要である
- 2、ソフト活動の延長線上にハード整備を位置づける事
- 3、住民参画も進んでくると同じメンバーで固定化、マンネリの恐れあり、ソフトばかりでは手応えがなく活動が停滞してくるので、新たなステージを準備する
- 4、具体的には特老施設整備に住民公募債を募集、全国に例がなく県、国の大反対押し切る。5千万円に1億8千万円以上の応募。以後、病院建設、太陽光発電所建設に公募債を取り入れる
- 5、資金提供の参画は言い放しでなく計画段階から完成後の利用にも積極的になる。究極一歩手前の住民参画手法

15

(特老) 全室個室ユニットゆうらく



西伯病院の基本理念 地域住民への安心の提供



鳥取県 南伯町

17

究極の住民参画、自治体内分権

- 1、ソフト活動でトレーニング⇒ハード整備の公募債引き受け
- 2、まちづくりの課題は多様⇒役所の守備範囲が広がる事で手が回らず⇒1で高まったまちづくりの意識を活かし、**住民で出来る事は自らが地域経営の担い手になって頂く**
- 3、行政が仕切っていた様々な事務を、旧小学校区程度の地域に**自治体内分権の受け皿組織を作って住民に委ねる**
- 4、行政の下請け批判⇒責任者は地域住民が選考する。行政は金を出して口を出さず、事業計画と予算を持てば立派な自治。住民の柔軟な発想を楽しむ余裕を持つ。人材発掘の機能あり
- 5、トップの熱意とブレない目標⇒熱のあるところに人は寄ってくる

18

地域づくりの経過(その1)

チャンスを生かす、合併により南部町の誕生、
平成16年10月1日

会見町と西伯町の2町合併、新町への期待感あり
新町の総合計画に地域自治組織づくりを謳う

地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は
自分たちで創っていく、住民が責任と誇りを持って
取り組める新しい仕組みづくりを提案

19

行政と住民の協働の場づくり！

なぜ新しい組織が必要なのか

- * 少子高齢化、集落の担い手不足
- * 地域コミュニティの弱体化
- * 98集落の規模差、地域差あり、同一施策では必ず過不足が発生
- * 国と地方の関係の変化、地方分権の推進、地域の自主性、社会の発展と課題の広がり

身近な地域課題を、住民が力を合わせ解決できる組織
が必要⇒自治体内分権の受け皿組織の設立

20

地域づくりの経過(その2)

- * 合併で地域政策課の設置(平成16年10月)
- * 住民への説明会、地域づくり懇談会の実施(平成17年2月～19年6月の間)
 - 区長会説明の開催
 - 地域づくり講演会
 - 地区住民説明会・懇談会の開催

約180回 出席者数4千人超

21

職員体制について

平成19年4月～運営支援のため、町からの支援職員を2名配置(課長級、一般職)

平成19年7月1日 地域振興協議会 会長、副会長を町非常勤特別職として辞令交付

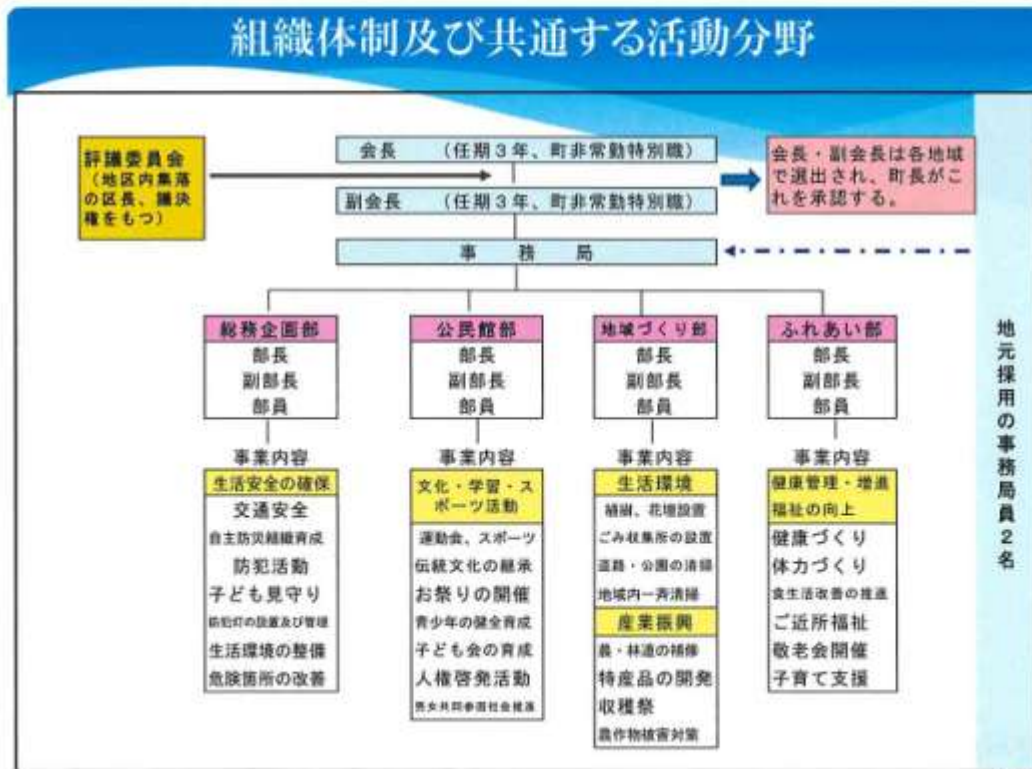
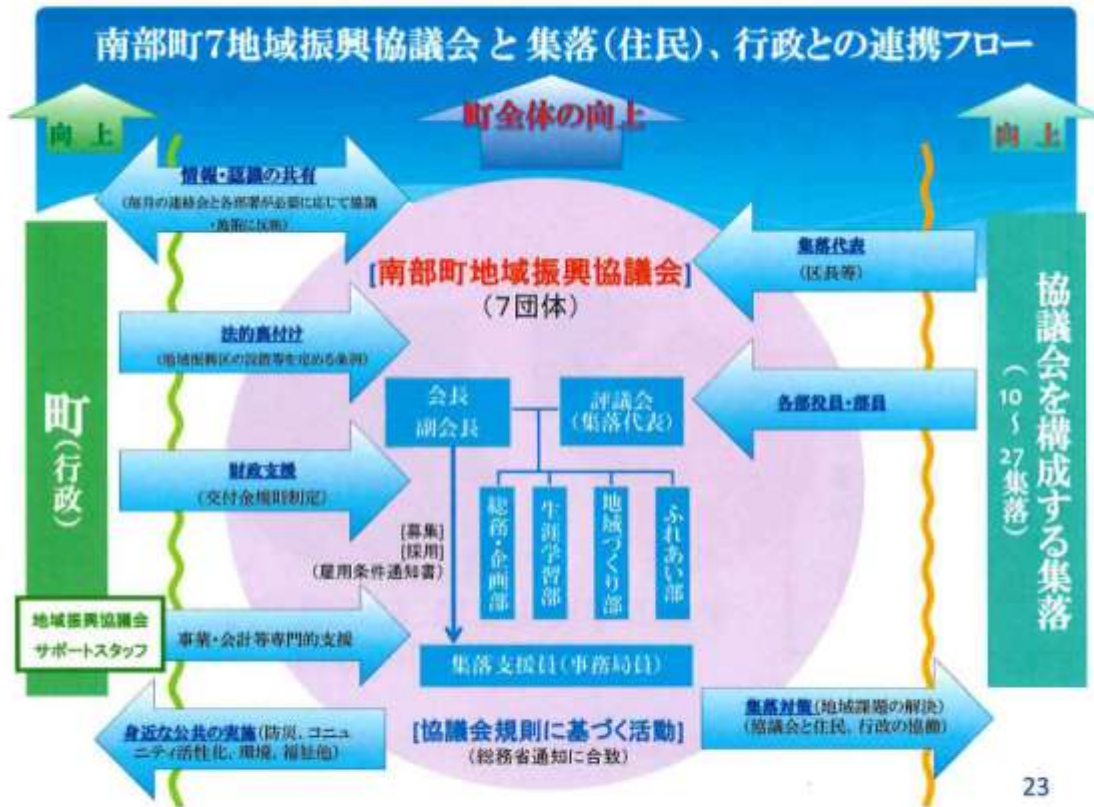
平成21年4月～ 町内全集落に自主防災組織を立ち上げることを目的に、7協議会に各1名ずつ「防災コーディネーター」を配置

平成22年4月 支援職員のうち一般職を引き上げ、地元採用職員を雇用

平成23年4月 支援職員を完全に引き上げ、協議会と町との連携窓口として

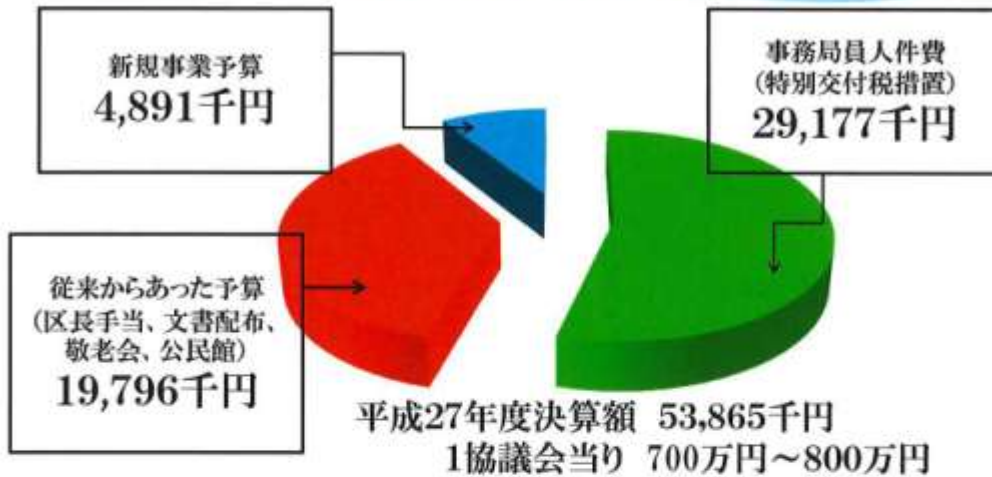
「地域振興協議会サポートスタッフ」(非常勤職員)を導入、町企画政策課に1名配置、各地区2名ずつの集落支援員を配置

22



町交付金の内訳

既存予算は従来予算とほぼ同等額



◎この他に指定管理料など30,831千円(協議会平均440万円余)の収入がある。

25

花咲く住民参画活動

事例紹介① 全ての協議会による
登下校時の子ども見守り活動



青パト隊などによる防犯パトロールや地域見守り活動、交通安全運動も実施

26

事例紹介② 南さいはく地域振興協議会
地域の公共交通につなぐ
共助交通システムの運行



週2回、交通弱者の外出をサポートする
ため、**集落から最寄りのバス
停まで送迎**

27

事例紹介③ あいみ手間山地域振興協議会
あいみ富有の里地域振興協議会
ここまでやる！路線バス存続活動自転車積み込み



28

事例紹介④ 南さいはく地域振興協議会
 地域の特産品を開発し都市との交流に活かす
特産化研究部会による「うど食味会」



毎年5月に開催、毎回大盛況の「うど食味会」

平成26年春に
 うど羊羹「翠甘」が完成！
 4000本を売り上げた！



29

事例紹介⑤ 南さいはく地域振興協議会
 ふれあい部による見守り活動
独居・高齢者世帯への配食サービス



お節、おはぎ、しそジュース、生姜湯等など、「季節の旬」を届けます！ 30

事例紹介⑥ 法勝寺地区地域振興協議会 小学校との農業体験交流



西伯小学校や米子市法勝寺町と
農業体験を通じての交流

田植え、野菜苗やイモ苗植えから
収穫までを体験



31

事例紹介⑦ 法勝寺地区地域振興協議会 地域の防災・減災をみんなで考えよう！ 災害図上訓練「DIG(ディグ)」



「DIG(ディグ)」とは・・・

地図上に災害時に予測される地帯や
事態を書き込んでいく、地図上で行う訓練



「いきいきサロン」などで自分たちの住む集落の強みや弱み、災害時に
何をすべきかを話し合う

32

事例紹介⑧ 大国地域振興協議会 集落単位での地域防災組織育成



災害時は地域内の企業も避難所や
救援戦力に！！

33

事例紹介⑨ あいみ富有の里地域振興協議会 電子版地域防災マップの開発



原発事故時の
放射能拡散シミュレーションの開発も。

防災マップ開発者の岡田善治氏。
趣味のプログラミングを活かし、
Excelにて開発！！



34

事例紹介⑩ 東西町地域振興協議会
 自分たちの地域は自分たちで守る
 防災訓練 土嚢積み、消防庁長官表彰へ！



35

事例紹介⑪ 天津地域振興協議会
 住民によるグランド芝生化作業

町内全保育園、小学校が
 町民による芝生化済み



平成23年6月に芝生化を実施。
 住民運動会やグランドゴルフ、
 サッカーなどでフル活用中！！

36

事例紹介⑫ 天津地域振興協議会
母塚山での環境パトロール
不法投棄との戦い



ここまでやるか！
警察による投棄者(町外者)検挙に
つながる。

37

事例紹介⑬ あいみ手間山地域振興協議会
エコツーリズム手間山
要害山登山道整備と樹木プレート設置



米子市からの登山者も多くあり、自然観察員による「自然観察会」も大人気です！

38

事例紹介⑭ 東西町地域振興協議会
保護者の仕事と子育ての両立を支援
東西町放課後児童クラブを開級



平成24年4月、保護者の仕事と子育ての両立を支援するために開級。放課後や春・夏・冬休み、土日等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、遊びや学習・生活指導を行っており、地区挙げての子育て意識の醸成につながっています。

39

事例紹介⑮ 東西町地域振興協議会
“全国初”の取組みとして注目
東西町コミュニティホーム「西町の郷」の開所



「鳥取型地域生活支援システムモデル事業(地域コミュニティホーム事業)」を活用し、自宅での暮らしと同じように過ごせる居場所として平成25年6月24日に開所。全国初の取組みとして注目され、これまで平井知事を初め400名以上(約40団体)の視察の受け入れを実施。

40

事例紹介⑯ 東西町地域振興協議会
 認知症SOSネットワーク訓練
 認知症になっても地域で暮らしていける仕組みづくり



捜索の初動体制 = 公的機関 + 地域の見守りネットワーク

41

事例紹介⑰ 道づくりもみんな
 ここまでやるか！100万円上限、持ち場と出番で人材発掘機能



事例紹介⑱ 町が設置したまちの保健室

7つの地域振興協議会に出かけて保健活動を行う



43

介護予防・健康づくり

見えてきた課題と今後の取り組み

- 糖尿病と脂質異常症の服薬者が県内で一番多い。
- 男女ともに40歳～50歳に生活習慣病の治療を必要とする方が急増している。
- 腎臓機能低下者(将来、透析の可能性の高い人)が県内で一番多い。
- 南部町の半数が生活習慣病による死亡。
- ◎高血圧・糖尿病・脂質異常症の服薬者が多い反面、生活習慣改善意欲が低い。
- ◎国保加入者ばかりでなく他保加入者への働きかけも必要。

透析患者1人あたり
年間400～500万円
の医療費が！



糖尿病患者の
重症化予防を！

- ◎(インセンティブ事業)がんばった人、健康をキープしている人を表彰。
- ◎魅力的な健診づくり → 「女の祭り」、「男の肉祭り」
- ◎地域での様々な特性を生かした食生活改善→薬膳教室。
- ◎健康ブランド化→ 特産品をいかした機能性食品の開発。
- ◎データは分析し「見える化」する。→HPで、住民へ、健康増進委員さんへ還元

44

地域振興協議会発足後10年の効果

町職員の手が届かないきめ細かな事業展開

- ・集落ごとの防災訓練、交通指導
- ・ご近所福祉、地域見守り(子どもからお年寄りまで)
- ・文化・スポーツ活動の活性化が地域の潤滑油
- ・都市との交流で環境美化、地域活性化
- ・町政推進の事業フレームで多彩な事業の展開

地域の課題の共有化、人材の発掘

活動を通じて住民の自治意識と参加が向上

45

花開いた住民参画活動！ 地域振興協議会の受けた表彰・感謝状

*表彰

| | |
|----------|-------------------|
| 国土交通大臣表彰 | まちづくり功労賞 |
| 消防庁長官表彰 | 防災まちづくり大賞 |
| 知事表彰 | 9回 頑張る住民自治活動団体表彰他 |
| 県警本部表彰 | 3回 防犯功労団体表彰他 |

*感謝状

米子警察署長、米子地区防犯協議会長、
他3団体より 9回

46

今後の課題(10年の経験を踏まえ)

- * **自主財源の確立で自信と自治の深化をはかる**—持続可能な組織づくり
- * **協議会を支える地域の人づくり**—事業化により生計を維持できる雇用を創出
- * **雇用の安定には法人化が必要**—現在は条例で定める任意団体、社会的信用、不動産の所有、雇用・契約、問題発生時などは法人格がないと不利
- * **高齢者の居場所づくり**
介護保険制度が変わっていく中で、高齢者の居場所づくりをどのように進めていくか

47

法人化することにより

- * **コミュニティービジネスを各地域で展開することにより雇用創出を実現し、地域の活性化を図りたいし持続可能性を展望する**

集落内ヘルパー、共助交通の運営

林業・農業の担い手育成、庭先集荷サービスの展開

農産物等の六次産業化

空き家管理サービス事業

買い物支援事業など …

【目標】7協議会×5名=35名の雇用創出

48

【実践講義】

『まちの保健室』による地域づくり ～三重県名張市

三重県名張市 地域環境部 部長
田中 明子

名張市地域環境部長の田中と申します。

私は看護師の資格を持っているのですが、以前9年間ほど生活保護のワーカーをしていました。福祉の究極は何処にあるかを考えたとき、私は保健師ではないし公衆衛生もやっていない、自分は何をしようかと考えた時、うちの福祉事務所は感じいいよねと思ったのです。職員一丸となっている姿が余所の部署からみえたのです。

そうこうしているうちに、平成12年の社会福祉法の施行によって地域福祉計画を策定しなくてはという話になりました。どんなまちづくりをしていくのかについては、当事者でありながら横から見えていたところもありますが、かなり思い入れがあります。

いま名張市で行われている諸々の地域づくりの実践は、平成14年に現在の亀井市長が当選してからが契機になります。

実は、名張市は全国1位になるほどの人口急増都市でした。昭和29年の名張市の大合併の時、いわゆる昭和の大合併の時に近隣町村が集まって、名張市がスタートした時の人口が約3万でした。

高度経済成長とともに、大阪のベッドタウンとして急速に発展していきました。8万5千人台まで人口が膨れ上がりました。大阪へは近鉄特急で約1時間。京都へも近い。名古屋に出るのも約1時間半です。いずれも通勤圏になりえる距離にあります。三重県の伊賀盆地にあって周囲を山に囲まれているので、辺鄙なイメージを持たれているのですが、実は便利な位置にあります。

隣の伊賀市は、平成の大合併で現在10万弱の人口です。しかし名張市は、平成の大合併の時は合併を選択しませんでした。市長は合併の方針でしたが、住民投票の結果、合併はしないという選択をしました。

市長は、「合併しなければ財政的にもたないから無理です」と言ったのに、住民がNO

と言ったから市町村合併をしなかったのです。だったら「自分たちの住む地域のことは、自分たちで考えてやってください」「行政は責任をもちません」と宣言したわけです。

普通に考えれば、行政が手厚ければ手厚いほど住民サービスが行き届くということになるわけですが、それを「住民がやってください」「行政は知りません」と。そんな無責任なことありますか？ でも名張市はそれをやったのです。

何故か。蓋を開けたら財布の中が空だったからです。

人口急増で、団地造成したところに一戸建ての家を購入した人たちが、ピーク時には5万5千人流入してきたわけです。当然子供がいるから、学校の整備費用が必要になります。

市の病院もありませんでした。医師会もなかなか首を縦に振らない。人口3万の時代に開業医が50か所以上あるのだから、「何の文句があるのか」という感じでした。でも新しい住民からしてみると、住民サービスの中に医療サービスがないとなります。そうしたなか、市民病院の建設が起こって平成9年に開院しました。

新たに造成した団地には下水道が整備されています。しかし昭和の大合併時代の農村集落部には何もない。垂れ流しの状態でインフラ整備がなされていない。だから大きな公共下水道計画ができました。

病院で百何十億、下水道インフラ整備で百何十億。それを前市長は、起債対象で後で公費で返ってくるから大丈夫などと住民に説明しながら整備を進めてきた。

けれども「合併はしない」「単独市で進む」と言った前市長が負けて、「お金がないから合併しよう」と言った、いまの亀井市長が当選した。当選して蓋を開けてみたら、案の定、市の財政が破綻寸前。財政緊急対策本部を設置しました。いまだに厳しい。名張市は、それぐらいお金がなかった。

住民に何の情報提供もせず、「このままいきましょう」と言ったって、住民は自分のことだなんて考えてくれません。しかし財政の非常事態宣言を出した。「名張はこれだけお金がないのだから、何とかしなくちゃいけない」と、市長自らが住民に直接話しかけていったのです。

だからこそ発された台詞が「自分たちの住む地域のことは、自分たちで考えてやってください」だったのです。この点は南部町の坂本前町長と非常に被るところです。

自分たちでできることはまず自分たちでやってください。自分でできないことは家族や隣近所で助け合ってください。家族や隣近所でできないことは地域全体でやってください。

地域でも駄目なら市役所が関与します。それでも駄目なら県や国も呼びましょう。そうやって考えていかないと、「名張市はもちません」とはっきり住民に提示しました。

それまでは縦割りの補助金で支出していた。どこの市町村でもやっている金太郎あめ方式です。市町村により取り組み方はそれぞれかと思いますが、例えば敬老の日となれば「敬老祝い金を出そう」とか。青少年の育成にしても何にしても、似たようなことをしている。それらをもう止めてしまったのです。

財源を取り上げて、市へ引き揚げたわけではありません。これを原資に、地域づくり組織の受け皿をつくっていただいて、そこに渡すことにした。あなたの地域で、高齢者の問題が大変だと思うのであれば高齢者のことをしてください。子育てが問題であればそれをしてください。その活動の原資として、防犯灯の整備部分なども含めて総額約 5,000 万を捻出したわけです。

いまでも名張市の一般会計は、人口 8 万の都市で 300 億円足らずです。特別会計を入れたらもう少しありますが、いずれにしてもそんなものだったのです。条例をつくり、5,000 万円を地域づくりに使った。小学校区単位の昭和の大合併でできた地域と、それ以外の桔梗が丘とか百合ヶ丘とかいった、大合併以後の造成団地ごとに地域づくり組織を作ってもらいました。当時は 14 地区（後に 15 地区）でした。そこにそのお金を配分した。

現市長は、平成 14 年に当選して、15 年 2 月に住民投票をして、この「ゆめづくり制度」を 15 年度から始めています。最初はみんな何もできません。しかし、自分たちの地域ということは自分たちが決めるという意識があれば、だんだんと変わっていきます。もめた地域ほどいまは結束が強い。ある団地ではゴルフ場問題が出てきて、農薬の問題などで地域を二分する事態になった。

そうした経験をした当時の役員は、もう一回コミュニティとしてやっていくために何が必要かを考えて、自分たちでコミュニティーの場をつくりました。その中で有償ボランティアを立ち上げたりしていったのが平成 19 年です。そういう形で組織を作り上げた。

「第 1 ステージ『交付金化』」とあります。

地域住民に活動してもらおうとなると、やはり活動のための使途自由なお金が必要です。でも、そのお金に制約をつけたら補助金と一緒にになってしまう。交付金にしたということは、「地域課題に対してどう取り組むかを考えるためのお金なのだから、どう使ってもいいけど、失敗しても知らないよ」「補填はしませんよ」ということなのです。

次の「第2ステージ『組織の見直し』」について。

みなさんの地域にも区長制度があると思います。呼び方は地域によりまちまちですが、市長が委嘱して行政の末端組織として地域住民との連絡役を果たす区長がいる。

農村部は区長1人でした。ところが、転入された方が住む新しい団地には、区長に加えて、自分たちが選出した自治会長がいたのです。つまり地域に2つの組織があった。これだと住民は迷います。

新しい市長は「そんなややこしいことはやめよう」と言ったわけです。ある意味、選挙応援など区長に頼めば楽なこともあるのに、そういう打算を度外視して、約60年続いた区長制度をなくして一本化してしまっただけ住民を信頼していたのです。

行政が生半可な気持ちでは、「地域づくり」と言っただけ住民はついてきてくれません。このくらいばさばさっと、しがらみを切っていくとできないのです。それから職員意識もです。

そういうことを断行していくわけですが、目先3歩先のことを見ても、地域住民の方にはわかりません。やはり「地域ビジョン」が必要です。10年後の自分たちの住んでいる町をどうしたいか。どれだけの地域資源があって活用できるのか。それを考えてもらうために「地域ビジョン」を策定しました。

これを市の総合計画に位置づけたのです。本日は行政職員の方が中心ですのでお分かりいただけるかと思いますが、総合計画はだいたい企画部局が策定します。でも企画部局だけが一生懸命つくっていて、出来上がった総合計画を見て、他部局の人たちはこれに合わせて「指標出さなくては」みたいなことで終わってしまう。

名張市の総合計画は、地域の人たちの活動に対して、市も一緒にやりますというスタンスなのです。「ともに歩む」「ともにつくる」という意味があるのです。そのための「地域ビジョン」なのです。

そこで地域福祉計画なのです。

平成 12 年に社会福祉法が施行されて、名張市は 16 年に地域福祉計画を策定しました。その中に「まちの保健室」と「ゆめづくり広場」を位置づけたのです。

「ゆめづくり広場」というのは地域の集会所です。おおむね小学校区単位である 15 の地域づくり組織の中に、またいくつかの「基礎的コミュニティ」があります。区長とか自治会長とか言うことやこしくなるので、いまは「基礎的コミュニティ」という言い方をしています。その小さな集落の集会所をバリアフリー化して、自分たちで使いやすいように全地区整備したのです。住民が集まる場の提供です。

その次が「人」です。それが「まちの保健室」なのです。

名張市では平成 17 年度から整備を始めました。最初はモデル地区 2 か所から始めていきました。参考とするモデルはどこにもありませんでした。いわゆる地域包括支援センターができるのが平成 18 年度からです。

その前段階として地域福祉計画で、住民が何か困ったときに気軽に相談に行ける、敷居の低い「地区保健福祉センター」の役割を担う場所を置いていたのです。そうすることで住民生活の安心安全につながる。つながった結果が、また後になって出てくるのです。

ありがたいことに名張市では、この 12 月の一斉改正で民生委員が全部決まりました。それは何故か。結果ですが、まちの保健室と連携することで、民生委員が困った話は、そのまままちの保健室に伝えられます。すると、まちの保健室から関係部署等へつないでくれる。まちの保健室が同行もしてくれます。

例えばですが、50 代のひとり暮らし男性宅に女性の民生委員がいきなり行けますか？ 区長さんに「一緒に行ってください」とお願いしても、区長さん自身だって入りにくい。だから「どういう切り口で行くか」を相談するのですね。「じゃあ見守りに入るか」とか、そういう形で地域で支える活動をしてくれる人がまちの保健室なのです。

地域ではさまざまな活動をしています。例えば認知症をテーマにしています。地域の方が自分でパソコンソフトを買ってきて、認知症の早期発見のためにこれを活用するのだからと言ってくれるのです。でも「活用する」と言っただけで、地域住民の方ができるのはそこまです。それから先をどうしましょうか。その部分をまちの保健室が担っているのです。

たしかパソコンソフト一式で 80~90 万くらいしたのですが、これも「ゆめづくり地域

交付金」を使っているのです。交付金でそうしたものを整備して自分たちの活動につなげる。それが「地域ビジョン」につながっている。このようなことが、地域と行政をつなぐのりしろ部分になっていくのです。

それから「地域包括ケアシステム」。これもまた皆さん悩まれていると思います。

どこの自治体でも、何をどのようにしたらいいのだろうか悩まれていると思うのですが、こうした活動の素地があるので、名張市では「我が事・丸ごと」は「もう最初からやっている」「何をいまさら」という感覚があります。

地域づくり組織がしっかりしていると、「お助けセンター」「ライフサポート」云々といった活動が立ち上がってきます。資料には6つ掲出していますが、もう7つ目が立ち上がってきます。15地域のうちの約半分は生活支援です。生活支援を自分たちの手で行おうということです。一番早かったところが「ライフサポートクラブ」。平成19年から立ち上がっています。実はここがゴルフ場問題でもめた地域でした。こういうところが一番早いのです。一番若い地域は昨年から取り組んでいます。

「地域包括ケアシステム」という言葉は、介護保険の中から出てきた言葉です。国は今期の介護保険事業計画で地域包括ケアシステムを打ち出しましたが、名張市では前々からこの地域包括ケアシステムという言葉が、介護保険事業計画の中にありました。当時からどのようにして地域で丸ごとやっていくかを考えていました。

要になるのが「在宅医療支援センター」です。最初にお話した医師会との関係が、行政として関わってきます。地域の課題は地域の方々が考えて提案してきます。当然、行政も行政が抱えている課題があります。それらをどうしていくか、どうつないでいくかが、現市長の手腕だったわけです。

名張版ネウボラの資料です。

「ネウボラ」という言葉を聞かれた方もあるかと思います。首都圏では埼玉県和光市の取組が有名です。名張市も和光市へ行って勉強しました。子育て支援も必要だということでやっています。

健康づくりの仕組みです。

やはり行政は仕掛けることが役割です。一回つくった地域の組織も、それで大丈夫かといったら、人も変われば考え方も変わる。世の中の流れも変わっていきます。組織は劣化していきます。

そんなとき、行政がさまざまな仕掛けを起こすことです。それは何の取組でもいい。健康づくりの取組でもいいのです。そこから地域を見るという切り口もあります。

そこに新しい取り組みを仕込んでいきます。

名張版生活困窮者自立支援システムの図です。

これにも素地があります。私が生活保護のワーカー時代に、「こんな取組が絶対に必要だよ」といったことを話し合ってきた中から、この形に作り上げていったのです。当時、国の補助金メニューに「自立生活サポート事業」という事業がありました。

生活に困っている人にどのように伴走型支援をしていくかは「行政課題でもあるよね」というような話を、社会福祉協議会と話を詰めていく中で、こんな仕組みに集約していきました。

人・もの・地域資源を活かした雇用創出の資料です。

雇用創造協議会は、モデル事業期間が3年で、今年度で終了します。高齢者の雇用や新たな雇用に関して成果が出てきています。

名張市地域福祉教育総合支援システムの図です。「名張市地域包括ライフサポートシステム」と呼んでいます。最後究極はここです。

地域住民に向けたキックオフ大会には、本日講師としておみえの永田祐先生にもおいでいただきました。名張市の取組を一言でいえば、厚生労働省と同様で「我が事・丸ごと」です。複合的課題を抱えた、困っている人がいる。この人が自分で相談に来られればいい。でも、来られない場合はどうするのか。誰かが気づいてあげないといけない。これが地域なのか、関係する学校なのか。誰が気づくかわからない。

気づいたそのことがどこにつながるのかを「見える化」したのが、地域包括支援センターであり市役所のバックアップ体制なのです。そのブランチとして、敷居の低いまちの保健室が地域にあります。だから、民生委員がそこに駆け込んできて相談ができる。

それらを地域の課題とするために、図に示した「エリアネットワーク」というところで、さまざまな課題や関係を理解してもらおうのです。よくある話ですが、県の人にはなかなか地域に来てくれません。名張市の場合は、隣の伊賀市に児童相談所も保健所もあって、車で20分かけてそこに行かないと動いてくれない。でも、毎度それでは困る。

そんなことより関係者が一堂に会って、問題を協議する場をつくればいいではないかというところでできたのが「エリアネットワーク」です。どんな人が関係するかは、地域包括支援センターにいる「エリアディレクター」がコーディネートします。国のモデル事業でいうところの相談支援包括化推進員にあたります。さまざまな課題について検討する場を設けたわけです。

でもこの形は、急にとってつけて地域に提示したものではないのです。これまでの活動を積み上げてきた集大成が、結果としてこの形になったのです。

名張市はお金がないところからスタートしました。

それは住民の力を借りなければ解決しない問題です。そのために、地域住民が自分たちのことを自ら考えていく地域内分権を推進してきました。住民の方に地域の中で活動してもらうためのバックアップ体制は、当然行政がとらなければなりません。

しかし行政は前に出るのではないのです。行政はあくまでも縁の下です。まちの保健室の職員には、「あなたたちは縁の下なのだから、表には出るな」とずいぶん言いました。まちの保健室は女性職員ばかりで、これだけの仕事をしていても嘱託で月額20万円です。名張市には本当に出せるお金がありません。そういう待遇の職員さんたちなのに10年選手の職員がいます。何故か。やはり結局はやりがいがあるからなのです。

まちの保健室の職員さん自身も、地域の方々の支えがあって自分たちが活動できていることがわかる。彼女たちは特殊スキルを備えたスーパーウーマンではありません。普通の看護師であり介護福祉士です。ただ、ひょっとしたら他の人より気持ちが少し熱い人たちかもしれません。

現場では、ただひたすら傾聴です。傾聴することで、クライアントがエンパワーメントされていきます。それが自分たちにとってうれしい。また、地域の人たちから「ありがとう」と言ってもらえることがうれしい。それが彼女たちの支えなのです。

そこから、地域の人ともっといろいろな話を広げていく。市役所はそれをバックアップする。特に、名張市では「健康づくり」をメインとしていますから、まちの保健室の活動

に負うところが大きい。

名張市は、厚生労働省のモデル事業の原型となるような特別なことをしてきたわけではなく、凄いいことをしているわけでもないのです。たまたま選挙で市長が変わって、お金がない中でこれからの自治体運営をどうしていくのかが、大きな課題だったのです。

そんな状況から実践を積んでいき、いまの名張市地域包括ライフサポートシステムという形になった。この中には学校教育も入っています。これまで行政の中では「教育は別」という意識がありましたが、名張市で地域づくりを行う人たちは、学校現場でもどこでも出向いていきます。文部科学省から表彰も受けました。そんな活動まで幅広くやります。

だからと言って、名張市の職員には「特別なことをやっている」という意識はありません。こつこつ地道に毎日汗をかきながら仕事しています。まちの保健室の職員も、そして地域住民の皆さんも同じです。

全員参加型互助共生社会を目指す 名張流まちづくり



三重県 名張市



平成29年2月20日(月)

名張市の紹介

名張市は、三重県の西部、伊賀盆地の南西部にあって、大阪へ60km、名古屋へは100kmで、ちょうど近畿・中部両圏の接点に位置しています。市域は東西10.6km、南北13.1km、面積129.77km²で、西・南側が奈良県に接しています。山地の多い地勢は新鮮な空気や清らかな水とともに、風光明媚な自然に恵まれています。

古くは伊勢参りの宿場町として形造られ、江戸時代には藤堂氏の城下町として発展しました。

明治から昭和に掛け、数回の合併を行い、昭和29年3月31日に市制を施行しました。

昭和38年以降には大規模な宅地開発が進み、大阪方面への通勤圏として急速な発展を遂げるとともに、市制発足当時3万人であった人口も、昭和56年度には人口急増率全国1位になるなど発展を続け、8万5千人台まで増加しましたが、現在では8万100人台と減少傾向にあります。

平成15年2月に市町村合併の可否を問う住民投票が実施されましたが、合併反対が約7割と多数を占めたことにより、ひきつづき単独市としてその道をあゆむこととなりました。

名張市の位置・面積

面積 129.77km²

海抜 225.93m

名張市の人口(平成28年4月1日現在)

総数 80,144人

男 38,680人

女 41,464人

世帯数 33,398世帯



名張流まちづくりのしくみ



名張流まちづくりのしくみ

- 平成15年(2003年)4月、まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、市民参加のもとに自立的、主体的なまちづくりの推進のため、行政の支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設。
 - 地区市民センター等を単位とする15の地域で、「地域づくり組織」が、まちづくり活動を実施。
 - 市は、この地域づくり組織に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付。
 - 平成24年度からは、新たに「ゆめづくり協働事業」を加えて、ゆめづくり地域予算制度を拡充。

～ゆめづくり地域交付金の概要～

1. 地域づくり組織の活動支援として交付
2. 使途自由で補助率や事業の限定がない交付金
3. 住民合意で、まちづくり事業を実施し、交付金を活用
4. ハード・ソフトは問わない。ただし、宗教活動、政治活動に使用してはならない。

- 名張市では、「公共」は、行政のみが独占的に担うという考え方を改め、地域コミュニティ等と行政が協働で担うことによって、従来の行政のやり方では対応できなかった領域や内容のサービスを提供できる」といった考え方が広がり、「住民が自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。

さまざまな地域づくり組織の取り組み

■ 防犯パトロール

地域の防犯を目的とした青色回転灯車によるパトロール



■ 子育て広場

地域で子育てを応援する子育て広場の開設



■ 自主防災隊

地域の防災活動を担う自主防災隊の結成



■ 学校との連携

地域住民の経験や知識、技能を活かし、子どもたちの学習や生活をサポート



■ 環境美化活動

地域住民による定期的な環境美化活動の実施



■ おもてなし事業

地域の資源を生かした観光客誘致を目的とした事業



まちの保健室

健康づくり
地域福祉活動の拠点

地域づくりと一体的に地域福祉を推進し、地域住民の日常生活圏に対応する健康福祉の拠点づくりを進めるため、2005年3月(平成17年度)策定『第一次地域福祉計画』に基づき、身近な健康づくり・地域福祉活動の拠点として市内15ヶ所、市民センター単位に設置。

名張市の地域内分権とまちの保健室

| | |
|---------|------------------------|
| 平成14年4月 | 増市長就任 |
| 平成15年9月 | 全14地域で地域づくり組織結成 |
| 平成16年3月 | 名張市総合計画「理想郷」プラン 策定 |
| 平成17年3月 | 第一次地域福祉計画 策定 |
| 6月 | 名張市自治基本条例制定 |
| 10月 | 全14公民館の地域委託完了 |
| 平成18年3月 | 地区保健福祉センターまちの保健室2箇所開設 |
| 4月 | 本庁に地域包括支援センター開設 |
| 平成20年3月 | 14地区に設置 |
| 平成21年4月 | 名張市地域づくり組織条例施行 |
| 平成22年3月 | 第二次地域福祉計画 策定 |
| 5月 | 地域福祉推進計画により地区毎、15地区に設置 |

- 市の職員(社会福祉士や看護師、介護福祉士など有資格者2~3名)
- 地域の身近な総合相談窓口 - 高齢者福祉サービス等の申請代行
- 健康教室や介護予防教室などの開催 - サロンなどの地域活動の支援
- 地域包括支援センターのプラチ

●まちの保健室(事業展開のイメージ)



- ◆ 「人の力」を活かす参加と共助のしくみづくり
- ◆ 「地域の力」を高める多様な働き方のしあわせ空間づくり

地域包括ケアシステム

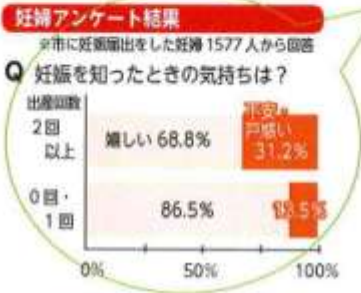
○ 名張市の地域包括ケアシステムは、「まちづくり」が基礎となっている。



名張版ネウボラ



○「名張版ネウボラ」とは産み育てるにやさしいまち「なばり」をめざした妊娠・出産育児の切れ目ない相談・支援の場でありシステムである。



名張版ネウボラ ※出産・乳幼児期



現場厚生労働大臣視察の様子



森少子化対策担当大臣(当時)も視察に訪れました

6

健康づくりのしくみ

健康なばり21計画 ~笑顔いっぱいの毎日~

- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底
- 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- 健康を支え、守るための社会環境の改善
- 家庭・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯と口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

計画策定の背景 ※平成17年度～現在は第3次

名張市の健康寿命・平均寿命は伸びているが、一方で高齢化が進み、食生活や運動習慣などを原因とする「生活習慣病」が増加し、さらに「認知症」や「寝たきり」などの要介護者も増加している

健康増進法(平成14年法律103号)第8条の規定に基づき、「一次予防・健康づくり」や、「介護予防」に重点をおき「健康なばり21計画」を策定

目標の設定 ・特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上 ・がん検診受診率の向上 等

地域の業員の取組(働き方改革からの新たな雇い入れ) 地域ごとにワールドカフェを開催し、第3次健康なばり21計画へ反映(地域ごとの健康づくり計画を策定)

ばりばり現役プロジェクト ~生活習慣病予防重点プロジェクト~

- 特定健診受診率、がん検診受診率の向上
- 高血圧重症化予防
- 慢性腎臓病重症化予防

プロジェクト開始の背景 ※平成24年度 ~実施

重症化してから医療機関を受診する人が多い

- ・がんなどによる死亡率の上昇
- ・医療費の高騰

- ・地域づくりと協働での啓発講演会と地域検診の実施
- ・健診料の自己負担減
- ・がん検診無料クーポンの配布
- ・保健師の訪問や大学との連携 など

まちじゅう元気!!プロジェクト ~地域の健康づくりを担う人材育成~

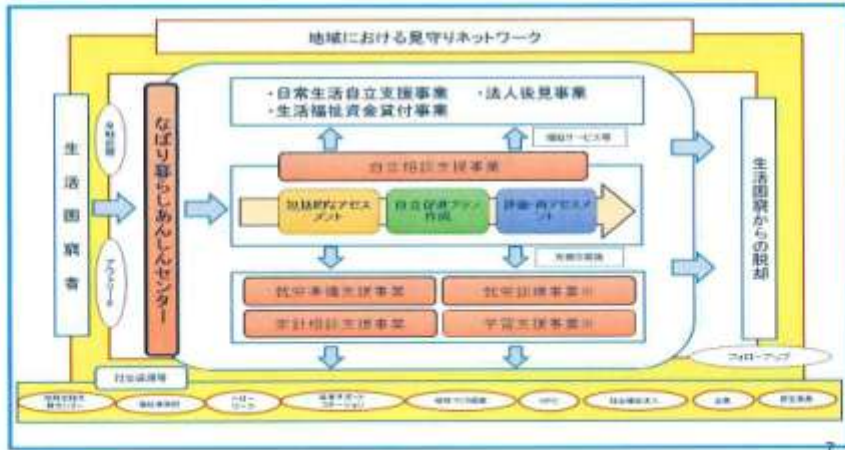
- 平成21年度・22年度 まちじゅう元気!!教室 ~生活習慣病予防・介護予防の基礎型教室~
- 平成24年度・25年度 まちじゅう元気!!教室 ~健康づくり・地域づくりのワールドカフェ~
- 平成26年度 地域・まちじゅう元気!!教室 ~地域ごとの健康づくり計画をつくらうワールドカフェ~
- 平成27年度~ まちじゅう元気!!リーダー養成講座 ~地域の元気づくり・人づくりのプロジェクト~



7

名張版生活困窮者自立支援システム

平成20年度から、複合的な生活課題を抱える生活困窮状態にある人の伴走型支援を行うことめざし、名張市社会福祉協議会に事業委託して「自立生活サポート事業」を開始。市と協議が図れることで、社会的に孤立しがちな対象者にさまざまな支援者との関わりを生み、自立所との関係修復、地域行事への参加ができるようになっている。生活困窮者自立支援法の施行に先駆け平成25年度からモデル事業を実施し、関係機関や地域ぐるみでの支援・見守り体制の強化を図ってきた。※就労訓練事業は認定事業者が実施しており、学習支援事業については市が教員OBを任用し実施している。



人・もの・地域資源を生かした雇用創出

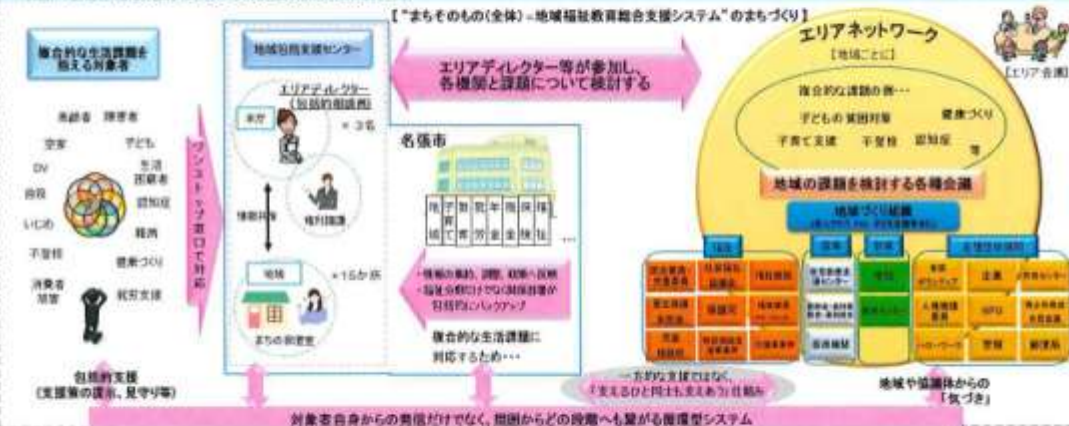
「生涯現役による躍進のまちづくりプロジェクト」



福祉の理想郷プランの集大成(名張市地域包括ライフサポートシステム)

名張市地域福祉教育総合支援システムの構築
(多機関協働による福祉や子育て、教育等の包括的支援体制)
～地域まるごと福祉・教育構想～

- ① 各課等の体制を整備し、行政の役割を再整理。福祉子ども部門において包括的な相談・支援を行える態勢を整備し、現場からの情報集約や付随での情報、政策としての反映を行う。
- ② 複合的な生活課題を抱える対象者に対しワンストップ窓口で対応するため、「エリアディレクター（自治的相談員）」を配置し、地域包括支援センターの機能を強化。
※ 社会福祉士等の資格を有する職員。
- ③ 地域の課題を検討する各種会議（エリア会議）にエリアディレクターが積極的に関わり、エリアネットワークの強化を図る。関係機関との役割・連携・調整・相談・ニーズの把握・情報提供等を支援することにより課題の解決策を検討する。



【実践講義】

まちづくり協議会を通じた地域内分権の取組と地域参画の推進 ～愛知県高浜市

愛知県高浜市 企画部 部長
神谷 美百合

愛知県高浜市からまいりました。企画部長の神谷と申します。「まちづくり協議会を通じた地域内分権の取組と地域参画の推進」というテーマでお話させていただきます。

高浜市は、名古屋市から南東に約 25 キロ離れたところにあります。市域が東西 4.2 km・南北 5.5 km、面積 13 ㎢ということで大変コンパクトな町です。視察に見えた方が市役所の屋上にのぼって、「この建物は何ですか？」という、だいたい余所の市の建物になってしまうような大変小さな町です。

資料には人口 4 万 6892 人とありますが、現在増加傾向にあります。直近では 4 万 7,500 人にまで人口が増加しています。高齢化も進んではいますが全国平均と比べればまだまだ低い。合計特殊出生率も 1.8 で、子供も大変多い町です。

古くから窯業が盛んです。三州瓦というブランド名を聞かれたことがある方もいるかと思いますが、屋根瓦の生産量が全国シェアの 6 割を占めています。またトヨタ系の輸送機器関連産業を中心としたものづくりの町です。

社会資源として、これからお話する住民互助型活動組織「まちづくり協議会」を、小学校区ごとに設置しています。また福祉の総合窓口として、三河高浜駅前という大変至便な場所に、平成 8 年、「いきいき広場」を設置しました。ここに福祉サービスの主要な機関が集約されています。

いきいき広場の 2 階部分には、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、それから介護機器のショールームですとか、市の福祉部が置かれています。3 階にはこども発達センターですとか保健センター、社会福祉協議会。不登校の教室があります。1 月からは、教育委員会など市の教育部門もいきいき広場へ集約しました。

高浜市ではグループ制を採用しています。他の役所で言うとグループは課に当たります。平成 26 年度から「福祉まるごと相談グループ」を設置いたしました。当時、議会でグル

ープ立ち上げの説明をしました。議会からは「そんな名前をつけて大丈夫か?」「何をするんだ」と質問されましたが、厚生労働省でも「我が事・丸ごと」を旗印に掲げるようになりましたので、先見の明があったのかなと思います。福祉まるごと相談グループを設置した目的の一つは、いきいき広場の職員が連携しやすい形にすることです。相談者の問題を早期解決できる体制をつくる目的がありました。

福祉サービスを必要とする方は、一つのサービスだけではなく、複数サービスを必要とする場合が大半です。各部署が個別に対応していたのでは解決につながらない。そういう困難な事例が増えてきていました。例えば、不登校の問題にしても、親の介護の問題とか、生活困窮の問題が絡んでいたりします。複雑なケースが増えてきている実情があります。

いきいき広場は、場所こそ1か所に集約されていますが、専門分化した業務のためにグループ間の連携が取りづらくなった。そういう職員の声も実際に聞こえてきました。

こうした複雑なケースに対応するため、福祉まるごと相談グループにコーディネート機能をもたせました。なるべく早い段階から、いろいろな職種や機関が連携して支援ができて、支援の専門性を高めて、スピード感ある支援ができる体制を整えました。

資料に書かれています「**from womb to tomb**」。生まれてからではなくて、お母さんのお腹の中にいるときから墓場まで。こういう支援を目指して、いきいき広場での支援業務を展開しています。

地域力強化検討会の中間とりまとめにも、「…課題に対して、『複合課題丸ごと』、『世帯丸ごと』、相談する先がわからない課題でも『とりあえず丸ごと』受けとめる機能をつくる必要がある」と書かれています。まさにこの通りで、困ったらとりあえず「いきいき広場行けばいい」ということが、市民の間に浸透し、市民の安心感に繋がっていると実感しています。

地域内分権の推進の話を行います。

地域内分権というのは、地域でやったほうがよりよいサービスに繋がるものについては、地域に権限と財源を渡して、地域でやってもらうということです。都市内分権とかさまざま言い方があります。高浜市でも、決して一足飛びに「地域でやってください」「はい、やりましょう」と始まったわけではありません。なぜ高浜市が地域内分権に踏み切ったのか、どのように進めてきたのかについてお話したいと思います。

高浜市の地域内分権の歩みを時系列にまとめました。

高浜市では、市民が主役のまちづくりを進めるために、平成 15 年から構造改革の調査・検討を始め、地域内分権を推進してきました。平成 17 年に、最初のまちづくり協議会が設立されました。平成 21 年には、市内 5 つすべての小学校区で、まちづくり協議会がスタートしました。

これにあわせて拠点施設の整備をしています。

またこれらにあわせて、まちづくり協議会ごとの地域計画の策定、平成 22 年には自治基本条例、平成 26 年にはまちづくり協議会条例の制定を進めてきました。

高浜市の場合、制度ありきで進めてきたわけではありません。市民が主体的に進めてきたやり方に合せて、要は機が熟すのを待って制度をつくってきました。それだけ丁寧に進めてきたと思っています。

構造改革の背景です。

実は平成 14 年度に合併の話がありました。これがなくなりました。結果的に、周辺自治体との都市間競争において、高浜市は単独自立の道を模索することを迫られました。高浜市の周辺自治体には、刈谷市ですとか豊田市、碧南市、安城市といった市があります。財政力でいうと、全国のベストテンに名前を連ねるような自治体が数多くあります。

その中で、高浜市は単独自立の道を取るようになったわけです。財政的にはまだ余力がありました。当時の市長は、余力がある今だからこそ、選択肢がたくさんあるうちに構造改革を実施していくべきだという考えでした。「行政の役割とは何だ」「市役所の仕事は何だ」といった、本質に踏み込む構造改革に取り組む結果となりました。

構造改革の基本理念の中でも、地域内分権の推進は特に重視しました。

公共サービスの新たな担い手の受け皿として、小学校区ごとにまちづくり協議会を構築することを目指しました。高浜市の構造改革は、行政内部の見直し改革だけではなく、地域社会のあり方、住民主体の地域経営にまで視野を広げた改革でした。

当時の市長が公約で「5 つの小学校区に全てまちづくり協議会を立ち上げる」と謳った時、私が担当課長として携わりました。市民は地域内分権という言葉聞いたこともなく、「行政がやっていることを押しつけるのか」という反発も多くありました。

まちづくり協議会の立ち上げにあたっては、高齢者の助け合いや居場所づくりから始めればよかったのですが、当時、公園清掃をやってくださいというような調子で始めてしまったものですから、大変紛糾する事態になったこともありました。今では公園管理もまちづくり協議会にお願いしています。

行政がやると画一的な公園管理になってしまいますが、それこそ地域に合ったやり方で公園管理が行われています。地域によってはボランティアの方が順番で公園管理に出きていただいています。あとで気がつきましたが、その中には認知症のお年寄りもいました。公園管理といえども、地域では高齢者の居場所となっていることに気づかされました。

まちづくり協議会の活動状況です。さまざまな事業を行っています。

大変うまくいったと思う点は、小学校区単位で進めてきたということです。町内会単位だと、細分化され過ぎて機能しない事業が出てきます。中学校単位だと、地域の特性や文化に差が出てきてしまう。小学校区という顔の見える関係が築ける範囲、あるいは歩いて移動できる範囲というのが、まちづくりを進める上で大変機能しました。

まちづくり協議会の構成員は、市内に住んでいる人だけではありません。市内で働いている人、学んでいる人、事業活動を行っている人たちも含まれます。これだけの人が一同に集まって会議をするわけですので、今まで行政で持ち上がっていた課題なども、ここで解決されてしまうことが多くなっています。

例えば、空き地にごみが捨てられるということで、町内会から「閉鎖してほしい」という要望が上がったことがあります。若いお母さん方からは、「ここは子供たちが野球やボール遊びをする場所なので何とか続けてほしい」という声が寄せられました。結局地域での話し合いで、お母さんたちがごみの片づけをするからそこを使わせてもらうということで、すんなり解決できてしまいました。

これが行政にまで持ち上がってくるとなると、町内会担当をしているグループとか、建設関係のグループとか、いろいろな縦割りの弊害が出てきます。解決までに時間がかかる問題ではないかと思います。まちづくり協議会ではいろいろな人たちが関係して、いろいろな課題をスムーズに解決しています。

事業内容です。

それこそ防災、防犯、介護予防、環境美化、子供の健全育成、公園や公共施設の管理など、行政の隙間を埋めるというような消極的な考えではなくて、地域の特性を生かした活動が繰り広げられています。それぞれの地域が、課題の解決といったところに留まらず、地域の魅力アップにまで、自主的・主体的に取り組んでいます。ちなみに平成 28 年度は、5 つのまちづくり協議会で計 134 事業が行われている状況です。

まちづくり協議会の活動支援を挙げました。

各種交付金や委託事業などいろいろ挙げてございますが、一言で言うなら、「市民を信じて大胆に権限と財源を委譲する」ことが重要だと考えています。

まちづくり協議会では、地域の幅広い意見を取りまとめてまちづくりを進める観点から、町内会ですとか PTA、子供会、婦人会、消防団、民生委員などが参加しています。それぞれの団体の特性を発揮して、地域の総合力で地域課題を解決しています。

これにも経緯があります。最初にまちづくり協議会を立ち上げたとき、市で委託契約の仕様書をつくりました。市民からは「自分たちのことをやるのに、市が仕様書をつくるのは何事だ」とお叱りを受けました。市からするとまだ信じる事が出来ていなかった。そこで工夫をして、交付金化という形に作り上げていきました。

いま公園は、本当に自由に自分たちの使いやすいように工夫をして、地域の方が管理されています。例えば、公園の低木を刈ってしまったりとか、ここは「子供たちが虫をとるから」といって草をたくさん生やしたりしています。市役所企画部の立場から言うと、「建設部に何て説明しよう…」などと頭を悩ませる場面もたくさんありました。

これらのまちづくり協議会の活動に対して、行政は交付金を制度化して財政支援をしています。「市民予算枠事業交付金」といって、個人市民税の 5% を上限に交付しています。地域から要望のあったものに関しては、5% の範囲内であれば交付金としてお出しするという事です。

市の職員の人的支援としまして、まちづくり協議会と行政との橋渡し役ということで、まちづくり協議会の「特派員制度」を立ち上げました。市の職員が、全庁体制でまちづくり協議会に出かけています。まちづくり協議会が行うどんなに小さな会議にも、市の職員は顔を出します。当然イベントにも参加します。

次に、地域計画の策定です。

第6次総合計画の策定に合わせて、まちづくり協議会ごとに、今後10年を視野に入れたまちづくりの方向性や策定目標を掲げ、地域計画として策定しています。地域計画は、市の総合計画と一体となって行う計画として位置づけられています。

平成22年に自治基本条例を制定しました。自治基本条例と総合計画は車の両輪です。

高浜市の自治基本条例では、地域内分権の推進とまちづくり協議会の関連を明示して、持続可能な自立した基礎自治体としての高浜市の確立を目指すと宣言しています。まちづくり協議会は、住民自治の担い手としての明確な位置づけがなされています。

ですから選挙で市長が変わっても、まちづくり協議会が廃止されることはありません。市民の方たちによく言われたのは、「市長が変わったらどうせ変わる」とか、「交付金がなくなる」とかいった言葉です。そうしたことがないように明確に定義しました。

平成27年にまちづくり協議会条例を施行しました。

「まちづくり協議会に求められる要件」を少し詳しく紹介してございます。

次に「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の話を行います。高浜市の生活困窮者自立支援の全体像です。一時生活支援事業以外、すべての任意事業に取り組んでいます。

高浜市の学習等支援事業として、27年7月から「ステップ」を実施しています。

運営の基本的な考え方です。

不登校や学力低下などの課題を抱えた子供たちは、本人の資質だけでなく、家族や地域など子供を取り巻く環境に大きな影響を受けています。また保護者を含め社会的に孤立していることも多い。そのため「ステップ」では、学校、企業、団体、市民の方々などをうまく巻き込みながら、地域で支援をしていく仕組みをつくっているのが大きな特徴です。

まずは「貧困の連鎖の解消」です。

子供たちは将来をイメージする機会がなく、親の職業観や倫理観、虐待経験などを、その

まま踏襲してしまうケースが少なくありません。連鎖を断ち切るためには、将来をイメージする機会を多く設ける必要があります。イベントなどを通じての、地域の人との繋がりなどを大切にしています。

その具体例の一つとして、地域の協力による食事の提供があります。

市民の方々が自分にできることをしています。この活動は特定の団体に委託するのではなく、16もの多様な団体が代わる代わる支援をしています。地元紙にも「高浜で広がる昼食奉仕」と大きく取り上げられました。

よく「子供の貧困は見えにくい」と言われます。地域の方々には、生活に困難を抱えた子供たちが、自分たちの周りにも大勢いる現実を知ってもらう効果がありました。一方、子供たちには、多くの団体が支援することで、地域にはこんなにたくさんの自分を支えてくれる大人がいることを実感してもらいました。安心感や地域への愛情を発する効果が期待されています。

こうした事業を始める時、生活困窮の子供たちの支援はもっとクローズな場所であるべきではないのかという意見も多くありました。しかし、地域の人たちに現実を知ってもらいたい。子供たちにも地域の人たちと関わりをもってもらいたい。ということで、あえてこのような展開に踏み切りました。

「ステップ」の概要です。

生活困窮世帯に属する中学生と高校生を対象に、高校卒業まで継続的に支援を行います。さまざまな属性の利用者が集まっています。地域に開かれた明るい環境、雰囲気がつくれていると思っています。

学習習熟度にあわせた学習支援を行っています。

子供たちの学力は個々ばらばらです。支援体制を手厚くするため、大学生のボランティアに関わっていただいています。子供たちとの距離感が近く、分からないことも聞きやすい。そんな雰囲気の中で、通いやすい環境がつくれていると思います。

イベントの実施は関係性の創出に役立っています。

生活困窮家庭の子供たちの多くは、社会体験の機会が不足しています。イベントを通し

て、集団の中でさまざまな体験を積んでもらおうと考えています。地域のご協力をいただきながら、地域の多様な大人の価値観に触れてもらいたい。将来への視野を広げてもらいたい。これが行政が担う意義であり、重要な視点であると考えています。民間の学習塾にお願いしてできるものではありません。

さきほど触れましたが、まちづくり協議会の方たち、地域の団体の方たちにより食事の提供が行われております。

まちづくり協議会の活動が大きく影響しています。まちづくり協議会の多岐にわたる活動の中で、自分たちの地域の課題は自分たちで解決するという基盤ができ上がっています。その中で子育て支援も積極的に取り組んでいる。

こうした基盤が生きて昼食支援にも繋がっています。

南部まちづくり協議会では「こども食堂支援基金」創設という話が持ち上がりました。こうした寄付の仕組みは、地域力強化検討会でも議論があったと伺っていますが、単に資金を確保するだけでなく、地域や福祉に関心が薄かった人たちの関心を高めるメリットがあると実感しています。

こうした寄付を通じて市民、企業、団体が、広く子供たちの支援に参画する仕組みを定着させて、高浜市の文化・風土にしていければと思っています。

高浜市の学習支援の全体像を、「学習支援を通じた循環型地域社会の実現」を描いてみました。長期に渡る支援になるため、子供たちが「支援慣れ」「支援されることが当たり前」という感覚を持つことがないように工夫しています。

中学校を卒業して高校生になった時には、引き続きステップの学習支援を受け一方、小学生の学習ボランティアとして活躍できる出番、「場」をつくっています。支援される側から支援する側への転換をきっかけに、循環型の地域社会の実現を目指しています。

まちづくり協議会を通じた地域内分権の取組と地域参画の推進

～市の将来像『大家族たかはま』の実現に向けて～



平成29年2月20日（月）

高浜市役所企画部長 **神谷 美百合**



Compassion/Mutual Support/Hand in Hand/Holding Hands/Support/Support/Support/Support

目次

【目次】

- 1. 高浜市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 地域内分権の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり・・・・ 15
- 4. 地域参画を進めた成果・・・・・・・・・・・・ 26



1. 高浜市の概況



Compassion/Mutual Support/Understanding/Holding Hands [EXCEED FAMILY TAGAWAMA]

3

1. 高浜市の概況

◆ 高浜市の概況

高浜市は、名古屋市から南東へ25 kmに位置する面積
13.11 Km² (東西4.2km、南北5.5 km) のコンパクトなまち

■ 人口動態

・人口 **46,892人**
(年少人口 7,557人 (16.1%) / 高齢者人口 8,795人 (18.8%))

全国平均26.7%
(H27.9.15現在)

・世帯数 **18,646世帯**
(被保護世帯数 119世帯 / 被保護者数 178人 / 保護率 3.80%)

■ 産業・経済

・屋根瓦の生産量 (三州瓦) 全国1位 (約70%)
・第2次産業就業人口 全国1位 (51.8%)

全国平均17.1%
(H26.10.3)

■ 社会資源等

・福祉サービスの主要な関係機関を三河高浜駅前の「いきいき広場」に集約→P 5
・市内5つの小学校区に住民互助型活動組織「まちづくり協議会」を設置→P 9



4

1. 高浜市の概況

◆福祉の総合窓口 いきいき広場

- コンパクトな地形を活かして、福祉サービスの主要な機関を『いきいき広場』に集約。市民ファーストの**全世代・全対象のワンストップの相談支援体制を整備**（平成8年）
- 総合相談の窓口である『福祉まるごと相談グループ』で、「**複合課題丸ごと**」、「**世帯丸ごと**」、相談する先が分からない課題でも「**とりあえず丸ごと**」受け止めている。



【2階】

- ・地域包括支援センター
- ・シヨールーム
- ・**自立相談支援機関**
- ・市の福祉部門(福祉まるごと相談/障がい福祉/介護保険/福祉事務所/保健福祉)
- ・障害者相談支援事業所
- ・権利擁護支援センター

【3階】

- ・市の福祉部門(生涯現役まちづくり)
- ・**市の教育部門(教育委員会、こども未来部)**
- ・保健センター・**こども発達センター**
- ・社会福祉協議会(事務局・託児・家庭的保育)
- ・不登校等教室(ほっとスペース)

困ったことがあったら「とりあえず『いきいき広場』へ」という意識が浸透

5

2. 地域内分権の推進

～構造改革・まちづくり協議会の設立～



Compansory Mutual Support Unit and Hometowns [EXTENDED FAMILY TOWNSHIP]

6

◆地域内分権のあゆみ

- 平成15年
・職員チームによる構造改革の調査・検討
・地域内分権実証実験の開始
- 平成16年
・**構造改革推進検討委員会の発足**
- 平成17年
・構造改革推進検討委員会より報告書
「高浜市の構造改革」提出
・市内最初のまちづくり協議会設立
・**構造改革スタート**
- 平成19年
・「地域担当職員制の導入」の提案
- 平成20年
・まちづくり協議会特派員制度スタート
・地域計画の策定作業スタート
- 平成21年
・**市内全小学校区でまちづくり協議会設立**
・吉岡市長就任
・**地域計画の策定**
- 平成22年
・市民予算枠事業スタート
・自治基本条例可決
- 平成23年
・第6次総合計画基本構想・基本計画可決
・**自治基本条例、第6次総合計画スタート**
- 平成24年
・まちづくり協議会サミット開始
- 平成26年
・まちづくり協議会条例可決
- 平成27年
・**まちづくり協議会条例スタート**

7

◆構造改革の背景

- 平成14年9月 旧碧海郡（碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市）を枠組みとした法定合併協議会の設置が否決
- 単独自立の途を探るため、『**構造改革**』に着手

◆改革の基本的考え方

『市民主体の地域経営をも視野に入れて、行政の役割そのものを原点から見直す』

「行政改革」という単なる“内側の改革”ではなく、「自分たちのまち自分たちでつくる」という地方分権の趣旨を踏まえた改革



◆高浜市構造改革推進検討委員会の発足

- 平成16年5月発足 委員長 大森 彌先生 副委員長 大杉寛先生

基本理念：『持続可能な財政基盤の確立と新しい公共空間の形成』

- 3つのキーワード

財政力の強化

住民力の強化

職員力の強化

8

2. 地域内分権の推進

◆持続可能な自立した基礎自治体の確立

➤ 3つのキーワード達成のための5つの改革の柱

組織構造
改革

アウトソーシング
戦略

地域内分権
の推進

受益と負担
の改革

人事・給与
制度改革

まちづくり協議会の設立

地域の長所・個性や課題は
地域によって様々



福祉ニーズが多様化するなか
行政でできることには限界がある

地域のいいところ（長所・魅力）や心配なところ（課題・問題点）は
地域で暮らしている市民が一番よく知っている！

地域でしか解決できないことや地域で取り組んだほうがよりよいサービス
につながるものは地域で行い、そのために必要な権限と財源を地域へ移譲

住民自らが地域の長所・個性の伸展や課題解決に向けて汗を流す！地方自治の本来の姿

9

2. 地域内分権の推進

◆まちづくり協議会の活動状況

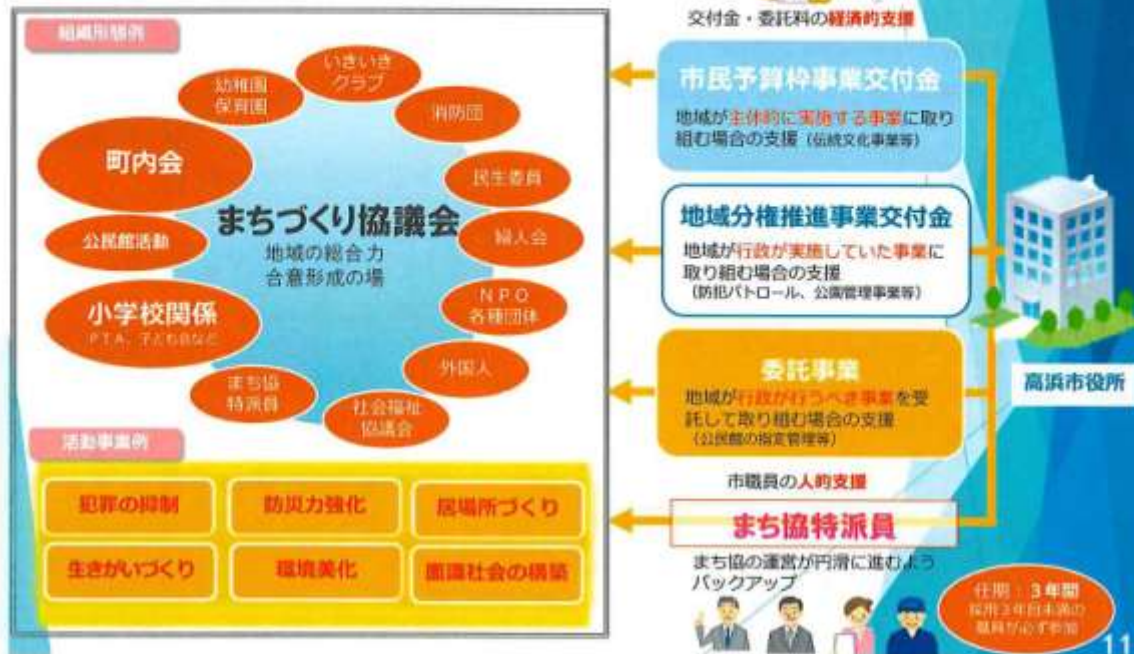
小学校区単位



10

2. 地域内分権の推進

◆まちづくり協議会への活動支援



2. 地域内分権の推進

◆地域計画の策定（平成21年度）

- 第6次総合計画の策定にあわせて小学校区単位の「地域計画」を策定



2. 地域内分権の推進

◆自治基本条例と総合計画の施行（平成23年度）

- ▶ まちづくりの実践の積み重ねを踏まえ、「自治基本条例」を策定し、**まちづくり協議会を地域自治の仕組みとして位置づけ**。
- ▶ 市政運営の根幹となる「総合計画」においても**市民や地域との協働**を前面に打ち出し。



2. 地域内分権の推進

◆高浜市まちづくり協議会条例の施行（平成27年度）

- ▶ まちづくり協議会を、自治基本条例に設置根拠を持つ公共的団体として位置づけ。→ 高浜市の**地域自治の仕組みとして担保**

まちづくり協議会に求められる要件

（要件① 区域）

- ◆ まちづくり協議会は、小学校区を単位に1つずつ

（要件② 構成員）

- ◆ 小学校区内に住んでいる人 ◆ 小学校区内でよりよいまちにしていこうと活動している人・団体
- ◆ 小学校区内の事業所やそこで働いている人 ◆ 小学校区内の学校等で学んでいる人

（要件③ 多様性・開放性）

- ◆ 小学校区内に住んでいる・活動している個人・団体・事業者などが
 - ・ 性別・年齢を問わず、多くの人や団体と連携・協力しながら、それぞれの持ち味を活かして活動。
 - ・ 希望する誰もが、運営活動に関わることができる。

（要件④ 民主制）

- ◆ 総会や理事会を開くなど運営に必要な事柄が規約にきちんと定められ、規約に沿って運営されている。
- ◆ 住んでいる皆さんの想いを把握し、活動に取り入れている。

（要件⑤ 透明性）

- ◆ 運営や活動内容・効果などについて、市民に説明できるように、情報を発信するとともに、資料等を適切に保管する。

（要件⑥ 自主性・主体性）

- ◆ 「自分たちのまちは、自分たちで考え、つくっていこう」という意識を持ち、自主的・主体的に活動していく。
- ◆ 地域にある様々な資源（人材・モノ等）を活かして魅力向上や課題解決に取り組んでいく。

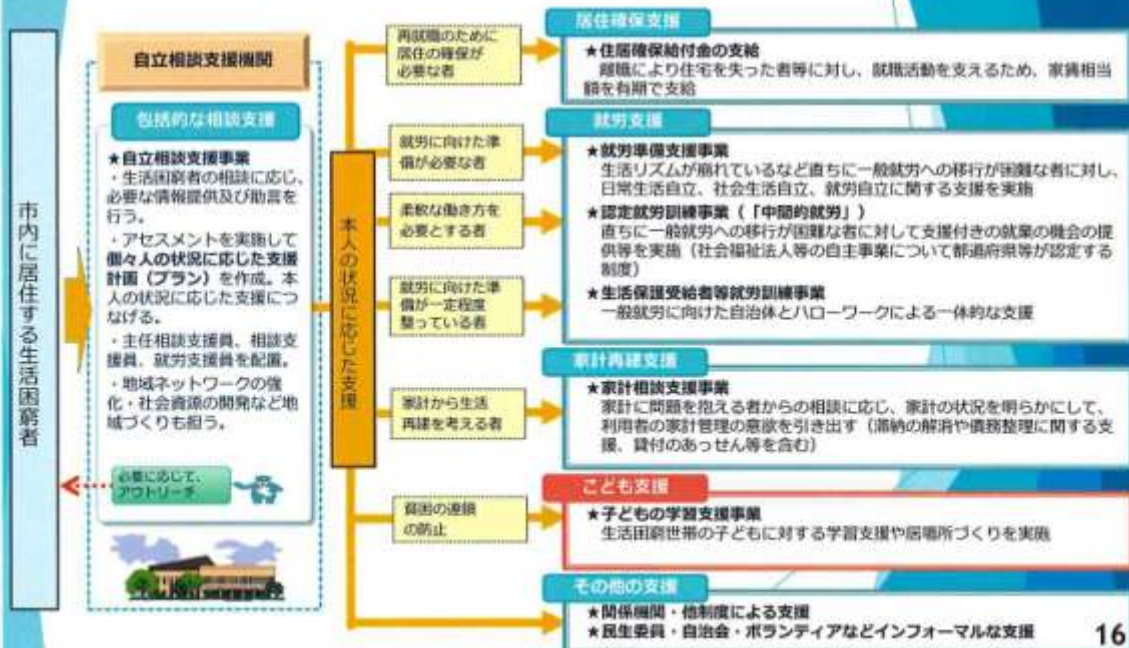
3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

～誰もが活躍できるまちづくりの推進～



3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

◆高浜市の生活困窮者自立支援事業の全体像



3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

◆高浜市学習等支援事業とは・・・

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」を防止するため、支援が必要な子どもたちに対して、**自ら将来を描くことができるような支援プログラム**を実施。

人や社会と
関わる力

思考／判断
／表現力

知識・技能

学習意欲

学習習慣

生活習慣

自立に必要な力



高浜市学習等支援事業「ステップ」
平成27年7月25日（土）開校
(NPO法人アスクネットに運営委託)



検索 *取組の詳細については、高浜市公式HP（高浜市役所>各グループのページ>地域福祉グループ>生活困窮者自立支援事業>「ステップ&あすたかのページ」）をご覧ください

3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

◆運営の基本的な考え方①

- 不登校や学力低下などは必ずしも本人の資質だけでなく、**その家族や地域など子どもを取り巻く環境に大きな影響を受けている。**
 - 貧困家庭の子どもたちについては、日常生活に不利を抱えているだけでなく**社会的にも孤立。**
- ↓
- 地域の企業や団体、市民の方々の幅広い理解と協力を得ながら**地域のみんで支える仕組みを構築。**



地域で一体となって次世代を育てるという機運を醸成

◆ 運営の基本的考え方②

将来イメージで貧困の連鎖解消を

貧困の連鎖の解消のために、最も大切なことは**将来をイメージする機会**だと思います。偏差値を上げることに以上に、**自己肯定感を高めることが重要**。貧困家庭の子どもは、心のどこかで親と違う人生を歩くことに罪悪感もある。**多様な選択肢を示しつつ、「自分の人生を歩いていいんだよ」と伝えたいですね。**

出所：貧困家庭で育った松尾和枝さんのコメント



運営のコンセプトを事業開始前にしっかりと共有

◆ 「ステップ」概要

- 対象 高浜市に居住する**生活困窮世帯**（生活保護受給世帯、就学援助受給世帯等）に属する**中学生・高校生その他支援が必要と認められる者**

（参考）平成27年度の利用決定者36名の属性等



- 日程 **毎週土曜日** 9時30分～16時
※ 夏休み期間中は**週3回**（火・木・土）実施
- 場所 **高浜市いきいき広場 3階**
- 支援内容 ①学習支援、②イベントの実施、③食事の提供

3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

① 学習習熟度に合わせた学習支援

- 生徒の習熟度や希望に合わせた学習支援を通じて、**学習意欲の維持、希望する進路への支援等**を行う
- 学習を通じた関わりの中で、**高校進学後も自ら学ぶことができる姿勢**の育成を目指す

支援体制

- ★ 実施責任者 1人
- ★ 学習等支援を行う職員 2人
- ★ **チャレンジサポーター 5～7人程度**
主に教育学部の大学生（名古屋大学、愛知教育大学等）が
高浜市の子どもたちの成長をサポート



27年度の実績

| 年間実施回数 | 参加生徒数 | チャレンジサポーター参加数 |
|--------|---------|---------------|
| 50回 | 平均16人/回 | 平均6人/回 |

21

3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

② イベントの実施（関係性の創出）

- **地域の方々や多様な立場の大人たち**と触れ合い、交流を深めるイベントを実施し、**関係性の創出**を図る
- **体験活動や生徒自身のキャリア**を考えるイベントを実施し、**生徒の将来を描くことができるように支援**する

ハロウィンパーティー
とからめた英語の授業



異文化交流
～留学生と交流しよう！～



絵本作家
によるワークショップ



流しそうめん大会
～お祭り～



社会や地域に対する理解の高まり、価値観や視野の広がり

2

3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

③ 地域の協力による食事の提供

- 地域の団体に協力いただき、**お昼に1食100円で食事**を提供。食事を通じて子どもたちとの交流の機会を確保
- 協力団体は、特定の団体に委託するのではなく、**多様な16もの団体**が代わる代わる支援。
- **お米や食材**については**地域の方々からの善意の寄付**。



地域の方々 ➡ 『生活困窮家庭の子ども』への理解の深まり
 子どもたち ➡ 多くの人に支えられる安心感、地域への愛着の高まり

23

3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

◆こども食堂支援基金の創設

- ステップの昼食支援をより市民で広く支える仕組みにするため、平成28年4月に『こども食堂支援基金』を立ち上げ。
- 市民の福祉への関心を喚起するとともに、この基金を財源に、南部まちづくり協議会が新たにこども食堂に取り組むなど**支援の輪の広がり**につながっている。



寄付を通じて、市民の方々、企業、団体が広く子どもたちの支援に参画

3. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

◆ 学習支援を通じた循環型地域社会の実現

▶ 学習等の支援を受けた子どもたちが成長し、小学生の学習等を支援する、あるいは、将来、地域の福祉の担い手として活躍するなど**地域社会の一員として積極的な役割を果たせるような仕組み・フロー**を構築



4. 地域参画を進めた成果

～市民や行政にどのような変化があったか？～



Compassionary Mutual Support for Inland Hilly Areas [EXTENDED FAMILY TAWAHMAA]

◆ 市民・地域の変化

- ▶▶ 知恵・知識・技能を持った人の輩出
- ▶▶ 多彩な事業を『きめ細かく』、『スピーディー』に実行
- ▶▶ 自ら汗を流すことによって、“わがまち”に対する愛着・誇り
まちづくりに対する満足感・納得感の高まり
- ▶▶ 税金(交付金)を効率的・効果的に活用
- ▶▶ 税収依存ではない民間資金の開拓

退職後の「地域デビュー」など
地域での活躍の場につながっている
人と人がつながり、新たな支援の輪が生まれている



◆ 行政の変化

- ▶▶ 「地域は自治体経営の最前線(現場)」という意識が醸成されつつある
- ▶▶ 住民とのつながりが緊密になることによって、様々な情報が入ってくるようになっている
- ▶▶ 肌で感じた住民の想いや地域の動き・変化を、事業等に活かすことができるようになってきた

地域に寄り添い、一緒に汗を流すことで地域との距離が縮まり、信頼関係の構築や地域の実情に即した事業の実施につながっている



【実践講義】

世田谷区の若者支援の取組

～若者の総合サポート拠点「世田谷若者総合支援センター」

東京都 世田谷区 子ども・若者部
若者支援担当課長
小野 恭子

世田谷区子ども・若者部で若者支援担当課長をしております小野と言います。

私からは、世田谷区の若者支援の取組についてと、若者の総合サポート拠点である「世田谷区若者総合支援センター」の話をいたします。

世田谷区は、東京都の中心部より少しだけ西の位置にあります。23区の中では、大田区に次ぐ大きな面積を持つ区です。人口も急増中で約90万人に達しています。

以前は畑も結構ありましたが、いま最後の宅地化が進んでいる段階です。乳幼児の子育て世帯が数多く転入してきています。世田谷区で生み育てる世帯も多く、乳幼児人口も急増中です。保育園が不足しています。待機児童ワースト1をここ数年続けています。

若者といいますが、中高生世代から39歳までを含むと区内には約30万人います。本日はこの方々への支援の話を中心にします。

何故、世田谷区が若者支援に取り組んできたのか。体制整備までの経過をご紹介します。

平成24年当時、ちょうどそのころ平成26年度から始まる区の基本計画の策定期間に入っていました。事業全体を見直していこうという中で、世田谷区では青少年、若者の政策が非常に少ないということと、全国的に不登校、ひきこもりですとか、若者の自殺も多いといったことが取り上げられていました。

世田谷区でも、年間200人以上の方が悲しい死を迎えています。生きづらさを抱えた若者たちへ何とか支援をしていこう。これは大きな課題であるという認識をしました。

区として、まず組織体制を強化しています。

平成25年4月には子ども部に「若者支援担当課」を設置しました。翌年には部の名称も「子ども・若者部」に変えてしまいました。実は私も、平成25年に子ども部内にある児童課長になり、横目で若者支援施策が行われるのをずっと見てきました。そして今年度

から若者支援担当課長をしています。

若者施策としては、①若者の居場所づくり、活動の推進、それから②生きづらさを抱える若者たちへのサポート。これを2本柱としてやっていこうということで、基本計画にもしっかり入れました。

世田谷区基本計画は、平成26年度から平成35年度までの計画です。

「若者が力を発揮する地域づくり」として、①若者の活動と交流の推進、②若者の社会的自立の推進、③生きづらさを抱えた若者の支援を掲げています。

若者支援の本題に入る前に、まず世田谷区が行っている若者支援事業（居場所づくり・活動の場づくり）についてご説明します。

これは世田谷区の若者支援の取り組み事業を図にしたものです。

図の左側は若者の気持ち「居場所がほしい」「活動したい」「相談したい」。

中央の枠囲みには具体的な施策を記載しています。囲みの上のほうが、どちらかという元気な若者の活動を支援する場です。青少年交流センター、児童館といった名称があります。青少年交流センターは、児童館の中高生・若者版だとお考えください。下のほうが、生きづらさを抱えている若者への支援です。若者総合支援センターや支援機関の名があります。支援機関には、世田谷区が設置するさまざまな相談窓口のほかにも、学校や医療機関等の相談窓口があります。

ただこんな絵柄を描いてみたところで、若者たちが「居場所がほしい」「活動したい」「相談したい」と言った時、上とか下の場所に相談しに行くとは決まっているわけではありません。元気な若者であっても、何らかの悩みや生きづらさを抱えています。生きづらいという若者の中にも、相談したい、あんなこともこんなこともしたいと夢と希望を持ちながら生きている子がいる。ですから、これは全体で連携しながらの若者支援のかたちと考えています。

それぞれが進む先に、その人なりの社会参加の形であったり、自立であったり、場合によっては就労や就学であったりが、出口としてあるのだと思っています。

そうした選択肢の一つとして、中高生世代の居場所を紹介します。

これは野毛青少年交流センターの写真です。青少年交流センターは世田谷区内に2か所あります。2か所とも教育委員会所管としての社会教育施設から福祉部局に所管替えをしています。両方とも若者施設ではあるのですが、早い時間帯は児童館のように小学生が来たり、地域の方たちも来ます。少し遅い時間になると中高生、大学生たちが来るようになり、さまざまな人たちが出入りします。若者を軸とした地域のコミュニティの場になっています。

野毛青少年交流センターでは、子供たちの「やってみたいこと」を応援することをモットーとしています。こちらからプログラムを提供するのではなくて、若者たちがやりたいことをみつけて、一緒にやる仲間をつくり、計画を自分たちで立て実現する。その過程を大事にしながら、ここの職員たちがボランティアの大学生たちと一緒に応援しています。

もう一つの池之上青少年会館は、立ち上げ当時から地域の方が関わっています。

地域の方で構成する「池ノ上青少年会館協議会」があり、青少年交流センターの運営に関わっています。協議会の方が受付をしてくださったり、一緒にイベントをしたりしています。本当に地域の方たちが見守って一緒に支援して、ときには注意もしながら子どもたちが育っていきます。

活動の様子を映した写真です。

実はこの中に、地域の方たちがたくさんいます。ご覧頂いたようにさまざまな活動が行われています。

現在、3つ目の青少年交流センターを中学校跡地につくろうとしているところです。

このほか区内にある日本大学文理学部と昭和女子大学と連携協定を結んで、「若者の居場所」を大学生みずから運営してもらっています。その様子の一コマを掲載しました。

区内にある普通の民間のお宅を借りて、普通のお部屋の中で、子供や若者たちが大学生と一緒に遊んだり、ときには学習したりしています。何回も来る中ではおつき合いもできていて、信頼関係ができて、身近な相談相手になってと、そんなことがいま少しずつ進んできています。

もう一つ大事なのが区内の児童館です。

児童館は委託している自治体が多いと思いますが、世田谷区では直営で運営しています。一般的に児童館来館者の中心は小学生だと思いましたが、身近な地域において中高生世代の若者の支援の核になるのは本来、児童館であろうということで、世田谷区では区内児童館での中高生支援の強化を図っています。若者支援への取り組みとして地域の方と一緒に進めています。できれば中高生世代たちがさまざまな活動をしながら、その子たちが、地域の担い手＝サポーターになってくれるようにと願って、いま少しずつ始めているところ です。

世田谷区には、地域包括支援センターとほぼ同じ数の児童館があります。児童館は、子供を軸にしてはいますが、最も身近な地域のコミュニティです。地域の子供たちを見守ったり、育てたり、応援していく重要な拠点になっています。

たくさんの地域の方が参画してくれているので、職員たちとの何気ない会話の中で、「あそこにこんな子がいたよ」とか、「あそこのお年寄りのお家へ行ったら、ひきこもりの子がいたよ」とか、そんな身近な情報が児童館や青少年交流センターに入ってきます。

必要であれば、児童館や青少年交流センターから各相談窓口へ情報提供します。また民生委員の方たちにも協力をしていただきながら、地域での支援の輪を広げていこうと思います。生活困窮者の支援も同じことで、児童館や青少年交流センターと一緒に進めています。

世田谷区の若者サポート拠点「世田谷区若者総合支援センター」のご紹介をします。

先ほども述べましたが、若者たちは元気であっても、誰もが何らかの生きづらさを抱えています。そのパターンもさまざまです。そんな若者の相談から、社会的自立、そして就労支援までを1か所で行う拠点が、この若者総合支援センターです。

特徴的なのは、3つの段階、機能を持っている点です。

特に一番土台の部分にあたるメルクマールセタがやは、ひきこもりに悩んでいる人の社会参加のきっかけをつくったり、学校生活になじめない、生きづらさ困難を抱えた若者の相談や、関係機関と連携した伴奏型支援を行っています。若者総合支援センターの中核機能の一つです。

世田谷区の若者に限らない相談体制の図です。

世田谷区は人口も多く地域が大きいので、総合支所が5か所にあります。この5か所で同じ相談をしています。福祉部には3つの相談窓口があります。健康づくり課、生活支援課、保健福祉課で、それぞれ相談を行っています。

例えば若者が何か相談したいことがあったとき、どこに行けばよいのでしょうか。「働きたい」とか、「経済的に困っている」とか、でも「一人じゃ行くのは嫌だ」とか、本当にさまざまな悩みがあります。

仮に生活にすごく困っているのであれば、役所的の生活支援課(生活保護所管)に行ってくださいことになります。働きたいという場合も、まずは生活支援課かもしれません。精神的に悩んでいるのであれば、健康づくり課(精神保健所管)です。各相談窓口までもし行き着けたとして、相談から「これは就労につながる」となれば、例えば外部の組織である就労支援センターとかハローワーク、若者サポートステーションにつないでもらうように、役所の体制上なっています。

だけど、これは若者たちにとってみれば面倒な仕組みかも知れません。どこで何の相談をしたらよいのか分からない。

そこで世田谷区では若者の総合支援ということで、「働きたい」「生きづらい」「ひきこもりで…」といった相談の中味は問わないので、まず困って辛いことがあったらここに相談してくださいという機能を備えたワンストップ拠点として、若者総合支援センターを立ち上げました。

若者総合支援センターには、大きく3つの機能があり、所管が2つに分かれています。

先ほど申し上げた「メルクマールせたがや」の所管が若者支援担当課です。もう一つが若者たちの出口機能です。「ヤングワークせたがや」「せたがや若者サポートステーション」があります。こちらは工業・雇用促進課が所管です。

当然、ひきこもりの相談よりは、働きたいという相談のほうが、敷居も低く相談しやすい。そのため福祉所管と産業所管とが連携して、このセンターを機能させているわけです。

ですから、このセンターの特徴の一つ目がいま申し上げた「連携」です。

2つ目が、3つの支援と機能が段階的にあることです。まずひきこもり等も含めた相談の場所であるメルクマールせたがやで、社会参加に向けた準備を行います。ひきこもられ

ていた方でも、メルクマールの場所まで来ることができるようになり、そこからもし一歩踏み出すことができるのであれば、次は若者サポートステーションで少し就労の準備をしましょうということです。

さらに段階を経て、実際に就労してみてもよいのではないかなれば、その次のヤングワークせたがやに進んでもらう。ヤングワークは委託事業で行われていますが、就労のより実践的な事柄を学びます。仕事体験やキャリアカウンセリングなどを行っています。

各段階で必要に応じて、その方の状況に合わせてながら、就労支援センターやハローワークに繋げていく形になっています。

図の右下に「野毛青少年交流センター『福祉的就労事業～ココイル』」と書いてあります。先ほど青少年交流センターはどちらかというと元気な若者たちの交流の場と説明しましたが、ここにも他の場所ではなかなか社会参加できない方たちも来ています。そうした方を対象に福祉的な就労支援プログラムを新しく始めました。

若者総合支援センターとの連携で、就労へと一歩を踏み出そうとしている若者へのプログラムとなっています。カフェデザインプロジェクトと言います。集ってきた若者たちとどんなことがしたいかという話の中で、カフェを通して人と関わることをしていきたいということになってきました。

参加した若者たちの中には、もともと生きづらさを抱えて野毛を居場所としていた若者もいますし、メルクマールや若者サポートステーションから、もう一回学び直しをしたいということで繋がった若者もいます。そうした若者たちが集まり、みずから立ち上げて接客、調理までを行っています。

まだ、本当にささやかなカフェですが。そうした取組から、やりがいとか楽しさを体験してもらって、次の段階に踏み出してみようということになればよいと考えています。

若者総合支援センターです。統廃合した学校跡地の校舎を使っています。

この場所では「ものづくり学校」といって、さまざまなクリエイティブなことをやろうという事業者の方に、家賃をいただいて教室を貸しています。そのうちの3階を若者総合支援センターとして使っています。当たり前ですが外見も中の構造もまるで学校です。部屋は学校の教室のような感じですが、その中で過ごしやすい、居心地のいい居場所づくりを進めていきたいと考えています。

メルクマールセタがやの相談件数は年間約 1,700 件ほどです。約 240 人が登録しています。当初、こうしたセンターを設置するにあたり、世田谷区内にひきこもりの若者が何人くらいいるのかという問題がありました。内閣府の調査などから計算すると、人口 90 万人の世田谷区内に約 4,400 人のひきこもりの若者がいるのではないかと試算されました。その人数からすると、登録が 240 人というのは少ないと思われるかもしれません。途上ではありますが、少しずつメルクマールの存在を知っていただきながら、実績を積み上げていきたいと思えます。

若者サポートステーションとヤングワークセタがやの説明資料は、のちほどご覧ください。

世田谷区では、ワンストップ的に 1 か所でやってはいますが、当然この中だけで完結しているわけではありません。先ほど紹介した各支所や、外部の就労支援機関とも連携して、アウトリーチなども行いながら、積極的に支援を進めています。

あわせてもう一つ若者支援で大事な要素は、子ども・若者支援協議会です。

この会が直接何らかの支援をするわけではありませんが、「就学や就業等のいずれもしていない子供・若者で、社会生活を営む上で困難を有するものたちに対し、関係機関等の支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ることを会の目的」としているものです。

もともと産業系の団体として工業・雇用促進課に「若者就労支援ネットワーク会議」と、保健部局に「思春期青年期精神保健対策推進協議会」がありました。ここに新たに子ども・若者支援協議会が平成 26 年度にできます。

実は目的にかなり重複するところがあります。そこで合同開催していこうということで、3 つの合議体を一つの「子ども・若者支援協議会」として開催していくことになりました。

協議会は 3 層構造になっています。

トップ部分は代表者会議です。この部分は全大会と考えていただければよいと思えます。例えば区内の医療機関ですとか医療系支援機関、工業・雇用などの産業団体、また就労支

援センターの就労支援機関ですとか、福祉系では社会福祉協議会や NPO など関係機関約 50 団体で構成しています。年 2 回、福祉、保健、産業などの視点から、若者支援をどうやっていくのが効果的かと情報交換を行ったり、顔の見える関係をつくりながら連携を図っています。

その下に実務者会議があります。具体的に事例検討を行う部会や、その下に個別ケース検討会議を設けています。

連携はとても重要です。福祉の世界だけでは若者支援は到底やり切れません。やはり産業系の方や、保健領域の方と連携していくことで、より効果的なアプローチに繋がります。そのノウハウを、みんなで共有していくことかなと思います。

世田谷区の若者支援ネットワーク図です。いままでお話してきた事柄を 1 枚にまとめるようになります。

生きづらさを抱えた若者たちへの支援の一つとして、また貧困対策として、今年度から、児童養護施設を退所した若者たちへの支援事業を始めています。

住宅を安い使用料で貸し出したり、居場所をつくったり。給付型奨学金給付制度も、区の単独事業として始めました。ただ世田谷区も、こうした若者たちへの応援を、税金を使ってやるのではなく、区全体で支える仕組みを構築していくことが大切だと考えています。

地域の方たちにも、厳しい状況にある若者や子供たちを応援していくことへの理解を得ながら、地域で支えていく仕組みにしようということで、給付型奨学金の創設にあわせて基金を設立しました。寄付を呼びかけたところ、この 1 月までに 2,200 万を超える寄付金をいただきました。特徴的なことは、いただいた寄付の多くが 1 万円程度の小さな金額です。しかもその多くが一般区民の方からのものです。

使途や活動先の様子もわかりますし、結果としてとてもわかりやすい寄付の形だったのだと思います。区民の方からは「大変な状況にある若者たちの状況を初めて知った」、だから「何か自分でもできる形で応援したい」という声が寄せられました。やってみて良かった。大変意義の大きい基金だったなと思います。やはり地域の方たちのネットワーク、地域全体で若者支援を進めていかなければならないと思います。

世田谷区若者支援の取り組み

～若者の総合サポート拠点～
世田谷若者総合支援センター



1

世田谷区の紹介

世田谷区の紹介

- 人口は約90万人
- 若者の人口は30万人(中高生世代～39歳)
- 出生数が増加傾向
- 東京都の市区町村の中で最も人口が多い
- 面積は58.05km.



2

若者支援体制に向けて①

区基本計画の平成26年度策定へ準備開始(平成24年度)

1 区全体の施策から

■青少年・若者の施策…………… → 極端に少ない

2 社会状況から

■不登校・ひきこもり・若者の自殺

…… → 生きづらさを抱えた若者が多い

3

若者支援体制に向けて②

組織体制強化

○平成25年4月
子ども部に

「若者支援担当課」を新設

○平成26年4月
子ども部を

「子ども・若者部」に変更



4

若者支援体制に向けて③

世田谷区の若者の課題 → 基本計画の施策へ

①まちを活性化していくために、若者が力を発揮する環境づくりが必要

区民の高齢化進んでいる。(20%が65歳以上)

➡ 若者の居場所づくり、活動の推進

②学校生活や就労時の体験、対人関係でつまづき、社会生活がうまくいかない、めざす生き方に進めずひきこもったり悩む「**生きづらさを抱えた若者**」への支援が必要

区内「ひきこもる若者」推計 平成22年度5,200人 平成28年度4,400人

➡ 生きづらさを抱える若者へのサポート

5

若者支援体制に向けて④

世田谷区基本計画（平成26年度～平成35年度）

—若者が力を発揮する地域づくり—

■1 若者の活動と交流の推進

若者が地域や社会とつながることができる場や機会 の充実に取り組む。若者の持つ構想力、活動力を地域の活性化に活かす。

■2 若者の社会的自立の促進

若者に対して、将来の職業イメージの醸成、進路を自ら定め、能力を活かせるよう支援。

■3 生きづらさを抱えた若者の支援

安心して利用でき、対人関係や社会生活に対する自信を取り戻せるような「居場所」を創設し、相談支援機能を強化。

6

世田谷区若者支援事業

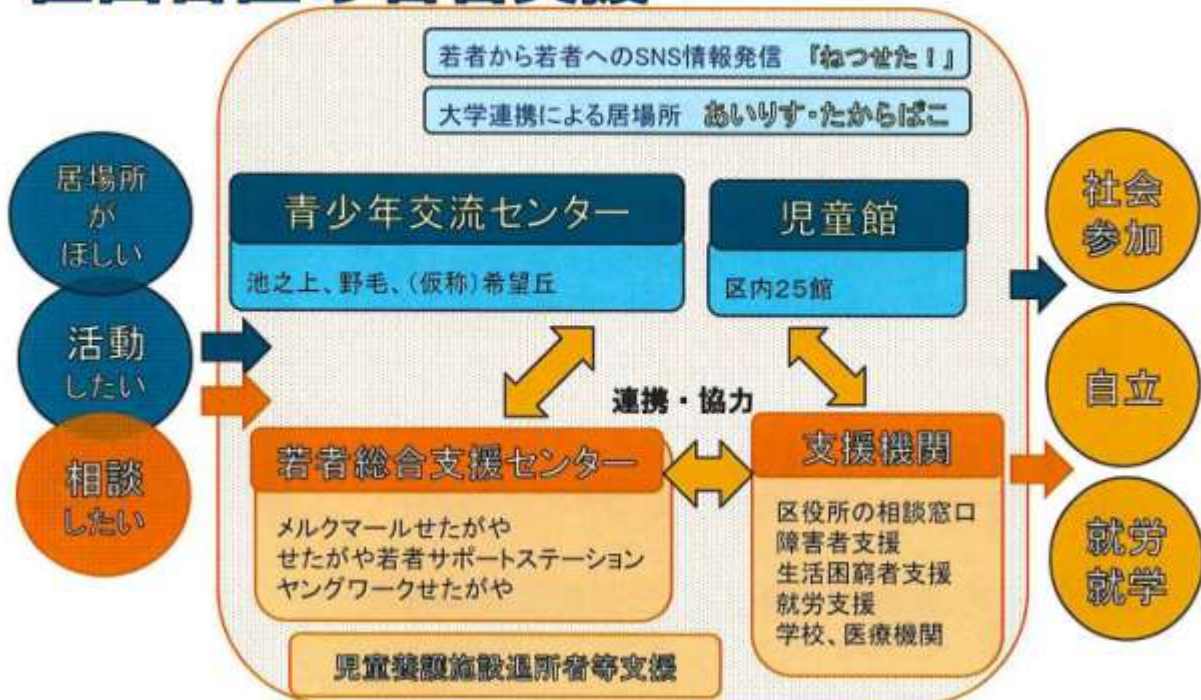
若者の居場所づくり・活動の場づくり
青少年交流センター・大学生が運営する居場所・児童館



7

若者支援事業 - 若者の居場所づくり、活動の場づくり

世田谷区の若者支援



8

青少年交流センター 1-①

世田谷区立野毛青少年交流センター

平成26年4月「青少年交流センター」として開始（委託事業）

旧社会教育施設「青年の家」昭和39年開設

- 若者たちの「やってみたい！」を応援するベースキャンプ
- 宿泊機能あり(青少年団体対象)



9

青少年交流センター 1-②

野毛青少年交流センター

居場所づくりプロジェクト

- 大学生世代の若者がサポーター
 - ・小学生や中高生世代の居場所づくりを企画・運営
 - ・中高校生世代の相談相手や近い将来の身近なモデル
- 若者発信でイベントを開催
 - ・のげ青縁日：センター利用の若者がつくる縁日
 - ・のげライブ：高校生を中心とした創作活動の発表イベント



10

青少年交流センター 1-③

野毛青少年交流センター

～福祉的就労支援プログラム～

カフェデザインプロジェクト

若者総合支援センターと連携、就労に一步を踏み出そうとする 若者への**福祉的な就労支援プログラム**



- ・参加した若者が、立ち上げ、接客、調理までを実践
- ・会員制カフェとして運営
(会員は地域の区民サポーターなど)
- ・売上から就労対価として謝金を得る

↓
やりがい・楽しさを体験、就労へのきっかけに！

↓
次のステップへ！



11

青少年交流センター 2-①

世田谷区立青少年交流センター池之上青少年会館

平成26年4月「青少年交流センター」として開始(直営)

旧社会教育施設「池之上青少年会館」昭和54年開設

- 地域から愛され若者が主体的に活動できる場
- 地域の人が構成する「池之上青少年会館協議会」と連携し若者が参加参画する事業を展開

○ダンスフェスティバル



12

青少年交流センター 2-②

青少年交流センター池之上青少年会館

○青年文化祭

中高生世代向け講座

○ヒップホップ講座(左)
○声優に挑戦(右)



13

3つめの青少年交流センター

(仮称)希望丘青少年交流センター

平成31年に中学校跡地の複合施設内にオープン！

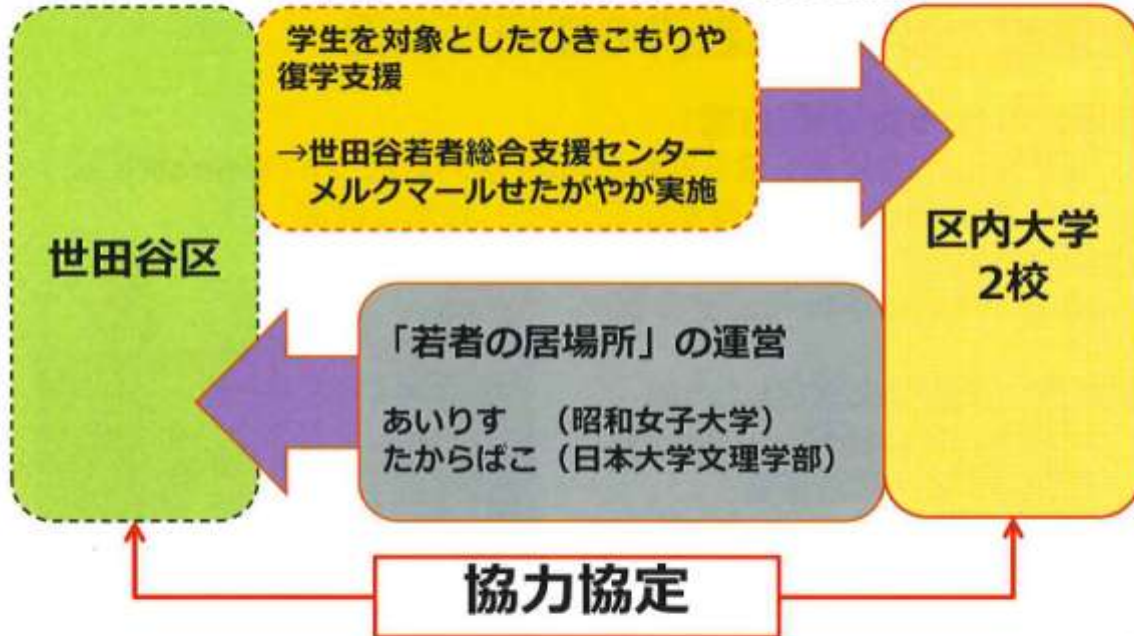
現在、地域の方・若者と運営のあり方を検討中



14

大学連携事業 1

区内大学と連携した若者支援



大学連携事業 2

大学生が運営する居場所



「たからばこ」運営：日本大学文理学部

児童館

児童館での中高生世代の居場所支援

○区内の全25児童館(直営)

- ・中高生世代の意見を取り入れたTeensプロジェクト・Teensタイムは中高生世代だけの「特別なイベント」「特別な時間」
- ・乳幼児親子からお年寄りまで、地域の身近な多世代交流の場

- ### ○中高生支援館に指定した5館
- 中高生だけの時間として週2日
開館時間を1時間延長
(～19:00まで)



▲児童館での中高生宿泊イベント

17

世田谷区若者支援事業

～若者の総合サポート拠点～
世田谷若者総合支援センター



18

○世田谷若者総合支援センター 平成26年9月～

生きづらさを抱えた若者を対象に

- ①ひきこもりを含め社会参加への総合相談
- ②就労への準備
- ③仕事体験等実践

を通し相談から、社会的自立、就労に向けた支援を3つの機能で行う。

【特徴1】

3つの機能を持ち連携

- ①メルクマールせたがや
- ②せたがや若者サポートステーション
- ③ヤングワークせたがや

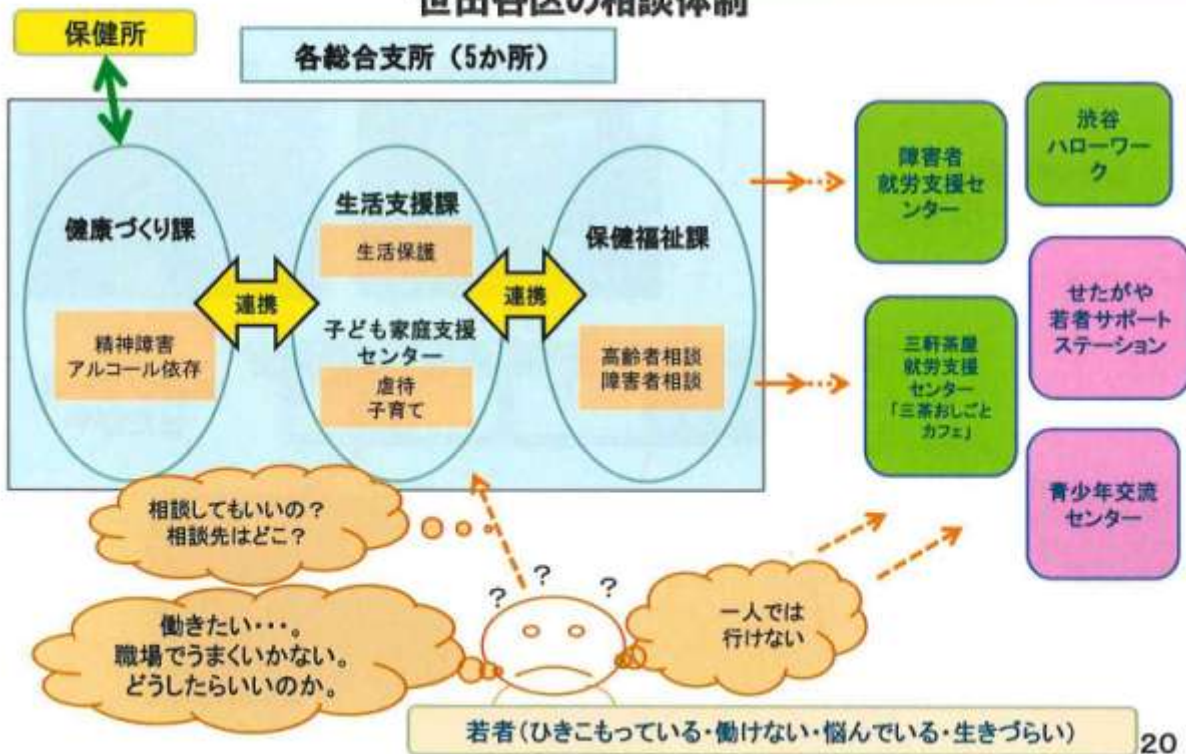
【特徴2】

区の福祉所管と産業所管が連携

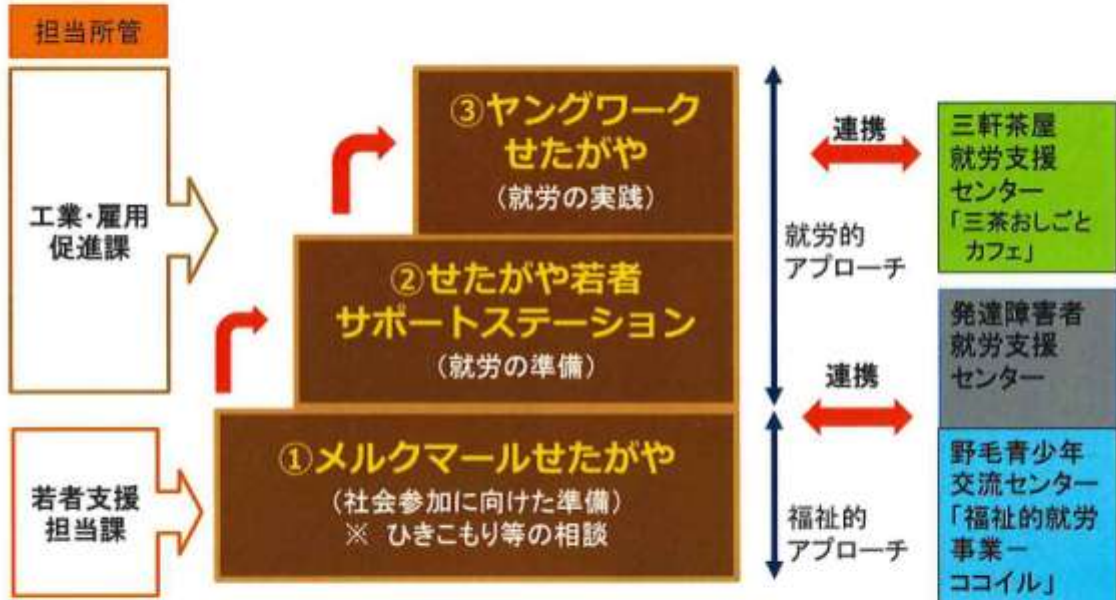


「世田谷ものづくり学校」内の3階

世田谷区の相談体制

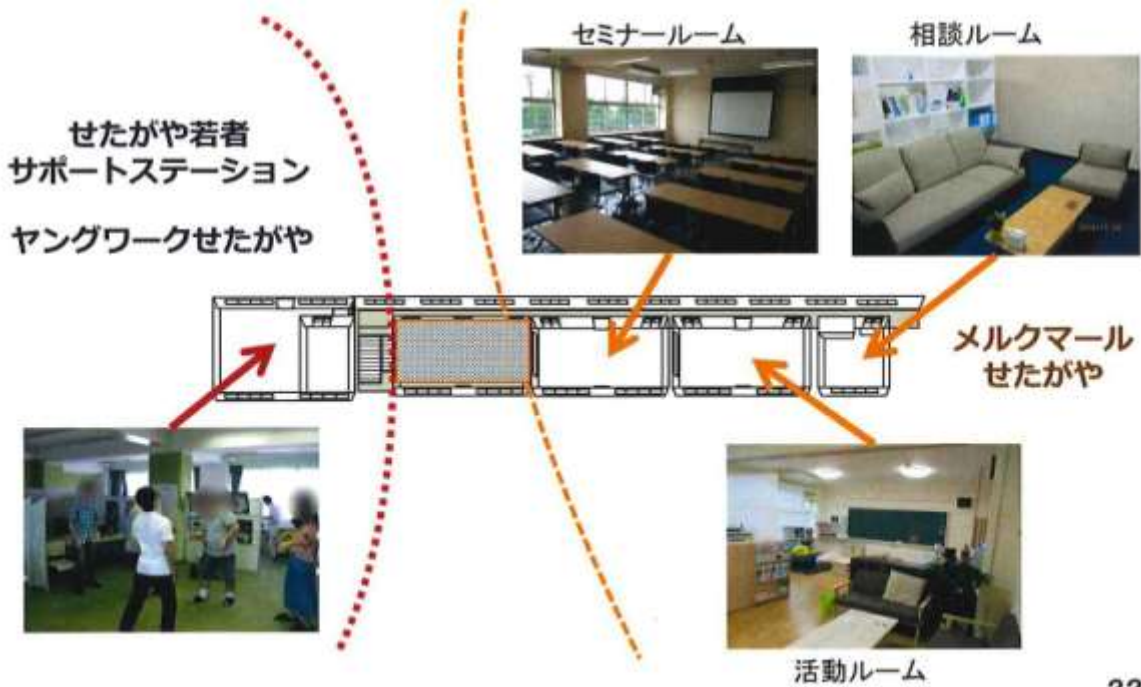


世田谷若者総合支援センターの3つの機能



21

世田谷若者総合支援センターでは若者の自立や就職を総合的にサポートします。



22

メルクマールせたがや (委託事業)

- ひきこもりに悩んでいる人の社会参加のきっかけを作る
学校生活になじめない、生きづらさ困難を抱えた若者の相談を受ける
- 関係機関と連携した伴走型支援を実施

- 1 相談
生きづらさについて一緒に考え、必要に応じて訪問します。
- 2 居場所支援
気軽にコミュニケーションできる場を提供、プログラムやイベントも開催します。
- 3 家族セミナー
ご家族の方を対象としたセミナーを開催します。

●28年度 延相談件数 1,762件 (12月末現在)



23

メルクマールせたがや



居場所活動



相談室

24

せたがや若者サポートステーション (委託事業)

- 就職や働くことに不安がある方を支援
- ひとりひとりの状況に合わせ、これからの方向性を一緒に考える
- 個別相談、各種プログラム

- 1 就労個別相談
将来について一緒に考えます。
- 2 セミナー
コミュニケーションや自己理解に関するセミナーを行います。
- 3 体験プログラム
ボランティアや体験活動を行います。

- 28年度 延相談件数 886件 就職者数 61件 (12月末現在)
(せたがや若者サポートステーションとヤングワークせたがやの合計)



25

ヤングワークせたがや (委託事業)

- 今後のキャリアを明確にイメージしたい方を支援
- 就職への視野を広げ、自分に自信を持って就職活動に臨めるよう、地域の企業等の協力のもと、職場見学や就活基本セミナーなど就労をサポートするためのプログラムを提供

- 1 個別キャリアカウンセリング
応募書類の書き方や面接対策など就労全般について一緒に考えます。
- 2 就活基本セミナー
ビジネスマナーや応募書類の書き方など就職活動の基本を学ぶセミナーを開催します。
- 3 職場見学・仕事体験・仕事講話
様々な職場の見学や仕事の体験ができます。
企業で働いている人から話を聞くことができます。



26

世田谷区若者支援事業

世田谷区子ども・若者支援協議会



27

子ども・若者支援協議会

世田谷区子ども・若者支援協議会

※子ども・若者育成支援推進法による

平成26年度

(新)世田谷区子ども・若者支援協議会
担当所管:子ども・若者部

▲世田谷区若者就労支援ネットワーク会議
担当所管:産業政策部

▲世田谷区思春期青年期精神保健対策推進協議会 → 同日に前後して開催
担当所管:世田谷保健所・世田谷区教育委員会

同時開催

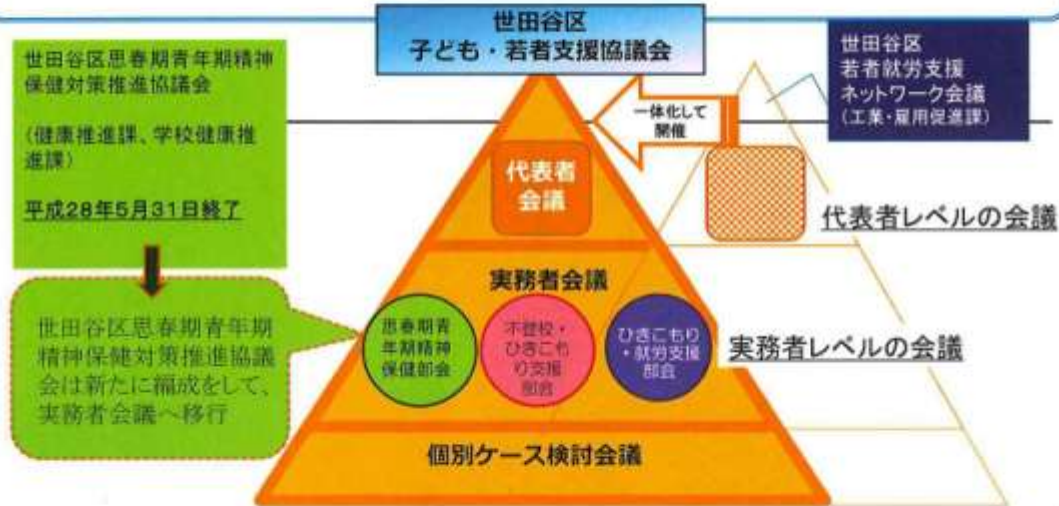


現在、3つの会議を
世田谷区子ども・若者支援協議会
として開催

28

世田谷区子ども・若者支援協議会【平成28年度からのかたち】

目的 修学や就業等のいずれもしていない子ども・若者で、社会生活を営む上での困難を有するものに対し、関係機関等の支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ることを会の目的とする。



29

子ども・若者支援協議会の構成

代表者会議

- ・ 福祉・保健・産業の各機関の代表者で構成。年2回程度開催。
- ・ 協議会の運営方針等の環境整備を図るとともに、代表者間の連携を深める。
①生きづらさを抱えた若者の支援に関するシステム全体の検討 ②実務者会議からの活動状況の報告や評価 等

実務者会議

- ・ 各機関の実務者による研修や事例検討会。3部会。
- ・ 不登校・ひきこもり支援部会、ひきこもり・就労支援部会、思春期青年期精神保健部会
- ・ 各機関の問題ケース等を共有・検討、実務者の知識向上と関係機関間の連携強化を図る。
①定例的な情報交換 ②支援ケースに関する状況確認 ③個別ケース検討会議等で挙げた課題等に関する検討 等

個別ケース検討会議

- ・ 個別の若者について、直接関わる構成機関の担当者会。適時開催。
- ・ ケースごとに具体的な支援の方法を検討。状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定・認識の共有などを図る。
①支援ケースの状況把握や問題点の確認 ②支援方針の確立と役割分担の決定、共有 ③実際の支援方法の検討 等

30

世田谷区子ども・若者支援協議会

※子ども・若者育成支援推進法

世田谷区の特徴は3つの専門部会と庁内連携



31

実務者会議①

「不登校・ひきこもり部会」

事務局：若者支援担当課・メルクマールせたがや

不登校・ひきこもり支援部会

【対象】ひきこもりや不登校等の生きづらさを抱えた若者

部会構成団体

- メルクマールせたがや
- 発達障害相談・療育センター「げんき」
- 教育相談室、総合教育相談室、世田谷児童相談所
- 都立松沢病院、都立中部総合精神保健福祉センターほか医療機関
- 都立高校、協定締結大学、NPO法人等
- 生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、児童課、障害者地域生活課

32

実務者会議②

「ひきこもり・就労支援部会」

- 事務局：若者支援担当課・メルクマールせたがや

ひきこもり・就労支援部会

【対象】就労支援につながりにくいなどの生きづらさを抱えた若者

構成団体

- せたがや若者サポートステーション、メルクマールせたがや
- 野毛青少年交流センター
- ハローワーク渋谷
- 発達障害者就労支援センターゆに
- 世田谷産業振興公社
- その他、就労支援機関、医療機関、NPO法人 等
- 工業・雇用促進課、障害者地域生活課、健康づくり課

33

実務者会議③

「思春期・青年期精神保健部会」

- 事務局：保健所健康推進課・教育委員会学校健康推進課

思春期・青年期精神保健部会

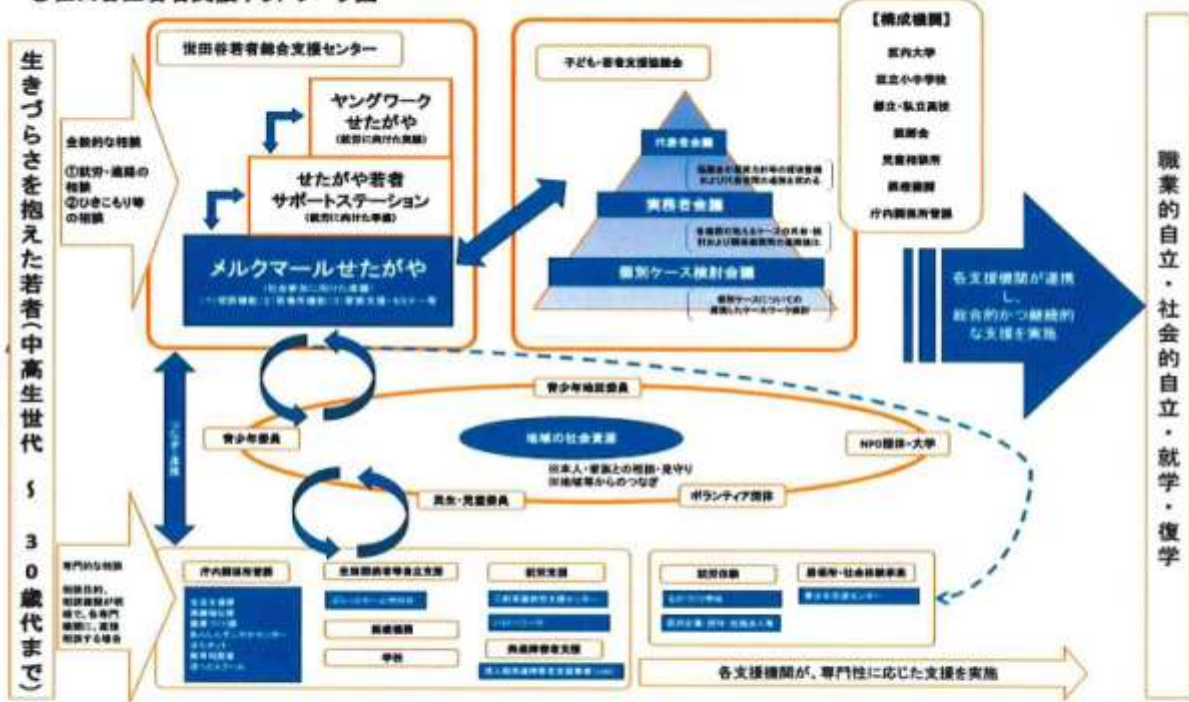
【対象】思春期青年期の子ども・若者

構成団体

- メルクマールせたがや、せたがや若者サポートステーション
- 区立小・中学校養護教諭、都立高校、駒沢大学
- 都医学総合研究所心の健康プロジェクト
- 都立松沢病院
- 都立中部総合精神保健福祉センター
- 障害者地域生活課、健康づくり課、教育指導課、教育相談・特別支援教育課

34

○世田谷区若者支援ネットワーク図



世田谷区若者支援事業

平成28年度取り組み事業



(1) せたがや若者フェアスタート事業

～ 世田谷区が行う児童養護施設等を巣立つ若者への支援～

【支援の目的】

- 児童養護施設等を巣立った若者が、学業と生活費の確保を両立しながら安定した生活を継続することは困難な実態がある
- そのため、若者が同じスタートラインに立ち、未来を切り開くことができるよう、自立に向けて歩む過程への支援を開始



37

3つの柱

せたがや若者フェアスタート事業

🌱 **住宅支援**
3住戸 5名入居



区営住宅で併設の旧生活協力員住居を2～3人の共同で使用する。
月額1万円の使用料。

🌱 **居場所支援**
2ヶ所 計23名参加 (6月～12月)



地域活動団体に事業委託して、地域の中で身近に相談できる仲間や大人との関係づくりと交流。
食事会による居場所づくり

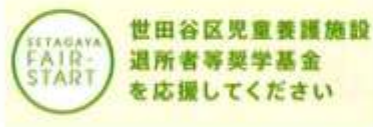
🌱 **給付型奨学金**
11名 総額372万円給付



区から拠出して基金を設立併せて寄付を募集
大学等に進学・通学する学費の一部に対し、年間36万円を上限に給付

38

世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金



社会的養護が必要な子どもが夢と希望を持って、未来を切り開き、同じスタートラインに立つための支援を、社会全体で支える仕組みとして、基金を創設

児童養護施設等を巣立つ若者の進学を寄附で支える仕組み



39

地域で支える仕組み(寄附文化の醸成)



279名の方から寄附をいただきました。

2203万3330円! (平成29年1月末)

40

子ども・青少年協議会モデル事業

(2) 若者による若者へのSNSを活用した情報発信



～若者の情報発信～

情熱せたがや、始めました。

- * 若者達によるSNS発信局『情熱せたがや、始めました』を区が支援。
- * 若者目線で若者情報とあわせ世田谷区の情報をお届け。
- * 情報発信を通じ、若者の参加・参画の機会を広げる。



⊙ 世田谷区若者支援の取り組み

ご清聴ありがとうございました。



IV 地域福祉ニーズにマッチした居住環境 整備を進めるための研修

(講義録及び配布資料)

【基調講義】

新たな住宅セーフティネット制度

国土交通省大臣官房審議官（住宅局担当）

伊藤 明子

国土交通省大臣官房審議官の伊藤です。

この2月3日に、「新たな住宅セーフティネット制度」についての閣議決定がなされました。本日はその中身について、いち早くお届けしたいと思います。

国土交通省住宅局では、公営住宅制度、いわゆる県営住宅や市営住宅などの住宅と、民間の賃貸住宅とか、あるいはその空き家対策などを所管しています。

いま我々が直面している課題のひとつは「ヒトの課題」です。要は単身高齢者世帯が、とりわけ都市部で急増していく。住宅局では高齢者住まい法も主掌しています。私も住宅総合整備課長という立場で、サービス付き高齢者向け住宅の改正をやらせていただきましたが、高齢者対策をどうするのかという課題があります。ただ、サービス付き高齢者向け住宅は厚生年金受給者をモデルにしています。逆に言うと、低所得高齢者はどうするのかという宿題が残っています。

それから若年単身や子育て世帯等への対応です。公営住宅には、かつて同居親族要件がありました。要は、基本的には家族をお持ちの方が対象で、高齢者とか障害者は単身世帯でもよいというのがもともとの制度です。ただ最近では条例によって、地方公共団体の判断で若年単身も入居者資格を得ることができるとされています。

もともと民間賃貸住宅は、あまり大規模なものが供給されません。そうしたなかで公共賃貸住宅は、家族向けをできるだけ供給してきたという経緯があります。

一方、若年単身にふさわしい賃貸住宅は民間で供給されていて、若者はまず民間賃貸住宅にお住まいになり、いずれは結婚して、家族を形成するという流れだと考えていました。しかし最近では、若年世帯は非正規雇用等の問題も含めて厳しい状況にあります。

それから「住宅確保要配慮者に対する大家の入居拒否感」があります。大家さんも、空き室があるにもかかわらず、福祉ニーズがある方々の入居をためらう部分が相当程度あります。

次に「モノの課題」です。

では、公営住宅を増やすことができるのかというと、管理戸数自体は次第に減ってきています。東北で供給が増えているエリアがありますが、これは災害公営住宅としての増加です。通常の公営住宅はそれほど増えておりません。一方で、応募倍率は非常に高い状況にあります。

最近、空き家問題が巷間にのぼることが多くなってきていますが、当然、世帯数と住宅戸数を考えると世帯数のほうが少ない。市場では余剰状態が発生しています。そのなかにはもちろん、使えるものも使えないものもありますが、使えるものもたくさんある。

こうしたことを考えると、住宅政策として、民間の既存住宅を活用して何とか住宅セーフティネットにしていきたい。簡単にいうと、サービス付き高齢者住宅に似ていますが、公共団体への登録制度をつくって情報提供していく。もう一つの施策として、居住支援協議会による居住支援をぜひお願いしたい。そのなかで生活保護との連携とか、災害時における提供とか、家賃債務保証業の位置づけをすとかといったことを、今回の法案に盛り込んでいます。

簡単なイメージ図を示しました。

賃貸人、大家さんが、都道府県等に「住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅」を登録します。それを住宅で非常にお困りの方々に情報提供して、居住支援協議会も入居支援を行います。大家さんに何とかそういう住宅を登録してもらえよう、さまざまな支援を示したのが、この枠で囲んだ部分です。大きなスキームを示すようになります。

住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）は、平成 19 年に議員立法でできた法律です。公明党と自民党からの提案で、全会一致で可決しました。目的があって、基本方針があって、責務等があって、やや特徴的なものとして居住支援協議会がありました。

住宅系と福祉系とが手を組み、住宅確保要配慮者の入居者支援を行っていくことが肝要であるという部分は、平成 19 年当時から既に概形がありました。居住支援協議会を頑張ってくださいと、私どもから宅建業界、賃貸住宅管理業界にお願いし、公共団体にも頑張ってもらって、47 すべての都道府県において、居住支援協議会が一応できている状態です。この法律を今回改正しようということです。

新たな住宅セーフティネットの背景です。

先ほど申し上げました通り、高齢単身世帯が大幅に増加します。住宅政策において、私どもが非常に気にしているのは、基本的には人が亡くなるような安全でないものは困るということです。我々はものづくり、ハード行政をしているところですから、そうした思いが非常に強くあります。

民営借家でも、高齢単身世帯が住まわれている民営借家の4割超が旧耐震の建物です。もちろん安価で、あるいは長くお住まいになられているから、結果的にそうになっているわけですが、阪神淡路大震災のときには、この民営借家で旧耐震のものが倒壊して、たくさんの方々が亡くなる結果となりました。耐震性の確保は、登録要件としたいと考えています。

高齢夫婦世帯でそのうちお一人が亡くなると、当然年金が半分になるとか、そうしたことから家賃負担率が急に上がって生活が苦しくなるという問題が出てきます。ですから、サービス付き高齢者向け住宅のように厚生年金を念頭に置いたものだけでは、困難な問題が起きてきていることは事実だと思います。

もう一つは、若年・子育て世帯です。

若年層の収入は減少傾向にあります。就労形態別の配偶者のいる割合（男性）の図をご覧くださいと、例えば30歳から34歳の正社員と非正規雇用、非典型雇用の既婚率の比較では半分以下、3分の1に迫る勢いです。実態上、結婚しないのではなくて、したくてもできない状態があるのではないかと思います。教育費負担が大きいとか、あるいはひとり親世帯の問題だとか、さまざまな問題が横たわっています。高齢者だけではなくて、若年・子育て世帯もさまざまな課題を抱えている状況なわけです。

その他の住宅確保要配慮者にしても、障害者とか外国人とかでも、それぞれ困難な状況があります。

障害者施策でも、地域包括ケアによる在宅中心の対応に移行していこうという方向性があります。では、その受け皿となる住宅はそもそもあるのか。住宅はあるかもしれないが、実際上受けてくれるのかという問題がかなり大きい。

生活保護に関しては、いわゆる貧困ビジネスと言われているように、大阪のあるエリアでは、どんな住宅であろうが、生活保護の住宅扶助の金額に家賃がなっているなどという

状況があると聞きます。意地の悪い言い方をすると、ぼったくりと言っては語弊がありますが、ちょっとこの家賃はどうだろうか…という住宅が現に供給されている例もあるようです。

空き家問題は、戸建て住宅の空き家問題が非常に大きく取り沙汰されていますが、本当に多いのは実は賃貸住宅です。現在の市場がどういう状況かというところ、相続税の問題、それからゼロ金利の問題もあって、ゼロ金利ということは、大家さんも金融機関もやはり投資してほしいわけです。

民間賃貸住宅は非常にたくさん建っています。住宅の新築着工戸数は九十数万戸、100万戸弱です。人口減の中で新築戸数が維持できているのは、賃貸が頑張っているからです。これは、ゼロ金利で投資先がない地主さんや金融機関が建てている、一種の投資商品です。全体の世帯数自体はもう下がり始めていますから、住みかえが起きてくる。民間賃貸住宅でも、空き家が結構発生してきている状況なのです。

もちろん戸建て持ち家の空き家も増加する状況にあります。それにもかかわらず、大家さんにはやはり、単身高齢者や生活保護の方には拒否感がある。

もう一つ言わなくてはならないのは家賃債務保証です。

今までは、連帯保証人という形で家賃債務保証がやられてきたわけですが、やはりお年寄りの方だと連帯保証人を頼む人がいないという問題があります。これに関しては、現在、民法の改正案が審議されています。改正案では、保証の時に、極度額をいくらまで保証するかを書く方向です。

家賃債務保証とは身元引受人のことだと思っている人が結構います。この改正がなされると、「お金のことだったんだ」ということが明らかになります。「そんなのだったら嫌だ」と思う人が相当数いるのではないかと思います。

実は現在でも、何らかの形で家賃債務保障会社を利用しているところが6割弱あります。この4～5年の家賃債務保証の活用は非常に増えている状況ですので、家賃債務保証会社を何の規制もなくやっつけていいのかという問題も起きてきます。

公営住宅の管理戸数は微減傾向です。非常に古いものが多いのですが、公共団体はなかなか建てかえるほどの財政的な余裕がない状態です。

折れ線グラフでは、最後に新規が上がっていますが、これはいわゆる東北の災害公営住

宅です。全体からすると微減状況が続いていると思っていただけたらいいかと思います。

一方で応募倍率は、全国平均で約6倍です。東京22.8倍とか、大阪10.5倍とか、一部空き家があるのではないかと思われるかもしれませんが、建てかえ等のために政策的にあげているなんていうものもありますが、あまり空き家はない状況です。

不便なところにあるから空いているとか、状態が悪い物件のために空いているというのがありますが、全体に長期空き家といわれているもの、本当に入居募集を行っているような物件は、1%以下という非常に少ない状態です。

こうした状況下で、非常に住宅でお困りの方がたくさんいるのに、住宅行政はどうかということ。住宅の枠組みから見ると、一番左に示した「公営住宅」が公的関与が強いもので、右側にいけばいくほど公的関与が緩くなります。

公営住宅は、公共団体が管理し提供も行う。一番右側に示した「民間賃貸住宅の入居円滑化」というのは、民間に整備・管理してもらって、何らかの支援を公共がするというものです。全体でいうと、今回の「新たな住宅セーフティネット制度」というのは、一番右側の類型に当たるものです。

そんなに整備できないのだから民間の空き家を使って公営住宅にすればよいではないかという議論があります。実は、公営住宅には、自分で建設して管理するものもあれば、民間が建設したものを買い取ってやるというものが、いまでもあります。また民間が建設したものを借り上げてやるものもあります。これは一戸からでもできます。

石巻の例ですが、この赤い部分の住戸だけを借り上げて供給するという事はやられています。ただこの形は、我々が思ったより戸数が伸びておりません。なぜかという、地方公共団体にとって管理が大変だからです。バラバラな住戸管理は大変ですし、ずっと家賃貸借補助を出さなくてはならない。

地方公共団体からすると、建設費を最初にどんと投資して家賃で回収していったほうが、20年後にはかえって採算が取れるという側面があります。家賃対策補助はずっと出し続けなければならない。これは非常にためられる。地方公共団体がみずから管理して全部やることには限界があります。

空き家の状況です。

賃貸用住宅で 137 万戸の空き家があります。耐震性もあって、駅からも近い住宅も約 137 万戸あります。それから「その他空き家」と呼ばれている、いわゆる持ち家の空き家、戸建て等の空き家も、そんなに悪くない状態のものが結構あります。これはもっと増えるであろうと言われています。

「民営借家の耐震性・バリアフリー性・居住面積」についてです。

大事なのは人が死なないということです。平成 27 年、川崎の簡易宿所で火事があって 11 人が亡くなりました。違法建築物で、防火上、中央部分に炎がいくようになっていました。先般の熊本地震でも、木造アパートの 1 階部分の倒壊で亡くなった方がいらしたのは記憶に新しいかと思います。

このような危険な建物に弱者が追い込まれている状況を、どう考えるのかという議論があります。こうしたことを考えて、今回、民間の既存住宅を活用して「新たな住宅セーフティネット」をつくりたいと思っているわけです。

では、どういう制度にするかということです。

一つは住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度をつくるということ。

法律でも書きますが、細かいことは省令でいろいろと書き込む予定です。高齢者、障害者、子育て世帯などが対象になります。

子育て世帯は 18 歳未満の子育てをする者、それから低額所得者。これは公営住宅の対象となる、全所得の中の 25% 以下の人たちです。単身でいうと 300 万以下ぐらいです。

それから登録住宅の回収・入居への経済的支援。基本的には、既存住宅を活用することで、できるだけ安く市場に出していけるようにしたいと思っています。そのための改修とか入居への経済的支援をするということです。

3 番目が、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援です。要は、居住支援団体と連携して入居支援のためのマッチング等を行っていくということです。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度について。

スキームとして、都道府県、市区町村による住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給促進計画の策定をお願いしています。対象者に関しては、さきほど申し上げたような内容です。大家さんがそういう方々の入居を拒まないということを登録するということです。

ただ登録といっても、何でもいいというわけではありません。登録基準として、耐震性能の確保、消防法の適合をお願いします。「一定の居住面積」とあるのは、あまり高い基準にするつもりはないのですが、最低居住水準、ちゃんとトイレや台所があるとか、そういう一定の設備があることを想定しています。

こうして登録された住宅に関して情報提供するという形にして、皆さんに選んでいただけるようにしたいと思っています。

供給計画自体を地方公共団体に策定してもらいたいと考えていますが、この供給計画の最も大きな意味は、登録基準の強化・緩和ができるということです。さすがに耐震は外せないと思いますが、例えば面積基準等は緩和や強化ができるようにしたいと思います。

サービス付き高齢者向け住宅の面積基準は原則 25 平米です。共用部分に食堂とかがあれば 18 平米でも緩和可と規定しています。例えば東京都では、これが 13 平米まで緩和されています。高齢者住まい法における居住安定確保計画の中に書き込まれていて、登録基準を下げられています。これと同様なことをやれるようにしたい。

今回は、共同居住型住宅の面積等の基準も設定する予定です。最低居住水準は、高齢者単身だと 25 平米、4 人家族だと 50 平米が最低居住水準です。若年単身の方々が共同で戸建てをシェアしてお住まいになられる場合、実はこの居住面積 25 平米という水準では厳しい。ですので、共同居住の場合はどうするのかという基準を新たに設けようと考えています。

これについては、住宅全体と専用居室の面積を決める予定にしています。

専用居室は、1 人 1 室にしてくださいということと、9 平米以上ですから約 6 畳です。これは押入などの収納込みで 6 畳を念頭に置いています。

住宅全体の面積については、簡単な式が「 $13 \sim 15 \text{ m}^2 * N + 10 \text{ m}^2$ 」と書いてあります。普通の家族の場合は $10N + 10$ です。4 人家族だと $10 \times 4 + 10$ で 50 平米です。他人がシェアする場合は、家族よりは少し空間的なゆとりがないとしんどいということで、13 平米から 15 平米をたたき台としています。仮に 15 平米とすると、4 人だと 15×4 で 60 平米で、 $60 + 10$ だから 70 平米です。そんなに厳しい基準ではないかと思います。

それと、共有空間にある一定の設備がないと基準に満たないことになります。5 人に 1 つぐらひはトイレがないと困るとか、そういう基準は設けようと思っています。

これは 1 戸というか 1 室から登録はできます。例えば、6 戸あるうちの 1 戸におばあち

やんが住んだままで、残り5戸を改修してシェア（共同居住型）で出してもらおう。おばあちゃんのところは登録しない。5戸だけ登録してやりますということでも構わないようにしようと思っています。

これらに関する補助について、新たな住宅セーフティネット制度に関する予算措置を示しました。改修費補助と、それから家賃低廉化補助と、それから居住支援協議会に対する補助と、主に3つあります。

改修費補助は、バリアフリー工事とか耐震改修工事等を想定しています。「用途変更」とは、戸建て住宅をシェア住宅に変えるにあたって、例えばふすまをドアに変えるとか、壁を立てる等ということが、改修工事として当然必要になりますので、それらについての補助をしようと思っています。

国からは3分の1補助が基本形です。3分の1は地方公共団体で自己負担いただくことになります。あまり地方公共団体側の補助をご用意いただけない状況もあるのではと思いますので、制度の立ち上がり時期には、国から3分の1だけでも補助できるようにしようと思っています。

なお登録は、入居拒否しないものを対象としていますが、特に補助を受けた場合は専用住宅化していただきます。要は補助金を受けた以上、所得の高い人など住宅確保要配慮者でない方を入居させることはやめてくださいということです。高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者などの人たちの専用にしていただきたいと思います。高齢者等だけの入居でも構いませんが、補助金適化法上の10年間は専用住宅にしていただきたいということです。

5～6年経過して、「そんな人は全然いないんだけど…」といった場合にどうするかという問題もありますので、目的外使用の手続きを入れようと考えています。何か月間か募集しても誰も来ないということであれば、定期借家で違う人を入れてもよいというようなことを、手続き的に入れようと思っています。

「入居者収入及び家賃収入について一定要件あり」と書いてありますが、国が直接補助する場合、家賃は一定以下になるようにしてくださいという心算です。

では「一定以下」とはどのぐらいかということですが、「国による直接補助の場合の上限家賃と住宅扶助上限額の比較」という表をご覧ください。これは公営住宅の家賃の算出

方法を使って数字を決めています。

皆さんにとっては、生活保護の住宅扶助費のほうがわかりやすいと思うので、住宅扶助費と比較してみました。たいがい2人の住宅扶助費の上限額よりも高い。東京都の一部自治体等だけは逆転していますので、気をつけていただければと思います。それ以下でない対象にはなりません。

窓口に来られた方に対して、いちいち低所得者かどうかを実際に所得を見せてもらってチェックするという考え方もあります。しかし、高齢者単身の方が来られた時に「あなたの所得はいくらですか」とか、若年単身の方が来られた方に「所得証明をとってきてください」等と言うのは、あまりに実務的ではない。改修費の補助を受けているのは大家さんで、その人個人が補助を受けているわけでもないのに、そういうしくみにしています。そのかわり、要は家賃が低いものに限るということで認めていただいたので、こういう制度設計になっています。なお、地方公共団体が補助する場合は、高所得者でないことを確認することにしています。

因みに住宅のシェアをする場合、建築基準法と消防法の話が必ず出ます。建築基準法は一部見直しを行いましたので比較的緩くなっています。例えば戸建て住宅で、3階以下延べ床面積200平米未満で、総2階100平米ぐらいのものを念頭に置いた場合、何が引っかかってくるかということです。

間仕切り壁については、①壁の強化を行うか、②スプリンクラーを設置するか、③連動型住警器を設置して、避難が容易な構造のものにするか、④強化天井の設置という、4要件のうちいずれかに適合させないといけません。

通常、②は消防法にかかります。認知症グループホーム等言えば、スプリンクラーを設置しろという場合です。若年向けは違うと思いますが、グループホーム、有料老人ホームだと、おそらく多くは既にスプリンクラーを設置している。それがあれば兼用できることとなります。

階段に関しては、戸建て住宅に比べると、基本的にもう少し傾斜を緩くして欲しいということがあるかと思います。規制改革会議でもご指摘いただき、手すりをつけるとか、滑りどめをつけるとかといったことで対応できるよう、平成29年度中に告示を改正する方向で調整しています。これができるのと、物すごく古いはしご段のような階段は別として、最近の戸建て住宅であれば、そんなに大変なことにはならないのではないかと思います。

ただ、3階建て以上をシェアでお使いになる場合は避難の問題があります。どうしても耐火要求とか、さまざまな防火的措置をしていただかなくてはならない。でも普通の戸建て住宅をシェアにされるときは、あまり建築基準法上の問題はなく、比較的スムーズにできるのではないかと思います。

これとは別に、例えば東京都で言うと、建築基準法に基づいて安全条例を策定されたり、窓先空地がどうか、バリアフリー関係でもさまざまな縛りがある場合があります。

住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等という措置も入れています。

次に低額所得者に対する入居負担軽減のための支援措置です。

ある新聞で「低所得者に4万円補助」と報道されましたが、それだけでは不正確です。通常の家賃、要は市場家賃から大家さんが家賃を下げて供給する。その下げて供給する場合の半分を、国と地方公共団体で半分ずつ補助できる制度です。たまたま国費上限が2万円なので、2万円×2だから4万円までできるということで報道されたのかと思います。

これは、地方公共団体がやられることに対して、国がおつき合いですという建付けです。改修費補助と異なり、国だけがやるしくみではありません。あくまでも地方公共団体が補助される場合になります。そのときに期間、例えば新婚なら3年間とか、子育て世代なら6年間など補助期間等の一定要件を、国費部分はつけさせていただいています。

今回、新たな住宅セーフティネット制度として行ったのが、入居費の家賃債務保証料です。これも地方公共団体におつき合いいただかなくてははいませんが、家賃債務保証料を国と公共団体で半分ずつ補助することをやれないかと考えています。

住宅弱者の場合、入居当初時の負担が大きくなるのしかかってくる問題があります。ずっと家賃補助をしると言われると、地方公共団体もしんどい。ですが、一回きりの家賃債務保証料ならおつき合いいただけませんかということで、お願いしたいと思っています。これが家賃対策補助の概要です。

これは基本的に、入居者に補助するのではなくて、大家さんに補助する仕組みです。ですから、大家さんがその分を下げて提供してくださいということです。家賃債務保証であれば、家賃債務業者に入れます。

それからもう一点。改修費補助、家賃低廉化の話に次いで、「入居円滑化活動のための

支援措置」を用意しようと思っています。

法律事項としては、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援という格好で、都道府県が居住支援法人を指定します。居住支援協議会のうち中核になるところ、例えば居住支援団体等があると思いますが、そこを居住支援法人として指定して、その人たちが家賃債務保証をすとか、住宅情報を提供すとかいうことをやっていただけるとありがたい。

先に補助の話をししますと、居住支援活動への支援措置ということで、これは居住支援協議会に対して国が定額、補助裏なしで直接補助をしています。限度は1,000万円ですが、基本的に住宅相談等がメインで、見守りのほうはおそらく厚労省の補助制度を活用していただくことになるかと思っています。居住支援協議会を立ち上げて、住宅相談等が定常的に動くようにするための支援だにご理解いただければと思います。

また、「生活保護受給者の住宅扶助費等について、賃貸人からの通知に基づき代理納付の可否を判定するための手続を創設」と書かれています。

大家さんからすると、生活保護の方は金銭管理がなかなか十分にはできなくて、最終的に滞納になるのではと心配される方が結構いらっしゃいます。高齢者だと、なおさら心配されます。代理納付の形にすれば、大家さんは非常に安心される側面がある。

代理納付に関しては、公営住宅で6割ぐらい、民間はまだ13.7%です。その際よく言われるのは、ぼったくりみみたいな貧困ビジネスを応援するようになることは嫌だという話です。

もう一つの視点として、理念的に当然、金銭管理をすることは自立の一步なので、非常に大事なことから代理納付ではなくてご本人にお渡ししてやるのが原則だという議論があります。仰る通りですが、一方で、高齢でもう金銭管理がどうこうという状況ではない方もいらっしゃいます。ですから、代理納付も一つの選択肢としてあり得ると思います。

代理納付を推進する枠組みとして、住宅の安全性や家賃がおかしくない点をみようと思っています。登録住宅の要件として、市場家賃からかけ離れた家賃等の物件は登録できないしくみです。それから、安全性が不十分で人が亡くなるような住宅ではないということ、きちんと見るということです。

大家さんから、家賃滞納の恐れがあるあるいは家賃滞納している場合で、代理納付してもらったほうがよいのではという場合は、保護の実施機関に通知して、状況の事実確認をして判断を促すということをやりたいと思っています。

厚生労働省とも相談し、生活保護法上、こういう条文の書きぶりにしています。条文自体は、代理納付をしろということではなくて、保護の実施機関が事実を確認するというところで、個別具体的な代理納付の判断をするのに寄与する形にしたいというものです。こういうことが整備されてくれば、大家さんも非常に安心して住宅弱者の入居を受け入れていただけるのではと思います。

それから家賃債務保証業の話があります。「住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化」と書かれています。

現在、家賃債務保証業には何の規制もありません。誰でもできます。ただ、やはり住宅弱者の方に、「こういう家賃債務保証業者がよいのではないですか」と情報提供するにあたり、変な業者を紹介するわけにはいきません。そこは、その家賃債務保証業者がきちんとした業者であるか否かを、見きわめられるようにしたい。国土交通大臣への、一定の要件を満たす家賃債務保証業者の登録制度をつくろうと考えています。

住宅金融支援機構が保険を引き受けて、その家賃債務保証業者が代理弁済をしました、求償したけれども全部取り返すことができず、損害を受けるというとき、その一定割合7割以下で、委細は省令で決めることになりますが、それを保険で戻します。もちろん保険ですから、いくらか保険料をいただかなくては困りますが、そういう形で戻せる仕組みをつくりたいと思います。

住宅弱者の人で滞納の恐れがあると、家賃債務保証をしたくないと思っている人たちは結構いるわけです。もし求償して駄目ならば、いくらかは戻ってくる保険があると、家賃債務保証業者もやりやすくなるであろうと思います。

ただ当然、家賃債務保証業者は誰でもいいというわけにはいかない。「家賃債務保証業の情報提供等に関する方向性（概要）」をご覧ください。

別にこれがないと家賃債務保証業ができないというわけではありませんが、登録の要件や業務適正化ルールとして、「社内規則の整備」とか、「書面による締結」をしてくれるとか、一定の財政的規模があるかといったことはみようと思います。保証業やるのに、資金が1銭もないというのではやはり困る。

一定の財政的基盤のもとに、誇大広告はしないとか、他の事業とは分別して会計をするとか、そういういくつかの要件を満たした業者を、国土交通大臣に登録することを考えて

います。当然、何かのときには登録抹消も行える形にしたいと思います。

登録している業者から、住宅金融支援機構が保険料をいただいて、いざという時の損失補てんの仕組みをつくりたいと思います。

以上が、いま考えている「新たな住宅セーフティネット」のスキームです。これができると、住宅弱者と呼ばれる方に対しても、少しは頑張ってもらっていただけるのではないかと期待しています。

いま現在、家賃債務保証をどういうところが行っているかというところ、賃貸住宅の管理業関係の団体、業者が行っているのと、信販系いわゆるクレジットカード系のところに行っているところがあります。業界団体は約3団体あります。それとは別に、居住支援活動とも非常に関係があって、NPO等で居住支援法人が家賃債務保証を行っているところがあります。そうした業者に関して、一定の要件を満たして活動いただくよう登録制度を設けて、今後きちんと適正化を図っていこうと考えています。

家賃債務保証業者と居住支援団体との関係が大事です。

家賃が滞る時というのは、個人的なトラブルを抱えている場合も多い。早期段階で生活のサポートに入ることによって、実は家賃滞納も未然に防ぐことができる。また万が一お亡くなりになっていても、早期発見に繋がるとかといったことがあります。実は家賃滞納以上に、亡くなった後の後始末には非常に費用がかかります。

両者の連携があることで、互いの活動を補い合う側面があります。家賃債務保証業者のなかには、居住支援団体と連携した商品の開発を考えているところもあります。そうしたスキームが構築されてくると、住宅弱者の見守り等がより一層手厚くできるようにもなり、両者がウイン・ウインの関係になることができるのではないかと思います。

家賃債務保証に関しては一回目ですが、地方公共団体がおつき合いいただければ、国から半分補助を用意させていただきます。たいがい入居時に家賃の約半分、更新時期に1万円ずつみたいなのが、家賃債務保証の場合は多いと聞いています。

最近では借り手市場なので、礼金等を取ることは減ってきています。原状復帰も、今までは居住者に負わせることが多かったわけですが、通常使っているなかでの損耗等の場合は家賃の中でやるべき、要は大家さんが負担するべきという風に整理されてきています。

そこは入居者に入口部分で過度な負担を持たせる必要はないし、最近では敷金も取らないほうが面倒臭くなくていいという事業者も増えつつあります。かえって返す手間とか、後々の手間のほうが面倒くさいと仰る事業者の方も多いので、入口部分であまりお金がなくても入居しやすくなる状況が、今後より一層生まれてくるのではと思います。

いま現在、居住支援協議会は 47 都道府県と、あと 17 区市町が設立されています。

居住支援協議会は、居住支援団体が一番大事だと思います。ですが、これまで住宅行政は都道府県がメインで動いてきておりました。結果的に、都道府県単位で居住支援協議会はできてはいますが、福祉部局との連携が十分ではない状況です。「新たな住宅セーフティネット制度」は、福祉部局との連携ないと意味がありません。我々からすると、空き家活用をしながら、居住支援協議会連携つき住宅の供給を促進するというようなイメージでおります。

例えばサービス付き高齢者向け住宅等だと、ハウスメーカーが一生懸命頑張るという部分がありますが、今回は空き家活用なので誰がこの制度の担い手になるかと考えると、やはり居住支援をやられている方などにも頑張ってもらいたいと思います。

居住支援団体あるいは地方公共団体が前面に出て行わないと、なかなか民間事業者が一気に参入するとかといったことは考えにくい。宅建業者も協力するとは言っていますが、メインになるわけではない。ですから、特に市町村の福祉部局等や、あるいは NPO なり、社協なり、団体なりの方々の活躍が非常に重要になるだろうと思っています。

京都市の例ですと、「すこやか賃貸住宅」の情報提供というのと、社会福祉法人による「見守りサービス」等を一体的に行っています。見守りサービス等には、厚生労働省のモデル事業が使われています。岡山の場合は、障害者をメインにして行っています。豊島区は、空き家活用の流れの中でやられている。

居住支援協議会自体は、障害者もあるし、子育てもあるし、高齢者もあるし、外国人もあつたりと、いろいろだと思います。福祉部局でもそれぞれ担当課が異なると思いますが、別に異なっていていいのだと思います。居住支援協議会が無理やり 1 本である必要はまったくない。やりやすい形でやっていただければいいと思います。

我々としては、賃貸住宅、不動産関係団体の方々に、このたびの制度について周知を図

って、福祉との連携によって各団体、大家さんが心配している部分のいくらかでも軽減を図って、できるだけ安い家賃で住宅を提供してほしい。こうした形でこの制度を動かしていこうと考えています。

当然こういう内容ですので、厚生労働省と国土交通省で福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会を設置しています。

各省ともモデル事業を行ったりしていますので、例えば居住支援協議会は、国土交通省の補助金を使って、立ち上げ時に定額補助する制度があります。定額というのは、要は国だけで居住支援協議会として補助するということです。しかしながら、この補助金を国土交通省が10年も20年も出し続けられるかというと、それは難しい。

そうしたとき、地域支援事業や地域生活支援事業等のさまざまな事業の中で、それらの一部を引き継いでいく格好にしていくとか、見守りは厚生労働省の事業で行うなどの整理をしていかないと、制度としてサステナブルにならないと思います。

それぞれの制度を、何がどのように活用し得るか突き合わせて整理をして、いま一度は皆様方に情報提供する必要があるのではないかと考えています。その調整を、引き続きしてまいります。地方公共団体がメインでやるというより、民間の方々のさまざまな活動を、我々が支援するというやり方でやらせていただきたいと思います。

これらは福祉部局の協力がないと動かない話です。本日の講義も、まだ法案が通る前段階ではありますが、できるだけ早いうちに地方公共団体の方々にご理解いただきたいという趣旨です。先に述べた戸建て住宅の改修費補助などは、いまの早いうちに動いておいてもらわないとできない。可能な限り、地方公共団体で取組を進めていただきたい。

例えば賃貸の空き家だと何が補助対象になるかというと、単に設備を取り替えるとか、壁紙をきれいにしただけでは、さすがに補助対象とするのは厳しい。例えば和室を洋室にしてということだと、バリアフリー化するというようなことが対象になるのだろうと思います。

先ほど述べた戸建てのシェアの形は、用途変更で対象にできます。耐震改修とか用途変更を伴うものは国費の上限が100万円、他は50万円ということは、3分の1補助だとそれぞれ300万の工事と150万の工事ということになります。シェアの場合、1室に対してその限度額にしていますから、5部屋ぐらい供給するのであれば、×5が限度額になりま

す。

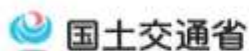
とにかく、入居を拒まない住宅を登録していただく。これについて情報提供していくというのが本質です。専用住宅に関しては改修費補助を用意しています。地方公共団体がおつき合いいただければ家賃補助もできます。家賃債務保証業者の登録制度と、生活保護との連携というのも大きいと思います。

国土交通省の施策は、どうしてもハード行政の側面が強くて、公共事業予算ですから、なかなかソフトに手が届かない部分があった。まだ不十分な部分はあると思いますが、考え得る限りできるだけ手を尽くした心算です。厚生労働省の制度とも連携して、うまい制度運用が図られるように、ぜひこの制度を育てていただきたいと願っています。

国会審議がまだですから、詳細が詰め切れてない部分もあります。あらためて詳細をお話する機会もあろうかと思っています。

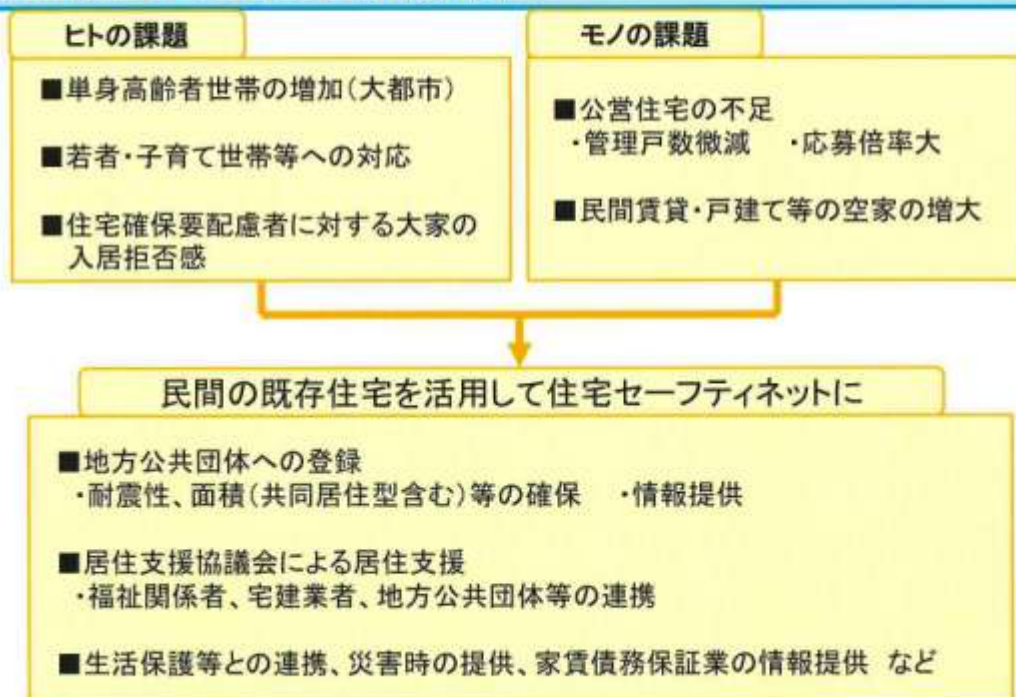
新たな住宅セーフティネット制度

平成29年2月
国土交通省住宅局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

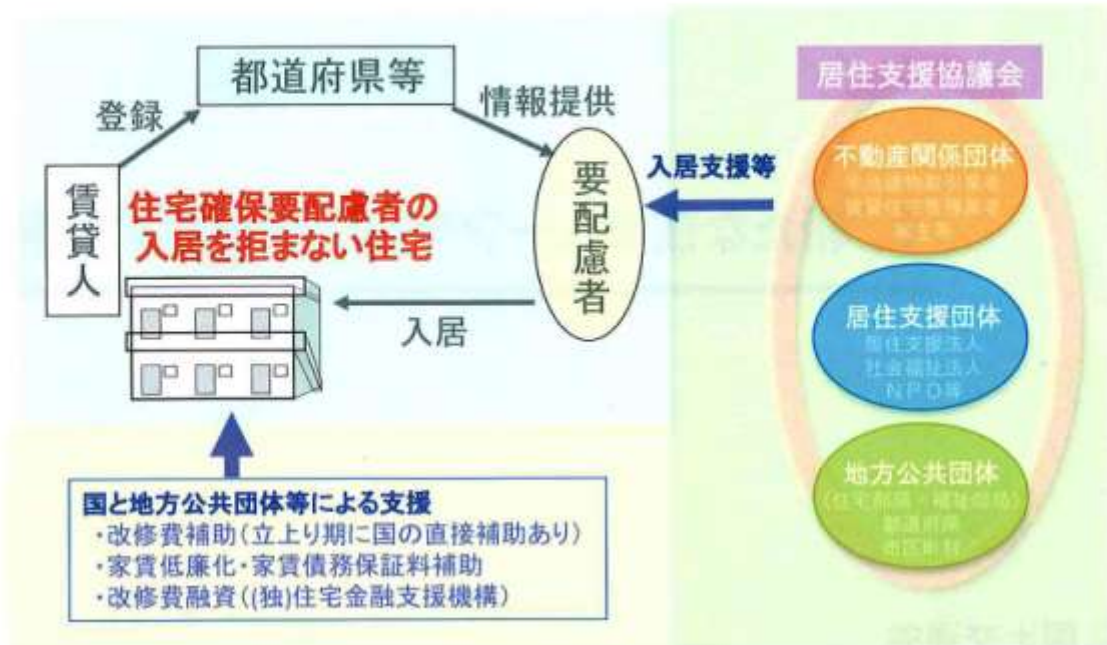
新しい住宅セーフティネットの背景と概要



2

P2

新しい住宅セーフティネット制度のイメージ



3

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)

※通称「住宅セーフティネット法」

目的

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本方針

国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を定めなければならない。

国及び地方公共団体の責務等

- ①国等による公的賃貸住宅の供給の促進
- ②国等による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、民間事業者による協力
- ③国等による住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携
- ④地方公共団体による地域住宅計画への公的賃貸住宅の整備等に関する事項の記載

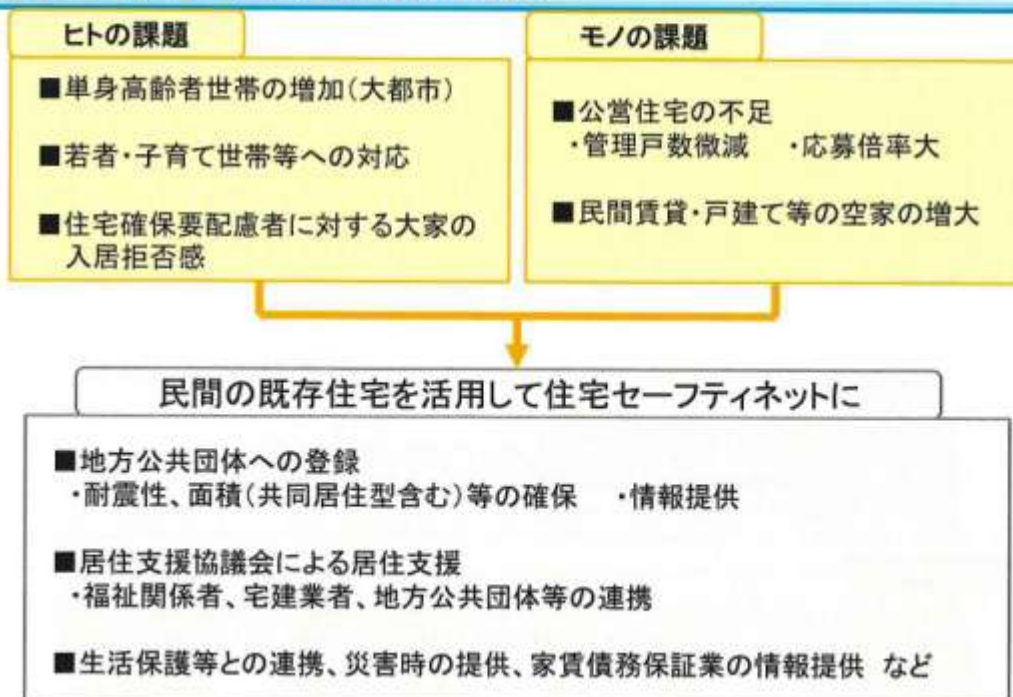
居住支援協議会

地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、居住支援団体等は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができる。

4

1. 新たな住宅セーフティネット制度の背景

新しい住宅セーフティネットの背景と概要



高齢者世帯の状況

○高齢単身世帯の大幅増

[民間借家に居住する高齢単身世帯]
(H27) 132万世帯 ⇒ (H37) 154万世帯 (推計)

[民間借家に転居した高齢者世帯のうち
持ち家から転居した割合] 30%(H21~H25)

○高齢単身世帯が居住する民間借家の4割超は旧耐震建築

○高齢夫婦世帯の配偶者が死亡することにより、家賃負担が困難に

[モデルケース]

22.6万円/月の厚生年金を受給する高齢夫婦世帯が5.9万円/月の民間借家に居住している場合、配偶者の死去により受給額は13.8万円/月に減少。

⇒ 家賃負担率が43%となり居住継続は困難



若年・子育て世帯の状況

○若年層の収入はピーク時から減少

[30歳代の給与] (H9) 474万円 ⇒ (H27) 416万円 (▲12%)

[単身世帯の非正規雇用者数] (H17) 168万人 ⇒ (H27) 230万人

[30歳未満の夫婦のみ世帯の住居] 独立世帯：99.6%、民間借家：77.4% (H25)



○教育費等の負担や住宅が狭小のため子供を増やせない世帯が存在

[若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由]

・子育てや教育にお金がかかりすぎるから：70.8%、家が狭いから：16%

○特にひとり親世帯は収入が低く、民間借家に居住する割合が高い

[年収(H26)] ひとり親世帯 296万円 ⇔ 夫婦子育て世帯 688万円 ※長子中学生以下

[民間借家に居住する子育て世帯の割合] 夫婦子育て世帯26.4% ⇔ ひとり親世帯57.4%

その他の住宅確保要配慮者の状況

○ 民営借家等に多くの住宅確保要配慮者が居住

[居住世帯数] 障害者:90万世帯 外国人世帯:37万世帯 生活保護:75万世帯

○ 障害者施策として地域包括ケアによる在宅中心の対応に移行

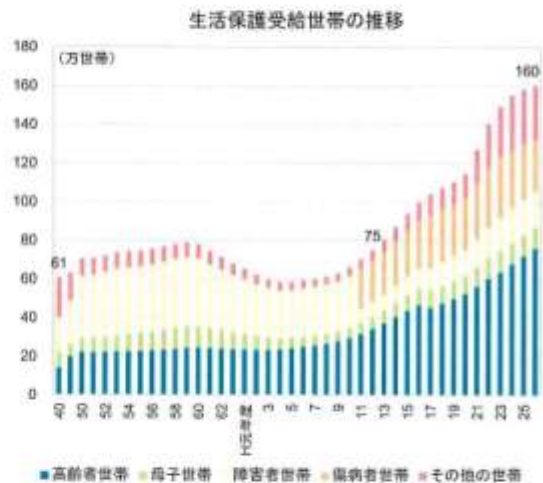
[福祉施設から地域生活への移行促進(成果目標)]
H29年度までにH25年度末時点の施設入所者数の12%(約2.2万人)以上

○ 生活保護受給世帯は大幅に増加

[生活保護受給世帯数]
(H12)75万世帯 ⇒ (H26)160万世帯

○ 低所得世帯は20年間に1割増

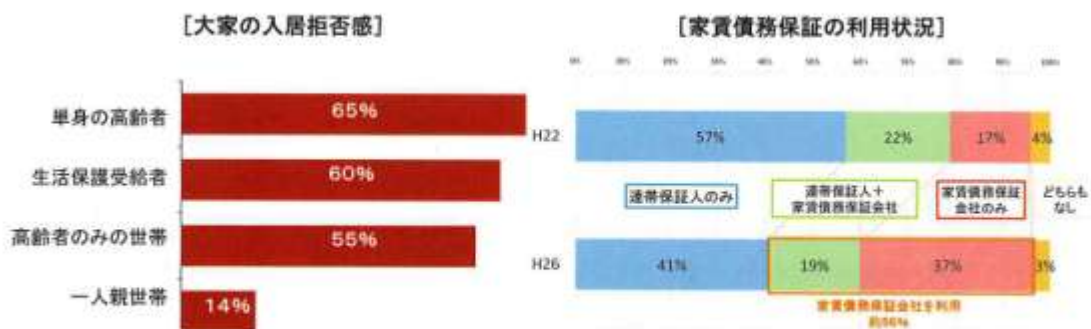
[所得300万円未満の世帯割合]
(H6)24% ⇒ (H26)34%



大家の入居拒否感と家賃債務保証会社の利用状況

○ 住宅確保要配慮者の入居に対しては、家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から大家が拒否感

○ 近年、高齢単身世帯の増加や人間関係の希薄化等を背景として、家賃債務保証会社の利用が増加



(H26 民間調査)

借上げ公営住宅の例

【既存借上型復興公営住宅(宮城県石巻市)】

石巻市では、民間事業者からマンション・アパート等の賃貸住宅を住戸単位で借り上げ、東日本大震災で住宅を失った被災者に復興公営住宅(借上型災害公営住宅)として供給。



13

空き家の増加

○空き家・空き室が多く存在し、今後も増加の見込み

○活用可能と推計される空き家は、**賃貸用137万戸、その他48万戸**



14

- 耐震性などの安全性が不十分な賃貸住宅に居住する世帯が存在
[耐震性がない住宅に居住する世帯(H25)] 900万世帯(うち賃貸住宅は170万世帯)
- バリアフリー化された民営借家は少ない
[一定のバリアフリー化率(H25)] 民営借家 18% ⇔ 持ち家 45%
- 民営借家の居住面積は、持ち家と比較して狭い
[居住面積30㎡未満の割合(H25)] 民営借家 33% ⇔ 持ち家 19%

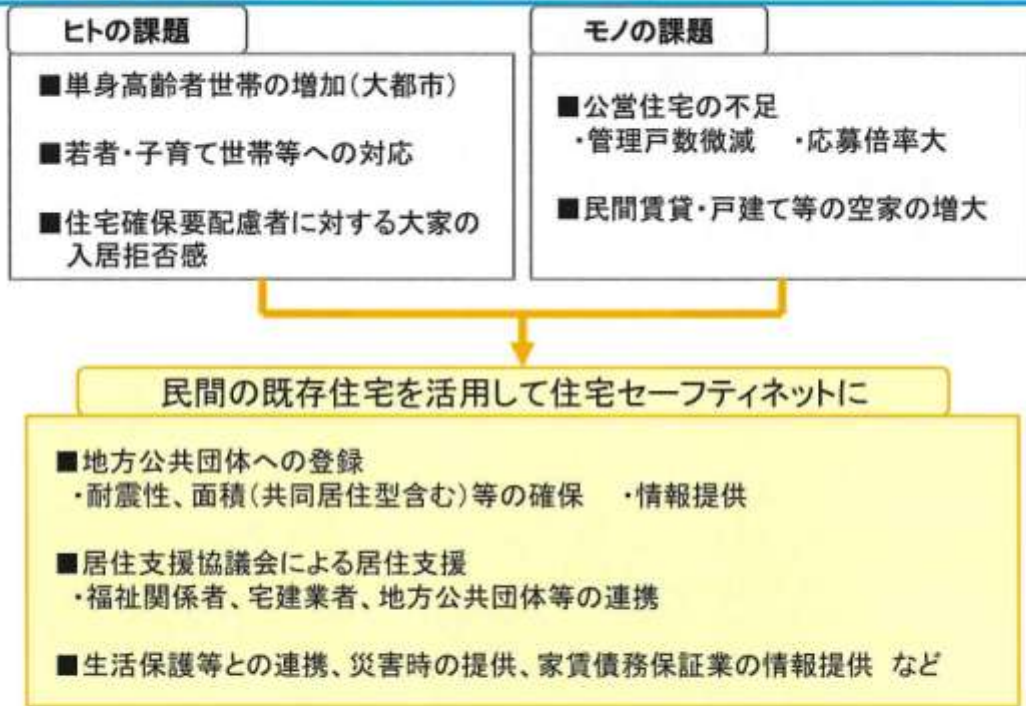


平成27年5月17日
川崎市の簡易宿所において火事が発生。約1,000㎡が全壊。11人が死亡、17人が重軽傷を負った



平成28年4月14日に発生した熊本地震により倒壊した木造アパート 15

2. 新たな住宅セーフティネット制度の概要



17

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

- ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
- ②登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)を改正

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



18

1. 都道府県・市区町村による

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定【法律】

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・住宅確保要配慮者の範囲
 - 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
 - 低額所得世帯(収入分位25%以下) - その他外国人世帯等

2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録【法律】

※指定登録機関による登録も可能とする

- ・登録基準 - 耐震性能 - 一定の居住面積 等

※上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能
 ※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定

3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督【法律】



19

登録基準のイメージ(検討中)

登録基準

○規模

- ・原則として床面積が25㎡以上であること
- ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

○構造・設備

- ・耐震性を有すること
- ・一定の設備※を設置していること
- ※ 便所、台所、洗面、浴室、収納
- ・消防法に適合していること

○基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること

※地方公共団体が計画で定めることにより、基準の強化・緩和が可能。

※1戸から登録可能。

共同居住型住宅の面積等基準(たたき台)

○住宅全体

- ・住宅全体の面積
- $(13\sim 15)\text{㎡} * N + 10\text{㎡}$ 以上
- (N:居住人数、 $N \geq 2$)

○専用居室

- ・専用居室の数は、1人1室とする
- ・専用居室の面積
- 9㎡以上 (造り付け収納の面積を含む)

○共用空間

- ・共用空間に、台所、食事室(団らんできる場所)、便所、浴室(シャワー室でも可)、洗面所、洗濯室を設ける
- ・便所、浴室(シャワー室でも可)、洗面所を、居住人数5人につき1箇所の割合で設ける

等

20

住宅のシェア利用に伴う建築基準法に基づく改修必要性

- 通常の戸建住宅の場合（次の条件をすべて満たすものを想定）※1
- ・ 階数：3以下
 - ・ 延べ面積：200㎡未満
 - ・ 2階の床面積：100㎡以下
 - ・ 3階の床面積：100㎡以下
 - ・ 各居室から階段までの距離：30m以下

| | シェア利用後の位置付け | | | 戸建住宅 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|----------------------|
| | 若年者向け | 高齢者等の避難弱者向け | | |
| | 寄宿舎 | グループホーム | 有料老人ホーム | 適用外 |
| 間仕切壁の対応 | 次の①～④のいずれかに適合させる ①間仕切壁の強化 ②スプリンクラーの設置※2 ③運動型住警器を設置して、避難が容易な構造のもの ④強化天井の設置 | | | 適用外 |
| 階段 | 昇上げ：22cm以下、踏面：21cm以上 | | | 昇上げ：23cm以下、踏面：15cm以上 |
| 主要構造部※4の耐火要求、非常用照明の設置 | （3階にシェア利用部分がある場合に適用） | | | 適用外 |

改修の可能性

改修が必要となる可能性はあるが、現在緩和を検討中※3

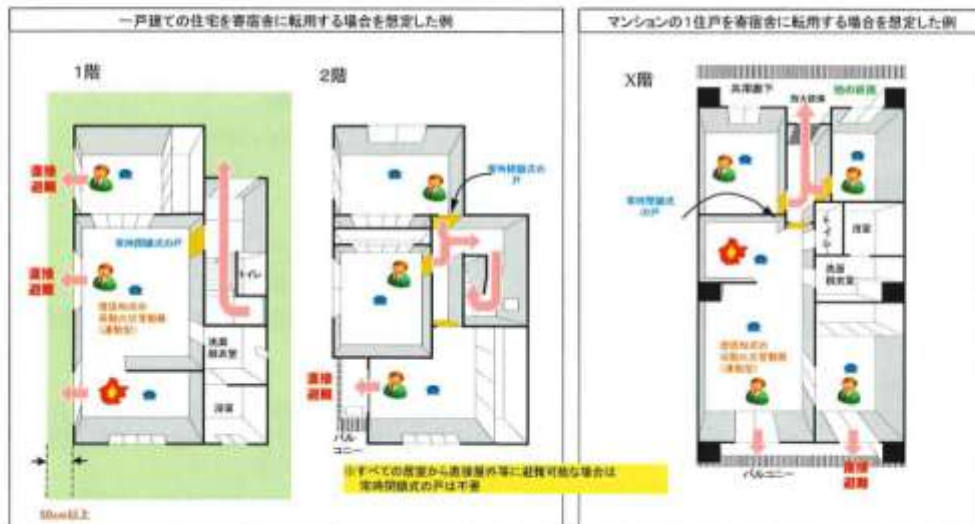
※1：木造住宅を有料老人ホームとして転用する場合で、シェア利用部分の床面積のみで50㎡を超える層には、2以上の直通階段の設置が必要

※2：グループホームや有料老人ホームについては、消防法の規定により、スプリンクラーは原則として設置されるため、この場合は実質的に対応済みとなる。

※3：平成28年度の地方分権改革に関する法案として、戸建住宅をシェアハウス等に用途変更する場合の階段の寸法基準の見直しが表示されており、技術的検証をもとに、一定の要件（規模や追加の安全措置等）を満たした階段については基準を合理化できるよう、平成29年度中の対応（告示内）を検討

21

「避難が容易な構造」のイメージ



← 居室から直接屋外等に避難。又は居室の出口から歩行距離8m※以内に屋外等に避難
 ※各居室及び通路の内装を不燃化した場合は16m

22

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

① 登録住宅に対する改修費補助【予算】（補助を受けた住宅は専用住宅化）

| | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象工事 | バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等 |
| 補助率 | 【補助金(制度の立上り期)の場合】: 国1/3 (国の直接補助) 【交付金の場合】: 国1/3+地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助) |
| 入居者要件等 | 入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり |

② (独)住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

| | | |
|--------|--------------------------------|------------------------------|
| 補助対象 | ① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸) | ② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸) |
| 補助率 | 国1/2+地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助) | |
| 入居者要件等 | 入居者収入及び補助期間について一定要件あり | |

23

新たな住宅セーフティネット制度に係る予算措置について

- ・子育て世帯や高齢者世帯などの住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を創設する。
- ・住宅確保要配慮者向けの住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行うとともに、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の円滑な入居等を図るための活動への支援を行う。

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>改修への支援</p> <p>◎改修に対する補助 (国1/3、地方1/3) 【社会資本整備総合交付金の内訳】</p> <p>◎改修に対する国による直接補助 (国1/3) 【スマート・ヘルス・入居住宅等推進事業の内訳】</p> <p>【要件】住宅確保要配慮者の専用の住宅の場合等…①</p> <p>○改修資金の融通</p> | <p>入居者負担の軽減への支援</p> <p>◎家賃の低廉化への補助 (国1/2、地方1/2)</p> <p>◎家賃債務保証料への補助 (国1/2、地方1/2) 【公的賃貸住宅家賃対策補助の内訳】</p> <p>【要件】住宅確保要配慮者の専用の住宅に低額所得者が入居する場合等…②</p> | <p>入居円滑化の活動等への支援</p> <p>◎住宅確保要配慮者の円滑な入居等を図るための居住支援活動への補助など(定額) 【重層的住宅セーフティネット構築支援事業の内訳】</p> <p>○家賃債務保証の円滑化</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

◎がH29予算措置するもの



24

改修費への支援について

※「ア」は「3人未満世帯等」世帯の20以内の内数
 社会資本整備総合交付金等の内数
 （平成19年度予算案）

新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

| 事業主体等 | 国による直接補助 【ア1の付/住宅等推進事業の内数】 | 地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金の内数】 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 事業主体等 | 大家等 | |
| 補助対象工事 | ・共同居住用のための改修工事 ・間取り変更工事 ・耐震改修工事 ・バリアフリー改修工事 ・居住のために最低限必要と認められた工事 ・居住支援協議会等が必要と認める改修工事 | |
| 補助率・補助限度額 | 国1/3 | 国1/3+地方1/3 国費限度額：50万円/戸* ※ 共同居住用のための改修工事、間取り変更工事又は耐震改修工事を実施する場合100万円/戸。 |
| 入居対象者 | ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者等世帯、 外国人世帯等 ・低額所得者（収入分位2.5%以下） ・被災者世帯 | ・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者等世帯、 外国人世帯等（収入分位70%以下） ・低額所得者（収入分位2.5%以下） ・被災者世帯 |
| 家賃 | ・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 ※ 例 東京都文京区：6.7万円、大塚市：6.4万円 鶴岡市：5.4万円、青森市：4.4万円 | ・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失わない額であること。 |
| その他主要条件 | ・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあわせなど居住支援協議会等との連携が図られていること。 | |



国による直接補助の場合の上限家賃と住宅扶助上限額の比較



（政令市・都道府県庁所在地・東京23区の場合）

上限家賃の算出方法：51,900円[※] × 市町村立地係数

※ 東京23区は一律51,900円（収入分位40%） × 規模係数(50㎡)

| 都道府県名 | 市区町村名 | 新制度実施開始の上限家賃 | 住宅扶助上限額(1人) | 住宅扶助上限額(2人) |
|-------|-------|--------------|-------------|-------------|
| 北海道 | 札幌市 | 51,900 | 36,000 | 43,000 |
| 青森県 | 青森市 | 44,100 | 21,000 | 33,000 |
| 岩手県 | 盛岡市 | 46,100 | 31,000 | 37,000 |
| 宮城県 | 仙台市 | 51,900 | 37,000 | 44,000 |
| 秋田県 | 秋田市 | 44,100 | 29,000 | 35,000 |
| 山形県 | 山形市 | 44,100 | 30,000 | 36,000 |
| 福島県 | 福島市 | 48,200 | 28,000 | 34,000 |
| 茨城県 | 水戸市 | 46,100 | 31,000 | 37,000 |
| 栃木県 | 宇都宮市 | 49,300 | 34,000 | 40,000 |
| 群馬県 | 前橋市 | 49,300 | 34,000 | 40,000 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 54,500 | 40,000 | 46,000 |
| 千葉県 | 千葉市 | 51,900 | 41,000 | 48,000 |
| 東京都 | 千代田区 | 83,000 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 中央区 | 73,000 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 港区 | 77,800 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 新宿区 | 87,400 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 文京区 | 81,400 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 台東区 | 82,300 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 豊田区 | 84,900 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 墨田区 | 84,900 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 江東区 | 84,900 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 品川区 | 70,000 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 目黒区 | 87,400 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 大田区 | 81,400 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 豊島区 | 84,900 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 世田区 | 82,300 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 杉野区 | 88,700 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 板桥区 | 89,700 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 豊島区 | 84,900 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 北区 | 83,300 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 荒川区 | 81,400 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 台東区 | 84,900 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 墨田区 | 84,900 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 足立区 | 81,400 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 葛飾区 | 81,400 | 53,000 | 64,000 |
| 東京都 | 江戸川区 | 84,900 | 53,000 | 64,000 |
| 神奈川県 | 横浜市 | 82,300 | 62,000 | 74,000 |
| 神奈川県 | 川崎市 | 67,500 | 53,000 | 64,000 |

| 都道府県名 | 市区町村名 | 新制度実施開始の上限家賃 | 住宅扶助上限額(1人) | 住宅扶助上限額(2人) |
|-------|-------|--------------|-------------|-------------|
| 神奈川県 | 相模原市 | 51,900 | 41,000 | 48,000 |
| 新潟県 | 新潟市 | 51,900 | 37,000 | 43,000 |
| 富山県 | 富山市 | 49,300 | 33,000 | 40,000 |
| 石川県 | 金沢市 | 51,900 | 39,000 | 45,000 |
| 福井県 | 福井市 | 49,300 | 33,000 | 39,000 |
| 山梨県 | 甲府市 | 48,200 | 39,000 | 45,000 |
| 長野県 | 長野市 | 48,200 | 39,000 | 45,000 |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 48,200 | 39,000 | 45,000 |
| 静岡県 | 静岡市 | 54,500 | 39,000 | 45,000 |
| 静岡県 | 浜松市 | 48,200 | 37,000 | 43,000 |
| 愛知県 | 名古屋市 | 51,900 | 41,000 | 48,000 |
| 三重県 | 津市 | 48,200 | 37,000 | 43,000 |
| 滋賀県 | 大津市 | 51,900 | 39,000 | 45,000 |
| 京都府 | 京都市 | 67,000 | 40,000 | 48,000 |
| 大阪府 | 大阪市 | 84,900 | 40,000 | 48,000 |
| 大阪府 | 堺市 | 84,900 | 38,000 | 45,000 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 62,300 | 40,000 | 48,000 |
| 兵庫県 | 姫路市 | 57,000 | 38,000 | 45,000 |
| 兵庫県 | 明石市 | 51,900 | 34,000 | 41,000 |
| 兵庫県 | 高松市 | 49,300 | 37,000 | 43,000 |
| 徳島県 | 徳島市 | 48,200 | 37,000 | 43,000 |
| 香川県 | 高松市 | 48,200 | 37,000 | 43,000 |
| 愛媛県 | 松山市 | 49,300 | 37,000 | 43,000 |
| 高知県 | 高知市 | 48,200 | 37,000 | 43,000 |
| 福岡県 | 北九州市 | 48,200 | 37,000 | 43,000 |
| 福岡県 | 福岡市 | 54,500 | 38,000 | 45,000 |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 46,100 | 36,000 | 42,000 |
| 長崎県 | 長崎市 | 51,900 | 36,000 | 42,000 |
| 熊本県 | 熊本市 | 49,300 | 37,000 | 43,000 |
| 大分県 | 大分市 | 48,200 | 35,000 | 41,000 |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 46,100 | 35,000 | 41,000 |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | 48,200 | 37,000 | 43,000 |
| 沖縄県 | 那覇市 | 51,900 | 40,000 | 48,000 |

1. 都道府県による居住支援法人の指定【法律】

・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談【法律】

3. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき代理納付^(※)の可否を判断するための手続を創設【法律】

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

4. 居住支援活動への支援措置等【予算】

| | |
|------|-----------------|
| 補助対象 | 居住支援協議会等の活動支援 等 |
| 補助率 | 国 定額（国の直接補助） |



5. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加【法律・予算】

・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録(省令等で規定)

※ 登録要件等・社内規則等の整備、相談窓口設置・契約時の重要事項説明・書面交付 ほか

② 居住支援法人による家賃債務保証の実施【法律】

29

居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会^(※)を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。
(※) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

○ 概要

(1) 設立状況

64協議会が設立（H28年末時点）

○都道府県（全都道府県）

○区市町（17区市町）

・北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、八王子市、調布市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

・予算：H29年度予算案「重層的住宅セーフティネット構築支援事業（4.5億円）の内数



30

居住支援活動等への支援について

意料的住宅セーフティネット構築支援事業
4.5億円の内訳(平成29年度予算案)

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅（新たな住宅セーフティネット制度における登録住宅等）への円滑な入居の促進を図るため、**居住支援協議会等**による**住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等**に対して**補助**を行う。

居住支援活動等への支援の概要

補助率・補助限度額

<事業主体> 居住支援協議会、居住支援法人等
<補助率等>
補助率：定額 補助限度額：1,000万円

補助内容

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動
(例)・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等）
・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

居住支援協議会・居住支援法人の概要

居住支援協議会の概要

- (1) 構成
- ・地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
 - ・宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
 - ・居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等により構成
- (2) 設立状況
- ・64協議会（全都道府県・17区市町）が設立（※28.12末時点）
- ※17区市町：北海道札幌市、山形県鶴岡市、千代田市、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、八王子市、調布市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大阪市、栃木市

居住支援法人の概要

住宅セーフティネット法に基づき、家賃債務保証等の居住支援を行うNPOや社会福祉法人等を地方公共団体が指定する制度を創設

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



31

京都市居住支援協議会の取組

- 京都市では、行政(住宅部局、福祉部局)と不動産関係団体、福祉関係団体等で**居住支援協議会**を設立。
- 高齢を理由に入居を拒まない「**すこやか賃貸住宅**」の**情報提供**を行うとともに、厚労省のモデル事業を活用して**社会福祉法人による「見守りサービス」**等を提供。

【名称】京都市居住支援協議会 【設立】平成24年9月
【構成団体】
・地方公共団体等
京都市(都市計画局、保健福祉局)、京都市住宅供給公社(京安心すまいセンター)
・不動産関係団体
(公社)京都府宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会京都府本部、(公財)日本賃貸住宅管理協会京都支部 等
・居住支援団体
京都市地域包括支援センター、(一社)京都市老人福祉施設協議会 等
【事務局】京安心すまいセンター



すこやか賃貸住宅の情報提供の実施

- 居住支援協議会のホームページで高齢を理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の情報を提供

高齢者の住まいの相談会等の実施

- 不動産・福祉・行政の各専門分野の相談員による「高齢者の住まいに関する相談会」を実施

住まいと生活支援モデル事業の実施

- 高齢者が入居した住宅に対して、社会福祉法人等が「見守りサービス」等を行う取組を厚労省のモデル事業で支援。



32

岡山県居住支援協議会の取り組み概要

○居住支援活動を実施しているNPO法人と市町村との間で相互連携を図り住宅確保要配慮者の方にワンストップで情報提供できる仕組みの構築を進める。

○障害者等の入居支援に取り組むNPO法人が構成団体となり、入居支援を実施。

【名称】岡山県居住支援協議会 【設立】平成24年8月
【構成団体】
・地方公共団体
岡山県(都市局住宅課)、岡山市(都市整備局住宅課)、倉敷市(建設局建築部住宅課)、津山市(都市建設部建築住宅課)
・不動産関係団体
(一社)岡山県宅建物取引業協会、(一社)岡山県不動産協会、(一社)岡山県建築士会
・居住支援団体
岡山県社会福祉協議会、NPO法人まちづくり推進機構岡山、NPO法人おかもま入居支援センター
【事務局】(一社)岡山県宅建物取引業協会



個別相談の実施

- 電話相談窓口の設置
- 対面相談会の実施⇒構成団体であるNPO法人が窓口となり、相談内容に応じて連携しているNPO法人等の情報提供等を実施。

入居円滑マニュアルの作成

- 高齢者が民間賃貸住宅に入居しやすくなるための家主、仲介業者及び管理業者向けのマニュアル作成及び配布

居住支援ネットワークの構築

- 県内で居住支援を行っているNPO法人等の情報収集
- 各居住支援団体のネットワーク構築に向けた報告会の実施、活動をHPで公開

《居住支援活動を実施している団体及び支援内容》

【NPO法人 おかもま入居支援センター】
高齢者、障がい者等入居できるアパート等の確保が困難な方へ、行政等の関係機関と協力して住居や居場所を提供する活動を実施

【NPO法人 岡山けんかかん】
長期間施設入居者等に対する試験外泊事業、24時間電話相談、短期宿泊等の事業を実施

【NPO法人 岡山・ホームレス支援きずな】
ホームレス状態にある方への応急保護、相談、自立のサポートや地域定着のための支援事業を実施

【NPO法人 子どもシェルターモモ】
虐待等の理由で家庭や施設などで生活できない子供たちへ自立のサポートや社会に出た後のアフターフォローの実施

【NPO法人 子ども劇場並岡センター】
高齢者、DV被害者、障がい者等の困りごとの相談、その方に必要な支援(避難先の提供、住居探し)、支援者ネットワークや関係機関の紹介を実施



【HPで居住支援団体の紹介】

33

豊島区居住支援協議会の取り組み概要

○空き家や空き室を居住支援に活用するため「としま居住支援バンク」の運用により、住宅情報を提供。

○モデル事業として、ひとり親家庭支援活動などNPO法人等が実施している活動を支援。

【名称】豊島区居住支援協議会 【設立】平成24年7月
【構成団体】
・地方公共団体
豊島区(都市整備部、保健福祉部)
・不動産関係団体
(公社)東京都宅建物取引業協会豊島支部、(一社)東京都建築士事務所協会豊島支部、(公社)全日本不動産協会豊島文京支部
・居住支援団体
豊島区民社会福祉協議会、住宅・都市問題研究所、としまNPO推進協議会
・学識経験者
千葉大学大学院、日本女子大学
【事務局】豊島区、住宅・都市問題研究所、としまNPO推進協議会



「としま居住支援バンク」による情報提供

- 居住支援協議会の活動に理解、協力を得た家主に空き家や空き室の物件を「としま居住支援バンク」に登録。
- 住宅確保要配慮者や居住支援団体に情報提供を実施。
- 空き家等の活用セミナーの開催。



居住支援事業(モデル事業)

平成27年度に空き家の活用や民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する活動を行うグループに対して、事業パートナーとして活動費用を支援

○ひとり親家庭支援事業(NPO法人リトルフレンズ)
空き家・空き室とシングルマザー世帯をマッチングし、専門家と連携して生活支援や自立支援のサービスを提供。

○タウンコレクティブ支援事業(NPO法人コレクティブハウジング社)
戸建ての空き家に複数の世帯が入居し、周辺住民も集まれるコモンスペースを当該住宅に設け、多世代、多様性に富む人が地域の中で穏やかにつながりあう暮らしを実現。

○高齢者支援事業(NPO法人コミュニティランドスケープ)
空き家と高齢者世帯のマッチング及び高齢者支援の拠点となるようなセンターハウスを構築し、生活支援サービスや地域の福祉機能の情報提供により高齢者が地域で自立した生活を営めるよう支援。



34

家賃債務保証の情報提供等に関する方向性(概要)

(1) 家賃債務保証業者の登録制度(任意)の創設

一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録することにより、適正な業務を行う事業者の情報を提供。

①登録の要件

- ・業務に関する基準や手順を規定した社内規則等の整備
- ・各種法令等を遵守するための社内研修の実施
- ・苦情等を適切かつ迅速に解決するための相談窓口の設置
- ・実務経験者の従事
- ・安定的に業務を運営するための財産的基礎 等

②登録業者の業務適正化のためのルール

- ・契約締結までに重要な事項に関する説明・書面交付
- ・消費者契約法等の規定に反しない契約書の整備
- ・暴力団員等の排除
- ・虚偽告知及び誇大広告の禁止
- ・従業者であることを証する証明書の携帯
- ・受領した家賃等について自己の財産と分別して管理
- ・賃借人ごとの弁済履歴を記録した帳簿の備え付け
- ・登録業者であることを表示する標識の掲示
- ・業務及び財産の分別管理等の状況の報告 等

③登録業者に対する指導等

- ・適正な業務運営確保のための報告徴収及び資料提出
- ・違反行為等に係る指導、助言、勧告及び登録の抹消
- ・登録の抹消等の事実の公表 等

(2) 業界団体における取組の推進

- ・業務適正化のための自主ルールの制定及び遵守等

(3) 登録業者の活用促進のための制度的枠組

- ・登録業者に対するインセンティブの付与等

(4) 居住支援協議会の関与等

- ・居住支援協議会による登録業者の紹介
- ・居住支援協議会の関与等による住宅確保要配慮者への家賃債務保証の引き受けの推進
- ・家賃債務保証業者の居住支援協議会への参画

家賃債務保証の情報提供等に関する検討会

| | |
|---------------|--------------------------------------|
| ■委員(敬称略/◎:座長) | |
| ◎大塚 浩 | 弁護士 |
| 伊東 麻 | (独)国民生活センター 相談情報部 相談第一課 課長 |
| 土田 あつ子 | (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 主任研究員 |
| 小林 勇 | (公社)全国宅地建物取引業協会連合会 政策推進委員長 |
| 末永 照雄 | (公財)日本賃貸住宅管理協会 会長 |
| 三好 修 | (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長 |
| ■オブザーバー | |
| 消費者庁 | 消費者政策課 |
| 国土交通省 | 土地・建設産業局 不動産課 |
| 国土交通省 | 住宅局 住宅総合整備課 賃貸住宅対策室 |
| ■事務局 | |
| 国土交通省 | 住宅局 安心居住推進課 |

35

家賃債務保証業者の登録制度(イメージ)



36

生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付の推進

- 民営借家等における代理納付の実施率は13.7%（公営住宅59.3%）
〔代理納付推進の課題〕①住宅・賃貸人の適正性、②居住の安定性・継続性 等
- 代理納付を推進する枠組みとして、住宅の適正性等を要件とする登録住宅制度を活用
➡ 住宅サイドからの情報提供と福祉サイドの事実確認を組み合わせた事前手続を整備
 - ◆ 賃貸人から生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を保護の実施機関に提供
 - ◆ 保護の実施機関による事実確認により、個別・具体的な代理納付の判断を円滑化



生活保護の住宅扶助における代理納付について



住宅扶助は、福祉事務所が生活保護受給者に代わり、直接賃貸業者に家賃を支払う代理納付が可能。（生活保護法第37条の2）

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することを可能としている。あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費（生活扶助）についても代理納付を可能としている。
- 代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を参集した全国会議で周知を図っている。

住宅扶助の代理納付の仕組み

住宅扶助代理納付実施状況

| 調査時点 | 住宅扶助支給世帯数(A) | 代理納付実施世帯数(B) | 代理納付実施割合(B/A) |
|---------|--------------|--------------|---------------|
| 平成24年9月 | 1,306,014 | 231,586 | 17.7% |
| 平成27年7月 | 1,375,043 | 283,942 | 20.6% |
| 平成28年7月 | 1,385,278 | 304,642 | 22.0% |

※ H28.7実績内訳：公営住宅59.3%、民間賃貸住宅等13.7%

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局長
社会・援護局 保護課長
地域福祉課長
地域福祉課 生活困窮者自立支援室長
障害保健福祉部長
障害保健福祉部 障害福祉課長
老健局長
老健局 高齢者支援課長
雇用均等・児童家庭局長
雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

<国土交通省>
住宅局長
住宅局審議官
住宅局 住宅政策課長
住宅総合整備課長
住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長
安心居住推進課長
土地・建設産業局長
土地・建設産業局 不動産業課長

開催状況

○第1回連絡協議会(平成28年12月22日)

- ・塩崎厚生労働大臣、末松国土交通副大臣より冒頭挨拶
- ・施策の現状・課題等について両省より報告
- ・意見交換

※次回は平成29年2月を目途に開催予定。



第1回連絡協議会の様子



39

居住支援全国サミットの概要

○趣旨

高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図るため、厚生労働省と連携のもと、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会等で行っている先進的な取組みに関する情報提供・情報交換の場として開催(平成24～26年度:居住支援連絡会議、平成27年度～:居住支援全国サミット)

○最近の開催実績等

- ・平成27年度
日時:平成28年1月25日(月)13:00～17:30
会場:J A 共済 カンファレンスホール
- ・平成28年度(予定)
日時:平成29年2月22日(水)12:30～16:45
会場:全電通労働会館

○主催

国土交通省・厚生労働省の共催

○参加者

計329名(平成27年度)
地方公共団体の住宅部局、福祉部局の担当者
住宅や福祉分野のNPO・事業者 など
サミット開催時の様子(平成27年度)



○概要(平成28年度予定プログラム)

- ・開会、挨拶・鼎談
高橋 敏士(高齢者住宅財団 理事長)
蒲原 基道(厚生労働省 老健局長)
伊藤 明子(国土交通省 住宅局審議官)
- ・記念講演
「共生保障と住まい(仮)」
宮本 太郎(中央大学法学部 教授)
- ・居住支援協議会等の取組事例発表
①北海道本別町、②埼玉県、③京都市、④福岡市、
⑤福岡県大牟田市
- ・パネルディスカッション
パネリスト:
宮本 太郎(中央大学法学部 教授)
園田 真理子(明治大学理工学部 教授)
高橋 敏士(高齢者住宅財団 理事長)
山田 寿志(京都市老人福祉施設協議会 顧問)
牧嶋 誠吾(大牟田市都市整備部建築住宅課 課長)
佐藤 守孝(厚生労働省高齢者支援課 課長)
本後 健(厚生労働省生活困窮者自立支援室 室長)
北 真夫(国土交通省安心居住推進課 課長)

※敬称略

40

【基調講義】

地域の居住環境整備のための厚生労働省の取組

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室長
本後 健

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長の本後と申します。国土交通省の伊藤審議官の講義に引き続き、厚生労働省の居住支援の取組等についてお話させていただきます。

伊藤審議官の資料に、国土交通省と厚生労働省との間に連絡協議会を設置しているという話があったかと思います。昨年12月から始まりました。省は違いますが、昨年来、いろいろな折に触れて担当者ベースでも連携を進めています。

折しも国土交通省は、新たな住宅セーフティネット法案をつくる大詰め段階でした。厚生労働省の立場からすると、高齢分野では低所得者高齢者等住まい・生活支援モデル事業を行っていました。私が担当する生活困窮者自立支援については、平成27年度より制度がスタートして、既に3年後の見直しの検討を始めている段階でした。

居住支援が非常に重要なテーマになってきているという背景もあって、これはもう担当者ベースではなく局長ベース、局対局、省対省という形で議論を進めていくことになりました。

我々が課題であると思っていたかなりの部分が、この新たな住宅セーフティネットの仕組みで解決され得る可能性がある。ただ、やはり仕組みがあるのと、本当に必要な人がきちんとその住宅を利活用できるのとでは違います。仕組みが機能するようにしっかり作り込んでいかないと、宝の持ち腐れになる可能性もある。福祉の立場からすると、ニーズは非常にあるはずなのに、利活用に繋がらないことになります。

従来から住宅行政に関しては、都道府県を中心に進められてきました。市町村ですと、公営住宅の管理という側面で非常にご苦労されていると思います。それが民間の住宅施策にまでとなると、そこまでいき切れない部分もある。市町村ベースで居住支援協議会の設置が、政令市も含めて17区市町しかないという実態にもあらわれているかと思います。

一方、福祉行政では、居住のあり方が非常に大きな課題になってきています。特に高齢者ですと、少し遠く離れたところに持ち家だけあって現金収入が少ない状態だと、まず暮らすのが非常につらくなっていくわけです。住みかえようとしても保証の対象にならない。

家賃もそれなりにする住宅しか見つからない。

こういう状態だと住みかえも難しい。高齢者だけに限った話ではありません。障害のある人もそうだし、ひとり親もそうです。それをまとめて生活困窮の状態にある人というようになると、非常に難しい状態になるわけです。

こうしたニーズを市町村の各分野、部門ごとに持っています。そこと住宅行政をどうやって結びつけるのか。住宅行政は都道府県が中心で、市町村はまだ不慣れです。市町村の福祉行政は、ニーズは把握していても、自分たちだけではなかなか支援し切れない。住宅行政とつながるにしても相手が都道府県になってしまう。両省が、ここをどう施策として深化させていくことができるのかが、大きな課題だと思います。

ベースになるのは、やはり市町村だと思います。住宅行政の部局が中心になるケースもあると思いますし、福祉部局がリードしてやっていくこともあっていいと思います。いずれにしても、ニーズに対してどうつなげていくかを考えたとき、やはり市町村が中心になってくると思います。取組が進むよう、いろいろやりやすくなる仕組みを用意していければと思います。

前置きが長くなりましたが、資料に基づきまず簡単に福祉全般の動きをご説明します。

いま厚生労働省では、「我が事・丸ごと」地域共生社会を旗印にやっています。福祉行政をやる上で、社会・援護局の福祉一般の関係だけではなく、高齢、障害、児童、全ての分野に渡ってこれを旗印にやっています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む。地域には、さまざまな課題があります。例えば介護だけではなく、介護に障害と子育てが複合して、さらに病気がかかわってくるというようなケース。そこに貧困があるというようなケース。そういうケースは地域にたくさんある。

複合した課題を抱えた世帯があったとき、行政か誰かがやってくれるということではなくて、地域の周囲の方々が何かできないかと思えるような地域になる。結局、大変な状態にある世帯でも、住んでいるのはその地域です。地域との関係が閉ざされたまま、いわば孤立したままで暮らしていくことは非常に難しい。

そこを何かできないかと思えるような、「我が事」と思える地域をつくっていくのは、さまざまな課題が複合化し、今までの公的な福祉サービスでは支えきれない支援が必要になったとき、やはり地域の基盤ができているか否かの違いが非常に大きく出てくるのだら

うと思います。地域によって状況は異なると思いますが、団塊世代が75歳以上となる2025年を見据えたとき、そういう地域であるか否かは非常に大きい。「我が事」として主体的に取り組める地域をできるだけ増やしていくということです。

これと同時に丸ごとの相談、丸ごとのサービス提供を進めていきたい。高齢、障害、児童といった分野は横断的に、かつ公的サービスの対象にならない支援をどうしていくのかということも含めて、丸ごと対応していく体制をつくっていきたいと考えています。昨年7月、省内に実現本部を設置して、一連の見直しを進めているところです。

高齢者の世界では、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。真ん中に住まいがあり、そこをベースとして生活支援や介護予防があり、病気になったら医療、介護が必要になったら介護が提供される。住まい、生活支援、介護予防、医療、介護、これらを一体的包括的に確保されるようにする。こういう体制を示して、地域包括ケアシステムの実現を目指してきたわけです。

法律上にも定義があります。ただ法律上の定義は明確に、対象は高齢者だと書かれています。たしかに地域包括ケアシステムは、高齢・介護の部門を中心に推進されてきました。ただこの考え方は、高齢者だけのものではないことは、どの地域どの関係の方にもうかがっても明らかです。

そこを少し変えていこうというのが、「我が事」「丸ごと」につながってくる大きな根柢の潮流として流れています。高齢者の地域包括ケアシステムを、世代や対象に関係なく、障害であれ、児童であれ、高齢者であれ、若者であれ対象にしていこうということです。

もう一つ大きな流れとして、生活困窮者自立支援制度ができたのが大きなトピックだと思います。平成27年4月からスタートしています。定義の中に高齢者だとか、障害者だとか、ひとり親だとか、子育て世代だとか、そういったことは全く書かれておりません。対象者の属性には関係なく、生活に困窮しているという状態のみを捉えて、その人に法的なサービスだけではなくて、支援にならないようなものも含めて支えていく仕組みをつけたわけです。こうした考え方が底流にあります。

生活困窮者という名称がついていますので、一応、経済的に困窮している人が法律上の対象にはなります。しかし、窓口に来る段階で「あなたは生活困窮者ですか？」ということとは問わない。どんなに羽ぶりがよさそうな方であっても、どんな相談であっても、生活

に困窮しているかどうかを窓口で問うことはない。

断らずに聞くことを基本的な考え方にしています。この考え方を地域包括ケアシステムに広げていくということです。両方のベクトルを組み合わせた先に、全世代全対象型地域包括支援体制があります。この方向性をやわらかく表現すると、「我が事・丸ごと地域共生社会」になると思っています。

この考え方自体は法案にもなっています。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案を、先週、国会に提出しました。3年に一度行われる介護保険制度の改正として検討が進められてきたわけですが、地域包括ケアシステムの深化・推進のなかに、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等が盛り込まれています。

先に述べた包括的な支援体制づくりとか、共生型の高齢者と障害者のサービス、同一事業所でサービスを受けやすくするといったことを進めていく取組を、この法案に盛り込んでいます。この流れは、地域包括ケアシステムは高齢者のものだけでなく、全世代に広げていく大きな流れの一部だと考えていただければと思います。

以上が今の福祉全般の大きな流れです。

ここから先は居住に絞った話をします。

先ほどは住宅行政サイドから見た課題が伊藤審議官から挙げられたかと思いますが、今度は福祉行政サイドから見るとどういう課題になるのかをご説明いたします。

まず、いちばん課題が出てきやすい高齢者の居住に関する状況をみてみます。社会全体では持ち家率というのは、実は大きく変化していません。特に高齢者の持ち家率はここしばらく変わっていない。

40代50代ぐらいの世代の持ち家率は、徐々に下がっています。これが将来的にどうなるか分かりませんが、仮にこの差があまり縮まらず、10年20年経過していくと、この方々が高齢者になった段階で、持ち家率が下がることとなります。

持ち家率は下がっていないのですが、高齢者数は増加していますので、既に持ち家でない人の数は増えています。この10年で、約100万人であったのが約160万人になっています。もう既に起こっている現象です。

都道府県によって持ち家率は異なりますが、東京とか大阪などの都市部、それから沖縄といったところでは、民間賃貸住宅の問題が大きくなっている。

何が問題かというところ、やはり所得差です。高齢者で民営の借家に住んでいる方で見ると、所得分布で200万円未満の方が6割を占めています。家賃負担が固定費として出ていきますので、200万円未満の収入で7万～8万の部屋に住んでいるとなると、家賃負担がかなりの部分を占めることになる。病気や何か不測の事態が起こると、一気に生活が苦しくなる可能性がある。

大家さんの意識をみると、高齢者の入居に対する拒否感がある。約6割の方が拒否感をお持ちです。

連帯保証人の確保という意味でいくと、やはり連帯保証人で困った経験のある人が相当数いる。お示ししたグラフは高齢者以外も含んでいます。高齢者に限れば、連帯保証人の確保は、より現実的な課題として重みを増してくることになると思います。

高齢者だけではなく、居住に関する資源の状況を全体イメージとして整理したのがこの図になります。縦軸に生活支援の要否（必要・不要）を置きます。不要となると、基本的には家だけあれば暮らせることになります。

横軸に供給価格の高低（高い・低い）を置いています。右側にいくほど高く、左側にいくほど低くなります。供給の価格帯が低いところになりますと、公営住宅だとか無料低額宿泊所。施設だと養護老人ホーム等々などになります。一方、生活の支援が不要であれば、基本的に民間賃貸住宅になります。

その間が問題です。高い家賃は払えないけれど、無料低額宿泊所とか公営住宅まではいかないようなゾーン。多少の生活支援は必要であるけれども、重たい介護等までは不要なゾーンに入る方々に対する住宅供給が非常に乏しい。

養護老人ホーム等の施設となると、整備は進まないし、運営自体も自治体に一般財源化されています。必要な人は措置する前提ではありますが、この部分が大きく増えていくことは望めない。一方、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅だと低価格にはならない。民間賃貸住宅は、入居に対するハードルが高い側面がありますし、家賃自体を下げることは難しい状態にある。さまざまな要因があって供給が進んでこなかったというのが、福祉行政の立場からすると非常に悩みどころであったわけです。

これを生活困窮者自立支援制度の仕組みの中で、少しでも取組を進めて解決していきたいと考えたのが、来年度予算案に盛り込んでいる事業（生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化）です。

相談に来た人に対して、入居など居住面に関しての困難に対する支援を充実する。新しい支援の形です。今まで一般の相談の中で行われていたのかもしれませんが、結構な支援の量が必要になるので、今までの相談とは切り離して独立した居住支援コーディネートの事業として行う形を、来年度予算に盛り込みました。

支援内容として3つあります。

1つ目が個別支援です。相談者に必要な物件を見きわめて、不動産事業者へ同行して、物件探しや契約の支援を行います。相談者がひとりで不動産屋に行っても、その方の信用度や足許を見られてしまいます。家賃にしても、居住の条件にしても、その方がひとりで調整することは難しい。積極的な生活困窮者自立支援の相談機関の中には、一緒に不動産屋に行って話をして、契約までの交渉を行っているところが既にあります。

2番目は地域における担い手の開拓です。不動産関係者や福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集して、不足しているものについては担い手を開拓することまで行います。

例えば、家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、社会福祉法人等に打診してスキームをつくれぬか。物件サブリースなどによって、社会福祉法人が借り受けすることができないかといったことです。転貸する形になりますが、個人で借りるよりは社会福祉法人としての信用力があるので、大家さんが貸してくれるケースが結構あります。緊急連絡先不要で安価な住宅を提供する社会福祉法人の開拓といったことも、地域づくりという観点でできるのではないかと思います。

3番目として潜在ニーズへの対応です。例えば病院等との関係で、退院・退所後の居住支援など地域ニーズにどう対応していくかといったことを想定しています。

こうした支援を生活困窮者自立支援の中で行う予算案を提出しています。居住支援ニーズがある方を支援につなげていくコーディネート機能の充実に向けたもので、居住支援協議会に近い役割を福祉行政サイドの仕組みでやることを可能にする予算です。この事業を通じて庁内で調整を進めていただいて、居住支援協議会を市町村単位で設置する動きにつながっていけばよいと考えています。

「住宅確保要配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進」をご覧ください。右半分が生活困窮者自立相談支援機関の話です。ここでさまざまな支援に関して対応していくことと、居住支援協議会は基礎自治体レベルではいま 17 区市町しかありませんが、そこは積極的に連携を進めて、さきほど述べたような動きに発展していければと思っています。

居住支援のさまざまな取組をしている例が既にあります。伊藤審議官の資料にもありますが、とりわけ福祉と非常に密接な関係をとって行われている、京都市と大牟田市の居住支援協議会による支援の例を挙げました。

京都市は「すこやか賃貸住宅」というものをつくって、それを登録制にしています。住宅確保要配慮者、支援が必要な方との窓口は社会福祉法人担っています。社会福祉法人はひとつではありません。こういう事業にきちんと参画しようという、いくつかの社会福祉法人が相談窓口をそれぞれ設けています。もちろん各法人が支援対象にしている方も含めて相談窓口になっていて、居住支援協議会につなげている例です。まさに仕組みを持つ住宅施策とニーズを持つ福祉施策のマッチングを具体的にやっている例かと思います。

大牟田市は、居住支援協議会の事務局を社会福祉協議会が担っている事例です。福祉部門が主導して居住支援協議会をつくっているということです。大牟田市は、高齢部門と住宅部門で人事異動をかなりしています。住宅部門の職員が福祉的なニーズを非常に理解しています。ひとり暮らし高齢者の住みかえ等のニーズにどう対応していくかなどの問題意識を、役所の中で住宅関係部門と福祉関係部門が共有する体制ができています。

居住支援協議会とは離れますが、社会福祉法人が主導をしている例もあります。高齢分野では、老健局が低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業をここ 3 年間ぐらい行ってきました。これまでサービス付き高齢者向け住宅をかなり力を入れてつくってきたわけですが、供給価格がかなり高いと認識しています。先ほどの供給が乏しいゾーンに対応しないといけない。高齢者福祉サイドでも、この課題意識を持っています。

このモデル事業に参加している自治体は、居住支援協議会を立ち上げている自治体と重複する部分があります。北海道本別町や福岡県大牟田市、それから京都市もそうです。ですので、実は居住支援協議会の動きと、この老健局のモデル事業を並行してやってきたところもあります。

ただ、そうではなくて、居住支援協議会はないんだけど、社会福祉法人としてやっ

ていたというところも幾つかあります。奈良県天理市のやすらぎ会、岩手県雫石町の江刺寿生会、大分県豊後大野市の偕生会といった社会福祉法人が例示されています。こうした法人では、社会福祉法人で空き家を借り上げて、家賃を下げて転貸するという試みを既に行っています。いわば社会福祉法人が、社会的な信用を活かして、地域における公益的な活動として取り組んでいる事例です。

NPO 法人による支援を進めている事例もあります。北九州市にある NPO 法人抱樸は、もともとホームレス支援から始まった団体です。ホームレス支援から始まっているから、居住支援をどうするのかは、まさに支援の 1 丁目 1 番地だったということです。特徴的なのは、生活支援付き保証人制度「保証人バンク」というのを自ら運営している点です。

保証対象を 1 か月分の家賃として、滞納があると大家さんからすぐ法人に連絡してもらうことを条件にしています。ですので、家賃の滞納があった場合にはすぐ連絡がきて、すぐ支援に行く。そこで仕事の上の悩みとか何か困ったことがあれば、すぐ支えることで寄り添いながら暮らし続けることができます。要するに保証事故、保険事故が起こらないように未然に生活支援に入っていくことで、予防的な支援をかなり充実して行っている。

利用件数 730 件とありますが、保険事故が起こって経営が難しくなるようなことはなく、安定的に運営しているそうです。

東京都の一部自治体などでは、独自に住まいの支援の仕組みをつくっています。

これらの例を踏まえて、今後、国土交通省の仕組みと厚生労働省の仕組みを組み合わせながら支援を重層的に行っていく必要があるのではないかと考えています。

非営利公益の法人だけでなく、株式会社など民間企業でも取組事例があります。

株式会社ふるさとは、山谷でホームレス支援を行っている NPO 法人ふるさとの会が、不動産会社を独自に立ち上げたものです。賃貸借保証事業などを行っています。

株式会社リクルートフォレントインシュアは、名前の通りリクルート系の会社です。全国規模で家賃債務保証事業、家賃収納代行業を展開しています。こうした事業を通じて、家賃を滞納している人を早期に発見する立場にある。収納代行を行っていますから、滞納するとすぐわかる。抱樸と同様、家賃の滞納がわかったときに、できるだけ早く支援に入ることを目指しています。

抱樸の場合は自前でホームレス支援をしていましたので、自ら早期支援に入ることができます。しかしリクルートフォレントインシュアの場合は、家賃債務保証、家賃収納代行の会社ですので自ら支援に入ることができません。そこは生活困窮者の自立支援の窓口にしっかりつないでいくことを徹底してやるということです。

こうした状況を踏まえて今後をどうしていくのか。

生活困窮者自立支援法は、平成 30 年が 3 年後の検討見直しの時期に当たります。昨年 10 月から、論点整理のための検討会を開催しています。ここに挙げたメンバーで議論しています。居住支援は大きな論点として掲げられています。

生活困窮者が抱える家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等の住まいをめぐる課題に対し、支援の不足が明らかになってきています。

論点整理のとりまとめ案が既に 1 月に出ています。

その中からの抜粋ですが、住まいは単にハードとしての住宅・住居の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく拠点としての重要な役割がある。住宅行政における住宅セーフティネットとして、公営住宅のほか、民間住宅を活用した借上公営住宅、賃貸住宅等が供給されている。住宅セーフティネット機能の強化に向けた検討も進んでいる。生活困窮者にとっては、家賃負担の問題に加え、連帯保証人、緊急連絡先の確保等の課題がある。実は、一時的に支援を行えば自立が可能な世帯もある。生活困窮者自立支援制度には、失職や離職等で住居を失いそうな人に一定期間だけ居住費を給付して、何とか居住を失わずに生活を立て直していけるように、居住確保給付金がある。しかし現行では、長期継続性のある住まいの支援メニューはない。

こうした状況を踏まえ、その論点を掲げました。

生活困窮者自立支援において居住支援は不可欠な要素ではないか。やはり住居があるかないか、住居を失う恐れがあるのかどうかということは非常に大きい。支出に占める家賃負担が大きい場合、本人が希望すれば転居、家計改善になり、効果的な手段になる。ただ、低廉な家賃の住宅は限定されている。特に高齢者の転居はさまざまな課題が生じる。こうした現状を踏まえてどのような支援が考えられるか。

身寄りがなく、収入の見通しが立たない生活困窮者は、民間賃貸住宅に入居することが

難しい。自立支援や地域の見守りがしっかりとしていることで入居しやすくなるのではないか。生活困窮者、特に高齢者に関しては、単に住居に入ることではなくて、自立を支援していくこと、見守っていくこと、それをどうやって考えていくのかということが重要になってくる。国土交通省との連携、居住支援協議会の設置などの動きと合わせて、自立相談機関との連携を促進していくことが必要である。それから空き家の改築。

家賃補助が、高齢者だけではなく、稼働年齢層、若年層、厳しい家庭にあって自立できる年齢に達している子供に対する効果的な支援として認識をされているわけですが、国土交通省で検討されている新たな住宅セーフティネットの家賃補助制度に期待しつつ、十分に活用できるよう連携を深めるべきではないか。

福祉行政サイドとしては、そうしたニーズがある方々はたくさんいると認識しています。このニーズを、しっかりと専用住宅につなげていく形を、各自治体でつくっていくことが必要ではないかと思います。

以上述べたような形で論点整理しています。国土交通省との連携のもと、来年度予算案に補助事業を計上しています。居住支援に生活支援の見守りをどうやってつけていくのか、これが新しい制度になり得るのかどうか、これから議論を深めていきたいと思っています。

伊藤審議官の資料にもありました、国土交通省と厚生労働省との連絡協議会の構成メンバーです。両省で6部局長が集まり連絡協議会をしています。できれば2か月に一回ペースで行いたいと考えています。

これが老健局、高齢者福祉サイドで行っている低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の概要です。2つの要素から成り立っています。

一つは住まいの確保支援という観点から、住まいに関わる相談です。生活困窮者自立支援制度の中で新たに相談の事業を始めようとしているものと、並行する事業です。

いま一つは、高齢者ですので生活支援（相談援助、見守り）を組み合わせています。これを事業実施主体、社会福祉法人や医療法人といったところが受託して行う事業にしています。雫石町や天理市、豊後大野市の例でみたように、そうした法人が既にでき始めています。京都市や大牟田市といったところも、事業を始めています。

雇用均等・児童家庭局の所管になりますが、子育て関係の課題もあります。ひとり親、

それから DV と児童養護施設退所者の課題の 3 点について、それぞれ整理していますが、課題の根源は同じです。

家賃の問題、それから入居に関する商慣習、連帯保証人等の課題です。福祉関係部局では、どこでも同じ課題を抱えています。ですので、福祉全体としてどう対処していくのかを考えていかなければいけないと思います。

障害も同じ課題です。障害の場合は特に居住支援が非常に重要ですので、かなり先行している部分はありますが、考えていることは同じです。

障害行政では「自立支援協議会」が各市町村や都道府県にあります。この中できちんと住宅の話をしていきたい。居住支援協議会にも、障害の事業所がしっかり参画していく。こういう提案を、障害保健福祉部として国土交通省にしているということです。

高齢分野でも、障害分野でも、児童関係分野でも、いずれにしても抱えている課題は一緒です。これを国土交通省と一緒に、どのように解決していくのがこれからの課題です。

福祉全体でいくと「我が事・丸ごと」ということで進めていきます。

課題は丸ごと、対象者も丸ごと、それをしっかり支えていく、受ける仕組みが重要です。その前提として地域が「我が事」として考える。その前提があって初めて、「丸ごと」の課題としてつながってくる。公的な機関だとか、市町村全体の関心につながってくることになると思います。こういう施策を全体として進めていきたいと思っています。

その中で住まいは確実に重要な部門としてあります。まさに課題が見えてきた段階ですので、課題に対してどういうふうに進めていくか、これからもさまざまな発信をしていきたいと思っています。市町村からも、「こういうこともできるぞ」というご提案をいただければと思っています。



地域の居住環境整備のための取り組み

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

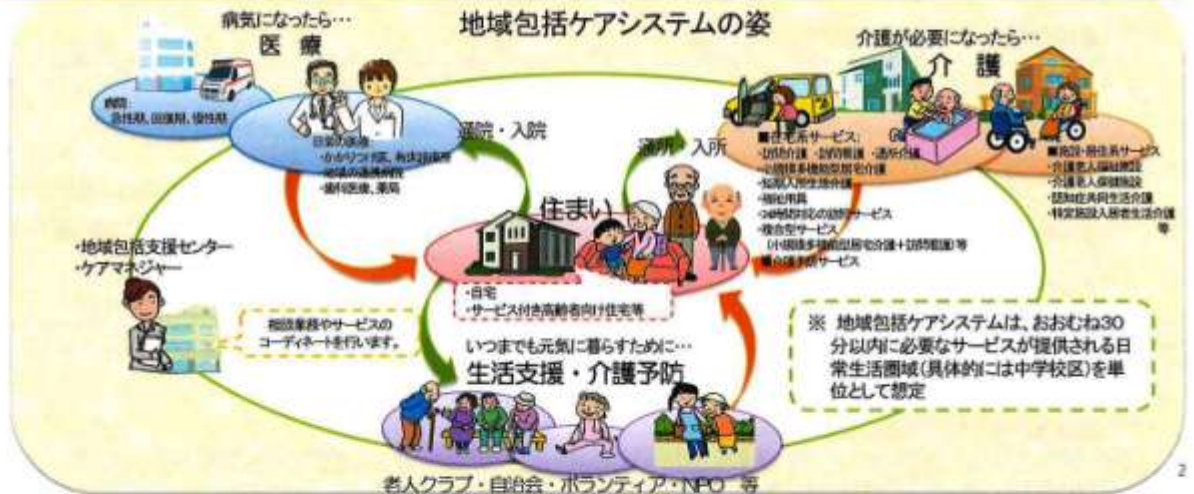


検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

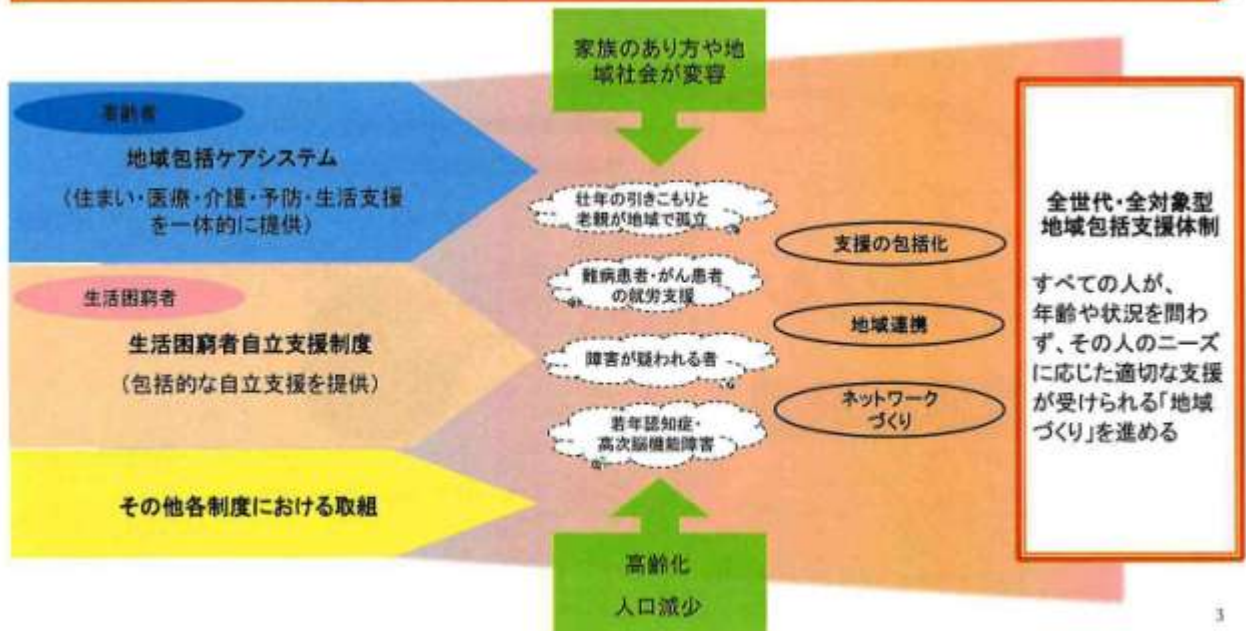
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- （その他）
- 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
 - 障害者支援施設等を適所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とする。

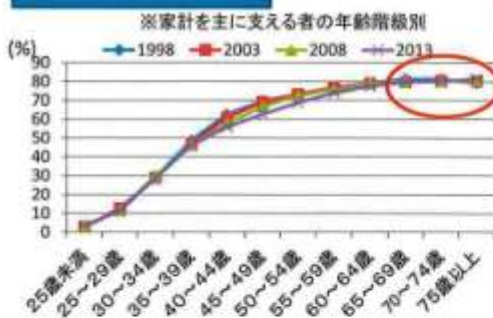
※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

高齢者の居住に関する状況①

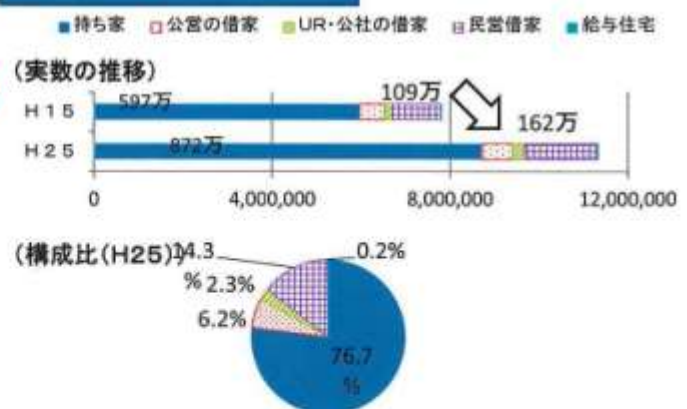
「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会（第4回）
（H28.12.1）」資料

○ 社会全体の持ち家比率は大きく変化していないが、高齢者世帯の増加に伴い、民間借家居住の高齢者世帯が増加。なお、持ち家比率は、都道府県別に大きな差違がある。

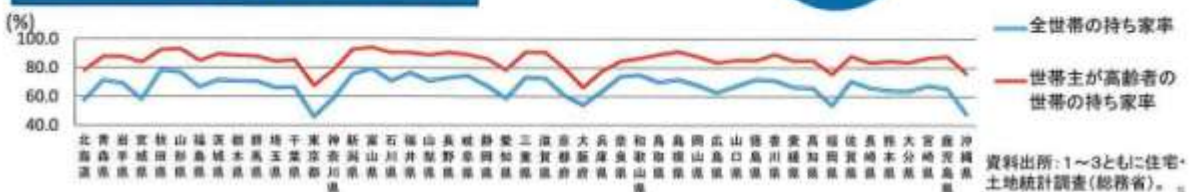
1. 持ち家率の推移



2. 高齢者世帯の居住形態



3. 都道府県別持ち家率（平成25年）

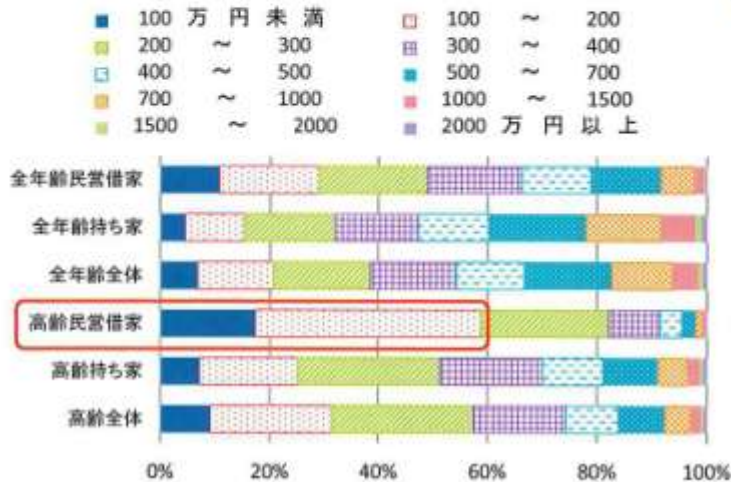


高齢者の居住に関する状況②

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

- 高齢で民間借家に居住している世帯は、低所得者が多い。
- 公営住宅管理戸数は平成17年度をピークに減少傾向で約216万戸(平成26年度)であり、その入居者(世帯主)のうち約半数が65歳以上。

4. 持ち家・借家の別所得階級の分布



5. 公営住宅入居者(世帯主)の年齢構成(平成26年度)



資料出所: 4は住宅・土地統計調査(総務省)。5は社会資本整備審議会新たな住宅セーフティネット検討小委員会第1回(H27. 4. 19)資料3より転載。

6

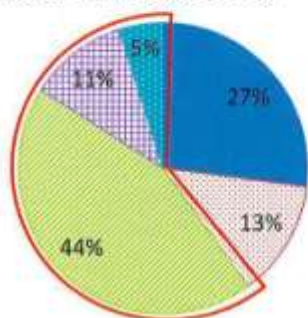
高齢者の居住に関する状況③

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

- 高齢者の入居に対しては、約6割の大家が拒否感を持っている。
- 連帯保証人の確保に困った経験のある人が1割弱存在。身寄りがなく経済基盤が弱い高齢者世帯等が直面している課題であると考えられる(緊急連絡先の確保についても同じ)。

6. 高齢者の入居に対する大家の意識

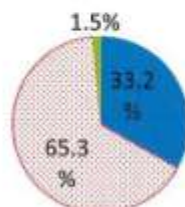
- 従前と変わらない
- 従前は拒否感があったが現在は無い
- 拒否感はあるものの従前より弱くなっている
- 従前と変わらず拒否感が強い
- 従前より拒否感が強くなっている



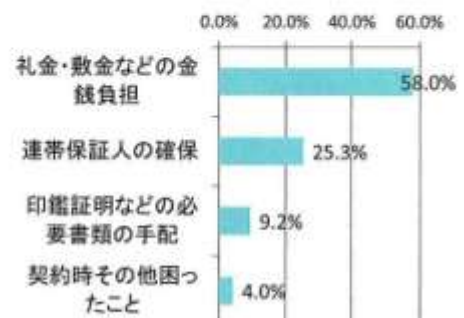
7. 連帯保証人の確保の課題(※高齢者以外も含む)

◆賃貸住宅に関して困った経験

- あり
- なし
- 無回答



◆賃貸住宅に関して困った経験(普通借家の入居時・複数回答)



(資料出所)6は社会資本整備審議会新たな住宅セーフティネット検討小委員会第1回(H27. 4. 19)資料3より転載。
7は平成27年度住宅市場動向調査(国土交通省)。「困った経験」は現在入居している住宅に限らない。

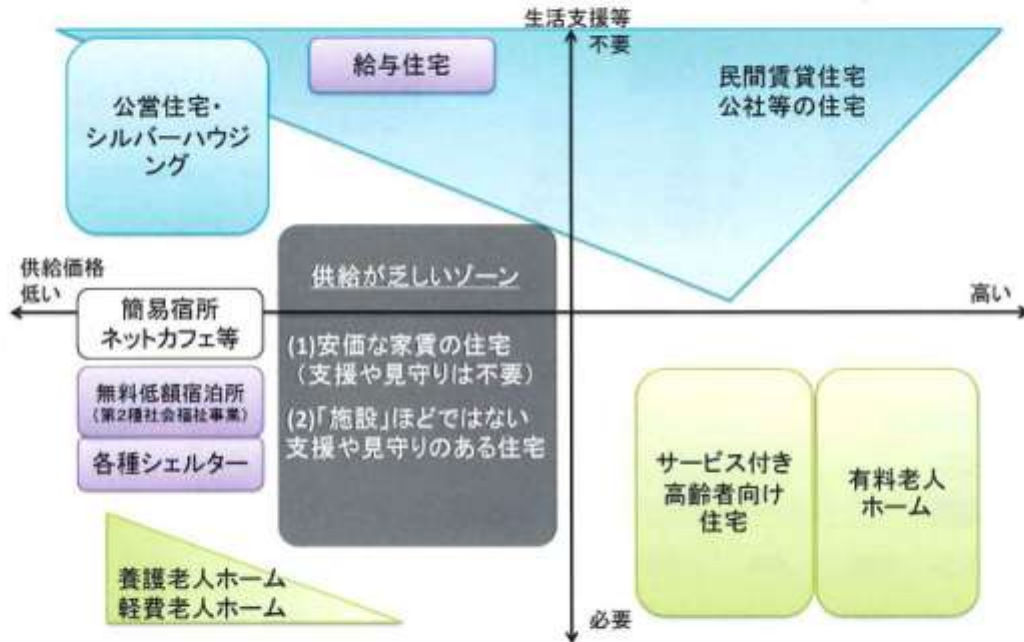
7

居住に関する資源の状況(イメージ)

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より

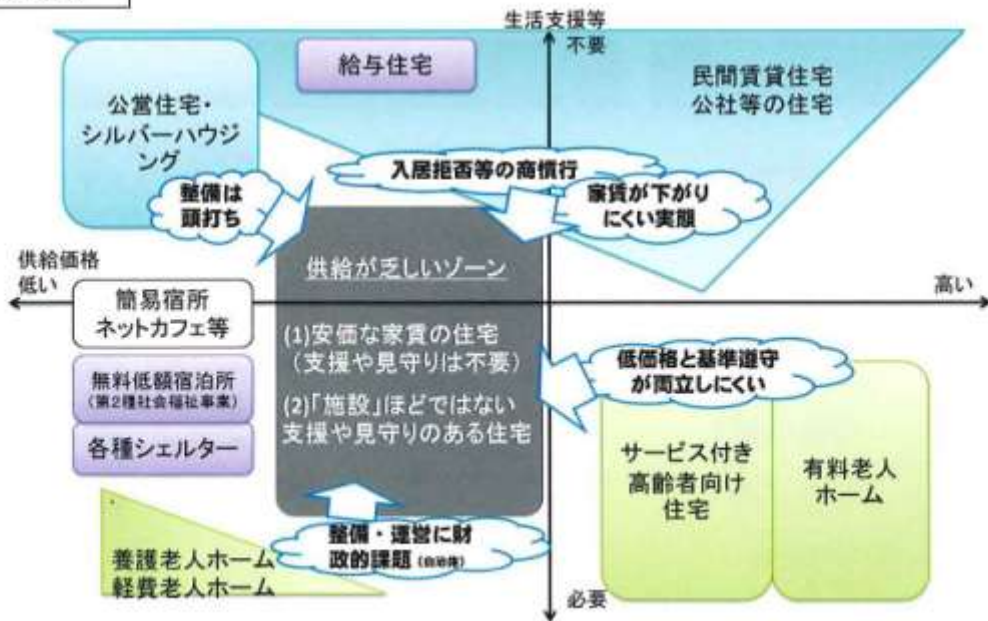
※要介護・障害の特別ニーズを除いてイメージ図を描いたもの



居住に関する資源を巡る課題

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より



生活困窮者自立支援制度における居住支援の取組強化

1. 方向性

自立相談支援事業の相談者について、賃貸住宅の入居・居住に関して直面している困難(家賃負担、連帯保証、緊急連絡先の確保等がネックとなり賃貸住宅を借りられない)を踏まえた個別支援を充実する。

→ こうした困難を抱える者は、身寄りがなく、世帯の経済基盤が弱い等の事情が背景にあると考えられ、自立相談支援事業の相談者像そのもの。相談者の課題を踏まえ、家賃を下げる、保証や見守りのサービスを組み合わせるといったオーダーメイドの居住支援コーディネート機能が必要。

2. 支援内容

【1. 個別支援】

○相談者の課題を踏まえ、必要な物件像や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行う。

【2. 物件やサービスの情報収集、担い手開拓】

○不動産関係者・福祉関係者の有する物件や居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓する。

【3. 潜在ニーズへの対応】

○病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、入院・入所中に借家を引き払っている等で退院・退所後の居住支援を要する者を把握し、自立相談で継続的に支援する。

具体的には、以下のような取組を想定。

- (1) 地元の不動産事業者から、保証人や緊急連絡先がなくても入居できる物件、家賃が低めの物件などの情報を収集
- (2) 民間の家賃保証サービスや協力を得やすい不動産事業者リストなどについて、都道府県の居住支援協議会から情報収集
- (3) 緊急連絡先の代わりになりうる見守りサービス等について、市町村の福祉担当や社協などから情報収集
- (4) 家賃保証や緊急連絡先の引き受けについて、厚生省が提供する取組事例を元に社会福祉法人等に打診、スキームづくり
- (5) 取組事例を元に、物件サブリース等により緊急連絡先不要で安価な住居を自ら提供する社会福祉法人を開拓

3. 平成29年度予算(案)

【予算額】2.5億円(100箇所程度を想定)

【補助率】1/2

10

住宅確保要配慮者に対する住宅・福祉行政の連携の推進

- 生活困窮者を含む住宅確保要配慮者に対しては、従来より国土交通省において住宅セーフティネット機能の強化に取り組み、支援を充実させてきている。厚生労働省が実施する生活困窮者自立支援と連携を深めることにより、支援を要する者を的確に把握し、効果的な支援を実現。
- また、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を平成28年12月に設置

各地でネットワーク化が進んでいる居住支援協議会において、住宅セーフティネット関連の支援情報(※)が集約されている。
※住宅確保要配慮者でも入居しやすい住宅の情報や家賃債務保証等のサービス等

全国に設置されている生活困窮者自立相談支援機関において、様々な居住支援のニーズが顕在化。生活困窮者自立支援は、ニーズに合わせたオーダーメイドの包括支援が特徴。



【平成29年度予算(案)における対応】

民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を構築し、居住支援協議会の取組や、空き家等を活用した子育て世帯等向けの住宅整備等に対して支援

【平成29年度予算(案)における対応】

相談者個別支援や物件・サービスの情報収集・担い手開拓を実施

11

居住支援の様々な取組①

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H26.12.1)」資料

- 居住支援においては、①家賃負担、②保証や緊急連絡先の確保、入居拒否等、の2つが大きな課題であるが、これに対して、居住支援協議会(※)や社会福祉法人、NPO法人等が様々に取り組んでいる。
※居住支援協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会。地方公共団体(住宅部局・福祉部局)、不動産関係団体、居住支援団体等が参画するネットワーク組織。平成28年9月末現在、47都道府県、17区市町で設置済み。

1. 居住支援協議会による支援の例

【京都市居住支援協議会】※H24.9設立

- 高齢者が安心して入居できる「すこやか賃貸住宅」を協力不動産事業者「すこやか賃貸住宅協力店」が登録。社会福祉法人とすこやか賃貸住宅協力店が連携し、登録情報を活用した入居支援を実施。
※ 登録数: 4,687件(28年10月末)
※ 行政・不動産・福祉が連携し相談会実施(年4回)
- 低廉な「住まい」と社会福祉法人による「見守りサービス」等を一体的に提供するモデル事業を実施。



【大牟田市居住支援協議会】※H25.6設立

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築すると共に、空き家を改修・活用出来る仕組み(※)や住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究。
※ 悉皆調査により約1,000戸が活用可能と判断。所有者把握のための無料相談会を経て情報システムを構築し、これまでに14件の入居支援を実施。
※ 協議会事務局は社会福祉協議会。



居住支援の様々な取組②

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H26.12.1)」資料

2. 社会福祉法人による支援の例

※「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を活用した取組

【社会福祉法人やすらぎ会】(奈良県天理市)

- 概ね65歳以上の転居希望者に、条件に合う物件情報や、契約支援、生活支援サービス情報の提案・調整を行う。
- 高齢者の転居にはマッチング自体の難しさや家主の貸し渋り、転居後の生活支援など多数の課題。「当事者の思いだけでは成り立たないからこそ事業としての存在意義はある。」

【社会福祉法人江刺寿生会】(岩手県紫石町)

- 低所得の高齢者で、家屋の老朽化で不安がある人、過疎地域で冬季の生活が困難な人、養護老人ホーム措置が必要な方などで地域生活が可能と思われる人に、借り上げた貸家、空き家を活用し、生活支援を実施(モデル事業を活用し、家賃の差額と人件費等に充当)。
- 家賃は3分の1の負担で実施。

【社会福祉法人借生会】(大分県豊後大野市)

- 中山間地域で点在して生活する単身高齢者等を在宅で支えたいとの思いから、空き家を活用して貸し出し、生活支援を実施。

3. NPO法人による支援の例

【NPO法人抱撲】(北九州市)

- 居住と生活支援のセットが原則。地域サポートセンターを運営し、自立後地域で暮らす1,200人をサポートしている。相互支援、生活支援、就労支援、地域資源へのつなぎ・もどし、金銭管理支援、葬儀等も実施、さらに、互助会の運営を支援。
- 生活支援付き保証人制度「保証人バンク」を運営。滞納家賃の支払いや遺留品の引き取り・処分等のほか、生活支援員による生活安定のための継続的支援を実施。保証対象は1ヶ月分の家賃であり、滞納があればすぐ抱撲へ連絡してもらうこととしている。また、家賃立替分の求償権は放棄している。平成28年3月現在の利用件数730件。
- 不動産業者のネットワークとして「自立支援住宅協力者の会」を構成。物件情報の提供や大家との交渉、家賃滞納情報等の提供、生活支援員との連携による居宅維持支援を実施。北九州市40社、福岡市10社加盟。

【NPO法人おかやま入居支援センター】(岡山市)

- 障害者や高齢者等、住宅の確保が難しい人の入居支援のため、弁護士、医師、精神保健福祉士、不動産仲介業者等が集まってNPO法人を設立。
- 連帯保証の確保による支援を中心とするが、医療福祉関係サービスのコーディネートも実施している。

居住支援の様々な取組③

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

4. 自治体の例

○世田谷区 住まいサポートセンター

NPOや不動産団体と連携し、居住支援を実施。運営は(一財)『世田谷トラストまちづくり』に委託

- 住まいの総合相談窓口の設置。
- 入居を拒まない民間賃貸住宅を認証、認証住宅等に入居した高齢者等を定期的に見守り
- 不動産団体の協力で空室情報を提供。内覧のアポイント等をワンストップで実施



○文京区 すまいるプロジェクト

不動産事業者等と連携し、高齢者等の住まいの確保と、地域での居住継続の支援を実施。

- 入居を拒まない民賃の登録制度(すまいる住宅登録制度)
- 入居期間、オーナーに謝礼金を支払い(月1万円等)
- 入居住宅には区負担で緊急通報装置を設置
- ライフサポートアドバイザーによる訪問や相談等の支援の実施



○杉並区 高齢者等入居支援・アパートあっせん事業

宅建業協会、社会福祉協議会等との連携(委託)により、住まいの確保と、地域での居住継続の支援を実施

- 高齢者等の住宅困窮者に対し、協力する不動産店の紹介や住宅の情報提供を実施。仲介手数料を支援。
- 区が保証会社と協定を締結し、通常の保証料よりも優遇。一定の場合、保証料を助成
- 単身高齢者の見守りや死亡時の葬儀の実施、残存家財の撤去等に対応



(資料出所)社会資本整備審議会新たな住宅セーフティネット検討小委員会第2回(H27. 6. 21)資料3-2より転載。

居住支援の様々な取組④

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

4. 民間企業等の例

【株式会社ふるさと】

- 賃貸借保証事業のほか、NPOふるさと(会)地域生活支援センターと連携し、借主が居宅生活を継続できるようにトラブル等の予防、早期発見、対応を行い、貸主の安定した賃貸経営をサポート。
- 不動産賃貸管理・サブリース事業においては、連帯保証人不要の支援付きアパートを管理運営(空き家も活用)。総合相談窓口としての「サロン」(NPO法人ふるさと(会)が運営)を中心とした支援ネットワークと、地域と行政機関等との連携のための運営委員会により包括的支援体制を構築。

【株式会社リクルートフォレントインシュア】

- 全国規模で家賃債務保証事業・家賃収納代行業業を展開。こうした事業を通じて家賃滞納者を早期に発見することができる。
- 平成28年10月31日現在、190件の家賃滞納者に自立相談支援事業等を案内し、実際に108件が相談。そのうち、44件が住居確保給付金等の支援決定につながり、生活困窮状態の早期発見・早期自立が実現できている。

生活困窮者自立支援法の見直しについて

1. これまでの経過

- 生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)附則に定める施行3年後の検討規定、「経済・財政再生計画改革工程表」を踏まえ、検討を開始。
- 昨年10月から「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会」を開催。

○生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)附則(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○経済・財政再生計画 改革工程表(抄)

平成29(2017)年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)。

2. 論点整理検討会の構成

※五十音順、敬称略

| | |
|------------|-----------------------------|
| 相澤 照代 | 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室長 |
| 朝比奈 ミカ | 市川市生活サポートセンター 主任相談支援員 |
| 大津 和夫 | 読売新聞東京本社編集局社会保障部次長 |
| 奥田 知志 | 認定NPO法人抱樞(ほうぼく) 理事長 |
| 菊池 馨実 | 早稲田大学大学院法学部研究科長 |
| 榑部 武俊 | 一般社団法人創路社会的企業創造協議会 副代表 |
| 駒村 康平 | 慶應義塾大学経済学部 教授 |
| 生水 裕美 | 野洲市市民部市民生活相談課 課長補佐 |
| 新保 美香 | 明治学院大学社会学部 教授 |
| 田中 弘訓 | 高知市福祉事務所長 |
| 長岡 芳美 | 山形市社会福祉協議会 事務局長 |
| 西岡 正次 | A'ワーク創造館 就労支援室長 |
| 野溝 守 | 埼玉県老人福祉施設協議会 副会長 |
| 前神 有里 | 一般財団法人地域活性化センター クリエイティブ事業室長 |
| (座長) 宮本 太郎 | 中央大学法学部 教授 |
| 森脇 俊二 | 氷見市社会福祉協議会 事務局長次長 |
| 山本 英紀 | 長野県健康福祉部長 |
| 渡辺 由美子 | NPO法人キッズドア 理事長 |
| 渡辺 ゆりか | 一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 代表理事 |
| 和田 敏明 | ルーテル学院大学 名誉教授 |

16

経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)

| | | 集中改革期間 | | | 2019年度 | 2020年度～ | KPI(第一階層) | KPI(第二階層) |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------|--------|--------|---------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| | | ～2016年度 【主担当府省庁等】 | 2017年度 | 2018年度 | | | | |
| | <厚生労働省> | | 法務国会 経済資本 法制改正案等 | 年末 | | | | |
| | <生活困窮者自立支援制度の着実な推進> | | | | | | | |
| | 生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状況に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す | | | | | | | |
| | 2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む) | | | | | | | |
| 生活保護等 | <雇員保険の国家負担の当面の在り方の検討> | | | | | | | |
| | 「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国家負担の特時的な引下げ等について、必要な検討を経て、成果を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした | | | | | | | |
| | 2017年度から2018年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国家負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する | | | | | | | |
| | 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】 | | | | | | | 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに78%】 |
| | 自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】 | | | | | | | 継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】 (※)「自意識欲等」「経済的困難」「就労」に関する状況が改善している者の割合 |
| | 自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】 | | | | | | | 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】 |
| | 自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】 | | | | | | | 任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】 |
| | | | | | | | | 17 |

生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理(案)【H28.1.23】(抜粋)

※本論点整理(案)については、3月6日開催の論点整理検討会において再度議論される。

- 生活困窮者が抱える家賃負担や連帯保証、緊急連絡先の確保等の「住まい」を巡る課題に対し、支援の不足が明らかになってきている。
- 自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加え、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるようにする。

(6) 居住支援のあり方

【現状の評価と課題】

○「住まい」は、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確保が自立の基盤となる。

○従来より住宅行政における住宅セーフティネットとして、公営住宅のほか、民間住宅を活用した借上公営住宅、地域優良賃貸住宅等が供給されてきた。また、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第10条に基づく居住支援協議会による支援も行われてきた。現在、国土交通省においては、こうした住宅セーフティネット機能の強化に向けた検討も進んでいる。

(実績)

- ・公営住宅の管理戸数(H26年度) 約216万戸
- ・民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯数(H25年度) 約162万世帯
- ・居住支援協議会の設置状況(平成28年11月末現在) 47都道府県17区市町

○生活困窮者にとっては、住まいを確保するに当たり家賃負担の問題に加え、連帯保証人、緊急連絡先の確保等の様々な課題がある。住居確保給付金により一時的に支援を行えば自立が可能となる世帯もあるが、本来的に長期継続性のある「住まう」という面についての具体的な支援メニューは現行法にはない。

(実績)

- ・高齢者の入居に対して拒否感を有する大家の割合 60%
- ・連帯保証人の確保に困った経験のある人 8.4%

18

○居住支援協議会の取組や、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」、居住支援に先進的に取り組む事例等からは、ハードとしての住居だけでなく、必要に応じた生活支援を付けることによって保証の問題も解消する等、生活支援とハード面を一体的にした居住支援のニーズがあるのではないかと、こうした生活支援を誰がどのように提供するのか、といった論点が出てきている。

【論点】

(居住支援の必要性と検討すべき点)

○生活困窮者自立支援において居住支援は不可欠な要素ではないか。

○支出に占める家賃負担が大きい場合、本人が希望すれば、転居は家計改善において効果的な手段となるが、低廉な家賃の住宅は限定されており、特に高齢者の転居は入居拒否等の様々な課題が存在する。こうした現状を踏まえ、どのような支援が考えられるか。

○身寄りがなく、収入の見通しが立たない生活困窮者は民間賃貸物件に入居することが難しい。自立支援や地域の見守りがしっかりと付いていることで、入居しやすくなるのではないかと。

○基礎自治体での居住支援協議会設置が推進されており、この動きと併せて、自立相談支援事業との連携を促進していくことが必要ではないか。また、空き家の活用と連携していくことも重要ではないか。

○「住まう」という概念には期間設定がなじまない。仮に居住支援を一つの事業とする場合、どこまでを制度の中の支援と位置付けるべきか。

○生活困窮者に対する居住支援の検討に当たっては、生活保護受給者も含めて利用している無料低額宿泊所のあり方との関連も念頭に置くべきではないか。

(住宅手当(家賃補助))

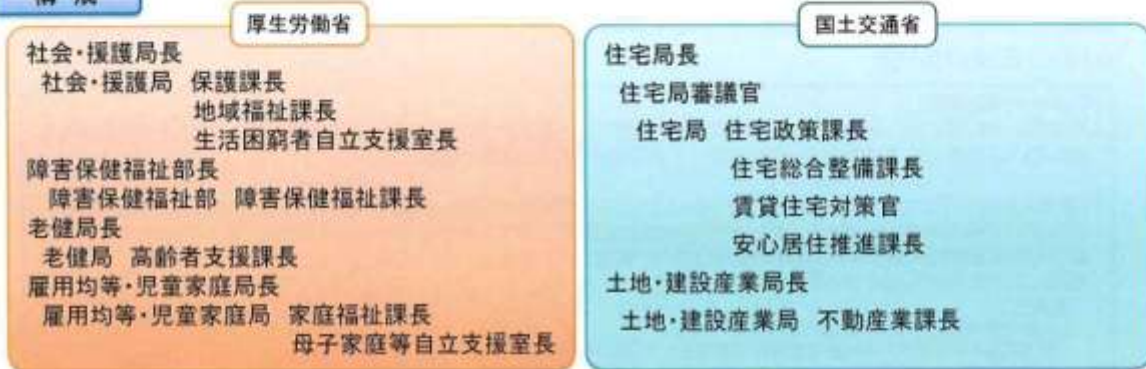
○家賃補助は、高齢者だけでなく、現役の稼働年齢層や若年層、厳しい家庭環境にあって自立できる年齢に達している子どもに対する効果的な支援の一つとして、国土交通省において検討されている新たな住宅セーフティネットの家賃補助制度に期待しつつ、十分に活用できるよう連携を深めるべきではないか。

19

福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政により一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための連絡協議会を設置。

構成

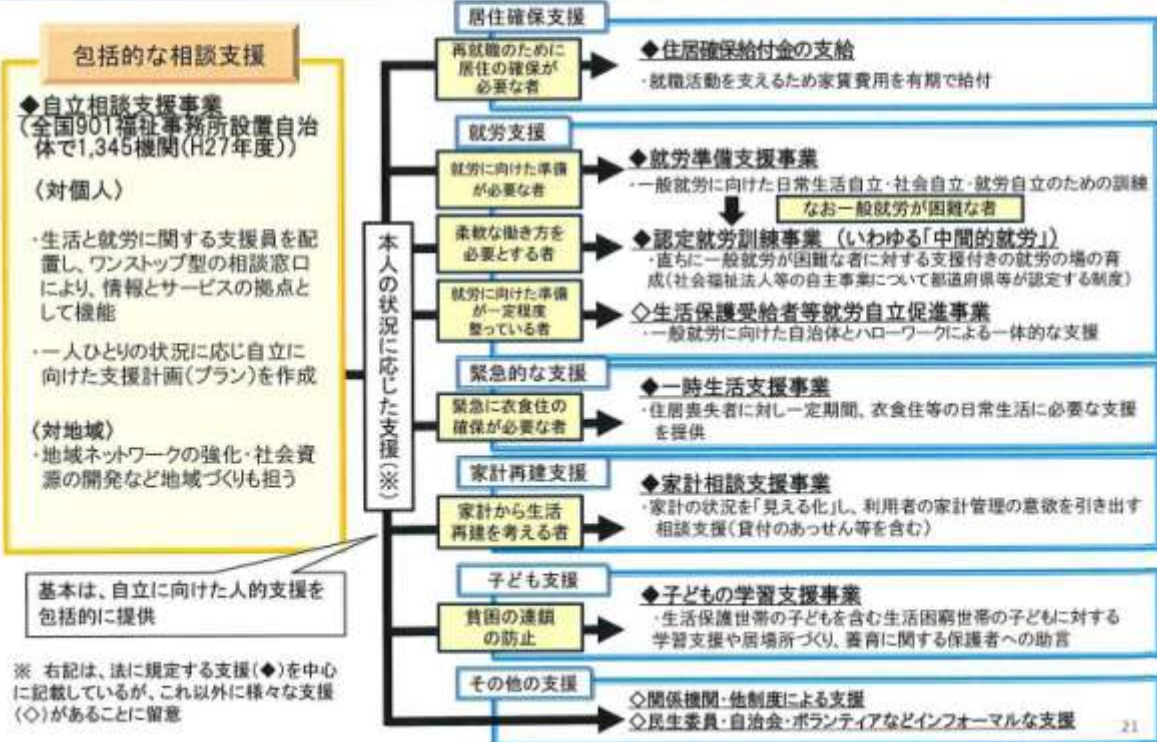


開催状況 第1回 平成28年12月22日 ※今後、継続的に開催

➡ 福祉行政と住宅行政の観点から、実効性の高い居住支援策について検討。 20

生活困窮者自立支援制度の概要

参考1



生活困窮者自立支援制度における支援状況調査

【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

【平成28年度】

- プラン作成件数は、平成27年度に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画推進工程表KPI

| | 平成27年度 目安値 | 平成28年度 目安値 | KPI(平成30年度) |
|----------|---------------|---------------|---------------------------------------|
| 新規相談受付件数 | 20件 | 22件 | 年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当 たりに換算すると26件 |
| プラン作成件数 | 10件 | 11件 | 新規相談件数の50% |
| 就労支援対象者数 | 6件 | 7件 | プラン作成件数の60% |
| 就労・増収率 | 40% | 42% | 75% |

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを算出した

| 平成 27年度 | 新規相談受付件数 | | プラン作成件数 | | 就労支援対象者数 | | 就労者数 | 増収者数 |
|-------------------------|----------|---------------|---------|---------------|----------|---------------|--------|-------|
| | 件数 | 人口10万人 当たり | 件数 | 人口10万人 当たり | 件数 | 人口10万人 当たり | | |
| 平成27年4月 ～ 平成29年3月 | 226,411 | 14.7 | 55,570 | 3.6 | 28,207 | 1.8 | 21,465 | 6,946 |

| 平成 28年度 | 新規相談受付件数 | | プラン作成件数 | | 就労支援対象者数 | | 就労者数 | | 増収者数 | | 就労・増収率 (②+③)/① |
|------------|----------|---------------|---------|---------------|----------|---------------|--------|---------------|-------|---------------|-------------------|
| | 件数 | 人口10万人 当たり | 件数 | 人口10万人 当たり | 件数 | 人口10万人 当たり | 件数 | 人口10万人 当たり | 件数 | 人口10万人 当たり | |
| 平成28年 | | | | | ① | | ② | | ③ | | |
| 4月分 | 18,137 | 14.1 | 5,039 | 3.9 | 2,519 | 2.0 | 2,131 | 1,421 | 528 | 353 | 70% |
| 5月分 | 18,951 | 14.8 | 5,288 | 4.1 | 2,602 | 2.0 | 2,078 | 1,380 | 582 | 366 | 67% |
| 6月分 | 19,732 | 15.4 | 5,686 | 4.4 | 2,793 | 2.2 | 2,338 | 1,599 | 644 | 406 | 72% |
| 7月分 | 18,574 | 14.5 | 5,499 | 4.3 | 2,698 | 2.1 | 2,303 | 1,573 | 663 | 434 | 74% |
| 8月分 | 18,772 | 14.6 | 5,745 | 4.5 | 2,726 | 2.1 | 2,044 | 1,434 | 617 | 400 | 67% |
| 9月分 | 19,299 | 15.1 | 5,629 | 4.4 | 2,680 | 2.1 | 2,206 | 1,530 | 610 | 437 | 73% |
| 10月分 | 17,975 | 14.0 | 5,577 | 4.3 | 2,616 | 2.0 | 2,210 | 1,540 | 679 | 456 | 76% |
| 11月分 | 17,567 | 13.7 | 5,587 | 4.4 | 2,724 | 2.1 | 2,268 | 1,620 | 584 | 408 | 74% |
| 合計 | 149,007 | 14.5 | 44,050 | 4.3 | 21,358 | 2.1 | 17,578 | 12,097 | 4,907 | 3,260 | 72% |

※ 各項目の数値は概数であり、今後の取組の結果、異動を生じることがある。

22

生活困窮者支援分野における社会福祉法人の取組例

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する
論点整理のための検討会(第4回)
(H28.12.1)」資料

- 社会福祉法人は、生活困窮者自立支援法に定める各事業の担い手(自治体業務の受託者)として支援に参画している。
 - ・ 自立相談支援事業:全体の61.0%(直営との併用を含む)を占める委託形態での実施のうちの8.4%、
 - ・ 就労準備支援事業:全体の91.6%(〃)を占める委託形態での実施のうちの13.2%、等
- この他、平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。
- 各社会福祉法人が創意工夫をこらした多様な取組を行うこととなるが、生活困窮者自立支援の分野では、例えば、既に以下のような「地域における公益的な取組」が見られるところ。

1. 相談・現物給付による支援

- 生活困窮者に対する緊急経済的援助のため、各法人からの拠出により設置した基金を運営。(大阪府、神奈川県、埼玉県等の社会福祉協議会が実施。全国に広がってきている。)
- 施設に配置されているCSWによる相談支援と、経済的援助をセットで提供。食糧支援や、滞納しているライフライン料金や家賃の解消のための支援を実施。

2. 住まい確保のための支援

- 現在の住居で住み続けることが難しい高齢者に対する転居物件探しから入居までのコーディネートを実施。
- 賃貸住宅に入居する際の保証人が確保できない人に、市町村社協が家主・不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結し、滞納家賃(3ヶ月分まで)等を保証し、住居確保を支援(鳥根県社会福祉協議会)。
- 空き家を借り上げて高齢者等に転貸し、自立生活を支援。

3. 認定就労訓練事業所

※第2種社会福祉事業

- 障害福祉サービスや介護保険事業、子育て支援等を実施する社会福祉法人が、利用者の希望やアセスメントの結果に応じ、障害者施設の作業や保育園の事務、高齢者施設の介護業務等を認定就労訓練事業のメニューとして提供。
- 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人が、「地域社会への貢献」の理念のもと、個性に合わせた就労形態や報酬を提案し、多様なはたらき方を作り出す「ユニバーサル就労」を実現。

23

今後の高齢化等の状況について

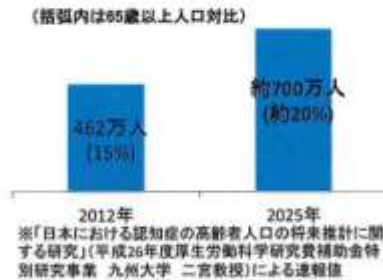
「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会
(第1回)(H20.12.22)」資料抜粋(以下53スライドまで)

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

| | 2010年 | 2015年 | 2025年 | 2055年 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 65歳以上高齢者人口(割合) | 2,948万人(23.0%) | 3,395万人(26.8%) | 3,657万人(30.3%) | 3,626万人(29.4%) |
| 75歳以上高齢者人口(割合) | 1,419万人(11.3%) | 1,646万人(13.0%) | 2,179万人(18.2%) | 2,401万人(26.1%) |

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

| | 埼玉県(1) | 千葉県(2) | 神奈川県(3) | 愛知県(4) | 大阪府(5) | ～ 東京都(11) | ～ 鹿児島県(45) | 秋田県(46) | 山形県(47) | 全国 |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 2015年 <>は割合 | 76.5万人 <10.6%> | 71.7万人 <11.6%> | 101.6万人 <11.1%> | 81.7万人 <10.9%> | 107.0万人 <12.1%> | 147.3万人 <11.0%> | 26.7万人 <16.2%> | 18.8万人 <18.4%> | 19.0万人 <17.0%> | 1645.8万人 <13.0%> |
| 2025年 <>は割合 ()は倍率 | 117.7万人 <16.8%> (1.54倍) | 108.2万人 <18.1%> (1.51倍) | 148.5万人 <16.5%> (1.46倍) | 116.6万人 <15.9%> (1.43倍) | 152.8万人 <18.2%> (1.43倍) | 197.7万人 <15.0%> (1.34倍) | 29.5万人 <19.4%> (1.10倍) | 20.5万人 <23.0%> (1.09倍) | 20.7万人 <20.6%> (1.23倍) | 2178.6万人 <18.1%> (1.32倍) |

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年1月推計)」より作成

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

平成26年度
より実施

1. 事業概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、

- ① 既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、
 - ② 日常的な相談等(生活支援)や見守りにより、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備すること
- 等について、国としても支援する。

2. 実施主体

市区町村(社会福祉法人、NPO法人等への委託可能)

3. 補助単価等

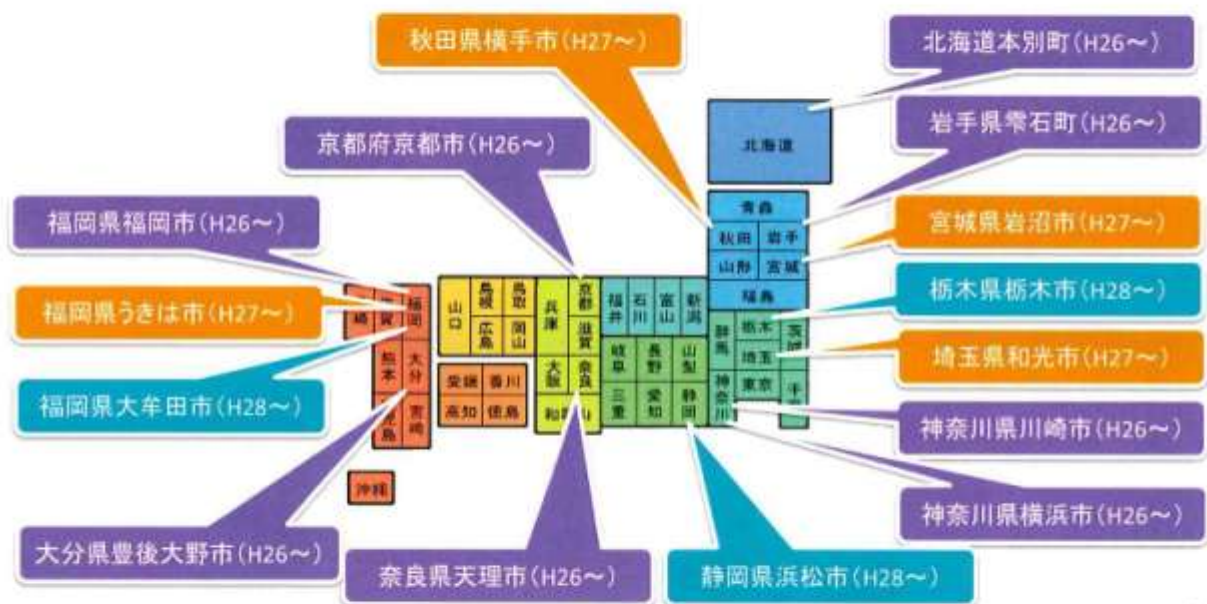
1事業当たり 5,106千円(定額)※最長3か年

(事業のイメージ)



モデル事業の実施状況について

- 平成28年度現在、15自治体がモデル事業を実施。
- 地域の社会資源・人的資源のつながりの中で、個々のニーズに応じた多様な取組が行われている。



26

「住まいの確保支援」と「生活支援」の実施例

- 事業実施自治体では、地域の社会資源・人的資源のつながりの中で、個々のニーズに応じた多様な取組が行われている。

モデル①

社会福祉法人等が、不動産業者と連携した住まい確保支援と入居後の生活支援を一環して実施。(京都市、天理市等多数)

モデル②

社会福祉協議会が、支援プランを提案(コーディネート)し、各種支援団体に繋げるシステムの構築。(福岡市)

モデル③

社会福祉法人(養護老人ホーム)が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施。(岩手県雫石市、大分県豊後大野市)

その他

- ・大規模公営住宅での入居支援、定着支援、孤立防止への取り組み(横浜市)
- ・地域の見守り活動、空き物件の利用による総合相談、住まい支援(川崎市) 等

27

モデル①京都市
～社会福祉法人が、不動産業者と連携した住まい確保支援と入居後の生活支援を一環して実施～

「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」

◆事業の概要

- ・京都市居住支援協議会における関係機関との連携(プラットフォーム)
※「高齢者を拒まない住宅」登録している不動産業者と連携
- ・京都市老人福祉施設協議会に加盟する8法人が5行政区で事業を実施
- ・各エリアごとに、本人×社会福祉法人×不動産業者(家主)の三者面談を行い、互いの信頼の下で空き部屋をマッチング
- ・毎月、全体の作業部会を開催し、事業の進捗管理
- ・住み替え後は、社会福祉法人による見守りサービスを実施

◆事業の成果

- ・事業開始(26年11月)から28年3月末現在まで、25名が住み替えを実現
(内訳) 60代3名、70代10名、80代9名、90代3名、未申請・自立11名、要支援6名、要介護6名(住費理由) 立ち退き、建物の老朽化、契約更新不可、虐待、退院後の住居なし等(保証人) 25事例中、19事例は保証人あり、保証人なしの場合、保証会社の利用または理解ある家主
- ・「社福法人による見守りサービス」による家主の安心＝貸し手の負担減を



事例① 住み替え支援

- ・90代 女性
- ・住居先の立ち退きを迫られ、モデル事業利用を検討。
- ・支援開始以前は独力で住居を探しても、高齢を理由に断られる。
- ・現在はモデル事業により低廉なアパート入居。
- ・週一回の見守りを実施。



事例② 退院支援

- ・60代 男性
- ・難治性疾患の治癒のため市内の病院に長期入院。
- ・家賃トラブルにより入院前の住居は強制立ち退き。
- ・モデル事業で、関係機関と専門職が連携することにより、難治性疾患を抱えながらも地域で暮らすことが可能に。



モデル②福岡市
～社会福祉協議会が、支援プランを提案(コーディネート)し、各種支援団体に繋げるシステムの構築～

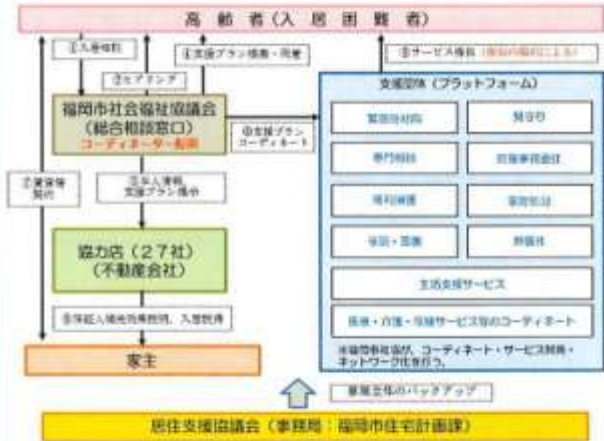
「住まいサポートふくおか」

◆事業の概要

- ・保証人、緊急連絡先確保が困難な高齢者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居及び入居後の支援を行う。
- ・制度に協力する不動産会社及び各種支援団体に構成されるプラットフォームを構築
- ・福岡市社会福祉協議会が事業主体
- ・福岡市社協にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
- ・社協が各種支援団体に支援プランを提案することにより、本人と支援団体(サービス事業者)は、円滑に契約を締結

◆事業の成果

- ・事業開始(28年10月)から28年11月末まで、相談件数463件、賃貸借契約件数112件を実現
(相談の内訳)
・単身女性が最多(246件)
・80歳以上が125件、70～79歳が224件、69歳以下は169件
・転居理由は、「家賃」(低廉な住宅への住替え)が100件で最多、次いで「立ち退き」82件
・希望家賃は3万円代が最多、次いで4万円代、3万円未満



事例 住み替え支援

- ・80代 女性
- ・住まいマンション4階(エレベーターなし)での一人暮らし
- ・親族 一歩がいるが高齢、甥は遠方に住む
- ・疾患 心疾患(ペースメーカー植え込み)
- ・手帳 身障1級
- ・収入 一年金月215,000円
- ・債務 家賃3ヶ月分(180,000円) 社会保険料等(200,000円程度)
- ・課題 心筋梗塞を発症し、治療費がかさんだことで家賃を滞納してしまい、所有者から退去を命じられた。自身で不動産会社をまわるとが部屋を借りることができなかった。

市社会福祉協議会において以下のサービスをコーディネート

- ・見守り - 「ふれあいネットワーク」によるボランティアの定期訪問
- ・貸付 - 生活福祉資金「転宅費」の利用
- ・家計相談 - 生協が行う家計相談を利用
- ・家財処分 - 不要な家財の処分と引越支援
- ・手続支援 - 民生委員による引越前のフォロー

モデル③岩手県幸石市

～社会福祉法人（養護老人ホーム）が、空き家・貸家を借上げ、住まい支援と生活支援を一体的に実施～

「幸石町高齢者生活支援モデル事業」

◆事業の概要

（法人の問題意識）

- 養護老人ホームには、地域の社会資源を効果的に利用すれば、必ずしも措置入所せずに地域で暮らすことができる方がいる可能性。
- また、入所時の課題が解決され、地域に戻れる入所者もいるが、入所時に住む場所を失っているため、地域に戻りたくても戻れない状況。

（事業概要）

- 養護老人ホーム「松寿荘」は、空き家・貸家を活用し、対象者に住まいの支援と生活支援を実施。

※養護老人ホームのノウハウによる自立支援

○対象者

- ・低所得高齢者、家屋の老朽化等により不安を抱かされている方
- ・過疎地域で冬期間の生活が困難な方
- ・養護老人ホーム利用で地域生活が可能と思われる高齢者

○住まいの支援

法人が借り上げた空き家・貸家を転賃（計4件）

※法人による家賃の一部補助

※家主は、借受人が社会福祉法人であるため安心して貸せる。

○生活支援

2名の専任職員（嘱託）を雇用。毎朝の安否確認、通院・買物支援等や地域行事に関する情報提供と参加時の支援。

※地域の民生委員による協力を受けつつ、社会福祉法人が24時間バックアップ。

◆事業の成果

- 28年10月現在、4世帯5名がモデル事業を利用（単身3人、親子一組）、50代障害者も利用。
- 高齢者だけでなく、制度の狭間に陥った多様なニーズに対応。
- 支援内容は、当初は手厚く、信頼関係を築いてから手を放していき、現状は移動支援程度。いずれの利用者も、劣悪な居住環境から住替えて、生活が整い、自立意欲も高まった。
- 利用者どうしの交流もはじまっている。（互助）



30

低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施主体等

～いずれの地域でも支援団体、関係機関、住民、行政等によるネットワークが構築されている～

※平成28年度実施予定（今後変更があり得る。）

| 自治体 | ネットワーク（プラットフォーム）の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体（下線） | 自治体 | ネットワーク（プラットフォーム）の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体（下線） |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 北海道 本別町 | 総合ケアセンター、地域包括支援センター、 <u>町居住支援協議会</u> 、企画振興課、建設水道課、町社会福祉協議会 | 8 静岡県 浜松市 | 市民協働・地域政策課、地域包括支援センター、長寿保険課、市・区社会福祉協議会、 <u>社会福祉法人</u> 、NPO法人 |
| 2 岩手県 幸石町 | 総合福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、民生委員、町社会福祉協議会、地域整備課（空き家対策担当）、町内高齢者施設連絡協議会、 <u>社会福祉法人（養護老人ホーム）</u> | 9 京都府 京都市 | <u>市居住支援協議会</u> （市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、市老人福祉施設協議会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、府不動産コンサルティング協会、住宅供給公社）、 <u>市老人福祉施設協議会が公費・選定した社会福祉法人</u> |
| 3 宮城県 岩沼市 | 介護福祉課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、民生委員、大手コンビニエンスストア、JA、生協、 <u>社会福祉法人</u> 、公益社団法人 | 10 奈良県 天理市 | 介護福祉課、地域包括支援センター、 <u>不動産業者</u> 、 <u>社会福祉法人</u> |
| 4 秋田県 横手市 | 高齢ふれあい課、民生委員、市社会福祉協議会、医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、建築住宅課、生活環境課、 <u>県宅地建物取引業協会</u> 、複数の <u>社会福祉法人</u> | 11 福岡県 福岡市 | 福祉・介護予防課、住宅計画課、 <u>市居住支援協議会</u> 、 <u>不動産会社</u> 、 <u>支援団体</u> 、 <u>市社会福祉協議会</u> ※社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案 |
| 5 埼玉県 和光市 | 長寿あんしん課、福祉政策課、市内地域包括支援センター、介護サービス事業者、市内不動産事業者、NPO法人等 | 12 福岡県 大牟田市 | 長寿社会推進課、地域包括支援センター、 <u>市居住支援協議会</u> 、障害者相談支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、建築住宅課、不動産仲介業者、NPO法人 |
| 6 神奈川県 横浜市 | 福祉保健課、福祉保健センター、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、県高齢社会課、住宅供給公社、 <u>社会福祉法人</u> | 13 福岡県 うきは市 | 保健課、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉法人連絡協議会、介護サービス事業連絡会、ボランティア連絡協議会、ふれあいセンター・福祉部連絡会、住環境建設課、不動産会社、 <u>市社会福祉協議会</u> |
| 7 神奈川県 川崎市 | 地域包括ケア推進室、住宅整備推進課、 <u>市居住支援協議会</u> 、小規模多機能型居宅介護事業所を運営するNPO法人、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援を行っている企業組合 | 14 大分県 豊後大野市 | 高齢者福祉課、地域包括支援センター、医療機関（市民病院）、民生委員、自治委員、 <u>社会福祉法人（養護老人ホーム）</u> |

31

I. ひとり親家庭の現状と課題

現状

- 母子世帯：123.8万世帯、父子世帯：22.3万世帯
(昭和63年から平成23年の25年間で、母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍)
- 母子世帯の80.6%が就業しているものの、そのうち47.4% はパート、アルバイト等の非正規労働
- 母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円 (平均年間収入(母自身の収入)は223万円)
- 母子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は29.8%、「公営住宅」に居住している世帯は18.1%、「借家」に居住している世帯は32.6%
(一般世帯の住居の状況 「持ち家」:61.9%、「公営の借家」:4.2%、「民営の借家」28.1%)
- 母子世帯の1世帯当たり1か月平均消費支出は190,464円、944円の赤字。1か月平均消費支出に占める「食料」の割合24.5%、「住居」の割合14.4%、「光熱・水道」の割合7.8%など
(二人以上の世帯のうち勤労者世帯 86,447円黒字、「食料」23.4%、「住居」6.1%、「光熱・水道」6.6%)
- 公共料金等の未払い・滞納経験のあるひとり親の割合は、「電気料金」13.0%、「ガス料金」12.9%、「電話代」13.9%、「家賃」10.0%など
(全世帯の状況 「電気料金」4.5%、「ガス料金」3.9%、「電話代」4.4%、「家賃」2.3%など)

課題

- 母子世帯が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、消費支出に占める住居費の割合が一般家庭に比べて高い。生活の安定のためには住居の確保支援が必要。
- ※関係団体等から、住宅費助成、公営住宅や空き家の活用等による住居費負担の軽減策の要望があがっている。

32

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。
引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日)

33

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

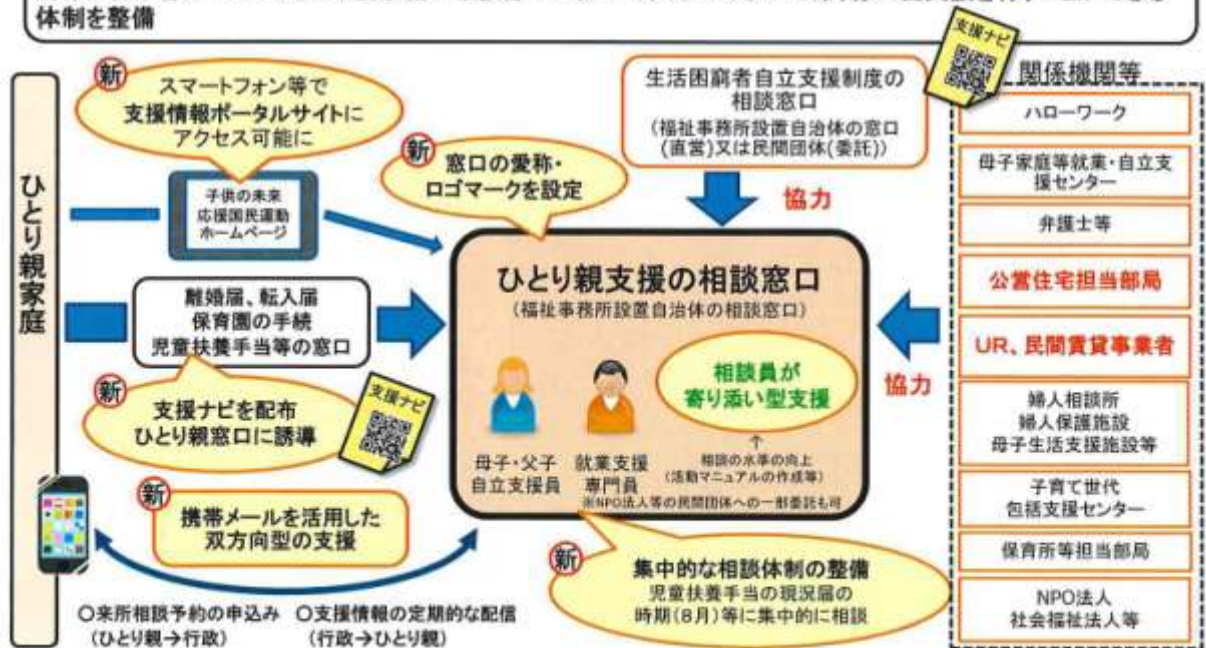
対応
就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

- ① 支援につながる → ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進
- ② 生活を応援 → ◆ 子どもの居場所づくり
◆ 児童扶養手当の機能の充実
◆ 養育費の確保支援
◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減
- ③ 学びを応援 → ◆ 教育費負担の軽減
◆ 子供の学習支援の充実
◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応
- ④ 仕事を応援 → ◆ 就職に有利な資格の取得促進
◆ ひとり親家庭の親の就労支援
◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進
- ⑤ 住まいを応援 → ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
- ⑥ 社会全体で応援 → ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法が成立
平成28年通常国会において

ひとり親支援窓口のワンストップ化と関係機関との連携の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行い、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

II. DV被害者等(要保護女性)の現状と課題

現状

| | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|---|---------------|
| <p>○婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容(平成26年度 合計83,886人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力 37,315人(44.5%) ・離婚問題など暴力以外の家族等の問題 23,597人(28.1%) ・経済関係 8,671人(10.3%) ・住居問題・帰宅先なし 4,979人(6.0%) ・ストーカー被害 619人(0.7%) | } | 75,181人(89.6%) | | |
| <p>○婦人相談所における一時保護の理由(平成26年度 合計5,808人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力 4,918人(84.7%) ・住居問題・帰宅先なし 544人(9.4%) ・ストーカー被害 127人(2.2%) ・離婚問題など暴力以外の家族等の問題 52人(0.9%) | | | } | 5,641人(97.1%) |
| <p>○婦人保護施設における在所者の入所理由(平成26年度 合計1,017人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」からの暴力 611人(60.0%) ・住居問題・帰宅先なし 254人(25.0%) ・離婚問題など暴力以外の家族等の問題 28人(2.8%) ・ストーカー被害 13人(1.3%) | | | | |

課題

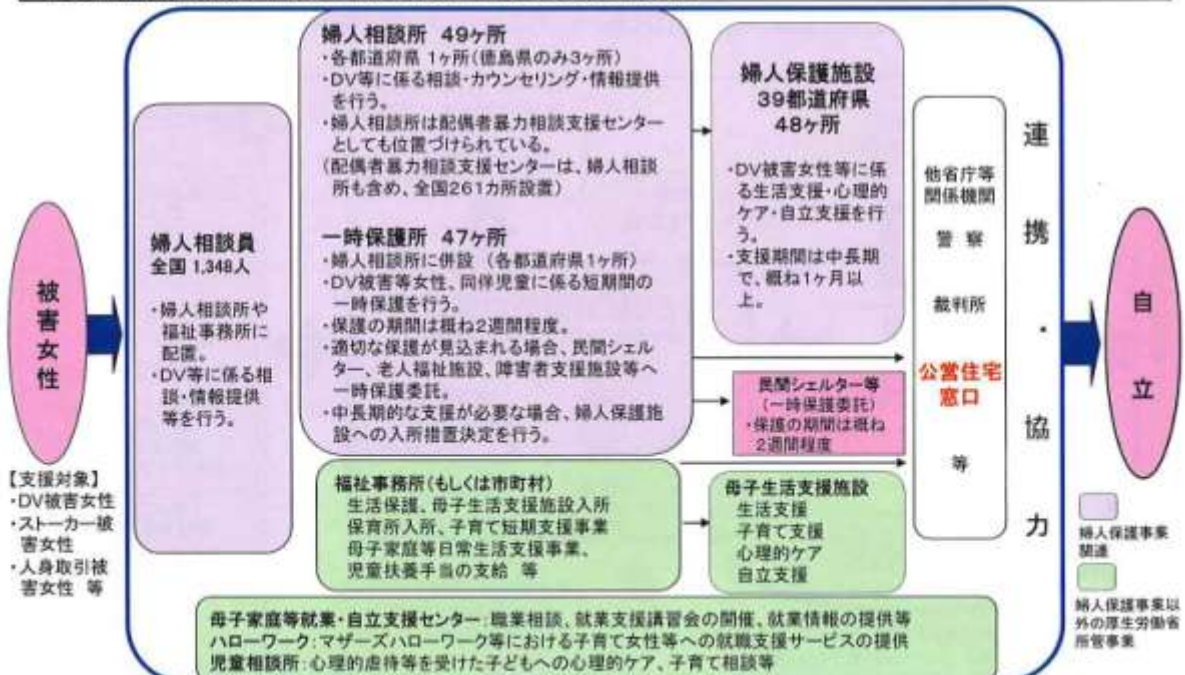
○ 婦人保護事業の対象者は、DV被害者や離婚問題、ストーカー被害、居所無し等の生活困窮者がほとんどであり、一時保護や婦人保護施設の入所者に対する自立支援にあたっては、就労支援策とともに「住まい」の確保が課題。

「住まいの確保」等自立支援のためには、利用者の所在地の婦人相談員や福祉事務所やハローワークをはじめとして、公営住宅部署等自立に必要な様々な機関との連携が不可欠である。

16

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせることで被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注)婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数等は平成27年4月1日現在、配偶者暴力相談支援センターの数は平成27年11月9日現在

17

一時保護された女性の一時保護後の主な状況
(平成26年度中の退所者)

合計:5,403人

| | |
|--------------------|-------------|
| ○婦人保護施設への入所 | 572人(10.6%) |
| ○その他の社会福祉施設等への入所 | 926人(17.1%) |
| ○民間シェルター等 | 416人(7.7%) |
| ○自立(アパート・公営住宅等へ入居) | 910人(16.9%) |
| ○帰宅(一時保護前の住居) | 920人(17.0%) |
| ○帰郷(実家等) | 995人(18.4%) |
| ○知人・友人宅 | 191人(3.5%) |
| ○病院 | 106人(2.0%) |
| ○その他 | 367人(6.8%) |

※このほかに同伴家族が4,774人いる。うち4,580人(95.9%)は女性と同じ移行先へ。

38

婦人保護施設退所後の主な状況
(平成26年度中の退所者)

合計:675人

| | |
|--------------------|-------------|
| ○自立(アパート・公営住宅等へ入居) | 287人(42.5%) |
| ○その他の社会福祉施設等への入所 | 164人(24.3%) |
| ○帰郷(実家等) | 70人(10.4%) |
| ○帰宅(一時保護前の住居) | 46人(6.8%) |
| ○病院 | 25人(3.7%) |
| ○無断退所 | 26人(3.9%) |
| ○その他 | 57人(8.4%) |

39

身元保証人確保対策事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を買借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を買借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（27年度） 年間保険料 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村
運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助種別

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2）
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4

40

婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援

- 平成19年度より、いわゆる「ステップハウス」の運営を実施 ※平成27年度は5施設（約1割）で実施
- 平成24年度から賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

《ステップハウス》

退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣のアパート等を利用して生活訓練を行う。

利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能



婦人保護施設



近隣のアパート等

- ・職員が施設における支援とともに一体的に対応できる距離にあるアパート等で実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

41

Ⅲ. 児童養護施設退所者等の現状と課題

現状

- 進学又は就職によって児童養護施設を退所する者は、年間1,700人(平成26年度)。そのうち、586人が退所後一人暮らしをしている状況にある。
- 里親に委託されている子どもや、児童養護施設に入所している子どもなど、社会的養護が必要な子どもについては、児童相談所による措置が解除された後、保護者からの援助を得られずに自立生活を送ることを余儀なくされる場合がある。
- このため、措置解除後の生活基盤や経済的な基盤が脆弱であり、大学等進学率についても一般と比較して低い状況にある。
- 措置解除後の住居を確保するため、就職の際に、住み込みを条件とする場合がある。

課題

- 保護者からの援助が得られないために、民間住宅を賃借する際等に必要な連帯保証人を立てることが困難。
- 住み込みを条件にして就職活動をした結果、選択肢が狭まることで不向きな職業に就いてしまい、早期離職を招き、職と住居を同時に失う場合がある。



連帯保証人を立てることを前提とせずに、住居を確保し、安定した生活基盤を築くことができる仕組みが必要。

42

未成年後見人支援事業

1. 趣旨

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

2. 事業内容

(1)未成年後見人の報酬事業

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された報酬の付与が認められた者に対し報酬額の補助を行う。

(2)未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料を補助する。

3. 補助額等

(1)報酬補助額

1人当たり240,000円(月額上限額20,000円×12月)

(2)損害賠償保険料補助額

ア 未成年後見人の賠償責任保険 1人当たり年額5,210円

イ 被後見人の傷害保険 1人当たり年額5,780円

※児童虐待・DV対策等総合支援事業により、国庫から1/2支出されている。(残り1/2は都道府県等の負担)

<参考>損害保険の特償限度額

ア 未成年後見人業務の特償限度額

①対人事故 1億円(免責金額 1,000円) ②対物事故 1億円(免責金額 10,000円) ③純粋経済損害 200万円(免責金額 10,000円)

④人身賠償損害 200万円(免責金額 10,000円)

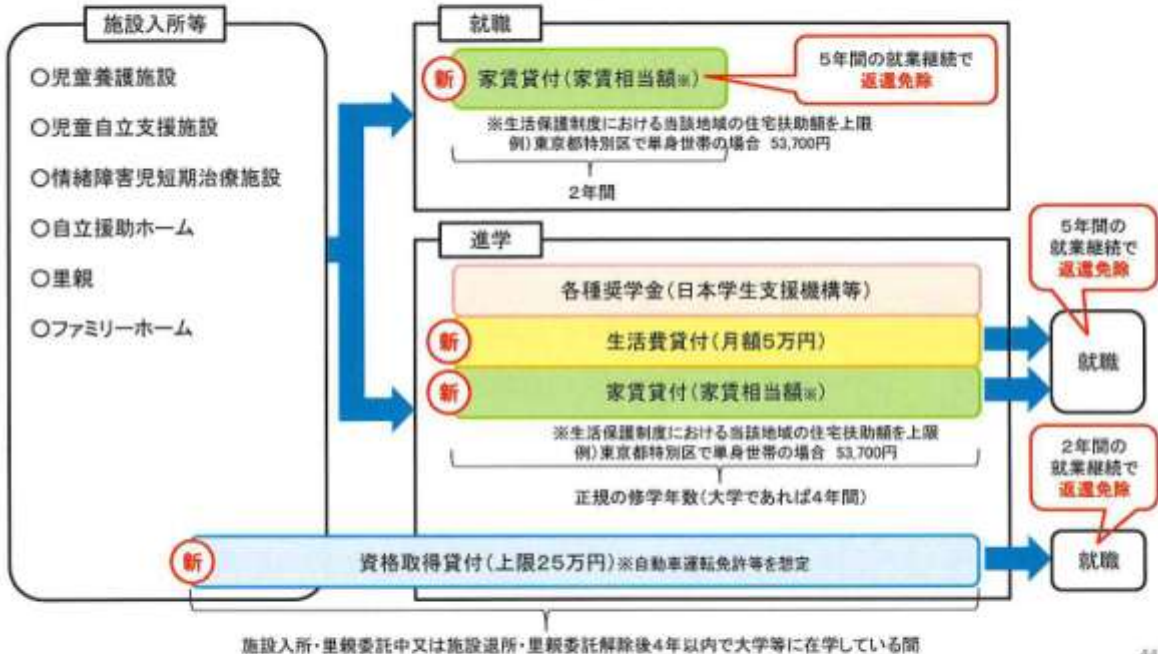
イ 被後見人の特償限度額

①後遺障害 300万円 ②入院 1日につき1,000円 ③通院1日につき500円 ④日常賠償責任 1億円(免責金額 1,000円)

43

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



社会的養護自立支援事業(仮称)の創設(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業(仮称)を創設する。



障害者の現状

- 障害者数の総数が増加
- 一方、施設入所者数は減少し、地域（グループホームや在宅）で生活する障害者が増加している。

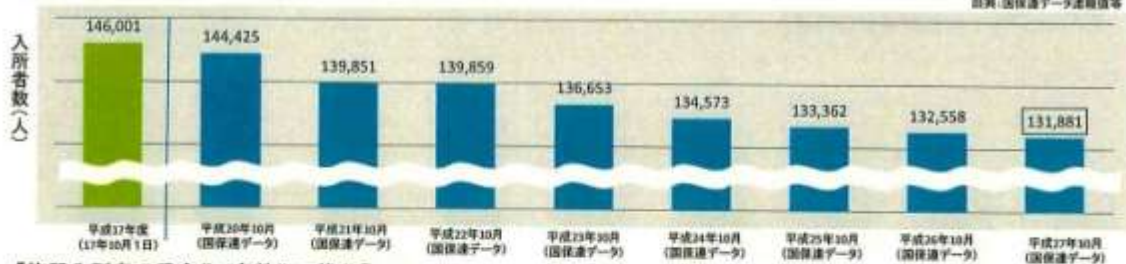
| | 平成13年頃 | 現在 | |
|------------------------------------|---------|---------|---------|
| 障害者の総数 | 655.9万人 | 787.9万人 | ↑ 増加 |
| 施設入所者・入院者 | 66.4万人 | 51.5万人 | ↓ 減少 |
| 地域で生活する障害者数 (グループホーム、持ち家、賃貸住宅等) | 589.5万人 | 736.4万人 | ↑ 増加 |

※身体障害者(児)数は平成23年(平成27)の調査年、知的障害者(児)数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による統計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
 ※平成23年の調査における身体障害者(児)数(知的障害者(児)数)は市県、道府県、福島県、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県に属した数値である。知的障害者(児)数は施設別、道府県、福島県の一部町村を除いた数値である。
 ※平成23年の調査における精神障害者数は官公庁の委託調査に基づき福島県を除いた数値である。
 ※在宅身体障害者(児)、知的障害者(児)は、障害者手帳所持者の統計、障害者手帳非所持者、自立支援給付者(精神通院費免除)を合算している数は19.5万人と推計されるが、障害者統計手帳のため、上記には含まれていない。
 ※複数の障害種別に対応する者の重複があることから、障害者の総数は概い推計である。

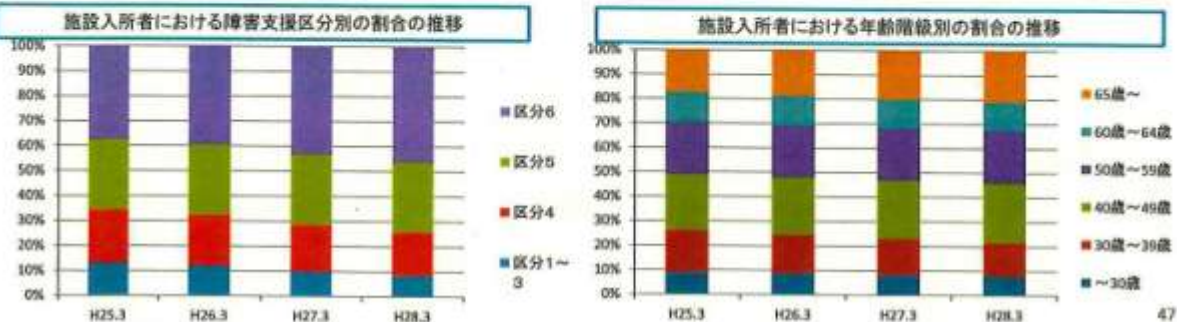
施設入居者の現状

- 入所施設の利用者数が減少している一方、入所者の重度化及び高齢化が進んでいる。

【施設入所者数の推移】



【施設入所者の重度化・高齢化の推移】



地域で生活する障害者の現状

- 地域で生活する障害者のうち、
 - ① グループホーム等 約0.3割
 - ② 持ち家の割合 約7割
 - ③ 賃貸住宅等の入居者の割合 約2割

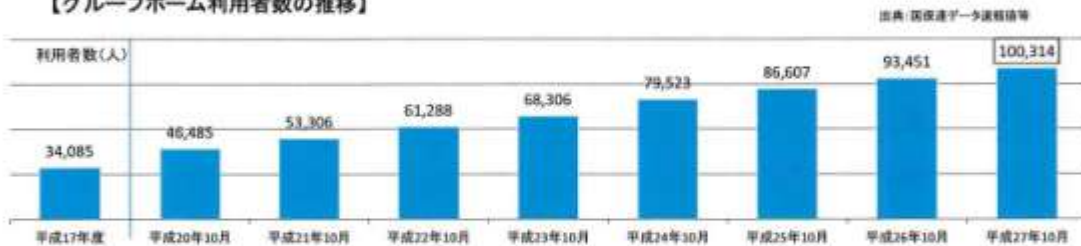
平成23年生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査)結果より

48

①グループホームの現状と施策の方向性

- グループホームは、障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場。1つの住居の利用者数の平均は5名程度。
- グループホーム利用者は着実に増加。

【グループホーム利用者数の推移】



- 課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設。(平成30年度～)

<重度対応型グループホームのイメージ>

特色：看護職員と夜勤職員等の手厚い看護配置により、重度障害者のニーズに対応するもの

49

②-1 賃貸住宅における在宅の障害者に関する課題

【借りる側の課題】

- ① **保証人がいない**
→ 居宅サポート事業
- ② **収入が少ない者が多い**
→ グループホーム入居者に対しての家賃補助制度
- ③ **バリアフリー対応の賃貸物件情報に対して、アクセスが困難である**

【貸す側の課題】

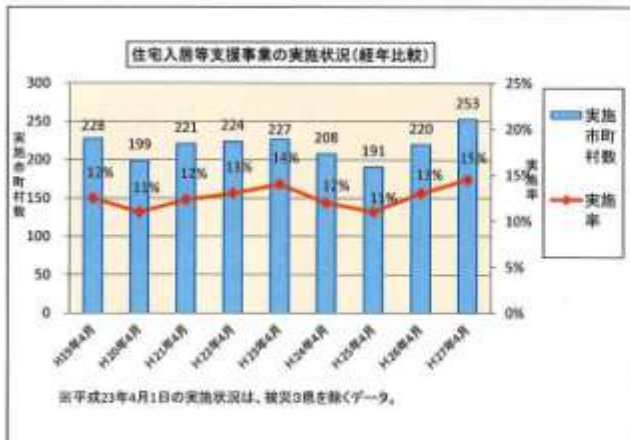
- ① **入居障害者の安否確認が不安**
→ 地域定着支援・自立生活援助

50

②-2 住宅入居等支援事業（居宅サポート事業）

- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援。

【住宅入居支援事業の利用実績（平成26年度）】



住宅入居等支援事業の実利用者数等（H29年度）

【住宅入居等支援事業の実利用者数】

2,734人

（内訳）

- ・入居支援の実利用者数
696人
（一般住宅への入居に結びついた実利用者数 373人）
- ・24時間支援の登録者数
743人

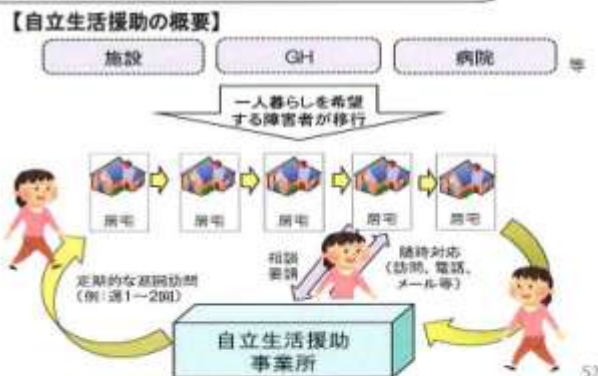
実施市町村数：253

51

③地域での在宅生活を支援する施策

- 地域定着支援（平成24年度より実施）
 - ・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。
- 自立生活援助（平成30年度より創設）
 - ・・・障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問など適時のタイミングで適切な支援を行う。
 - ・・・横浜市での取組をモデルに、平成28年度の障害者総合支援法改正に位置付け

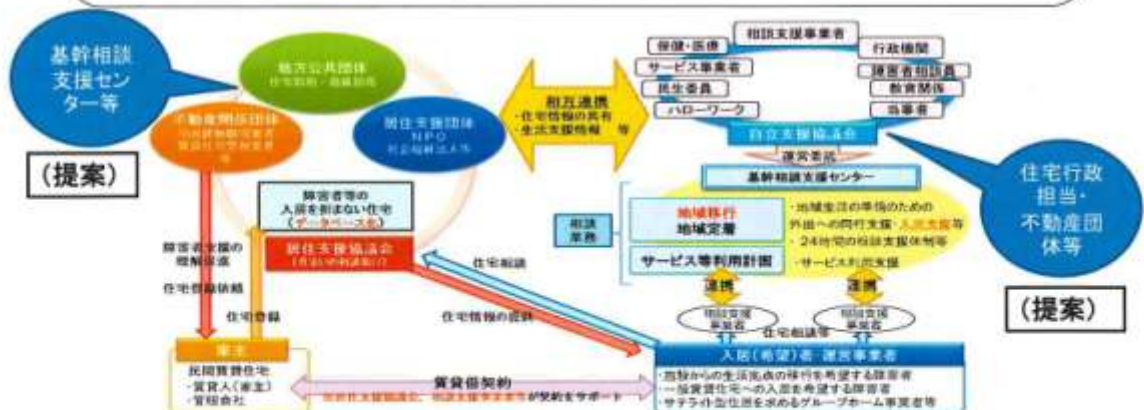
地域での在宅生活の支援



居住支援協議会と（自立支援）協議会との連携

- 「障害者の安心した住まいの確保のためには、居住支援協議会がもつ住まいの相談窓口と自立支援協議会を核とした相談支援事業が連携し、入居支援体制を構築することが効果的。」との指摘を、平成28年4月に安心居住政策研究会(※)より頂いている。

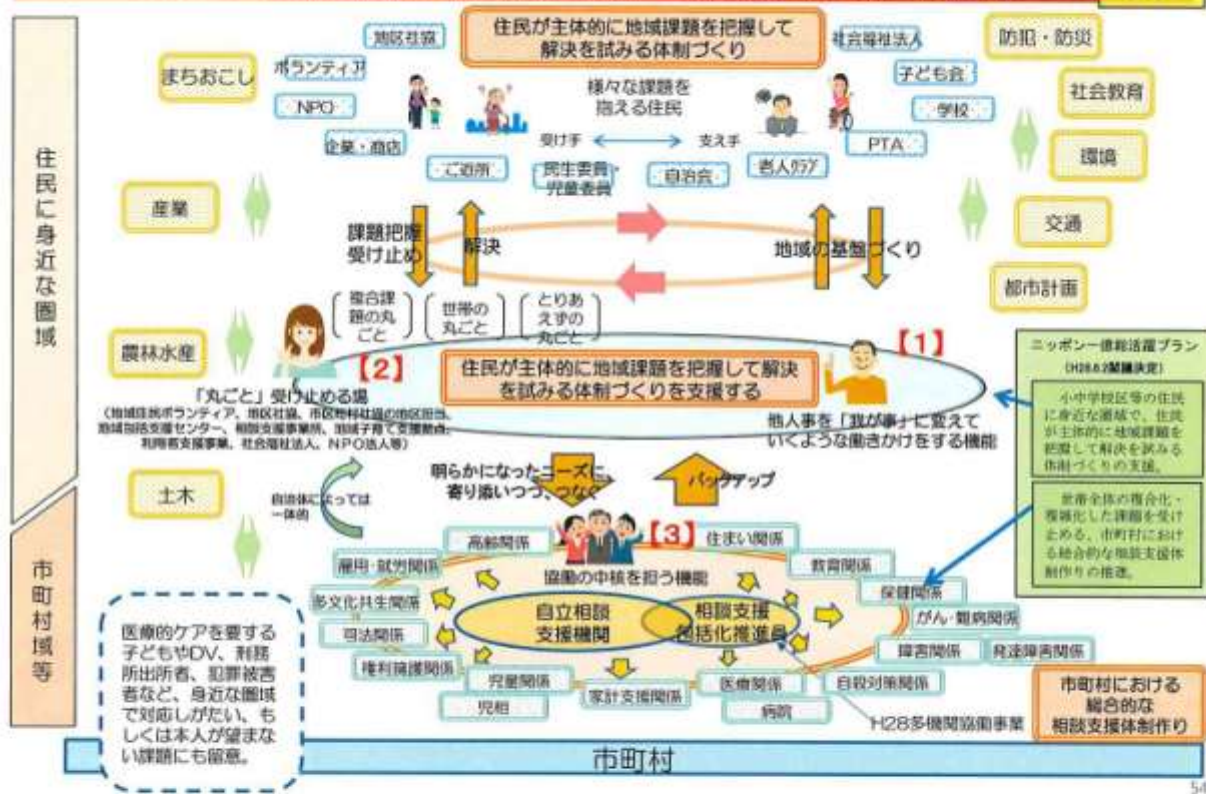
※ 安心居住政策研究会：国土交通省が設置し、障害保健福祉部もオブザーバーとして参加



- 協議会同士の相互連携が進んでいないことから、まずはそれぞれの協議会に、相互の行政関係者や事業者等が構成員として参加することを推進してはどうか。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

参考2

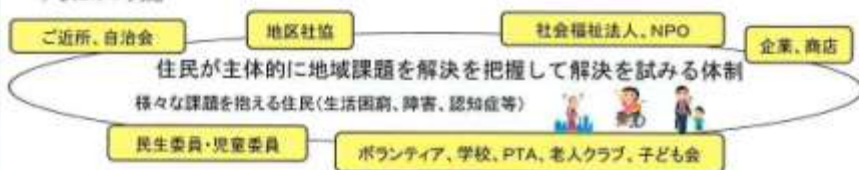


「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進

平成29年度予算(案) 2.0億円
実施主体:市町村(100か所程度)

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4) (平成29年度～ 新規)

住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援するための事業。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防災・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を解決を把握して解決を試みる体制づくりを支援

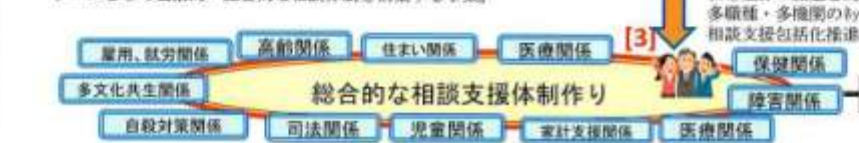
[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場(※)
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン
(H28+2020+2021)
小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。
世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談支援体制を構築する事業。



平成28年度～
相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等
新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

参考3

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

【特別講義】

ユニバーサルな『街なか進出拠点』 ～移動弱者の活力を地域の賑わいに

特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク 客員研究員
桑田 俊一
特定非営利活動法人福祉住環境ネットワークこうち 理事長
笹岡 和泉

桑田です。去年まで国土交通省で住宅政策などを担当していました。厚生労働省出向時には介護保険課にもいたことがあります。そうした経緯もあり、伊藤審議官や本後室長の講義を聴き、国土交通省と厚生労働省の居住の安定をめぐる連携がここまで進んだのかという感慨をもちました。

本日、私からは「ユニバーサルな『街なか進出拠点』づくり」というテーマで、少し毛色の違う話をさせていただきます。

本後室長の講義中、生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理の一節に「『住まい』は単にハードとしての『住宅、住居』の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく拠点としての重要な役割があり…」云々という件がありました。住まいは地域社会とのつながりを持つための一つの拠点であるとする、住まいから出た街なかにも受けとめの拠点が必要です。

両方の拠点があって初めて、高齢者にしても障害者の方々にしても、地域にしっかりと根を張ったつながりを持ちながら、充実した尊厳ある生活を送ることができる。私からの話は、お出かけた街なかの拠点づくりの話だと理解いただければと思います。

「移動弱者」という呼び方はあまりよい言葉ではありませんが、高齢者、障害者、それから子育て中のママさんのようにベビーカーで移動するような方々なども含めて、ユニバーサルな意味で移動に制約がある方々のことだと理解いただければと思います。

当たり前ですが、移動に制約があるからといって、例えば障害をお持ちだからといって、決して外出したいとか、何かをしたいという気力がないわけではありません。その人なりに、外出してあれをやりたいこれをやりたい、こんな楽しいことをやってみたい…という気力、活力があるわけです。

こうした方々にも、しっかり街なかに出てきてもらえるようにすることで、地域の賑わ

いに結びつきます、こうした取組を進めていこうという話を、これからしたいと思います。

本日の主題は「移動弱者の『街なか進出拠点』づくりを進めよう」ということです。「誰もが街なかに『繰り出せる』社会をつくる」ということです。

後ほど講義いただく笹岡さんのところで行われた、外出に関するアンケート結果をご覧ください。移動弱者と言われる方のうち、実は88%が出かけたいと思っています。

なぜ出かけたいかというと、観光や遊び、買い物、美味しいものを食べるなど、まさに街なかのさまざまな楽しみを享受するために出かけたいと思っているわけです。

先ほどあえて、街なかに「繰り出せる」という言葉を括弧書きで使いました。単に「行く」ではなくて「繰り出す」という言葉を使うと、印象が全然違ってきます。「今夜、新橋に行く」と言うただ行くだけですが、「今夜、新橋に繰り出す」と言うときわく感が漂います。女性の場合は「お出かけ」とかの言葉がいいかもしれません。

そうはいつでも移動弱者ですから、お出かけしやすくするための希望があります。当然、バリアフリー化や公共交通の改善等々が上位を占めるわけですが、第4位に「街なかに集える（休める）場が欲しい」が入っています。つまり、移動に何らかの不自由や制約がある方々なので、ちゃんと街の中にも休める、あるいは集える進出拠点が必要だということです。

移動するということは、そもそもどういった意味があるのか。惜しくも早くに亡くなられましたが、京都大学教授の外山義先生の言葉を通じて、一言触れたいと思います。特別養護老人ホームの個室化ユニットケアに尽力された方として知られています。

外山先生が、高齢者施設に入居した高齢者についてコメントしたエッセーの一節です。「何か意味のあることをしている（本人はそんなことは思っていないが）手応え、日々の暮らしの働き、これらを失ってしまった結果、高齢者の内的生命力は徐々に萎んでいってしまうのである。たとえ『献身的な』職員が何もかも世話をしてくれる状態であっても、高齢者はただひたすら申し訳ないという思いで、肩身が狭く感ずることはあっても、そのお世話によって内側から輝くことはできない。それは何故なのだろうか。筆者はこう思う。高齢者が『切り花』になってしまっているからである。人間は、新しい生活の場に、自分

の根をはやしして、そこから自分の意思で様々な養分を吸い上げてこそ生命力が出てくるのである。ここで『自分で吸い上げる』とは、自らが生活の場に、地域に根を生やし、そこにその人なりの仕方で『関わる』ということである」（「三つの苦難と五つの落差」より）。配布資料にはその要約を示しました。

養分。街に出かけて行って、繰り出して、さまざまな場所で、楽しいことを吸い上げていくことによって、内面から輝くわけです。では根を生やし、吸い上げるために何が必要かという、「移動」することが必要だというわけです。

移動弱者の活力を街の賑わいにつなげるスキームとして、イギリスのショップモビリティがあります。1990年代後半の3事例を要約してご説明します。

ショップモビリティでは、街なかに電動スクーター等を備えたステーションを設置して、高齢者や障害者の方がそこで電動スクーターを借りて、街なかを動き回ります。必要に応じてボランティアがエスコートサービスをします。

誰が設置するかというと、行政であったり、市長であったり、個人であったり、それぞれさまざまです。

誰が費用負担するのかですが、電動スクーターなどの当初機材は、自治体が負担するところが多い。ステーションの敷地は、ショッピングセンターが協力して提供する場合があります。ランニングコストは、だいたい年間約1,000万はかかると考えていただければと思いますが、それは寄付が中心で、一部自治体から交付金や補助金が出ることもあります。スタッフは最低、フルタイム1名、パートタイム1名、プラス登録ボランティアで回しています。

だいたい1,000人～2,000人は会員登録してもらって、この方々が利用する。1日当たり20台～25台ぐらいの利用状況です。

1日1人当たり50ポンドの消費額ですから、1ポンド200円として当時の金額で約1万円が、地元の商店街に落ちます。結構な消費金額になるので、商店街にとって売り上げ効果はそれなりにあります。

また、引きこもりがちな人に自立心を持たせるといった効果もあります。つまり、引きこもり対策として有効です。

それから障害者、子連れの母親、介護者にも効果があります。介護をしている方にとっ

ではレスパイト効果も確認されています。

こうした結果、まち全体がよくなるといった効果が指摘されているところです。

実際の写真をいくつかご覧ください。

日本での展開をご紹介します。

1996年、宮崎で行われた第1回福祉のまちづくりシンポジウムで、イギリスのショッピングモビリティを紹介しました。私も関わりました。

そのときの意図ですが、当時の私の印象では、福祉の話はとても重要だけれども、福祉の中で凝り固まってしまって、話がやたら重いというか暗くなるイメージがありました。でも、これからの高齢社会は違うのではないかと。もっと明るい、賑わいとかそういった施策が欲しい。有識者に聞いてまわったところ、実はイギリスにショッピングモビリティがあると聞いて、シンポジウムの場で紹介しました。

その後、「ショッピングモビリティ」では分かりにくいということで、「タウンモビリティ」と呼び方を変えました。これも分かりにくのでうまい言葉を探しています。

例えば建設省でも、広島市、武蔵野市、柏市の3都市で実験をやったり、各地で実験的な取り組みが進みました。

主な事例として、広島の楽々園のタウンモビリティがあります。

1999年に、広電ストアというスーパーの協力を得て、スーパーの駐車場の一部にステーションを設置しています。2013年までの実働日数は約2,000日の実績です。

利用目的をみると、もちろん買い物もありますが、あとは町の散策だとか、通院みたいながあります。幅広く街歩きに使われている仕組みが必要なことが分かります。だいたい14人がボランティアですが、2人駐在すればふだんは十分であると。

ステーションには、だいたい5～6人が座れて、いわゆるたまり場として活用されている。そのために茶菓子なども置いている。初期投資として、賃貸料はスーパーが負担していますが、ランニングコストは寄付金や原稿料などで賄っています。目標として、年間25万～30万ぐらい欲しいという話です。

松山市でもしっかりとした実験を行っています。

平成 12・13 年度に、商工会議所のイニシアティブにより行った実験です。2 年間の予算合計は約 900 万弱。年末のショッピング時期（1 年目：10 月 27 日～12 月 26 日、2 年目 11 月 23 日～12 月 21 日）に行っていて、1 年目には 3 か所、2 年目には 4 か所のステーションを設置しています。つまり、Aステーションから Bステーションにスクーターを走らせていくような工夫をしています。

ただ残念ながら、実施日数が少ない要因もありますが、利用者が 1 年目 1,159 人だったのが、2 年目には 296 人と伸び悩んでいます。

商工会議所が行った実験結果の評価としては、利用者が恥ずかしがって乗りたがらないといった実態があり、やはり利用者が心のバリアフリーが必要ではないかといったことが挙げられました。実際に商店街で行ってみて、この事業の意義を認めていただけた商店は約半数の 47.5%でした。このあたりが課題として大きいところで、実験を行ってはみたけれども、結果としてその後の恒常的な運営につながってはいません。

ただ、平成 24 年 3 月末に、市長のイニシアティブで「まちコミュスポットてくるん」が、松山の中心商店街に開業しています。ある意味、実験の成果の一部が反映されたものではないかと考えています。

写真を何点开示しました。

商店街のど真ん中にこうしたスポットを設置しています。結構しっかりとした受付・案内所があります。商店街・イベント・子育て情報の提供スペースやキッズスペースなどもあります。「ふれあいいいきサロン」とありますが、こうした高齢者向けのイベントも行われています。

障害のある方も、赤ちゃん連れの方も利用しやすいようにと動線が描かれています。授乳室やフィッティングルームなど、子育てママの拠点として必要な施設も整っています。

ボランティアのエスコートまではありませんが、車椅子やベビーカーなど、移動支援のための機具の貸し出しも行っています。

こうした実験が各地で行われたわけですが、そこで幾つかの課題が見えてきました。

外山先生の言葉を拝借すると「タウンモビリティを切り花にしてはいけない！」ということでした。

タウンモビリティをすれば、高齢者や障害者など移動に不自由な方が、ステーションで

車椅子や電動車椅子、電動スクーターを借りて街なかを本当に楽しんでもらうことができます。ボランティアがサポートします。高齢者、障害者の方々がいきいきと楽しんでいたために不可欠な、とても重要かつ有効な仕組みですと説明すると、マスコミの方などもイメージしやすく、わりと乗ってきてくれる方が多い。

そういう意味では、花としては結構美しい。花としては美しいけれども、放っておくと萎んでしまう。花として地面に根を生やして、常に花が咲き、葉っぱが茂るところにまではいかない。本当に切り花になりやすい。私としてはそういう実感です。

何でそうなるのか。一つは、問題意識の共有がどこまで広がっているかが重要なポイントとしてあります。実験に取り組む人たちは、花の美しさに引かれて熱心に取り組むわけですが、その熱意が周囲の人たちにどこまで伝わるか。共感を示す人は現われますが、きちんと根づくまでの共感の輪が広がらない。

松山の例でも、商工会議所の方の中に非常に熱心な方がおられました。その熱心さゆえに、商店街での実験までこぎつけた。では結果はどうだったかということ、商店主の方たちの5割の支持も得られなかった。ましてや、福祉関係者など周囲の方々の関心にまで広がっていかなかったのではないかと思います。やりたい人の熱意が上滑りしやすい。

2つ目に、利用者の視点に立っているかということ。タウンモビリティの実験を行う際、まずどこに電動スクーターなり、車椅子を置くステーションを設けるか。商店街でも適切なスペースが見つかりにくい。たまたま空き店舗等で協力を申し出てくれるところがあると、「じゃあ、そこに置かせてもらいましょう」となりがちです。

その結果、障害者や高齢者の方々から見て、全く動線から外れたところにステーションができかねない。そうすると、せっかくステーションを設けても、なかなか利用されないという事態が起こる。

そもそも電動スクーター自体が、高齢者や障害者の移動弱者の方々にとって、使いこなしやすい使い勝手がいいものではない。重たくて硬い。バッテリーが重いですし、少し運転を誤ると修正が難しい。人にぶつかると怪我をしかねない。

私の理想として、お祭りなどの賑やかなイベントにぜひ出て行ってほしいわけですが、賑やかになればなるほど人が多くて運転に危険が伴うというジレンマがある。

3つ目は、運営の持続可能性は検討されているのかということ。切り花にならない工夫はあるかということです。

当然、資金が重要な要素です。よくあるのは、「面白そうな事業だから2年ぐらい実験

でやってみたらどうか」という話になって、「補助金を出します」ということで、スタートアップの1～2年の実験費用は出してもらえる。しかし3年目が続かない。お金がなくなったあとをどうするか。次の財源が見つけれずに、そこで萎んで枯れてしまう。こうしたことはタウンモビリティに限らないわけですが、ありがちなパターンです。

人がまた難しい。広島の楽々園のケースでは、もともとIT企業のばりばりの営業マンだった方がリタイア後に広島に戻ってきて、故郷の役に立つことが何かできないかと考えたとき、タウンモビリティに目をつけた。

すごくパワフルで、周りをどんどん引き込んで、仕切っていける。そういったパワフルな人が中心にいたおかげで2,000日近く続いているわけです。ただ、他の地域でもそうですが、そうして中心を担ってきた方々も高齢化していきます。それだけのことができなくなったとき、広島楽々園タウンモビリティが維持できるか。私は相当厳しいと思います。

後継者が育たない。人を育てることがとても難しい。やりたいとは思っても、なかなか根付かせていくことが難しい。

そうしたなか、2011年以降、高知型タウンモビリティが登場してきます。福祉住環境ネットワークこうち「ふくねこ」の笹岡さんのチャレンジにより、ここ数年で着実にステップアップしています。2015年4月、高知の中心市街地のど真ん中、はりまや橋のすぐ近くに常設ステーションを設置するところまでできています。

学ぶことの多い現在進行形の事例です。ここからは笹岡さんから直接お話を伺います。

笹岡です。高知の取組を報告いたします。

2011年9月、高知の中心商店街で1回目のタウンモビリティを実施したのが最初です。久留米市で長年活動されてきた吉永美佐子さんに、タウンモビリティの取組を実際に現地に伺ってお聞きして、高知でもやってみようということで活動を始めました。

「タウンモビリティ」は広く浸透した言葉ではありません。説明するときは「『タウン』は街で、『モビリティ』は動線、動きやすさという意味。『タウンモビリティ』とは、どんな重い障害を持って、高齢になっても、自分が出かけたいと思ったらその場所に出かけられるのが当たり前だということ。移動の権利は保障されるべきという考え方のこと」だと説明しています。

お手元のチラシが、高知タウンモビリティでいつも配布している活動チラシです。表面には実施内容を、裏面はその月の行事予定等を掲載しています。

私が久留米に伺った当時の写真です。商店街の一角に、広くて車椅子でも利用しやすい場所ができています。こういう場所が高知にも欲しいという思いで、活動を始めました。

高知では2011年から活動を始めましたが、年1～2回の行事では忘れられてしまうので、事業として継続していきたいという思いで、高知市から応援をいただいて、アンテナショップ前のエントランスをお借りして、タウンモビリティの活動を月1回ペースで始めたのが2013年です。

そのことを契機に、活動を広く認めていただけるようになりました。

2015年4月末、空き店舗を活用してタウンモビリティステーションを開設することができました。ここでは車椅子、シルバーカー、ベビーカーの無料貸し出しと、買い物付き添いボランティアということで、車椅子を押ししたり、視覚障害の方の手引きをしたりという付き添いを、利用料1回500円で活動しています。場所ができましたので、いろいろな情報提供もできるようになりました。

利用者は脳血管障害、脳性麻痺、重度重複障害。視覚障害や聴覚障害の方もいます。この半年ほどは、知的障害、精神障害、発達障害の方や引きこもられていた方なども、この

場所をきっかけに出かけてこられるようになっていきます。

またベビーカーの貸し出しもありますので、赤ちゃん連れのご家族や、観光客の方も多く訪れています。写真には、CD ショップの入口にスロープをかけてくださっている様子が写っています。手に麻痺のある方のために、大きなハンバーガーをカットして出してくださるような店舗も増えてきています。

付き添いボランティアの写真です。学生から一般社会人のボランティアまで、さまざまな方々が登録しています。現在約 60～70 名が登録をしています。車椅子の安全な操作法や、視覚障害者の方の手引きの仕方など、事前に必ずレクチャーを行ってから出かけていただいています。

タウンモビリティの効果として、障害を持ってしまったり高齢になったりすると、人に頼んで買ってきてもらうことはできるのだけれども、やはり自分で出かけて行って、自分で選んで買い物をしたい。そのことが本当にその人の生きる意欲につながっているという点があります。

ステーションの日常です。意外と車椅子に次いでベビーカーの利用ニーズが高い。県外から観光に来られる方や、街へ出かけて来られる方も、この場所でベビーカーを借りて利用する方が多い。学生ボランティアも多く関わっています。この場所で障害の理解やボランティアに関する講座も行っています。

街へ出かけて来られる方で、充電できる場所がないのが不安で、街へ出かけるのを諦めていたという方がいます。この場所では、遠方からシニアカーで来られた方が、充電をしたりしています。充電が必要な医療器をつけている方も、安心して出かけられます。

重度障害の方も出かけてこられます。

街へ出てきて、やはり 1 回横になって休憩する場所がほしいというので、寄附でいただいた簡易ベッドを置きました。重度の障害があっても、安心して出かけられることにつながっています。

病院を退院して家へ帰ったけど、たちまち家の中でも暮らせないし、外へ出かけること

ができない。諦めて家の中にずっと引きこもっていた高齢の障害の方がいました。そこから一步を踏み出すきっかけとして、理学療法士やケアマネジャーなど専門職の方々が、「こういう場所があるから行って見ない」と引き連れてきてくださいました。その後、1人でも出かけられるようになりました。

最近こうしたケースが増えています。

いくつか事例を紹介します。

視覚障害の70代男性ですが、60代ぐらいまでは白杖をついて外へ1人で出かけていたのですが、やはり少し不安になってきて、それから10年間ずっと出かけられず、家に引きこもられていました。「このままでは病気になってしまう…」というケアマネジャーの促しで、タウンモビリティを利用するようになりました。リハビリを兼ねて毎日のように通ってこられて、おしゃべりして、「ああ楽しかった」と帰っていかれます。現在はステップアップして障害者のスポーツ教室に通われるようになり、自分の世界を広げています。

軽度の脳梗塞の60代女性です。歩くことはできますが、高次脳機能障害でバスの利用等が難しい方でした。自分も人の役に立ちたい、ボランティアをしたいと仰られて、ステーションに来て話し相手になったり、ランチに同行する役割を持ったことを契機に、自分で訓練してバスに乗れるようになりました。いまはバスを利用してステーションまで来られ、ボランティアをしてくださっています。

有料老人ホームにお住まいの車椅子利用の脳梗塞の60代女性も、ホームにいると安心だけど、一步も外出する機会がないとのことでした。いまは、ホームだとでき立てあつあつのお好み焼き等を食べる機会がないので、そうしたものを食べるのを楽しみにされて、月1回出かけてこられます。

障害当事者の団体、施設等とも連携しています。

高知県肢体障害者協会や視覚障害の団体のレクリエーション等の機会を通じて、お出かけイベントでタウンモビリティを利用していただいたりしています。

高知市以外からの利用もあります。市外遠方の知的障害者グループホームの方々も、月1回出かけてこられて、街なかのゲームセンターでゲームをしたり、ボランティアと食事をしたりするのを楽しみにされています。

人づてで通われるようになった方もいます。作業所や施設でこの存在を知って、最近

では 40 年間引きこもっていた男性が、ここに出かけてくるようになりました。人とのコミュニケーションや社会体験の日々を楽しまれています。

チラシ裏面に行事予定が書かれています。ここではさまざまなサポートだけではなく、お出かけしたくなる魅力もつくっていかうということで、童謡教室やライブを行っています。利用者の皆さんも音楽が大好きです。写真では、縦長のスペースに車椅子の方が詰まっていますが、このような形で音楽をボランティアと一緒に楽しんでいます。

脳卒中の当事者の方がサロンを開いています。脳卒中当事者コミュニティカフェ「脳☆天気」といいます。そこで相談やさまざまな困り事の話があったりして、ピアサポートの機能を果たしている。同じ立場の方同士が話しをすることで前向きになれる。

脳卒中以外の障害の方や、そういうことを勉強したいという学生やボランティアも参加されます。誰でも参加できる「まちのコミュカフェ」も不定期開催しています。

そうした試みから派生して「みんなが先生プロジェクト」が立ち上がりました。当事者の方は弱者で、助けてあげるだけの存在ではない。自分たちも人の役に立ちたいし、ありがたうと言われる存在になりたい。脳卒中の当事者の方が、趣味や特技を生かして先生になって、人に教える、喜んでもらうということもやっています。

知事や市長も応援をしてくださっています。左下写真の真ん中の方が尾崎高知県知事、一番左側が岡崎高知市長です。

発達障害の方は、人とのコミュニケーションは苦手だけど、パソコンは得意だということで、パソコン教室をされたりしていますね。第3弾、第4弾と続いています。

手軽に学べる「手話カフェ」も大好評です。手話講座というと敷居が高いですが、気軽におしゃべりをしながら、お茶菓子を楽しみながら手話について学んでいます。

これも講師の方は、ご自身も聴覚障害で手話をされている方です。

精神の就労支援事業所の方たちが、月2回ぐらい、ケーキ販売に来てくださっています。精神障害の方にとっては、販売を通じて人とのコミュニケーションを学ぶトレーニングの

場になっています。一般就労につながった方もいます。お互いにとっていい形で活用していただいています。

今後ですが、この場に来られた方々のニーズから、4月頃からがんのサバイバーの方のサロンとか、精神障害の方のサロンもやってみようという話が持ち上がっています。

タウンモビリティの「場」があることで生まれた効果です。

これは厚生労働省が使っている「地域包括ケアシステムの姿」の図です。これまでの話の中で感じていただけたかと思いますが、地域で支える役割の中には当事者もいるのではないかと思います。助けてあげる存在というだけではなくて、障害者や高齢者も社会資源なのだ。それを表明する場としてタウンモビリティの場があると思います。

他団体との連携です。

高知ではこの「街なか進出拠点」が、障害者の理解やバリアフリーについて体験・交流を通して学べる場となりました。商工会議所、大学、当事者団体、高知市や高知県等とも連携が広がってきています。

そして、2011年から活動を始めて、一番最初は、やはりまだ福祉の分野のことは福祉で解決することでしょという風に、商店街の受け入れもなかったのですが、いま約5年が経過して、高知の中心商店街の人たちから、「タウンモビリティは必要」だち言っていただけるようになりました。

高知市中心市街地活性化基本計画の中にも、高知タウンモビリティの取組が、来街者に優しい環境づくり事業として盛り込まれました。

中心商店街活性化の取組として、「まちゼミ」は各地でやっているところがあると思います。高知市でもやっています。中心商店街の店舗の方とコラボしています。

例えば2階、3階にある店舗は、車椅子や足の悪い方が行くことができないので、ステーションに集中して来てもらうという取組をしています。

資料にある写真は、車椅子の女性がエステ体験を楽しんでいる様子です。

拠点ができ、大学との連携も継続的にできるようになりました。

高知大学に地域まちづくりプロジェクト「コンパス」という学生団体があります。彼らがタウンモビリティ活動に参加する中で、学生の立場で中心商店街の活性化、ユニバーサルデザインに取り組んでいこうという思いで立ち上げてくれました。いま一緒にバリアフリーマップづくりなどを行っています。

これは高知大学のオープンキャンパス。全国から高知大学を受験する学生さんが、街なか体験をしてくれている様子です。

高知県立大学ともコラボレーションして、週末に街を清掃したり、案内を行っていたりしています。

高知タウンモビリティは中心商店街、観光地に近い場所で行われています。駅のすぐ南に「はりまや橋」があります。日曜日とか高知城、ひろめ市場も人気です。3月4日には高知城歴史博物館がオープンします。

ひろめ市場の近くには、高知県と高知市の合築による新図書館、複合施設が平成30年に完成予定です。観光客が訪れるという機会もこれからますます増えていく状況です。

県外・海外からの観光客の通り道にある駅です。ちょうどはりまや橋あたりに来た方が、街へ流れていくときに通る場所です。

多くの方が通られるので、観光案内パンフレットとか、車椅子の方が利用できるトイレの写真入りマップ。そうしたものも作成して活用していただいています。

いま高知新港に月2回の頻度で大型クルーズ船が到着します。本当に大きくて5,000人～6,000人ぐらい、もっと乗っていることもあるそうです。海外からの観光客が大きな人の流れになって街に乗り込んでこられます。

私たちだけではできないので、「高知おせっかい協会」とコラボして外国語での観光案内を行っています。車椅子、ベビーカーの貸し出しが無料でありますよということも、英訳して張り出しています。その結果、海外の方にも非常に活用していただいています。

もう一つの視点として、障害や高齢の方が街に出かけてくると、バリアにも気づきます。実際に坂の上にアスファルトが下がってしまって段差ができていたところを高知市の担当課にお伝えしたところ、段差をなくして整備していただきました。

高知よさこい情報交流館という観光スポットです。施設内に坂があるのですが、片側には手すりがなくて、端部も突出した形状。つまずきやすい段差もある状況でした。

改善をお願いしたところ、両側に手すりを配置して、端部も袖が引っかかかったりしない形状に変えてくださりました。つまずきやすい段差にも、注意喚起を大きく書いていただいたり、また筆談器を置いてくださるなどの取組をしていただきました。

どうしても構造上、ハード改善が難しい場合もあります。

写真にあるのは車椅子対応のトイレですが、高知よさこい情報交流館の中にあります。ご覧のように車椅子の幅ぎりぎりの通路しかありません。その奥まで行って、今度は開き戸を開いて左に曲がらないといけない。

この一連の動作は1人で車椅子を漕ぎながらではできません。改修も難しく、どうしても使いづらい。その場合はソフト面での改善ということで、周辺の車椅子で行けるトイレマップを置いて対応してくださっています。

タウンモビリティができたからというわけではないのですが、うれしい変化として、新たな建物が中心商店街にできる際、大人用のおむつ交換ができる介助用シートのあるトイレができたり、老舗レストランがリフォームをされた際、車椅子専用の扉をつくってボックス席とボックス席の間をスロープにして車椅子で入れるようにしたり、トイレも使いやすく改善してくださっています。みんな喜んでモーニングに行くようになりました。

障害のある方が社会資源だという話をしましたが、移動弱者の方は、やはり街へ出かけると人に迷惑をかける、申しわけない、負い目がある…等という方もいらっしゃいます。でも、私からすると「えっ、違うよ」という話です。

みんなが出てきてくれることで街のバリアフリー化が進みます。みんながバリアに気づいてくれることで、その改善につながります。そのおかげで他の障害のある人たちも出か

けやすくなります。私がそういう話をすると「えっ、私が役に立つの」となります。俄然モチベーションが上って、本当に喜んで街なかへ出かけてくださるようになります。

移動の問題は、高知でも大きな課題です。中心商店街に移動のサポートがあっても、街まで行く足、移動手段がない。こう言われて、公共交通の方たちともさまざまな話し合いをしています。

写真はうちのスタッフで、脳性麻痺の車椅子の女性です。スロープを利用してバスに乗っている様子です。

とさでん交通との意見交換を新聞記事にさせていただきました。まだ高知は、障害のある方がバスなど公共交通機関を利用しやすい状況ではありません。障害のある方に対してちょっとよくない対応があったので、改善をお願いしました。

当然クレームや批判という形ではありません。一緒に話し合うテーブルについてください。私たちもできることをしますから、一緒に考えてくださいというスタンスで提案させていただきました。定期的に意見交換をさせていただけるようになりました。

高知では残念ながら、ホームページ上で前日までに予約をしないと、車椅子でバスに乗れません。予約したバスを待っていると、「聞いていない」と置いていかれることが何度か続いたことがありました。これはちょっと改善してもらわないといけないということで、現在は車椅子専用のお問い合わせ電話を開設してくださったり、利用者の声を反映できるアンケートページをホームページにつくってくださったりしています。

2016年3月、四国運輸局からタウンモビリティの活動を局長表彰していただきました。

最初は「何でハード面の取り組みをしている四国運輸局が」と思ったのですが、表彰状の内容を見ると「心のバリアフリーの醸成に貢献」したとあって、ハード面だけでなくソフト面も評価してくださったのかと合点しました。それがひいては、公共交通の利用促進につながると評価をしてくださったのだと感じています。

街なかにステーションの場所をいただいているので、いろんな困り事を抱えている方、いろんな情報をお持ちの方が集まります。なので、どういった困り事があっても対応でき

るような相談窓口や、資料をできるだけ置いてあります。車椅子で利用できるトイレやお店はどこか、バリアフリールームがあるホテルはどこかとか、本当に困っている方に情報をつなぐことができる窓口として役立てていただけたらと思っています。

少し数字的なデータをお示しします。平成 25 年度の利用状況です。当時はまだアンテナショップのエントランスを活用させていただいていた時期です。そのときは月 1 回、年 12 回の実施です。スタッフ・ボランティア延べ 300 人が街へ出てきている状況で、利用者は延べ 127 人という状況でした。

平成 27 年に拠点ができました。平成 27 年度は週 4 日開催です。スタッフ・ボランティア延べ 860 人。平成 28 年は 12 月までのデータで、延べ 718 人です。関わってくれる方の数が増えています。

利用者数も、ステーションができた 27 年度は延べ 1,575 人でしたが、28 年は 12 月までのデータで 1,756 の方が利用しています。これだけの方が街へ出かけてくるということは、そこで飲食したり買い物をされているということです。利用者への買い物金額のアンケートなども、久留米市に倣って行ったりしています。

タウンモビリティは、最初は「移動のサポート」というところから始まったのですが、そこに集える場ができて、さまざまな方の思いが集まり、そこからこんなことをやってみようという次のテーマが生まれてくる。情報の窓口であったり、学生の実体験できる場であったり、観光バリアフリーであったり。また、中心商店街の活性化、高齢の方の外出支援、生きがい支援であったり・・・と、いろいろな広がりが見えてきました。

厚生労働省の資料で、我が事・丸ごと受けとめるということを簡単に説明します。

タウンモビリティにボランティアとして参加してくれることで、障害者の理解ができるようになったり、他人事を我が事として受けとめられるようになったりします。

高知のタウンモビリティは、街なかのど真ん中にあるということで、さまざまな立場の方がみえられます。助けを求めて来られる方もいれば、自分も何か役に立ちたいと思って来られる方も、「うちとコラボしませんか」などと提案を持ってきてくださる方もいます。本当にさまざまな方々がいらっしやいます。

本当に丸ごと受けとめて、困っている方に情報や団体へおつなぎするとか、お互いの意識が交錯する場になっていると思います。街なかに拠点があるからこそ、実現できる場になってきているのではないかと思います。

高知型タウンモビリティの目標です。

1つ目は、「誰もが出かけられるまち」です。

2つ目は、「安心安全なまちで健康づくり」。引きこもられていた方、出かけることを諦めていた方が出かけられることにつながったりということです。

3つ目は、「高齢者のニーズ調査、企画・商品の開発」。

4つ目は、「学生が商店街での活動に関わる仕組み」。県内大学との協同、連携です。

5つ目は、「常設のタウンモビリティステーションの運営」。集う場・サロン機能をより充実して形にしていくということ。

なかなか実現が難しいのが3つ目の目標です。やっていきたいとは思いつつまだできていません。高齢の方や障害の方が街なかに集まりますので、そこに困り事やニーズが生じます。ニーズ調査を基に、商店街の方や学生と一緒に企画・商品開発して、すこしでも収益につなげて安定的な運営をと考えているのですが、そこまではまだできていない。活動が芽づる式に広がるのはいいのですが、活動資金をどう捻出するのがまだうまくできていないのが、私たちの課題です。

最後に、20年近くタウンモビリティに関わってきた私の立場から、高知タウンモビリティの意味を整理しつつ、次の展開を考えてみたいと思います。

高知タウンモビリティの成果として感じるのは、さまざまな分野の関係者の方々が、その意義やメリットに気づき始めたのではないかと思います。先に問題意識の共有化が難しいという課題を申し上げましたが、高知ではそれがかなり広く共有されつつある。

例えば利用者、当事者です。障害を持たれた方、脳卒中の高齢者の方々も、自らを社会資源と定義し始めています。つまりサポートされる側ではなくて、むしろサポートする側、教える側に移行してきている。居場所もあり、自己実現されている。利用者自体が本当に大きなメリットを感じていると思います。

もう一つ大きいのは、医療・福祉関係者が、社会的リハビリテーション効果に着目し始めている。介護保険事業者として携わっている方々に聞いてみても、実は社会的なリハビリテーション効果が非常に大きいと言われます。特に要介護から要支援へと自立していただくというか、ケアから自立へのつなぎです。そのつなぎという部分で、タウンモビリティが果たす役割が大きいと言われます。介護保険事業者の方がその効果を認識しているという点は重要だと思います。

それから商店街の活性化、観光振興です。活性化にまで実を結べるかはまだ道半ばですが、観光振興という点でいうと、先ほどの話にもあったように外国人観光客にも利用いただいているとか、話を聞きつけて他県からも障害をお持ちの方がやってきて、高知の中心市街地を楽しんでいるという現象が既に起きています。そういう意味では観光振興という広がりも持ちつつある。これは画期的なことだと思います。

とさでん交通の話がありましたが、地方だと低床バスへの移行もなかなか進まない。乗客も少ない。しかし維持する必要はある。社会的使命はあるが、経営的には苦しいというのが本音の部分です。だからといって何もやらなくていいかという、決してそうではない。そのことをとさでん交通も思っている。高知タウンモビリティは、きちっとそういったことに目配りをした提携している。ある意味、企業イメージの向上といった側面で、メリットを感じていただいている気がします。

先ほど行政の話も出てきました。高知市の中心市街地活性化計画で、来街者に優しい環境づくり事業としての位置づけがなされている。こうした施策を通じて高知市全体がおも

てなしの街になっていく。そこに市としてのメリットも気づいていただけたのではないかと思います。

資料には書いていませんが、学生もボランティアなどで参加して、自分の将来を今後考えていくうえでの意義が大きいと書いていただけたのではないかと感じます。

結局、輪が広がりやすいということが、根づきやすいというか、切り花から脱却して地域に根ざすことになる。ポテンシャルが生まれてきているのではないかと注目しています。

高知新聞に 2015 年の秋にかけて 6 回にわたり連載された、『『ふくねこ』の風景』のキーワードをピックアップしました。

二重括弧で示したものは、一回ごとのテーマです。『可能性』、『前向きに』『社会資源』…と並んでいます。鍵括弧で示したものは、記者の方がインタビューされたその当事者なり、学生ボランティアの方が、実際に恐らく話されたであろう言葉を、見出しとして掲載しました。これを見るだけでも、だいたいのイメージがわかっているはずです。

第 1 回には『可能性』「外へ出て街を楽しみたい」とあります。本当に障害者の方も街を楽しみたい。少しサポートしてくれれば、楽しめる可能性があるんだということが伝わります。

第 2 回は『前向きに』。その楽しみ覚えてしまうと、積極的に自分で楽しみを見つけ始めるわけです。さらには高知だけでは満足できなくなって、京都に高速バスで行きたいなんていう夢がどんどん広がっていくという事例です。

第 3 回は『社会資源』。障害者の方々がタウンモビリティに触れると、逆にその場を利用して自分が教えると、情報発信するようになる。感謝の言葉を言われる障害者になりたい。必要とされることがうれしいと、障害者の方が仰るわけです。

第 4 回は『自分発信』「低床バス停留所へ 1 時間」。これは笹岡さんの話にもでてきた〇〇さんという非常に前向きの方が、バスに乗っている写真が出ていたと思います。みずから、広告塔と言うと語弊がありますが、身を挺してバスに乗れるのだということを示している。「ここは不便だよね」といったことを積極的に情報発信していくのです。

第 5 回は『学生たち』。学生ボランティアで参加されている方たちです。まさに「対等」とは何かを学んだと。今までなかった視点を知ったことで、学生さんたちの心にも深く印象づけられている。

第 6 回は『目指す「日常」』。誰もが支援なしに街へ出かけるような、そういった社会が

つくりたい。困っている人を自然に助けることができるような高知市にしたい。こうして街全体がよくなると、街自体がおもてなしの街に変わっていくのだと。

実際に高知では、そういった芽が出てきているわけです。

「タウンモビリティ」と言っても分かりにくい。むしろ「街なか進出拠点」と言った方が分かりやすい。移動弱者の方々が街に繰り出すために必要な進出拠点をつくろうという風に捉えれば、さまざまな人たちの共感も得られるのではないかと思います。

高知を事例に考えてみると、「街なか進出拠点」が満たすべき機能というのは、少なくとも3つあります。

一つはサロン機能です。休むことができるとか、あるいは何かイベントがあって楽しいよねという機能。

それから情報提供機能です。そこへ行けば、車椅子でも使えるトイレのマップがもらえとか、ここの店は使いやすいといった情報を手に入れることができる、移動弱者のための情報提供機能です。

もう一つが回遊型移動支援機能です。そこを拠点に、車椅子やベビーカーを借りて、ぐるぐる街を巡って、街なかのさまざまな楽しい養分を吸い上げる。それをボランティアがサポートするという回遊型の移動支援機能です。

これらが合わさってタウンモビリティなわけです。タウンモビリティが全てということではなくて、タウンモビリティの本質というか、各自の構成要素を一つとした進出拠点がつくれないうかと思えます。各地での取組を、これらの構成要素を加えていけば、まさに街なか進出拠点そのものになる。

ただ人材と資金という問題があります。持続可能性を確保するためにさまざまな工夫が必要です。人材をどう確保し、後継者を育てていくのか。

資金についても、自主財源の比率を高めるといっても、すべてを寄附で賄うことは困難です。運営努力として、先ほど笹岡さんの話にもありました商品開発があります。自分で稼ぐ努力は必要だと思います。ただこれだけでも賄い切れないうかでしょう。

寄附や補助金、あるいは商店街の厚意で空き店舗などの場所を無償提供いただくとかといったことを組み合わせることで、持続可能性を担保していくことになるのだと思えます。それこそ関心を持っていただいた地域のさまざまな方々に知恵を出してもらって、何とか

支える仕組みができればと思います。

高知タウンモビリティは、間違いなくきちっと育つ。根を張る要素はあります。他の地域でも、地域の実情に応じた実践が進んでいくことを期待しています。

こうした実践こそが、今後の高齢社会により必要になってくるのではないか。皆様方への問題提起の形で、私と笹岡さんからの話を終わらせていただきます。

ユニバーサルな 「街なか進出拠点」づくり

～移動弱者の活力を地域の賑わいに～

平成29年2月13日

桑田 俊一
笹岡 和泉

本日の主題：移動弱者の「街なか進出拠点」づくりを進めよう

【目標】誰もが街なかに「繰り出せる」社会をつくる

移動弱者のうち

*大半（88%）が出かけたいと希望

*出かけたい理由のベスト3は、

- ・観光や遊び
- ・買い物
- ・美味しいものを食べる



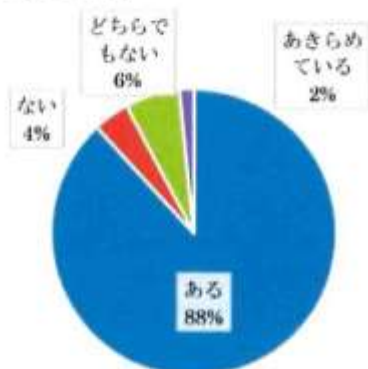
（NPO法人福祉住環境ネットワークこうちアンケート）

街なかに繰り出したい！

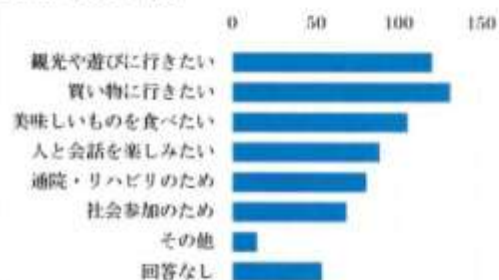
外出に関するアンケート調査(2013～2014年)

出掛けたいと望む声は多く、中でも**人との交流を求めている意見が多い**のが特徴的だった。また、街のバリアフリー化、利用しやすい公共交通、障害への理解を望む声が多かった。

●出かけた希望



●出かけた理由



○その他の回答…人とのつながりを持ちたい、季節の移り変わりを感じたい。等

*出掛けやすくするための希望ベスト5

- ・建物や街のバリアフリー化
- ・公共交通の改善
- ・高齢者や障害者への理解

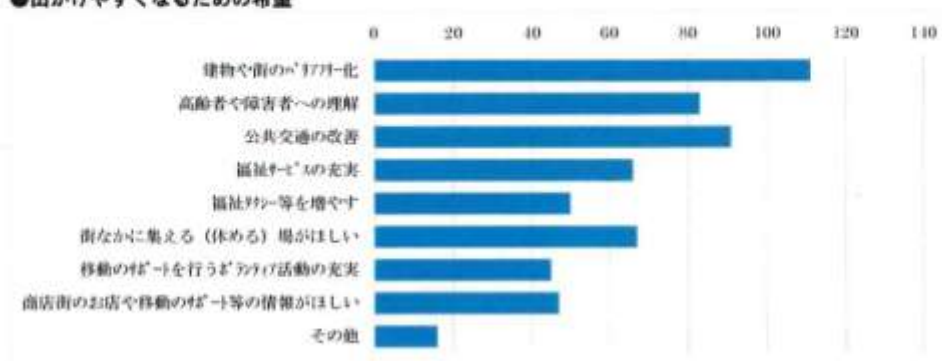
☆街なかに集える(休める)場がほしい

- ・福祉サービスの充実

↓
進出拠点が必要!

外出に関するアンケート調査(2013～2014年)

●出かけやすくなるための希望



<公共交通への意見>

- ・公共交通、例えばバスや電車を全てバリアフリーにした方がよいのでは。
- ・低床バスの便数が増えてくると、たとえ車いすであったとしても出かけやすくなると思う。
- ・介良地区はバスの回数が少なくなりましたので、もう少し増やしてもらいたいです。
- ・今の住所に住み始めた時は市内循環バスがあったのですが、今はなくなり大変不便です。
- ・バスの車内アナウンスが聞こえにくいので大きくしてほしい。
- ・利用しやすい値段の交通機関・駐車場
- ・自走式車椅子や電動車椅子で利用できる公共交通
- ・太陽号等のような乗降時にステップが出てくる車両、ノンステップバスの充実
- ・高齢者にとって公共の交通費をもっと安値にしてほしい。

1. 「移動」することの意味

◎ 外山義先生の言葉

高齢者が「切り花」になってしまうのではなく、自分の根をはやし、養分を吸い上げることによって内面からの輝きを

- * 「養分」：遊び、買い物、美味しいもの、社会貢献 etc. → 街なかのあちこちに
- * 「根をはやす」：「養分」を摂りいれるために道路など交通網を利用して「移動」する

2. イギリスのショッピングモビリティ

- ① ショッピングモビリティとは
 - * 街なかに電動スクーター等を備えたステーション（拠点）を設置し、街なかを回遊し、買い物をしようとする移動弱者に貸し出す仕組み
 - * 必要に応じエスコートサービスも提供

- ② 設立のイニシアティブ
 - * 行政、市長、個人など様々

- ③ 資金源
 - * 当初機材：自治体
 - * 敷地・建物：ショッピングセンター
 - * ランニングコスト：寄付中心
一部自治体

- ④ スタッフ
 - * 最低フルタイム1名+パートタイム1名
 - * 10～20名の登録ボランティア

- ⑤ 機材
 - * 電動スクーター、電動車いす、手動車いす等

⑥ 登録会員数：1000～2000人

⑦ 利用台数：20～25台/日

⑧ 消費額：50ポンド/人・日

⑨ 効果

*商店の売り上げ増加

*引きこもりがちな人に自立心を持たせる

*障がい者、子供連れの母親、介護者にも効果

*まち全体が良くなる

注)「タウンモビリティと賑わいまちづくり」(1999年学芸出版社)により、紹介された3か所の事例の平均的姿

英国のショッピングモビリティ



重量級には大荷重の専用車



空いているのは右手だけ

国際プロダクティブ・エイジング研究所 白石正明氏の提供による



資産管理は自分で

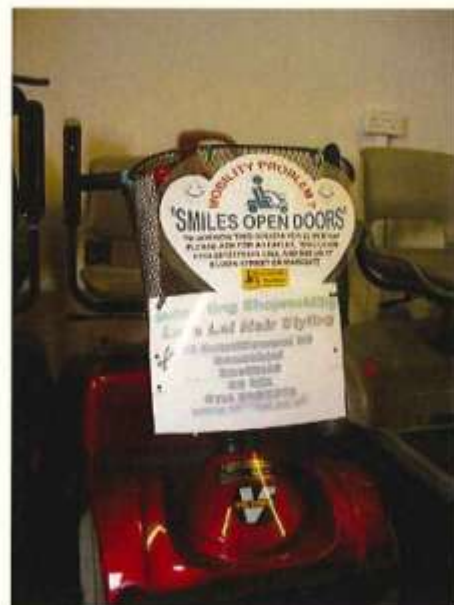


必要としているのは
高齢者だけではありません

国際プロダクティブ・エイジング研究所 白石正明氏の提供による



「走る広告塔」～デパート



「床屋さんもPR」

◆スクーターに広告を掲載し、広告費の協力をいただく仕組み◆

国際プロダクティブ・エイジング研究所 白石正明氏の提供による

3. 日本での展開:タウンモビリティ

- ◎ 第1回福祉のまちづくりシンポジウム(1996年宮崎)でイギリスのショップモビリティを紹介

【意図】

福祉ニーズを地域の賑わいに結び付けたい



その後「タウンモビリティ」として展開を図る

- ◎ 1996年広島市、武蔵野市、柏市での実験(建設省)を皮切りに各地で実験的な取り組み

- ◎ 広島 楽々園のタウンモビリティ

- * 1999年10月25日発足 →住宅地のスーパーマーケットの協力により駐車場の一部にステーションを設置

- * 2013年10月10日までの実働日数1986日

- ・利用回数(30分以上)4.4回/日
- ・利用目的 まちの散策:25%
買い物:41%
公共施設利用:10%
イベント:13%
通院:11%

- ・サービス提供時間 月、水、木、金10時~14時

- ・機材 電動カート5台、手動車いす6台、ベビーカー2台

- ・スタッフ 14名ボランティア登録
日常業務は2名駐在で十分
- ・ステーション 5坪と狭いが5~6人座れ、利用者の溜まり場として活用
→茶菓子をサービス用に常備
- ・費用負担 初期投資、賃貸料はスーパーマーケット負担
ランニングコストは寄付、助成金、自主売上(謝金、原稿料等)等で賄う
→年25~30万円が目標

◎ 松山市商店街タウンモビリティ実験

- * 平成12, 13年度に松山商工会議所が中心市街地で活性化対策事業の中で実験実施
- * 予算 1年目5500千円、2年目3301千円
- * 時期 1年目10月27日~12月26日
2年目11月23日~12月21日
- * ステーション 1年目3か所、3年目4か所
- * 機材 車いす、ベビーカー、ショッピングカート、電動カート、シルバーカー
- * 利用者 1年目1159人(62日)2年目297人(29日)
- * 課題 利用者の心のバリアフリーが必要
事業意義を認める商店は47.5%
- ☆平成24年に市長のイニシアティブで「まちコミュスポットてくるん」開設、車いす等を無料貸し出し

まちコムスポット てくるん(愛媛県松山市)
<https://www.tekurun-matsuyama.com/>

- 担当課: 松山市地域経済課
- 平成24年3月末オープン
(市長公約にて実現)
- 松山市から指定管理を受けて運営
「松山市まちなか子育て・市民交流センター
指定管理事業」
備まちづくり松山
<http://machi-matsuyama.com/>
- スタッフ4人(交代制で常駐)
- 社協のふれあいいきいきサロン
活動援助員がサポート
- 無料貸出し(社協所有)
車いす2台
ベビーカーA型4台、B型2台
買い物カート(キャリーカー)2台



受付・案内所





施設内の様子



商店街・イベント・子育て情報の提供



キッズスペース



ふれあいいいききサロン
松山市在住の60歳以上の方向けの介護予防を目的としたイベントの開催
(施設を市社協が活用)



フォークダンス



エコクラフト



健康体操



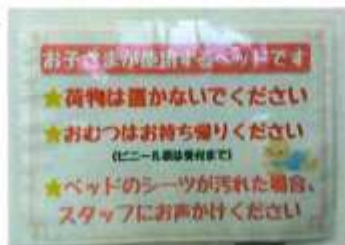
障害のある方も
赤ちゃん連れの方も
利用しやすいトイレも完備



授乳室

フィッティングルーム

赤ちゃん連れでも
街へ出掛けやすい
配慮あり



4. 実験により見えてきた課題

タウンモビリティを「切り花」にしてはいけない！

- ◎ 問題意識の共有がどこまで広がっているか
- ◎ 利用者の視点に立っているか
- ◎ 運営の持続可能性は検討されているか

5. 高知型タウンモビリティの登場

NPO法人福祉住環境ネットワーク高知【愛称：ふくねこ】(笹岡和泉理事長)によるチャレンジ

- * 2011年9月 高知市中心市街地で初の試験実施
- * 2013年1月 土佐セレクトショップ「てんこす」の協力で毎月第2土曜に継続実施
- * 2015年4月 中心市街地に常設のタウンモビリティステーション設置

高知で初めてのタウンモビリティ実施

2011年9月18日開催の「高知街ラララ音楽祭」に
ジョイント開催という形で実現しました。



先進事例として、久留米市を
モデルに学ばせて頂き、
高知市中心商店街にて、
2011年2回、2012年2回の試
験実施を行いました。

タウン＝まち モビリティ＝移動性、動きやすさ
タウンモビリティとは、まちで誰もが普通に移動できることを目指す
仕組み(移動の権利の保障)なのです！

<2011年1月>

久留米市 六ツ門商店街に視察訪問！



商店街の一角に
あります。

まちを利用する人で
賑わっていました。



2013年1月より、土佐せれくとしょつぷ「てんこす」の
エントランスを借りて、毎月第2土曜に月1回の継続実施！

- ・車椅子、シルバーカー、ベビーカーの貸出し(無料)
- ・買い物の付き添いボランティア(利用料500円)
- ・県社協の送迎車(太陽号)での送迎(予約制)※当時



2015年4月末より高知市中心商店街に
タウンモビリティステーションが出来ました！



- ・車椅子、シルバーカー、ベビーカーの貸出し(無料)
- ・買い物の付き添いボランティア(利用料500円)
- ・観光バリアフリー情報の提供

<タウンモビリティの利用者>

- ・脳血管障害、脳性麻痺、重度重複障害、視覚障害、聴覚障害
知的・精神障害、発達障害等・・・
- ・乳幼児連れの家族
- ・観光客



ハードにバリアがあっても
心(ソフト)にバリアがなければ
また行きたい場所になる！



<付き添いボランティアへの 事前レクチャーの様子>



- ・ボランティアとしての心得
- ・車椅子の安全な操作
- ・視覚障害者の手引きの仕方

タウンモビリティの効果とは？



障害があっても、
高齢になっても
自分で出掛けたいところに出掛けられ、
自分で選んで買い物ができる。
それが「**生きる意欲**」につながる。



<タウンモビリティステーションの日常>



ベビーカーの利用ニーズも高い



学生ボランティアも活躍中！



障害の理解・ボランティア講座の開催



充電が出来る場所も必要

<タウンモビリティステーションの日常>



重度障害があっても休憩できる場があれば、安心して街へ出掛けられる。



<タウンモビリティステーションの日常>



障害を負ってから
引きこもっていた方が
一歩を踏み出す
「外出支援」の場に。
人との交流が元気の源。



医療・介護専門職との連携事例

★Sさん(70代男性)視覚障害(全盲)。

60代までは白杖を使用し一人で外出していたが、不安がありその後引きこもるようになっていた。ケアマネジャーの促しでタウンモビリティを利用。初回はケアマネジャーも同行。

➡ 毎日のように通ってこられていたが、現在は別の活動へ発展！

★Tさん(60代女性)軽度の脳梗塞。自立歩行可能。高次脳機能障害あり。

デイサービスに通うだけで他の外出はなく、公共交通の利用が難しい。初回はデイサービスのOTが同行。

➡ 現在はバスを利用して来られ、付き添いボランティアに！

★Yさん(60代女性)脳梗塞。車椅子使用。住宅型有料老人ホーム在住。

もともと精神疾患もあり老人ホームから外出することもほとんどなかったが状態が落ち着いたので、出掛けてみたいという本人の希望があった。

初回はケアマネジャーと市社協担当が同行。

➡ 月に一度定期的に利用。時々、絵手紙を送って来られている。

障害者団体・施設との連携事例

★高知県肢体障害者協会の外出イベントでタウンモビリティを17名が利用。

街での買い物や、ボランティアとの交流を楽しまれた。



★知的障害者のグループホーム(高知市外)から、知的障害・身体障害がある女性がタウンモビリティを利用。職員が連絡の窓口になり支援。



童謡教室・ふくねこライブ♪



老若男女、障害の有無に関わらず一緒に楽しめる音楽は毎回、大好評！



脳卒中当事者コミュニティカフェ 「脳☆天気」



2016年4月から
誰でも参加できる
「まちのコミュカフェ」
も不定期で開催！



「脳☆天気」から生まれた 「みんなあが先生プロジェクト」



☆第1弾☆
講師：脳卒中のKさん
島ぞうりアート
ワークショップ



「脳☆天気」から生まれた 「みんなあが先生プロジェクト」



☆第2弾☆
講師：発達障害のSさん
「パソコン教室」

★パソコン教室ひまわり★

今日のテーマは、「クリスマスカードを作ってみよう」
もろすいクリスマス、子どもの歌はサンタクロースがプレゼントを
届けてくれるよと、しつこくお話を聞いてくれたらいい！！
みんな先生の指導で頑張ります！！

クリスマスカードを制作、塗り絵も行うよ。
また、ご利用の皆さんと交流も。
クリスマスカードはプレゼントです。

※日時 09時
※会場 別棟4階
※お問い合わせ 020-8777-7100迄様まで
※2015年11月29日（日）14時～15時頃（恒例開催あり）
※予約もどきりす・キャンセルは なくねこ
※高知県はりまか町1丁目1番24号

素敵なクリスマスを！

気軽に学べる「手話カフェ」



聞こえづらいことへの理解
聴覚障害のある人も
手話を学びたい人も
楽しみながら参加！



就労支援事業所オーシャンクラブ パティスリー・ラヴィエールの洋菓子販売

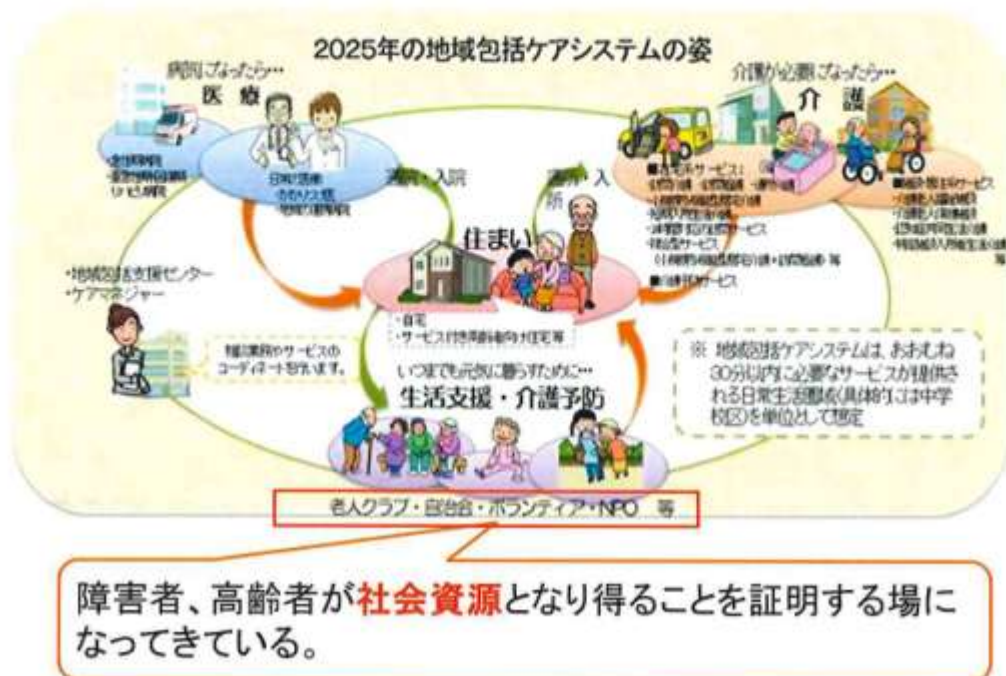


この場が精神障害の方の接客、
コミュニケーションのトレーニングになり、
就労につながったケースもあります。
(偶数週金曜です。ぜひ買いに来てください！)



ふくねこのケーキも
出来ました！(*^*)

タウンモビリティの「場」があることで生まれた効果



他団体との連携

街なかにある「障害者の理解」「バリアフリー」について体験・交流を通して学べる場

- ◆エスコーターズ接遇研修(主催:高知商工会議所)
- ◆高知大学フィールドワーク(主催:高知大学地域協働学部)
- ◆タウンモビリティ見学・体験(主催:網膜色素変性症協会高知県支部)
- ◆高知街ラララ音楽祭にてスタンプラリー協力(主催:同実行委員会)
- ◆障害者サポート研修(主催:高知県地域福祉部障害保健福祉部)
- ◆はじめてのボランティア講座(主催:高知市社会福祉協議会)
- ◆まちゼミへの参加(主催:高知まちゼミ実行委員会等)

…その他

高知市中心市街地活性化基本計画

平成28年度からの新たにタウンモビリティの取り組みが、
「第6章 居住環境の向上のための事業等に関する事項」
「第7章 商業の活性化のための事業及び措置に関する事項」
「来街者にやさしい環境づくり」事業として盛り込まれました！

| | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【事業名】 来街者にやさしい環境づくり</p> <p>【内容】 ・子育て世代に向けた授乳やおむつ替えが可能な施設、高齢者や障害のある方にも使いやすい休憩所等の充実及び情報の提供、エリア内の清掃等</p> | <p>高知県・高知市・高知TMO・中心商店街・NPO法人福祉住環境ネットワークこうち</p> | <p>子育て世代が気軽に授乳やおむつ替えができる施設や、高齢者や障害のある方にも使いやすい休憩所等を街なかに充実させ、また、タウンモビリティ活動やエリア内の清掃等の美化活動を促進することで誰もが中心市街地に長時間滞在しても安心・快適に過ごせる空間とすることを目的とした事業である。</p> <p>よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。</p> | <p>【措置の内容】 高知市中心市街地商業活性化推進事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成20年度～</p> <p>【措置の内容】 高知市社会福祉厚生事業補助金</p> <p>【実施時期】 平成25年度～</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

「まちゼミ」をきっかけに、商店街店舗とのコラボイベントの開催！



高知大学 地域まちづくりプロジェクト「コンパス」 まちのバリアフリー調査・マップづくり(協力)



高知大学地域協働学部主催オープンキャンパス(2015年7月19日)

タウンモビリティと連携した街なかでのフィールドワークを実施。
来年度に入学を希望する高校生が県内外から30名集まり、
実際に中心商店街に車いすを介助しながら出掛けてもらい、
その後、ステーションにてグループ発表を行いました。



高知の自慢！エスコーターズ

中心商店街の活性化を図るためのタウンマネジメント機関(TMO)の取り組みとして、高知県立大学の学生で結成されており、週末にまちの清掃、挨拶、案内、介助、整理を行なっています。



いつも
スマイル！

すでにある取り組み
との連携も！

観光地が近く、観光客の利用増



県外・海外からの観光客の通り道にあるステーション
バリアフリー情報を含めた観光案内所の役割増！



「高知おせっかい協会」とコラボで観光案内
高知新港に月2回の頻度で大型客船が入港！



海外からの観光客も
車いす、ベビーカーの
利用あり！

＜ハード面の改善につながった例＞

・中心商店街のバリアの改善の役割も担っています。

土佐セレクトショップ てんこす
(市のみどり課に不便な箇所を
提案して改善して頂きました。)



＜ハード面の改善につながった例＞

・中心商店街のバリアの改善の役割も担っています。

高知よさこい情報交流館
(改修前の様子)



<ハード面の改善につながった例>

・中心商店街のバリアの改善の役割も担っています。

高知よさこい情報交流館
(市の観光振興課に不便な箇所を
提案して改善して頂きました。)



<ハード面の改善につながった例>

・中心商店街のバリアの改善の役割も担っています。

高知よさこい情報交流館
(ハード面で改善出来ない場合は
ソフト面・情報での改善を)



「帯屋町チェントロ」に大人用のオムツ交換が出来る介助シート

中心商店街に今までなかった、待望の設備！



(参考例: 帯屋町チェントロ)

- ・介助シート
- ・オストメイト対応流し



「メフィストフェレス」に車椅子用スロープ・トイレあり！



とさでん交通の新たな取組みに感謝です！

とさでん交通をご利用いただき、誠にありがとうございます。
高知の街を走る電車・バスを通して皆さまの考えをお聞かせください。

| 項目 | 詳細情報 | 備考 |
|--------------|------------------------|------------------------------------|
| 01 乗降車・バス乗降場 | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 0101-0102 (乗降場) 0101-0103 (乗降場) |
| 02 バス・路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 0201-0202 (乗降場) 0201-0203 (乗降場) |
| 03 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 0301-0302 (乗降場) 0301-0303 (乗降場) |
| 04 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 0401-0402 (乗降場) 0401-0403 (乗降場) |
| 05 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 0501-0502 (乗降場) 0501-0503 (乗降場) |
| 06 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 0601-0602 (乗降場) 0601-0603 (乗降場) |
| 07 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 0701-0702 (乗降場) 0701-0703 (乗降場) |
| 08 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 0801-0802 (乗降場) 0801-0803 (乗降場) |
| 09 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 0901-0902 (乗降場) 0901-0903 (乗降場) |
| 10 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1001-1002 (乗降場) 1001-1003 (乗降場) |
| 11 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1101-1102 (乗降場) 1101-1103 (乗降場) |
| 12 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1201-1202 (乗降場) 1201-1203 (乗降場) |
| 13 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1301-1302 (乗降場) 1301-1303 (乗降場) |
| 14 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1401-1402 (乗降場) 1401-1403 (乗降場) |
| 15 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1501-1502 (乗降場) 1501-1503 (乗降場) |
| 16 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1601-1602 (乗降場) 1601-1603 (乗降場) |
| 17 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1701-1702 (乗降場) 1701-1703 (乗降場) |
| 18 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1801-1802 (乗降場) 1801-1803 (乗降場) |
| 19 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 1901-1902 (乗降場) 1901-1903 (乗降場) |
| 20 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2001-2002 (乗降場) 2001-2003 (乗降場) |
| 21 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2101-2102 (乗降場) 2101-2103 (乗降場) |
| 22 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2201-2202 (乗降場) 2201-2203 (乗降場) |
| 23 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2301-2302 (乗降場) 2301-2303 (乗降場) |
| 24 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2401-2402 (乗降場) 2401-2403 (乗降場) |
| 25 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2501-2502 (乗降場) 2501-2503 (乗降場) |
| 26 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2601-2602 (乗降場) 2601-2603 (乗降場) |
| 27 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2701-2702 (乗降場) 2701-2703 (乗降場) |
| 28 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2801-2802 (乗降場) 2801-2803 (乗降場) |
| 29 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 2901-2902 (乗降場) 2901-2903 (乗降場) |
| 30 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3001-3002 (乗降場) 3001-3003 (乗降場) |
| 31 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3101-3102 (乗降場) 3101-3103 (乗降場) |
| 32 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3201-3202 (乗降場) 3201-3203 (乗降場) |
| 33 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3301-3302 (乗降場) 3301-3303 (乗降場) |
| 34 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3401-3402 (乗降場) 3401-3403 (乗降場) |
| 35 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3501-3502 (乗降場) 3501-3503 (乗降場) |
| 36 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3601-3602 (乗降場) 3601-3603 (乗降場) |
| 37 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3701-3702 (乗降場) 3701-3703 (乗降場) |
| 38 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3801-3802 (乗降場) 3801-3803 (乗降場) |
| 39 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 3901-3902 (乗降場) 3901-3903 (乗降場) |
| 40 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4001-4002 (乗降場) 4001-4003 (乗降場) |
| 41 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4101-4102 (乗降場) 4101-4103 (乗降場) |
| 42 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4201-4202 (乗降場) 4201-4203 (乗降場) |
| 43 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4301-4302 (乗降場) 4301-4303 (乗降場) |
| 44 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4401-4402 (乗降場) 4401-4403 (乗降場) |
| 45 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4501-4502 (乗降場) 4501-4503 (乗降場) |
| 46 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4601-4602 (乗降場) 4601-4603 (乗降場) |
| 47 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4701-4702 (乗降場) 4701-4703 (乗降場) |
| 48 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4801-4802 (乗降場) 4801-4803 (乗降場) |
| 49 特急バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 4901-4902 (乗降場) 4901-4903 (乗降場) |
| 50 路線バス | ・乗降場 / 乗車 ・降車 / 乗降場 | 5001-5002 (乗降場) 5001-5003 (乗降場) |

車いすの予約などに関するお問合せ
090-953-0007 『車いす専用ダイヤル』
営業時間 9:00~17:00
【年中無休】

車いす専用の問合せ電話を開設！

公共交通利用者の声を反映できるアンケートページ、
車輦内に意見を書き込めるハガキ設置の実施。

2016年3月

高知の「タウンモビリティ」の取組みが認められ
四国運輸局より局長表彰を頂きました。



四国運輸局長表彰



「移動」はハードだけの問題ではない、「心のバリアフリー」も含めた取組みが公共交通の利用促進につながることへの評価と受け止めています。

困っている人が必要としている情報が集まる場所や、
相談出来る**窓口(つなぐ場所)**が必要。



車椅子で利用できるトイレは？
車椅子で入れるお店は？
バリアフリールームがあるホテルは？
身体を休められる場所は？

出来るだけの観光
バリアフリー情報を
置いています！



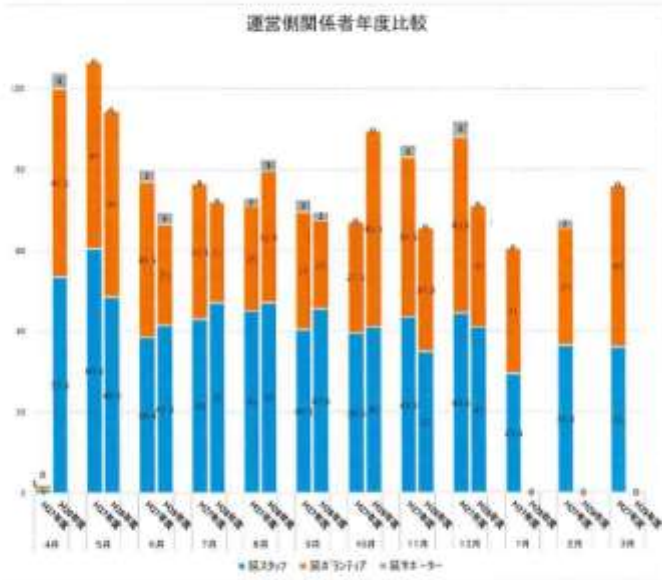
平成25年度利用状況(年12回開催)

スタッフ・ボランティア 延べ300人！
利用者 延べ127人！

タウンモビリティ利用状況 (H25年度)

| 開催日 | 利用者 | 買物金額 | スタッフ(S)・ボランティア(B) | 同日開催イベント |
|----------------------------|--------------------|------------------|------------------------|--------------------|
| H25年4月13日 | 3名 | 約5,000円 | S: 9名 B: 5名 | |
| 5月11日 | 5名 | 約9,000円 | S: 8名 B: 12名 | 童謡教室 |
| 6月8日 | 17名 | 約11,000円 | S: 9名 B: 17名 | 童謡教室 |
| 7月13日 | 6名 | 約13,000円 | S: 9名 B: 9名 | 童謡教室 |
| 7月27日 | 4名 | 約8,000円 | S: 6名 B: 13名 | 土曜夜市 |
| 8月11日 | ※県外からの車椅子貸出し希望: 1名 | | S: 7名 (内、障害当事者: 3名) | よさこい祭り バリアフリー調査 |
| 9月15日 | 9名 | 約10,000円 | S: 10名 B: 14名 | 高知街ララ音楽祭 |
| 10月12日 ※公共交通サポ+ | 15名 | 約32,000円 | S: 9名 B: 11名 | 童謡教室 |
| 11月9日 ※公共交通サポ+ | 7名 | 約65,000円 | S: 10名 B: 20名 | 童謡教室 |
| 12月8日 | 7名 | 約35,000円 | S: 9名 B: 12名 | じんけんふれあいフェスタ |
| H26年1月11日 | 4名 | 約8,000円 | S: 10名 B: 21名 | 童謡教室 |
| 2月8日 | 11名 | 約12,000円 | S: 10名 B: 22名 | 童謡教室 |
| 3月8日 | 17名 | 約60,000円 | S: 11名 B: 24名 | 土佐のおきやく |
| H25年度利用 延べ人数・総額 | 127名 | 約268,000円 | S: 117名 B: 180名 | |

平成27年度スタッフ・ボランティア 延べ860人！ 平成28年度スタッフ・ボランティア 延べ718人！（12月迄）

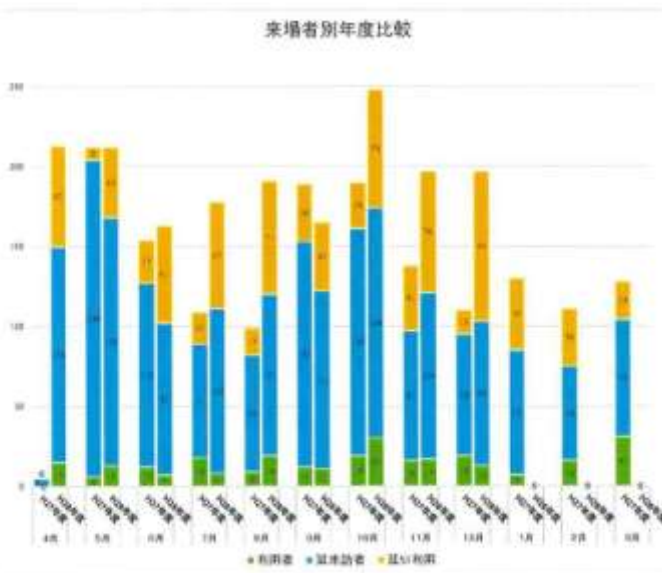


※入会スタッフ・ボランティアの延べ人数は、前月を1、平日を0.5で計上しています。

| H27年度 | | | | | |
|--------|------|--------|-------|----|-----|
| 稼働日 | スタッフ | ボランティア | サポーター | 計 | |
| H27 4月 | 1 | 1 | 1 | 0 | |
| 5月 | 21 | 453 | 48 | 0 | |
| 6月 | 16 | 383 | 36.5 | 3 | |
| 7月 | 16 | 43 | 33.5 | 0 | |
| 8月 | 16 | 43 | 24 | 2 | |
| 9月 | 16 | 42.5 | 29 | 3 | |
| 10月 | 16 | 29.5 | 27.5 | 0 | |
| 11月 | 17 | 42.5 | 36.5 | 3 | |
| 12月 | 18 | 44.5 | 43.5 | 4 | |
| H28 1月 | 15 | 38.5 | 31 | 0 | |
| 2月 | 15 | 38.5 | 29 | 2 | |
| 3月 | 17 | 39 | 40 | 0 | |
| 合計 | 182 | 618 | 384.5 | 17 | 860 |

| H28年度 | | | | | |
|--------|------|--------|-------|----|-----|
| 稼働日 | スタッフ | ボランティア | サポーター | 計 | |
| H28 4月 | 16 | 33.5 | 48.5 | 4 | |
| 5月 | 16 | 48.5 | 48 | 0 | |
| 6月 | 16 | 41.5 | 25 | 3 | |
| 7月 | 16 | 47 | 25 | 0 | |
| 8月 | 17 | 47 | 22.5 | 3 | |
| 9月 | 16 | 48.5 | 22 | 2 | |
| 10月 | 16 | 41 | 48.5 | 0 | |
| 11月 | 16 | 39 | 30.5 | 0 | |
| 12月 | 16 | 41 | 30 | 0 | |
| H29 1月 | 16 | 0 | 0 | 0 | |
| 2月 | 16 | 0 | 0 | 0 | |
| 3月 | 15 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 209 | 400 | 388 | 12 | 718 |

平成27年度利用者 延べ1,575人！ 平成28年度利用者 延べ1,756人！（12月迄）

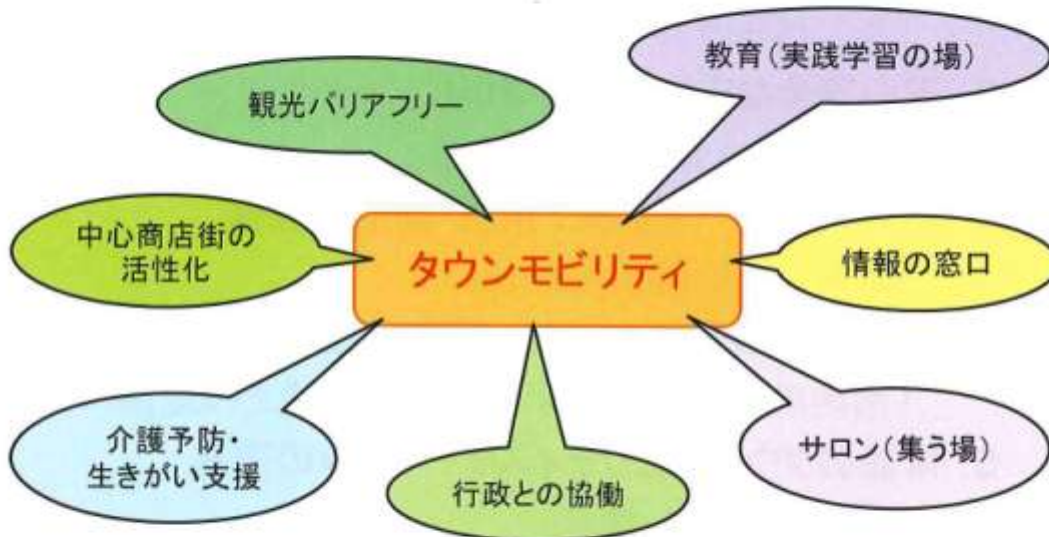


※ST(ステーション)利用者はタウンモビリティ以外の研修会や催し参加者を計上。それ以外は来場者に計上しています。

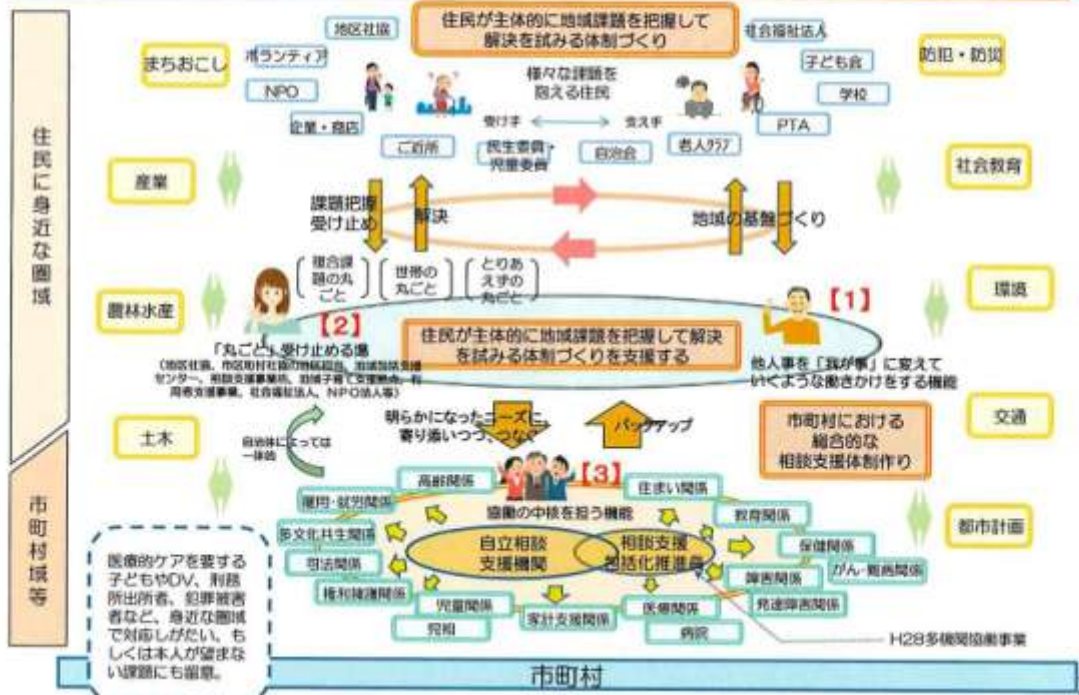
| H27年度 | | | | | |
|--------|-----|-----|-------|-----|-------|
| 稼働日 | 利用者 | 来場者 | ST利用者 | 計 | |
| H27 4月 | 1 | 0 | 5 | 0 | |
| 5月 | 21 | 8 | 198 | 8 | |
| 6月 | 18 | 12 | 119 | 27 | |
| 7月 | 18 | 16 | 71 | 20 | |
| 8月 | 18 | 9 | 73 | 17 | |
| 9月 | 18 | 12 | 141 | 36 | |
| 10月 | 18 | 19 | 142 | 29 | |
| 11月 | 17 | 16 | 81 | 41 | |
| 12月 | 14 | 19 | 78 | 15 | |
| H28 1月 | 15 | 7 | 78 | 45 | |
| 2月 | 15 | 16 | 58 | 36 | |
| 3月 | 17 | 21 | 33 | 24 | |
| 合計 | 182 | 148 | 1,112 | 339 | 1,575 |

| H28年度 | | | | | |
|--------|-----|-----|-------|-----|-------|
| 稼働日 | 利用者 | 来場者 | ST利用者 | 計 | |
| H28 4月 | 16 | 15 | 133 | 64 | |
| 5月 | 16 | 13 | 154 | 44 | |
| 6月 | 16 | 7 | 82 | 47 | |
| 7月 | 16 | 8 | 132 | 47 | |
| 8月 | 17 | 16 | 100 | 77 | |
| 9月 | 16 | 11 | 111 | 43 | |
| 10月 | 16 | 20 | 148 | 74 | |
| 11月 | 16 | 17 | 104 | 76 | |
| 12月 | 16 | 13 | 86 | 94 | |
| H29 1月 | 16 | 0 | 9 | 0 | |
| 2月 | 16 | 0 | 9 | 0 | |
| 3月 | 15 | 0 | 9 | 0 | |
| 合計 | 209 | 123 | 1,820 | 393 | 1,756 |

タウンモビリティは「移動のサポート」だけではない
その効果とは・・・



地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



◆「高知型タウンモビリティ」の目標 ◆

1. 誰もが出掛けられるまちづくり
(ユニバーサルデザイン)
2. 安心安全なまちで健康づくり
(生きがい・介護予防)
3. 高齢者のニーズ調査、企画・商品の開発
(出掛けたい魅力の創出)
4. 学生が商店街での活動に関わる仕組み
(県内の大学・学生ボランティア組織との連携)
5. 常設のタウンモビリティステーションの運営
(集う場・サロン機能)

高知の地域性やニーズに合った
「高知型」のタウンモビリティ、そして
誰もが出掛けやすいまちの実現のために…



タウンモビリティの場を生かした独自の取り組みと、
新たに広がった連携先との「まちづくり」

活動継続のための収益事業への発展を目指す

6. まとめ

～誰もが街なかに「繰り出せる」社会に～

◎ ふくねこタウンモビリティの成果

様々な分野の関係者が高知型タウンモビリティのメリットに気づき始めたのではないか

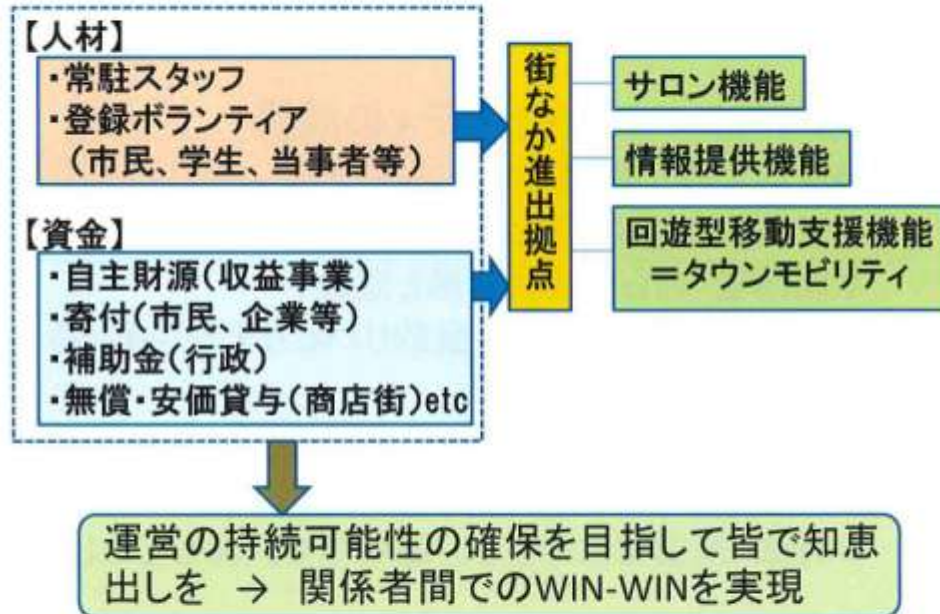
- *利用者:自らを社会資源と定義
- *医療・福祉関係者:社会的リハビリテーション効果に着目
- *商店街:商店街の活性化、観光振興
- *交通事業者:企業イメージの向上
- *行政:来街者にやさしい環境づくり(おもてなし)

【高知新聞の連載「ふくねこ」の風景 キーワード】

(2015年9月28日～10月3日)

- 第1回 『可能性』:「外へ出て、街を楽しみたい」
「ほんの少しの支えを支えに」
- 第2回 『前向きに』:「楽しみは自分で見つける」
「高速バスで京都へ行きたい」
- 第3回 『社会資源』:「感謝の言葉を言われる障害者に」
「必要とされることがうれしい」
- 第4回 『自分発信』:「低床バス停留所へ1時間」
「『乗れる、出られる』伝えたい」
- 第5回 『学生たち』:「ボランティア活動で学ぶ『対等』」
「今までになかった視点を知った」
- 第6回 『目指す「日常」』:「誰もが支援なしに街へ」
「困っている人を自然に助ける」

◎ ユニバーサルな街なか進出拠点のイメージ



【実践講義】

空家利活用による「福祉でまちづくり」

本別町 保健福祉課 高齢者福祉担当
木南 孝幸

本別町保健福祉課の木南です。本日は、「空家利活用による『福祉でまちづくり』」というテーマで本別町の取組をお話しします。

本別町は、北海道の十勝地方、帯広市の北東に位置する人口 7,400 人の町です。本別町では「福祉でまちづくり」宣言をしています。「福祉の」ではなく、「福祉で」というところに力点があります。

2,015 年（10 年後）に向けて本別町が目指す高齢者の姿です。「生涯現役（夢・生きがいを持ち健康）」を基本に、住み慣れた本別町での生活を継続できることを目指しています。そのためには、住まいの確保や住み替え支援と一体的な生活支援が重要課題となります。

第 6 期介護保険事業計画では、基本目標の一つとして「本別ならではの住まいの場を確保する」を掲げました。

所得段階別介護保険料の表を示しました。本別町では年収 80 万円以下（第 1・第 4 段階）の人が 35.5%、人数にして 1,011 人を占めます。そのうち生活保護受給者が 60 人です。あわせて本人非課税で公的年金等収入額と合計所得金額が 80 万円 1 円以上 120 万円未満という方が 9.6%います。全体の半数近くが 120 万円以下の収入で生活しているということになります。

こうした背景もあって、厚生労働省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」に手をあげました。本後室長の講義でも紹介がありましたが、資料にあるように 14 自治体がモデル事業を行っています。ほとんどが市で、町で行っているのは本別町と岩手県雫石町だけです。

「モデル事業の位置づけ・目的」を示しました。のちほどご覧いただければと思います。

要は、身寄りのない方や生活困窮者が暮らしやすいまちづくりを進めるということです。

ここからは本別町で行った「空家等実態調査」の話をしたと思います。概要を1枚の資料にまとめました。1次から5次調査まで行っています。

これにより空家バンクでのマッチングを進めようということです。地元テレビ局でこの取組を特集していただいたVTRがあります。10分程度によくまとめられていますので、まずはそちらをご覧ください。

(テレビVTR上映[略])

この方は、町からも支援を申し出たのですが、なかなか聴く耳をもってもらえなかった。地域の人たちにも、さりげなく見守ってもらいました。昨年11月、弟さんも実は自宅で亡くなったという形です。

地域と協力関係を結びながら安否確認はしていて、最後は水道メーターが動いてないということで、町職員が立ち入ったところ亡くなっていたわけです。

そうすると、この家が空家になってしまう。今度は地域のなかで、老朽化した空家の処分問題が起こってきます。当然、空家を壊す資金もない。

金銭管理なども、社会福祉協議会が通帳を預かるようなサービスを行っていますから、できるだけ早い段階での介入ができるようになればと考えています。生活保護に至る前に、財産の処分をしてから、適切な住宅等に住みかえてもらうのが、支援としては最もよいのではないかと思います。

調査の実際については、パワーポイントで説明するより、本別町が調査を依頼した地図会社ゼンリンがまとめた映像がありますので、そちらをご覧ください。

木南 こんな状況です。基礎がもう壊れちゃっている。

NAR 放置された空家。倒壊や防犯上の観点から、市町村にとっては深刻な問題です。2015年空家対策特措法が全面施行されました。市町村に空家を管理する努力義務などが定められたのです。北海道本別町、人口のおよそ4割が65歳以上の高齢者です。その住民の中には、金銭や体力的な事情で、自宅が老朽化しても修繕がままならない状況がふえてきています。

木南 高齢者の住まいの確保がなかなかできなかった。住まいにかかわる費用というのは、生活費の中でも大

きな割合を占めています。そこが抑えられれば何とか生活の継続が可能な方もいらっしゃると思います。

NAR そこで本別町が着目したのが空家。その空家をリフォームし、賃貸住宅として住みかえ支援をしようというのです。

木南 街の中にある空家を、できるだけ安い形で提供できるかということで、空家を活用した住みよいまちづくりをつくっていききたいなど。

NAR しかし、本別町では空家の把握は困難なものでした。さらに年々増加しているため、正確なデータベースが求められていました。

木南 空家のデータベースそのものが、本別町には整備されていない。空家の件数がどれぐらい、どの場所にあるのかも把握していない。どこにどういった物件があるのかというのは、やっぱり苦情があがってこないとわからないというような状況でもあったのです。

NAR そこで2014年、本別町は空家の管理と再活用を推進するため、ゼンリンと協力関係を結びました。

木南 ゼンリンさん自身でも、そういった空家の情報を把握されているということも聞いておりましたし、費用的にも時間的にも省略できるのかなということで、ゼンリンさんをお願いしたところでした。

NAR ゼンリンの住宅地図は、一軒一軒の建物名称や居住者名まで、地図上に詳しく載っているのが特徴です。ゼンリンの住宅地図は、地区別に定期的に情報が更新されています。この地図をもとにゼンリンのスタッフが現場に出向き、一軒一軒の空家の調査をしました。その後、集めた情報をもとに空家台帳を作成。さらに効率化をはかるため、その情報を反映させたデータベースシステムをゼンリンの協力のもと開発。

木南 導入して非常に便利になりました。地図上で、もう空いている物件がどこにあるのかっていうのが明示されているのが一番わかりやすいかなと思います。地図をクリックするとこういった形で、台帳情報の主要な部分、建設年ですとか、家の規模ですとか、構造も見ることができます。それと、写真と一体的に見ることで活用の可能性をより探りやすくなると思いますか。

NAR その後、空家の所有者に意向調査を実施。空家を再活用するまでの道筋を、ゼンリンと日本不動産研究所が共同で支援しました。

木南 調査の部分は、地図会社であるゼンリンさんが一番詳しい部分かなと。じゃあ、できたデータをもとに活用できるもの、できないもの、そういった部分というのは、やっぱり不動産鑑定士さんの団体に活用するのにあたる部分だとかは、プロの目で見てもらったり、調査をどういうふうに進めたらいいのかというのは、助言をもらいながらでないとできないと思います。

NAR そして、今年から、十勝東北部の3町が移住支援などの地域協定を結びました。この3町全てに、ゼンリンが空家の利活用にかかわるサポートをしています。さらに、この広域連携により、国や北海道からの支

援を受け、住みたい、住み続けたいと思える地域づくりを目指します。

木南 こういった空いている物件を、不の財産ばかりではなく、正の財産としても活用できるような取り組みをするために、きちんとしたネットワークをつくって、居住支援の仕組みをつくれればと考えています。

ここまでが一次調査から三次調査です。先ほども述べましたが、一次調査は地域の方に協力をしてもらいました。

昨年 11 月、四次調査を行いました。三次調査で利活用をはかりたいという意向を持っている方々に手紙を出し、所有者立ち合いのもとに見させていただきました。

3 月から五次調査がひかえています。住み替えを希望する借り手方の意向を調べます。併行してこれまで調査してきた空家のデータベース（空家バンク）を整備して、マッチングを促進していければいいと思っています。これが最初に立ち上げたプランです。

実際にやってみて、自分の目で物件を見ないと、人には紹介できないというのが実感です。やはり机上だけでやろうとしても、なかなかうまくいきません。

本別町の特徴としては、地域の方に手伝ってもらったので、調査情報を地域にすべてフィードバックしていることが挙げられます。自治会長さんとかに調査してもらっていますので、どこにどういった物件があったかはすべてお知らせしています。

1 年に 1 回、更新調査を行っています。そのときにも、自治会長さんにこの地図を見てもらって、「増えたところはないでしょうか？」と聞いています。消防署にも手伝ってもらっています。

本別町で空家問題に取り組むとなったとき、役所に空家専門の部署はなかった。今でもありません。でも、さまざまな相談は各部局に寄せられていました。最初は総務部局などに、「家も土地もあげたい…」という相談があったようです。

いろいろな経過がありましたが、町村レベルでは、空家問題を建築部局で所管してやっていくことはなかなか難しいことがわかりました。ですから、何とか各課の連携をはかりながらやっていこうと考えています。

この一つの絵をつくるのに、1 年がかりで話し合いをしました。最終的にどこの部局が持つのか。協議するたびに各課のせめぎ合いが続きました。最終的に、今は福祉部局でやっています。

居住支援協議会は、厚生労働省のモデル事業などをきちんと継続してやっていくためには、必要な組織だと思います。モデル事業は3年限定で、本別町は今年度で終了します。ですので、昨年2月1日に居住支援協議会を立ち上げました。建設水道課、住民課、企画振興課地方創生推進室、そして私がいる総合ケアセンター高齢者福祉担当。この4部局だけは離さないぞという思いで、事務局に入ってもらってやっている状況です。

調査もできるだけみんなに参画してもらいながら、同じ現場を見てもらってやるというのが大事かと思います。

本別町は本当に小さな町です。先ほど紹介のあった17市区町の一つとして、全国の町村で初めて居住支援協議会を立ち上げました。北海道庁の建築担当の方も言っていますが、都道府県レベルでこうした取組を進めることはなかなか難しい。せいぜいシンポジウムを1回やる程度で終わってしまいます。まして北海道は広大です。

現在も、北海道のモデル地区として本別町を選んでいただいて、いろいろと協議させていただいていますが、こうした事業を本別町だけで行っていくのはなかなか難しいと思います。

一つの方法として、空家法に基づく対策協議会は必ず市町村はつくるということ。これから市町村は、空家計画を策定していかなければならない。調査レベルで考えると、空家対策も住宅要確保配慮者に対する居住支援も、集まるメンバーも外部の有識者の方々もほぼ一緒です。

本別町では、居住者支援協議会を空家対策協議会と位置づけました。空家対策計画をやるうということですが、この計画も実は私が1か月くらいかけてほとんど1人で作りました。とにかく計画がないことには進まない。この計画により、空家対策と居住支援を一体的に行い、最終的に地域包括ケアの向上につなげていけたら考えています。

本当に小さな町ですので不動産事業所もありません。昨年春から、司法書士事務所の方が、宅建資格を取って始めたばかりです。たまたま本別町に視察に来ていただいた全国住宅産業協会に、オブザーバーで入ってもらったりしました。

司法過疎地でもあります。昨年ようやく、ひまわり基金の弁護士事務所ができました。そうした弁護士さんにもオブザーバーに入ってもらっています。

そうしたオブザーバーの方々の知恵を借りながら進めています。空家調査にも、皆さんと一緒にしてもらいました。内覧調査なども、オブザーバー団体も含めて一緒に回って

いただきました。

空家セミナーも開催しました。チラシも全国にまいたのですが、やはりなかなか集まらない。本後室長の講義にもありましたが、他人事を自分事として捉えてもらうためには、「空家セミナー」と言ってしまうより、「老後の住まいに関するセミナー」云々といったような形で練り直さないと駄目かなと思いました。「空家セミナー」だとどうしても、「私は空家は持ってない」とか言って、なかなか集まってくれません。

「あんしんサポートセンター」で、権利擁護と生活支援事業を行っています。

その事業の一つとして「あんしんすまい保証サービス事業」をつくりました。これは安否確認（見守りサービス）とともに、いざ亡くなったときに、家財道具の整理や葬儀等も含めて、保証人のいない方への安心した住まい確保を目的としています。

月額利用料 1,500 円・4,000 円、2つのサービスを示しています。

月額利用料 1,500 円の「見まもっ TEL プラス」は、居室内での死亡、孤独死ということなので、サービスとして難しい部分があります。社会福祉協議会で通帳を預かっているような方々、特に身寄りのいない方にはこういったサービスを勧めています。

もう一つの「費用保障サービス」は月額利用料 4,000 円です。いささか料金が高い。低所得者では支払いができない。最終的に大家さんの家賃に含めるような形で提供してもらえるようになればと思います。家賃を上げる側面もありますが、家主の不安解消のためにも、こうしたすまい保証サービスは必要だと思います。

こうした事業も、オブザーバー団体である家財整理相談窓口と、町内の葬祭事業者さんと連携しながらやっています。

今後の事業展開ですが、社会福祉協議会がきちっと死後事務委任をやっていこうと考えています。

住みかえ支援で、やはり一番課題になってきている部分は、やはりお金がないということと、家賃を低く抑えなくてはいけないという点です。

今年に入り、共同住宅にお住まいの方（No.5・6）で、アパートが家事になって家を出なくてはならない事態が生じました。No.5の34歳男性ですが、実はごみ屋敷状態になっていました。出火しましたが、隣までは延焼しなくて済み、No.6の84歳女性は怪我もなかった。この84歳女性は、養護老人ホームに緊急入所しました。34歳男性は一晩過ごし

た後、空家予備調査で回った物件の中に、居抜きで使える物件があったので、すぐ大家さんに交渉をして入居することができました。

火災だけに限りませんが、災害時なども含めて、こうしたデータベース化がはかられていると、再初期段階での居住支援につながると思います。

本別町のようなところでも、親族や近隣との関係が非常に希薄な方が多い。本人そのものがトラブルメーカーである場合もあります。本人の意思は尊重してあげたいのですが、最終的には社会福祉協議会で通帳を預らせてもらって、生活再建をしてから権利擁護事業等を組み合わせて、現在までのところ支援を行ってきています。

住み替える住宅ですが、家賃は低く抑えないとその人の生活が成り立ちません。やはり公営住宅が選択されているといった状況があります。また、住みかえをきちんとコーディネートしてくれる人がいないと、入居契約とか、その後のサポートを含めて、なかなか1人ではできないことになります。

「福祉は、住宅に始まり、住宅に終わる」という格言があります。可能な限り、福祉部局と住宅部局との連携を密にしながら進めていきたいとします。

空家利活用による「福祉でまちづくり」

「本別町 ふるさと納税」特産品メニュー



日本一の豆のまち「北海道本別町」
本別町総合ケアセンター 高齢者福祉担当 主査 木南孝幸

本別町の概要 (平成29年1月末現在)

- ◎人口 7,399人
- ◎世帯数 3,711世帯
- ◎高齢者数 2,896人
- ◎高齢化率 39.1%
- ◎面積 392 Km²
(東西 31.8 km 南北 16.5 km)
- ◎介護保険料 5,770円 (第6期基準額)



本別町「福祉でまちづくり」宣言

○行政主体の「宣言」ではなく、これまで様々な協働の形で携わってきた町民が実行委員会を設立し、宣言文を起草

「福祉でまちづくり」宣言

私たちが健康で心豊かに安心して暮らすことは、町民すべての願いで、明るい福祉社会を誰もが望んでいます。
 私たちは、豊かな自然と風土に恵まれたこの素晴らしい故郷を守り、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良く支え合い、住みよい福祉のまちを築くため、ここに「福祉でまちづくり」を宣言します。

- 1 家庭の和 地域の輪で
 明るく住みやすい まちづくり
- 1 豊かな経験を活かし
 町民参加の元気な まちづくり
- 1 地域福祉の充実で
 いつまでも笑顔で暮らせる まちづくり
- 1 人権を尊重し
 一人ひとりが生きがいもてる まちづくり
- 1 人にやさしい 福祉の心を育む まちづくり

平成18年3月 北海道本別町



3

2025年（10年後）に向けて本別町が目指す高齢者の姿

まちぐるみの支え合いの仕組みづくり（本別の町民力を結集した地域包括ケアシステム）」を推進するためには、行政、社会福祉協議会やサービス事業者だけでなく、町民を含めたすべての関係者が、「高齢期における地域生活のイメージと同一の目標を共有し、目標達成のために同じ方向を向いて取り組むこと」が必要になります。

本別町では、夢や生きがいを持ちながら生涯現役で生活することを基本に、ひとり暮らし、認知症や要介護状態になっても、「住み慣れたこのまちで生活を継続できる高齢者が、今以上に増えることを目指します。」

本別町の高齢者は、10年後

生涯現役(夢・生きがいを持ち健康)を基本に

ひとり暮らしになっても

認知症になっても

要介護状態になっても

住み慣れたこのまち「ほんべつ」で生活を継続できる

「住まいの確保や住み替え支援と一体的な生活支援」が重要課題

4

第6期介護保険事業計画概要【抜粋】

計画の基本理念

「本別ならではの町民力を結集し、
まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」
～本別型地域包括ケアシステムの構築・推進～

計画の基本目標

1. **本別ならではの住まいの場を確保する**
2. 本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する
3. 住み慣れた本別で安心して生活する
4. 安定した介護保険サービスを提供する

5

所得段階別介護保険料（平成27～29年度）

年収80万円以下の人(第1、第4段階) = 35.5%(1,011人)
うち、生活保護受給者 = 60人

※ ①はH27.4～H29.3 ②はH29.4～H30.3

| 保険料段階 | 世帯の課税区分 | 本人の課税区分等 | 構成割合 | 基準額に対する割合 | 保険料(月額) | 第5期との比較(月額) |
|-------|---------|-----------------------------------------|-------|----------------|----------------|--------------|
| 第1段階 | 非課税 | 生活保護・老齢福祉年金受給者、課税年金収入額と合計所得額の合算額が80万円以下 | 23.3% | ①0.45 ②0.3 | 2,600 1,730 | 410 ▲460 |
| 第2段階 | | 課税年金収入額と合計所得額の合算額が120万円以下 | 11.7% | ①0.625 ②0.5 | 3,610 2,890 | 880 160 |
| 第3段階 | | 課税年金収入額と合計所得額の合算額が120万円以上 | 9.8% | ①0.75 ②0.7 | 4,330 4,040 | 1,050 760 |
| 第4段階 | 課税 | 本人非課税～公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下 | 12.2% | 0.875 | 5,050 | 1,230 |
| 第5段階 | | 本人非課税～公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以上 | 9.6% | 1 | 5,770 | 1,400 |
| 第6段階 | | 本人課税者(合計所得金額120万円未満) | 15.0% | 1.2 | 6,920 | 2,000 |
| 第7段階 | | 本人課税者(合計所得金額190万円未満) | 8.8% | 1.3 | 7,500 | 2,040 |
| 第8段階 | 55.2% | 本人課税者(合計所得金額290万円未満) | 5.4% | 1.5 | 8,660 | 2,100 |
| 第9段階 | | 本人課税者(合計所得金額500万円未満) | 2.5% | 1.7 | 9,810 | 3,250 |
| 第10段階 | | 本人課税者(合計所得金額500万円以上) | 1.7% | 1.9 | 10,960 | 3,310 |

56.6%

33.4%

6

「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」の概要

1. 事業概要

自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、地域連携・協働のネットワークを構築し、

- ①既存の空家等を活用した住まいの確保を支援するとともに、
- ②日常的な相談等（生活支援）や見守りにより、高齢者等が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるよう体制を整備すること

等について、国としても支援する。

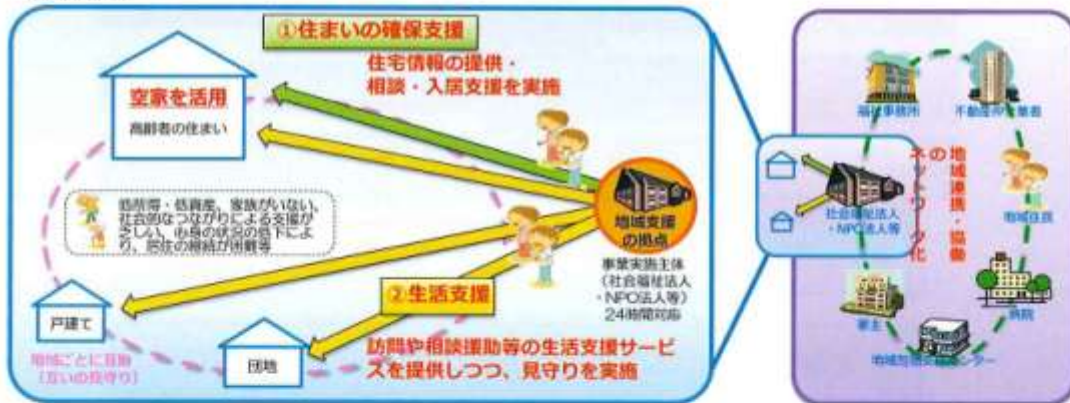
2. 実施主体

市区町村（社会福祉法人、NPO法人等への委託可能）

3. 補助単価等

1事業当たり 5,106千円（定額）※最長3か年

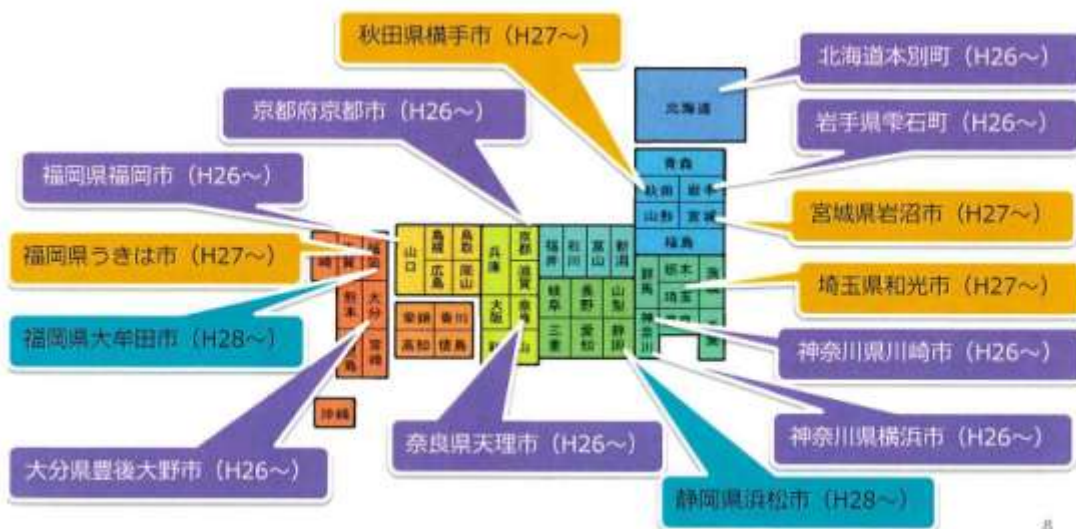
（事業のイメージ）



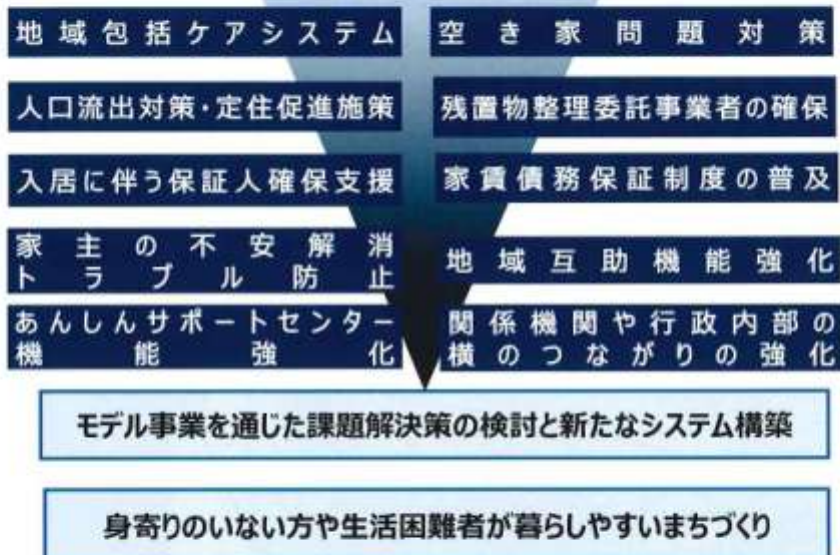
低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施状況について

（モデル事業実施自体）

- ・平成26年度 8自治体
- ・平成27年度 12自治体
- ・平成28年度 14自治体 （平成28年6月現在）

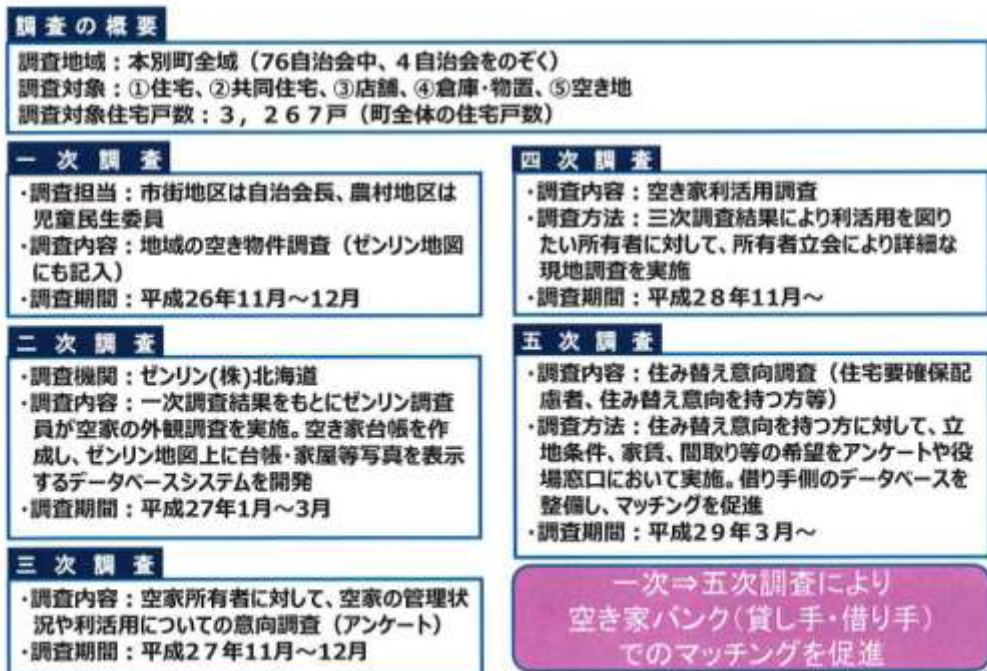


厚労省モデル事業の位置づけ・目的



9

空家等実態調査



10

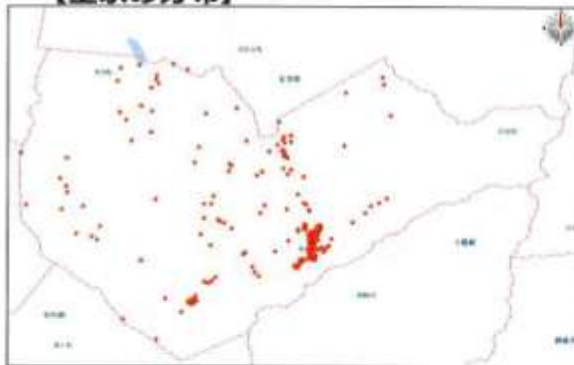
本別町空家等実態調査結果(1次～3次)の概要

(1) 実態調査の内容

町内の全域を対象に現地調査を行い、所有者が特定できた物件についてアンケート方式の意向調査を行った

(2) 現地調査の結果、空家と推定される件数 (373件)

【空家の分布】



【現地調査の調査項目】

- ・空家の用途・構造・階層等
- ・危険と思われる箇所等の管理状態
- ・利活用の可能性がある空家の概数
- ・管理の促進等が必要な空家の概数

11

空家等実態調査結果 (一次) ①

| 自治会名 | 世帯数 | 人口 | 空き家 | 空き地 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 北1丁目 | 28 | 52 | 2 | 3 |
| 北2丁目 | 36 | 74 | 6 | 0 |
| 北3丁目 | 80 | 149 | 11 | 3 |
| 北4丁目 | 88 | 167 | 7 | 7 |
| 北5丁目 | 75 | 134 | 6 | 7 |
| 北6丁目 | 73 | 152 | 21 | 0 |
| 清流町 | 84 | 157 | 11 | 4 |
| 北7丁目 | 100 | 191 | 6 | 0 |
| 北8丁目 | 151 | 307 | 4 | 0 |
| 南1丁目 | 60 | 111 | 17 | 10 |
| 南2丁目 | 146 | 297 | 25 | 7 |
| 南3丁目 | 22 | 40 | 0 | 0 |
| 南4丁目 | 176 | 343 | 15 | 3 |
| 柏木町 | 180 | 361 | 11 | 7 |
| 緑町 | 85 | 156 | 21 | 1 |
| 柳町 | 73 | 147 | 7 | 0 |
| 向陽町 | 238 | 426 | 4 | 0 |
| 東町 | 79 | 172 | 5 | 4 |
| 朝日町 | 41 | 72 | 1 | 3 |
| 山手町 | 94 | 197 | 12 | 2 |
| 錦町 | 106 | 208 | 18 | 3 |
| 栄町 | 186 | 367 | 8 | 3 |

| 自治会名 | 世帯数 | 人口 | 空き家 | 空き地 |
|--------|-------|-------|-----|-----|
| 弥生町 | 88 | 206 | 1 | 0 |
| 新町 | 248 | 529 | 0 | 0 |
| 東本別 | 6 | 15 | 5 | 0 |
| 共栄 | 67 | 143 | 3 | 0 |
| 共栄1 | 13 | 30 | 3 | 0 |
| 負殿1 | 17 | 48 | 4 | 0 |
| 負殿2 | 20 | 55 | 4 | 1 |
| チエトイ1 | 13 | 33 | 2 | 0 |
| チエトイ2 | 8 | 30 | 1 | 0 |
| 美里別西中 | 26 | 64 | 3 | 0 |
| 美里別東中 | 16 | 47 | 2 | 0 |
| 美里別高東 | 13 | 57 | 1 | 0 |
| 美里別東下1 | 21 | 49 | 0 | 0 |
| 美里別東下2 | 13 | 26 | 1 | 0 |
| 上本別 | 58 | 108 | 6 | 0 |
| 追名牛 | 8 | 39 | 2 | 0 |
| 養護 | 17 | 17 | | |
| 特養 | 49 | 49 | | |
| 中央小学校 | 17 | 45 | | |
| 中学校 | 10 | 18 | | |
| 高等学校 | 12 | 22 | | |
| 本別計 | 2,941 | 5,908 | 256 | 68 |

12

空家等実態調査結果（一次）②

| 自治会名 | 世帯数 | 人口 | 空き家 | 空き地 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 勇足元町 | 115 | 231 | 18 | 0 |
| 北穂自治会 | 29 | 56 | | |
| 勇足東1 | 19 | 41 | 1 | 0 |
| 勇足東2 | 9 | 23 | 4 | 0 |
| 勇足東3 | 10 | 33 | 0 | 0 |
| 勇足東4 | 11 | 44 | 1 | 0 |
| 勇足東5 | 11 | 29 | 1 | 0 |
| 勇足西1 | 17 | 51 | 0 | 0 |
| 勇足西2 | 8 | 35 | 1 | 0 |
| 勇足西3 | 9 | 13 | 0 | 0 |
| 勇足西4 | 16 | 58 | 1 | 0 |
| 勇足西5 | 13 | 41 | 0 | 0 |
| 押 帯 | 31 | 77 | 1 | 0 |
| 上押帯 | 30 | 88 | 2 | 0 |
| 美蘭別 | 28 | 83 | 10 | 0 |
| 勇足計 | 354 | 901 | 40 | 0 |

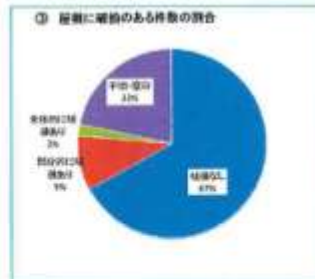
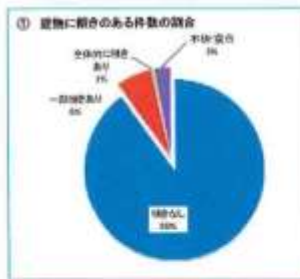
| 自治会名 | 世帯数 | 人口 | 空き家 | 空き地 |
|-----------|-------|-------|-----|-----|
| 仙美里元町 | 93 | 178 | 14 | 0 |
| 美里別西上 | 29 | 88 | 2 | 0 |
| 美里別東上 | 8 | 27 | 2 | 0 |
| 活 込 | 28 | 69 | 5 | 0 |
| 追 名 牛 | 9 | 17 | 0 | 0 |
| 上 仙 美 里 | 9 | 27 | 5 | 0 |
| 東 仙 美 里 | 10 | 35 | 1 | 0 |
| 西 仙 美 里 | 22 | 55 | 3 | 0 |
| 奥 仙 美 里 | 10 | 25 | 1 | 0 |
| 仙 美 里 1 | 10 | 22 | 1 | 0 |
| 仙 美 里 2 | 9 | 19 | 2 | 0 |
| 仙 美 里 3 | 13 | 35 | 2 | 2 |
| 木 札 内 | 3 | 13 | 1 | 0 |
| 新 生 | 10 | 29 | 2 | 0 |
| 清 里 | 8 | 23 | 2 | 0 |
| 月 見 台 | 7 | 20 | 0 | 1 |
| 明 美 | 13 | 36 | 1 | 0 |
| 美 栄 | 7 | 14 | 4 | 0 |
| 拓 農 | 27 | 76 | 0 | 0 |
| 上 拓 農 | 4 | 12 | 4 | 0 |
| 仙 美 里 ヶ 丘 | 13 | 18 | 2 | 0 |
| 農 大 寮 | 130 | 130 | | |
| 仙 美 里 計 | 472 | 968 | 54 | 3 |
| 総 計 | 3,767 | 7,777 | 350 | 71 |

※世帯数、人口については平成26年10月末現在の数値

13

(3) 二次調査（現地調査）のまとめ

- ・用途別では専用住宅が大半で構造別では木造が多い。
- ・外観からの目視で今後利活用可能と推定される空家は120件程度。
- ・建物に全体の傾きがある等の特に管理が不良な空家は30件程度。



- 二次調査結果を不良度判定表に当てはめて分析し、町の空家対策の観点から空家等の管理の良・不良の状態・概数等を把握。
- 外観から利活用可能性のある空家は全体の3分の1程度。

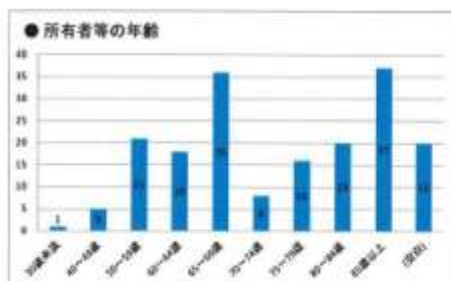
14

(4) 三次調査 (意向調査) のまとめ①

- ・空家の所有者には高齢者が多く、維持管理が困難な状況
- ・利活用の条件となるのは改修工事費の負担や家財の処分等
- ・売却支援や業者の紹介・手必要な続きについての希望も多い

【質問項目】

- ・所有者等の年齢・世帯構成等
- ・空家の原因・空家で困っている事項
- ・維持管理の状況や空家の状態
- ・利活用の希望や自由意見について



● 空家等の所有者等の年齢・世帯構成

| 所有者等の年齢 | 件数 | 割合 |
|---------|-----|--------|
| 30代未満 | 1 | 0.5% |
| 40～49歳 | 5 | 2.7% |
| 50～59歳 | 21 | 11.5% |
| 60～64歳 | 18 | 9.9% |
| 65～69歳 | 36 | 19.8% |
| 70～74歳 | 8 | 4.4% |
| 75～79歳 | 16 | 8.8% |
| 80～84歳 | 20 | 11.0% |
| 85歳以上 | 37 | 20.3% |
| (空白) | 20 | 11.0% |
| 合計 | 182 | 100.0% |

| 所有者等の世帯 | 件数 | 割合 |
|----------|-----|--------|
| 夫婦のみの世帯 | 46 | 25.3% |
| 単身世帯 | 41 | 22.5% |
| 親と子供の世帯 | 35 | 19.2% |
| その他 | 13 | 7.1% |
| 親子、孫の3世代 | 5 | 2.7% |
| (空白) | 42 | 23.1% |
| 合計 | 182 | 100.0% |

15

(4) 三次調査 (意向調査) のまとめ ②

- ・回答者のうち、利活用の希望については「利活用したい」「条件次第で考えたい」方の割合は3割以上。
- ・利活用の希望の内容は売却・賃貸が多かった。
- ・利活用の条件は、改修費や維持管理費の負担を挙げる方が多かった。

● 利活用の希望の有無

| 利活用希望の有無 | 回答数 | 割合 |
|--------------------|-----|-------|
| 利活用するつもりはない(できない) | 55 | 30.2% |
| 利活用(貸し出し、売却、賃貸)したい | 33 | 18.1% |
| 条件次第で利活用を考えたい | 32 | 17.6% |
| わからない | 17 | 9.3% |
| (空白) | 45 | 24.7% |



● 利活用の希望の内容

| 利活用の希望の内容 | 回答数 | 割合 |
|------------------------------------|-----|-------|
| 建物・土地を売却したい | 31 | 17.0% |
| 賃貸住宅として貸し出したい | 15 | 8.2% |
| 自らの所有物の保管場所としたい | 5 | 2.7% |
| 建物・土地を欲しい方(近隣の方は子育て中の世帯の方など)に寄贈したい | 4 | 2.2% |
| 商店・事業所として貸し出したい | 3 | 1.6% |
| 自らの居住のために使用したい | 2 | 1.1% |
| (空白) | 138 | 75.8% |

● (利活用をしたい方に対して) どのような条件であれば利活用を行いたいか

| 条件 | 回答数 | 割合 |
|----------------------------------|-----|-------|
| 家財整理の処分など、押し込んである状態にないで利活用したい | 10 | 5.5% |
| 賃貸する費用であれば利活用したい | 4 | 2.3% |
| 希望がない。当該利用や修繕費負担を減らして欲しいから利活用したい | 25 | 13.7% |
| 修繕費で貸し出し、修繕終了後は自分または家族が利活用したい | 2 | 1.1% |
| 建物の状態や修繕費が少なくて利活用したい | 4 | 2.3% |
| 不動産業者が紹介や手続をしてくれるなら利活用したい | 13 | 8.0% |
| (空白) | 149 | 79.9% |

● (利活用をしない・できない方に対して) どのような条件であれば利活用を行いたいか

| 条件 | 回答数 | 割合 |
|--------------------------------|-----|-------|
| 家財整理が済んでいないため、利活用できない | 11 | 6.0% |
| 修繕費や費用が掛り過ぎるため、利活用できない | 23 | 12.8% |
| 建物の状態が悪いため、利活用できない | 4 | 2.2% |
| 売却として考えていない | 1 | 0.5% |
| 取り壊し、建て替え、売却が決まっている(または、予定がある) | 6 | 3.3% |
| 必要な費用がある | 9 | 4.9% |
| 他人に貸し出したくない | 4 | 2.2% |
| (空白) | 136 | 74.7% |

16

(5) 実態調査の分析

【適正管理】

- 危険と思われる空家は今後も増加が予想される。
- 町内の高齢化を踏まえた管理に関する意識の涵養・啓発等が必要。
- 維持管理・除却等・利活用等のため所有者等へ費用面の支援が必要。
- 単身高齢者等への相談窓口の設置や関連業者の紹介等の対策が必要。

【利活用】

- 売却・賃貸等の利活用を希望する所有者もあることから、流通の促進（市場とのマッチング）と高齢者等への住み替え支援の促進が課題。
- 住宅需要の停滞が予想されることから、空家バンク等や不動産業者の紹介などの空家の流通化支援・需要の喚起等についても検討。

【利活用が見込まれる物件】

- 外観から利活用可能性があると推定される空家のうち、アンケートで利活用を希望された方の件数は右のとおり、合計24件。

- 利活用の促進には、利活用可能性のある物件と市場とのマッチング、改修費用・維持管理費用の負担の軽減、周知方法が課題。

【アンケート回答：空家で困っていること】



| 空家の管理状態 | | 外観から管理に問題がない |
|--------------------|--|--------------|
| 利活用の希望 | | |
| 利活用(貸し出し、売却、寄贈)したい | | 12件 |
| 条件次第で利活用を考えたい | | 12件 |
| 合計 | | 24件 |

17

空き家に関する相談体制

本別町の庁内体制

建設水道課 建築担当

- 建築物（管理不全状態な建物）に関する事項
- 電話 (0156) 22-8122

住民課 環境生活担当

- 建築物以外の周辺環境に関する事項
- 電話 (0156) 22-8128

連携

企画振興課 地方創生推進室

- 移住・定住、空き家バンクに関する事項
- 電話 (0156) 22-8121

総合ケアセンター 高齢者福祉担当

- 居住支援協議会、高齢者等の住み替えや日常生活支援に関する事項
- 電話 (0156) 22-8520

【空き家に関する相談窓口について】

相談の内容が複数の部署にまたがる場合もあるため、空き家に関する相談窓口の一元化を図るとともに、関係する部署が連携して対応を行います。

■ 空き家に関する相談窓口：役場建設水道課 電話 (0156) 22-8122

18

本別町居住支援協議会の概要

平成28年2月設立

設立の目的

「本別町居住支援協議会」は、次に掲げる事項について協議することにより、本別町における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年7月6日法律第112号)に基づく、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく、空き家等の適正管理及び有効活用、管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている特定空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施

(3) その他、「住宅」と「福祉」に関係する団体のネットワーク化及び連携による「地域包括ケアシステム」の向上、いつまでも安心して暮らし続けることのできる地域づくり

19

構成団体

| 構成団体 | 団体(事業所)名 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不動産関係団体 | 本別建設業協会、本別建築士会、本別金融協会、平田不動産連絡所 |
| 居住支援関係団体 | 社会福祉法人 本別町社会福祉協議会、本別町自治会連合会、本別ひまわり基金法律事務所 |
| 行政(○事務局) | 本別町(建設水道課、企画振興課、住民課、○総合ケアセンター) |
| オブザーバー | 北海道建設部住宅局建築指導課、一般財団法人 高齢者住宅財団、一般社団法人 全国住宅産業協会、一般社団法人 家財整理相談窓口 一般財団法人 日本不動産研究所、株式会社 ゼンリン旭川営業所 |

主な活動内容（当初）

- ① 住宅確保要配慮者等に対する情報の提供等に関すること
 - ・居住支援協議会活動内容に関するチラシ等の作成、「空き家バンクシステム」の再構築及び共同運用、「家賃債務保証制度」の普及等
- ② 住宅確保要配慮者等に対する相談対応に関すること
 - ・本別社協「あんしんサポートセンター」と町内不動産事業者等の連携による相談対応システムの構築、「住まい相談会」の開催等
- ③ 住宅確保要配慮者等の円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること
 - ・本別社協「あんしんサポートセンター」による入居契約支援、金銭管理及び日常生活支援サービスの提供、本別社協「あんしんサポートセンター」と町内事業者の連携による遺品整理、家財整理等に関する新たなサービスの創設に向けた検討・実施
 - ・国土交通省が実施する「住宅要確保配慮者あんしん居住推進事業」の実施に向けた検討及び、本事業に対する本別町の上乗せ支援策（補助金）の検討
- ④ 空家等の適正管理及び有効活用、特定空家等に関する対策に関すること
 - ・空家等対策計画の策定及び変更、空家等の適正管理、空家等が特定空家等に該当するかどうかの判断（特定空家等判定基準）、空家等の調査及び特定空家等に対する立入調査の方針、特定空家等に対する措置の方針、
 - ・空家等の利活用に向けた判断（空家等利活用判定基準）等
- ⑤ 「住宅」と「福祉」に関係する団体のネットワーク化及び連携による「地域包括ケアシステム」の向上に関すること
 - ・本別町住宅改修支援チームに対する研修会の開催等

空き家活用の三方良しを目指して
「貸し手良し」「借りて良し」「まちも良し」

21

本別社協「あんしんサポートセンター」①

権利擁護事業

成年後見事業

成年後見制度における法人後見事業の実施、成年後見制度利用等に関わる相談対応

日常生活自立支援事業（北海道社会福祉協議会 受託事業）

高齢や障がいによって、判断能力に不安のある方に対して、福祉サービス利用援助や日常生活に必要な金銭管理を行なう

あんしんお預かりサービス事業

入院や一時入所、自身による金銭管理が出来ない方に対して、通帳の保管や金融機関での入出金、支払い代行を行なう

生活支援事業

やすらぎ支援事業（本別町地域支援事業 受託事業）

認知症の症状がある方に対して、見守りや趣味活動の付き添いなどを行ない、家族介護者の負担軽減を図る

安心生活創造事業（本別町 受託事業）

高齢や障がいがある方地域において孤立する可能性のある方に対して、話し相手や買い物支援など対象者の生活における困りごとの支援を行ない、安心した生活を環境づくりを図る

22

本別社協「あんしんサポートセンター」②

個別な生活課題解決を図る事業

生活応急資金貸付事業

金銭的及び経済的理由により、安定した生活を営むことが出来ない低所得者に対して、生活に直結した資金の貸付と生活指導を行なうことで、経済的自立を図る

生活福祉資金貸付事業（北海道社会福祉協議会 実施事業）

金融機関など他の貸付制度が利用出来ない世帯に対して、生活福祉資金の貸付利用等の相談支援や返済等の支援を行ない、経済的自立を図る

配食サービス事業

高齢や障がいのある方で、買い物や調理など困難な状態にある方に対して、週2回の夕食の配達を行ない、食の確保と安否確認を行なう

福祉有償運送事業

身体的な障がいや知的な障がい・認知症等の理由により、単独でのバスやタクシーなどの公共機関の利用が困難な方に対して、車椅子等で利用する設備を整えた車輛等を使用して通院等の外出支援を行なう

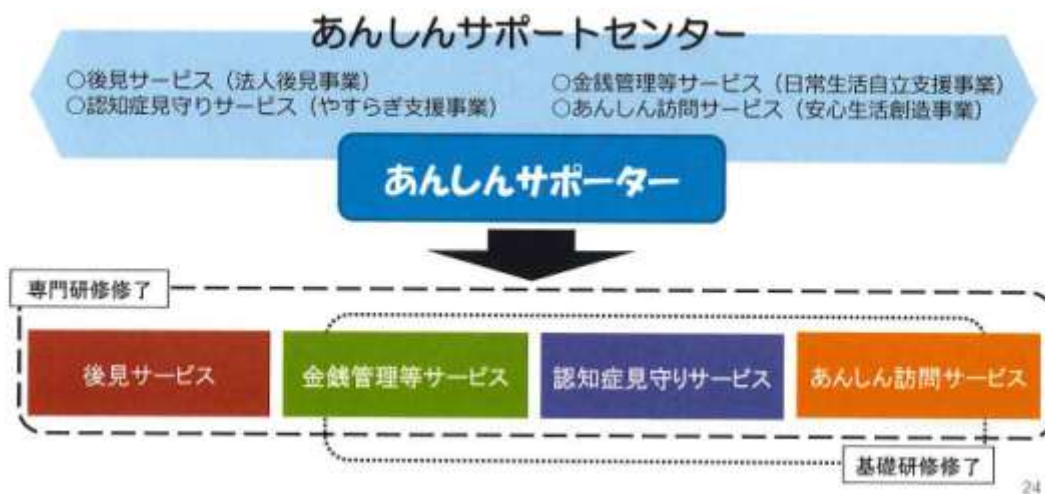
あんしんすまい保証サービス事業

安否確認の実施と葬儀・家財整理に係る企業との連携により、日常的な見守りと葬儀や家財整理を保証することで、保証人の居ない方への安心した住まい確保を図る

23

本別社協「あんしんサポーター」

あんしんサポートセンターの下記事業においては、あんしんサポートセンターでの研修を修了した方に、あんしんサポーターとして登録いただき、実際の支援活動に取り組んでもらう体制となっており、地域住民が地域住民を支える体制づくりが図られている。



24

本別社協「あんしんすまい保証サービス」

- あんしんサポートセンターにおける支援や相談を通して、高齢等により身寄りの居ない、知人等で頼れる方が居ない等の理由で、居住における保証人の確保が困難な住宅確保要配慮者が増加している傾向が見えてくる。
- 賃貸住宅においては、主な保証人の機能としては、①生存時の家賃の支払いや安否確認等の日常生活支援、②入居者が亡くなった後の遺品整理や各種届出事務や支払い事務の2点が求められている。
- 社会福祉協議会においては、権利擁護の取り組みと生活支援の取り組みをあんしんサポートセンターでの一体的な事業を行なっているため、上記の機能の①は補充可能であったが、家財整理や遺品整理の部分については、社会福祉協議会単独での取り組みは困難な状況であった。
- そういった状況のなか、町においては、空き家対策等から居住支援協議会の立ち上げを行なっており、葬儀や家財整理に関する費用補償を行なう企業、町内において家財整理等の実績がある企業との連携が図られていった。

そこで、

高齢者等の入居者・貸主の不安を解消し、住み替え支援を行なうことで、空き家の活用促進につなげていく取り組みとして、あんしんすまい保証サービス事業を平成28年11月から事業開始となる

25



あんしんすまい保証サービス事業の概要

本別町社会福祉協議会を制度運営者とした見守り+保険+家財整理のワンストップサービス

| サービス | サービス概要・料金 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 見まもっTELプラス | <ul style="list-style-type: none"> ○週2回の自動音声による安否確認 (居室内の孤独死に限る) ○原状回復・遺品整理費用、葬儀費用を補償 (上限100万円)※葬儀は上限50万円 <p>月額利用料：1,500円(税別)</p> |
| 費用補償サービス | <p>居室内外に問わず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○葬儀の実施(死亡診断書受け取り、直葬) ○住宅に残された家財の片付けの実施 <p>※費用補償は50万円</p> <p>月額利用料：4,000円(税別)</p> |

26

あんしんすまい保証サービスにおける連携

| 事業者名 | 役割 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  本別町 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○サービスの紹介・申し込み窓口 ○利用料の集金 ○安否確認メール後の対応（現地訪問等） ○空き家整理での家財整理相談窓口との連携 |
|  一般社団法人 家財整理相談窓口 <small>生前整理・遺品整理・空家整理</small> | <ul style="list-style-type: none"> ○安否確認サービスの実施 ○葬儀・家財整理における会員事業者の手配 ○セミナー等での家財整理に関する知識を深めるための講師派遣等の支援 |
| 株式会社永寿 <small>(家財整理相談窓口会員事業者)</small> | <ul style="list-style-type: none"> ○家財・遺品整理の事前見積りの実施 ○家財・遺品整理に関する相談対応 ○生前整理・遺品整理の実施 |

27

見まもっTELプラスの内容①

音声ガイダンスを活用した安否確認サービス

週2回 決まった曜日、時間帯にかかってくる安否確認電話（音声ガイダンス）に1回ボタンを押すだけの簡単操作で家族等に安否確認メールが届く。

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 毎週決まった曜日・時間帯に電話がかかります。 <small>(例: 毎週 月・木曜日 8:00~10:00等)</small></p>  <p>※携帯電話もご利用いただけます ※曜日と時間帯は指定できます</p> | <p>2 安否確認のメッセージが流れます。</p>  <p>こちらは見まもっTELコールセンターです。本日の体調はいかがですか？音声ガイダンスに従ってボタンを押してください。</p> | <p>3 ガイダンスに従ってボタンを操作！</p>  <p>① 元気です。 ③ ちょっと体調が悪いです。</p> <p>電話に出られない場合は、1時間後を目安に再度お電話致します</p> |
| <p>4 操作結果を指定連絡先の最大5名にメールで通知。</p>  <p>※返信が無かった場合は、その旨を知らせるメールを通知します</p> | <p>5 利用者を心配する方々へ安心をお届けします。</p>  <p>大家 本人 本別町社協 管理会社 家族</p> | <p>6 もしもの時でも、早期発見をサポート</p>  <p>見まもっTEL 電話はかかってもお話しできません</p> <p>本別町社協が内容に応じて訪問等を行ないますので効果が高まります</p> |

28

見まもっTELプラスの内容②

居室内死亡時の原状回復・事故対応費用を補償

居室内での不慮の事故があった際には、下記費用を補償する。

原状回復・遺品整理・葬儀費用の合計100万円を上限に補償していく。

【主な支払対象】

- 原状回復費用…修繕、清掃、異臭除去、消毒等
- 事故対応費用…遺品整理費用、遺族との連絡のための通信費等
- 葬儀費用（上限は50万円）

29

費用補償サービスの内容

居室内外に問わず、サービスを利用されている方が亡くなった後の残存家財の片付けと葬儀を実施

サービスを利用できる方は、以下の条件を全て満たしている方となっている

<利用要件>

- 契約時点で89歳以下の方
- 本別町内の賃貸住宅に住んでいる方、あるいはこれから住まわれる方
- 以下の①～③の告知事項すべてに該当する方
 - ①現在、入院中もしくは医師から入院による治療を勧められていない
 - ②現在、要介護3以上の認定を受けていない
 - ③過去2年以内に疾病による5日以上継続した入院をしていない

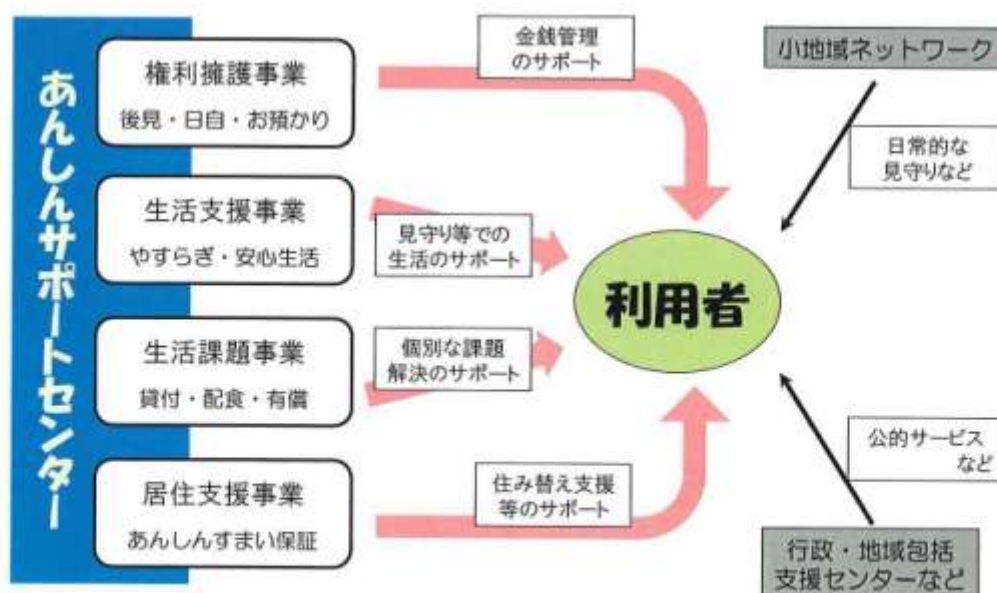
30

見守りから家財整理までの流れ



31

あんしんサポートセンターを核とした「支え合い」のイメージ



32

あんしんサポートセンター「今後の事業展開」

死後事務委任契約事業の実施

・ 預託金による取り組み

→身寄りの居ない方の不安解消、身元保証等への対応、寄付等での基金設置による生活困窮者支援活動へ事業費活用が可能となる

・ あんしんすまい保証サービスによる取り組み

→上記事業を併用した事業展開することで、死後に掛かる費用の多くを占める葬儀と家財整理費用を補償することで、高額な預託金の確保が困難な世帯に対しての事業展開を図られる

33

住み替え支援の状況①

| No | 性別 | 年齢 | 相談経路 | 経済状況 | 介護度・障がい | 世帯構成 |
|----|----|----|------|-----------|---------|------|
| 1 | 女 | 56 | 行政機関 | 生活保護 | 精神障がい | 単身 |
| 2 | 女 | 78 | 行政機関 | 国民・厚生年金 | 要支援1 | 高齢夫婦 |
| 3 | 男 | 82 | 本人から | 国民・厚生年金 | 要介護3 | 単身 |
| 4 | 男 | 68 | 本人から | 国民年金・生活保護 | 自立 | 兄弟2人 |
| 5 | 男 | 34 | 本人から | 就労給与 | 自立 | 単身 |
| 6 | 女 | 84 | 本人から | 国民年金 | 自立 | 単身 |

34

住み替え支援の状況②

| No | 転居理由 | 元の住宅 | 転居後の住宅 | 家賃 | 生活支援の状況 |
|----|------------|------|--------|-------|------------------|
| 1 | 老朽化 | 持家 | 公営住宅 | 1万円未満 | 定期訪問、金銭管理 |
| 2 | 介護放棄、老朽化 | 持家 | 借家 | 2万円代 | 定期訪問、金銭管理 |
| 3 | 物理的バリア | 公営住宅 | 公営住宅 | 1万円代 | 緊急通報、介護サービス、成年後見 |
| 4 | 家族不和、経済的理由 | 持家 | 公営住宅 | 1万円未満 | 定期訪問、金銭管理 |
| 5 | 住宅の喪失 | 借家 | 借家 | 2万円代 | — |
| 6 | 住宅の喪失 | 借家 | 公営住宅 | 1万円未満 | — |

35

住み替え支援で「見えてきたこと」

- 住み替え支援を必要としている方は、親族が居ない、親族や近隣等の関係性が希薄な状況にある方が多く、住み替え支援とともに、金銭管理などの権利擁護事業が組み合わされる傾向にある。
- 住み替え後の権利擁護事業によって、保証人機能を補完している状況。
- 住み替える住宅種別は、収入面から安価な家賃の住宅が必要、バリアフリーの住宅が必要との理由から、住み替え先の多くで公営住宅が選択されている状況。

36

おわりに・・・

ヨーロッパの住宅・福祉政策に関する格言（初出不明）

福祉は
住宅にはじまり
住宅に終わる



ご清聴ありがとうございました。

V 地方創生の視点を踏まえるための研修①

～未来への投資に向けた地方創生

(配布資料)

まち・ひと・しごと創生基本方針2016

－主なポイント－

I. 地方創生の本格展開－各分野の政策の推進

- ローカル・アベノミクスの実現（ローカル・ブランディング、ローカル・イノベーション、ローカル・サービス生産性向上、人材育成、「創り手」となる組織作り）
- 企業の地方拠点強化 ○政府関係機関の移転 ○生涯活躍のまち
- 地域の実情に応じた働き方改革
- 稼げるまちづくり ○連携中枢都市圏 ○小さな拠点・地域運営組織形成

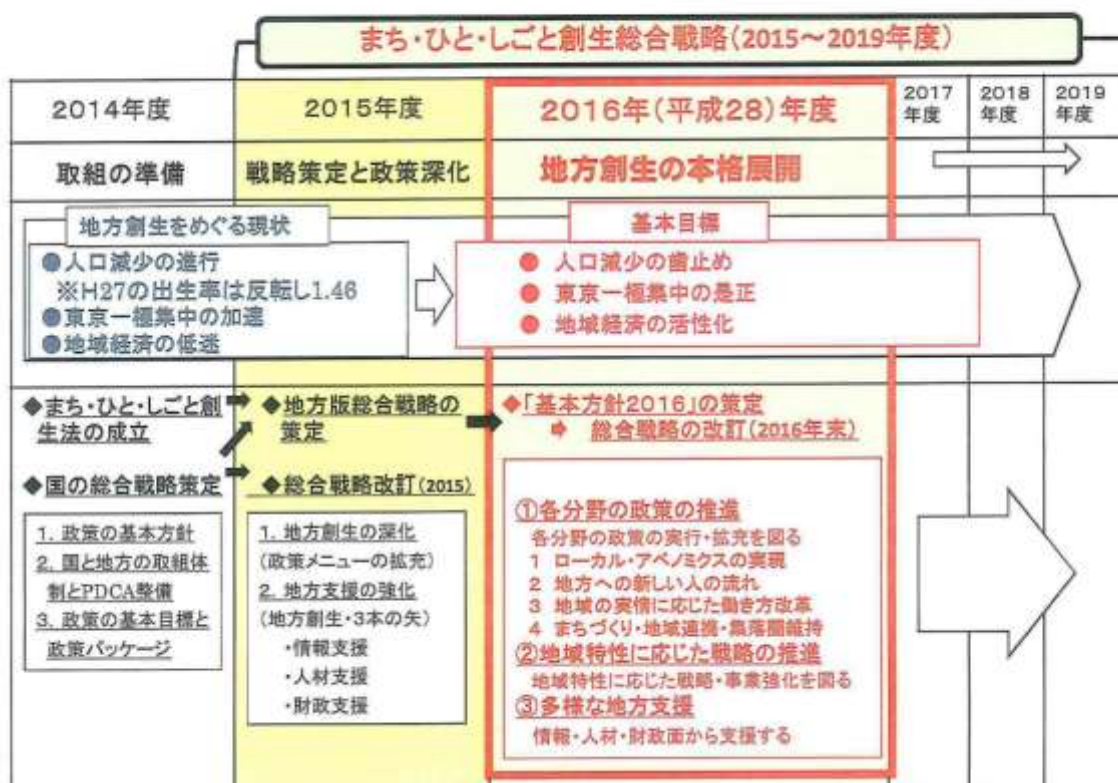
II. 地域特性に応じた戦略の推進

- 地域特性格別モデルの形成
- 地域特性格別政策メニューの整備

III. 地方への支援（地方創生版・3本の矢）

- 情報支援
- 人材支援
- 財政支援

I. 地方創生の本格展開



I. 地方創生の本格展開－各分野の政策の推進

地域のしごと創生 ーローカル・アベノミクスの実現ー

- ◆ローカルブランディング
 - ・日本版DMO、地域商社等
- ◆ローカルイノベーション
 - ・日本型イノベーション・エコシステム、若者の創業支援
- ◆ローカルサービス生産性向上
 - ・IoTの戦略的活用(地方版IoT推進ラボ等)、サービス生産性向上(経営人材育成等)、対日直接投資(JETROの活用等)
- ◆地方を先導する人材育成
 - ・地方創生カレッジ、プロフェッショナル人材
- ◆「創り手」となる組織作りの支援
 - ・組織体制や、PPP・PFIを含めた資金調達等の側面から組織形成を支援

地域へのひとの流れ

- ◆企業の地方拠点強化
- ◆政府関係機関の地方移転
- ◆「生涯活躍のまち」の推進

地域の実情に応じた働き方改革

- ◆「地域働き方改革会議」における取組支援
- ◆先進的な取組普及のためのメニュー整備
 - ・地域働き方改革への「包括的支援」・「アウトリーチ支援」・「地方就労・自立支援」など
 - ・「地方創生インターンシップ」の推進
 - ・地方就職支援の奨学金、勤務地限定社員の普及

まちづくり・地域連携・集落圏維持

- ◆稼げるまちづくり
- ◆コンパクト・プラス・ネットワーク
- ◆連携中枢都市圏
- ◆定住自立圏
- ◆集落圏維持のための「小さな拠点」・地域運営組織

II. 地域特性に応じた戦略の推進

地方の人口動向

東京一極集中の加速化

- 東京圏への転入超過数(2015年)は、約12万人(4年連続増加)。
- 東京圏への転出超過の大半は若年層(15～19歳:2万6千人、20～24歳:6万7千人)
- 東京圏への転出超過数が多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市等の中核的な都市が大半。

人口減少の進行

- 人口減少に歯止めがかかっていない。地方は先行的に人口減少が急速に進行している。
- 人口減少のスピードが全国と比較して2倍以上の市町村は705団体にのぼる。

地域特性に応じた戦略の強化

地域特性格別モデルの形成

- 危機感と意欲を持って取り組もうとする地方公共団体を対象に地域特性格別の地方創生モデルの形成を目指す
- 「しごと」「ひと」「まち」の好循環を目指し、「地域のしごと創生」の具体的な展開とともに、地域特性に応じ、各分野の施策を戦略的かつ有機的に組み合わせる

地域特性格別政策メニューの整備

- 地域特性に応じ、地方公共団体が直面する共通の課題解決に取り組むための政策メニューを整備し、幅広い普及を目指す
- 特に、「若者の転出が多い地域」や「今後急速に人口の社会減・自然減が予想される地域」に対する政策メニューの整備が急がれる。

Ⅲ.地方への支援(地方創生版・3本の矢)

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」(28年度1,000億円(事業費ベース2,000億円))

【平成28年度予算】新型交付金(「地方創生推進交付金」)を創設し、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(27年度1.0兆円、平成28年度1.0兆円)

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

地方創生推進交付金

28年度予算額 1,000億円(事業費ベース 2,000億円)

※選、汚水処理施設、港向けの公共事業を含む。

事業概要・目的

- 28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設
- ①地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保

具体的な
「成果目標(KPI)」
の設定



「PDCA
サイクル」
の確立

手続き

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画(5ヶ年度以内)を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

交付実績・今後の予定

【採択状況(1次申請)】

| | 交付対象事業数(件) | | | 交付予算額(億円) | | |
|-------|------------|------|------|-----------|------|------|
| | 計 | 地方創生 | 地域創生 | 計 | 地方創生 | 地域創生 |
| しごと創生 | 333 | 94 | 239 | 109 | 72 | 38 |
| 人の流れ | 201 | 31 | 170 | 36 | 17 | 20 |
| 働き方改革 | 51 | 12 | 39 | 9 | 5 | 4 |
| まちづくり | 160 | 16 | 144 | 29 | 10 | 19 |
| 合計 | 745 | 153 | 592 | 184 | 103 | 80 |

【今後の予定(2次申請)】

- 9月末 第2次申請受付・締切
- 11月中旬 交付対象事業の公表
- 11月下旬 交付決定・地域再生計画の日程

地方創生拠点整備交付金 28年度第二次補正予算 900億円（事業費ベース 1,800億円）

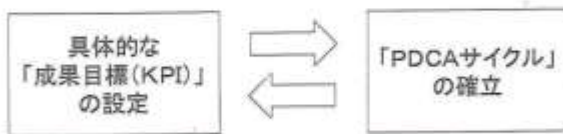
※道、汚水処理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む

事業概要・目的

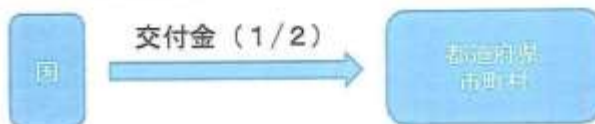
○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援

② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



資金の流れ



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

地方創生拠点整備交付金の概要

| 金額 | 900億円（事業費ベース：1,800億円） |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法根拠 | 地域再生法第5条4項1号・13条に基づく法律補助 |
| 対象施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方版総合戦略に位置付けられた施設整備等 ○ 関連するソフト事業と一体となって地方創生に高い効果を持つ先導的な施設が対象。 ○ 整備の対象となる施設については、その利活用方策（KPIの設定とPDCAサイクルの整備が必要。）を明記した地域再生計画の策定・認定が必要。 ○ 地方創生推進交付金の採択事業に位置付けられた施設の場合は優先的な取扱い。 |
| 対象事例 | <p><想定される事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備 ● ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等 ● 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等 ● 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む） |
| 交付金定額 | <p>〔都道府県（国費）〕 7.5億円～12.5億円程度（事業費ベース：15億円～25億円程度）</p> <p>〔市町村（国費）〕 0.3億円～0.6億円程度（事業費ベース：0.6億円～1.2億円程度）</p> <p>※ 整備対象施設等を活用した事業について、高い先駆性等が見込まれる場合には、交付上限額の目安を越えて必要な経費を交付。</p> |
| 地方負担割合 | 地方負担分については、補正予算債（充当率：100%）を充当 |

平成 28 年 8 月 24 日
内閣府地方創生推進事務局

地方創生拠点整備交付金の取扱い(案)について

本日(8月24日)閣議決定された平成28年度第二次補正予算に盛り込まれた地方創生拠点整備交付金は、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において「未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設」として位置づけられたものである。

このたび、その趣旨を踏まえ、地方公共団体が円滑に事業執行できるよう、地方創生拠点整備交付金の取扱い(案)をお示しするものである。

なお、今後、国会における予算等審議の動向等を踏まえ、地方創生拠点整備交付金の取扱い(案)の内容の変更がありうることに留意願いたい。

1. 基本的な考え方

(1) 本交付金は、地方公共団体が進めている地方振興戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進めることを目的として創設されたものであり、本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生の更なる深化を目標としている。

そのため、本交付金での支援については、地方創生推進交付金の28年度採択事業もしくは申請予定事業等(以下、「採択事業等」という。)をはじめとして、未来への投資という経済対策の趣旨に重点を置きつつ、ローカルアベノミクス、地方への人材選流、小さな拠点形成などに資する緊急性の高い施設整備等を対象とする。

(2) 本交付金による施設整備等は、単なる「ハコモノ行政」ではなく、地方振興戦略に基づく取組として未来への投資の基盤につながる先導的なものでなければならない。このため、当該施設については、運営戦略や事業計画に基づき、利活用方針が明確にされ、それにより十分な地方創生への波及効果(例:雇用創出、生産額の増加、生産性向上、移住者の増加及び出生率の向上等)の発現を期待できるものを対象とする。

その際、関連するソフト事業と連携することなどにより、そうした効果の発現を高めることが望まれる。

(3) 地方創生の政策と原則を踏まえ、本交付金の対象となる施設については、当該施設の利活用に係る適切かつ具体的なKPI(重要業績評価)の設定及びPDCAサイクルを備えられている必要がある。

その際、当該施設が、採択事業等において明確な位置付けがなされている場合には、当該採択事業等をもって当該施設の利活用方針とすることができる。

作成する必要がある。

なお、本交付金の申請に伴う地域再生計画等の作成に関する具体的な事務手続きについては、後日、連絡する。

(2) 本交付金においては、採択事業等に位置付けられた施設の整備等を優先して取り扱う。

IV. 交付申請及び上限目安

(1) 地方公共団体ごとの申請事業数や交付額に上限を設定しないが、1団体当たりの交付上限額については、都道府県では7.5~12.5億円程度(事業費ベース:15~25億円程度)、市区町村では0.3~0.6億円程度(事業費ベース:0.6~1.2億円程度)を目安とする。

ただし、本交付金により整備される施設等を活用した事業について、高い先駆性や地方創生への波及効果が見込まれる場合には、上記の交付上限額の目安を超えて必要な経費を交付できるものとする。

(2) 11月下旬に地域再生計画等の提出期限を設定する予定であり、1月中下旬を目途に交付決定を行う予定である。

(3) 対象施設や事前相談のスケジュール等について不明な点については、内閣府地方創生推進事務局に相談して頂きたい。

(4) 本交付金の制度要綱、その他の制度運用、申請書のフォーマット等については、後日、連絡する。

<問い合わせ先>
内閣府 地方創生推進事務局 地方創生拠点整備等交付金担当
03-35811-4213、4214

II. 予算額、補助率

900億円(事業費ベース:1,800億円)、1/2

※ 道、河川治理施設、講の整備のための公共事業(30.1億円)を含む。

III. 支援対象

1. 対象事業及び基準

地方振興戦略に位置付けられた事業のうち、地方創生という観点から未来への投資の基盤となることを明確にしている施設整備等を対象とし、主に(イ)に掲げる施設等に該当し、(ロ)に掲げる留意点を踏まえたものを対象とする。

(イ) 対象施設等

地方公共団体において、それぞれの地方振興戦略に位置づけられた(ないしは位置づけられる予定である)事業であって、未来への投資に重点を置きつつ、地方創生の深化に向けて、効果の発現が高い施設等を対象とする。

具体的な例としては、以下のような施設整備等が考えられる。

- ・ ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関(附設設備を含む)の改修等
- ・ 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等(6次産業化施設等を含む)の整備
- ・ 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設(既存施設の改修等を含む)の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- ・ 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備(高校生、旧校舎、旧校舎、公民館等の改修を含む)

(ロ) 留意事項

- ① 本交付金は地方単独事業で整備される施設の整備を対象とする。
- ② 本交付金は、原則として、地方公共団体のほか、公共的団体が整備する施設を対象とする。
- ③ 本交付金による施設整備に関連して、当該施設における地方創生への波及効果を一層高めるために必要なソフト事業については、地方創生推進交付金を活用することを基本とするが、全体の事業費の2割までの範囲であれば、効果促進事業として本交付金による施設整備事業の中で実施しても差し支えない。

2. 対象事業の取扱いについて

(1) 本交付金は地域再生法第5条4項1号及び第13条に基づく法律補助の交付金であるため、本交付金の申請に当たり、対象施設等の利活用方針を明示した地域再生計画を

【参考資料】

未来への投資を実現する経済対策【地方創生関連抜粋】
【平成28年8月2日閣議決定】

第2章 取り組む施策

Ⅲ. 英国のEU 離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

英国のEU 離脱決定に伴う不安定性・不確実性や新興国経済の動向といったリスクに備え、また、生産性向上を図るため、国内の中小企業・小規模事業者に対する支援を拡充する。

【主後】地方、目指すは世界」との志を持って、地域の元気を引き出す地方創生の本格的展開に向けた取組を推進する。

(1) ~ (2)【略】

(3) 地方創生の推進

本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、地方公共団体での先導的な取組を審美かつ強力に推進するとともに、その視野を広げることが必要である。このため、情報、人材、財政の3つの側面を軸に、小さな拠点を始めとする地方創生に向けた取組を推進する。また、地域においてその特性を生かした付加価値の高い産業を創発・形成することにより、雇用機会を創出する。また、予算の執行にあたっては、地域企業の活用にも配慮しつつ、円滑かつ適切な執行を行う。

①未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設

地方公共団体が進めている地方振興戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を進める。

②~⑤【略】

⑦国家戦略特区の活用

来年度末までを「集中改革強化期間」として、重点分野における規制緩和の抜本的改革を実施するとともに、経済効果が高く、特設の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を進める。

第3章 各項目の主な具体的措置

Ⅲ. 英国のEU 離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

(3) 地方創生の推進

・未来への投資に向けた地方創生推進交付金(内閣府)

- ・地方創生推進に関する知的基盤の整備(内閣府)
- ・地方創生カレッジ等を通じた人材育成・確保(内閣府)
- ・地域における付加価値の高い産業の創発(内閣府)
- ・地方創生インテグレーションの推進(内閣府)
- ・小さな拠点・地域運営組織の形成支援(内閣府)
- ・国家戦略特区等による構造改革の加速の推進(経済効果の高いもの等について、特区成果の全国展開等)(内閣府)

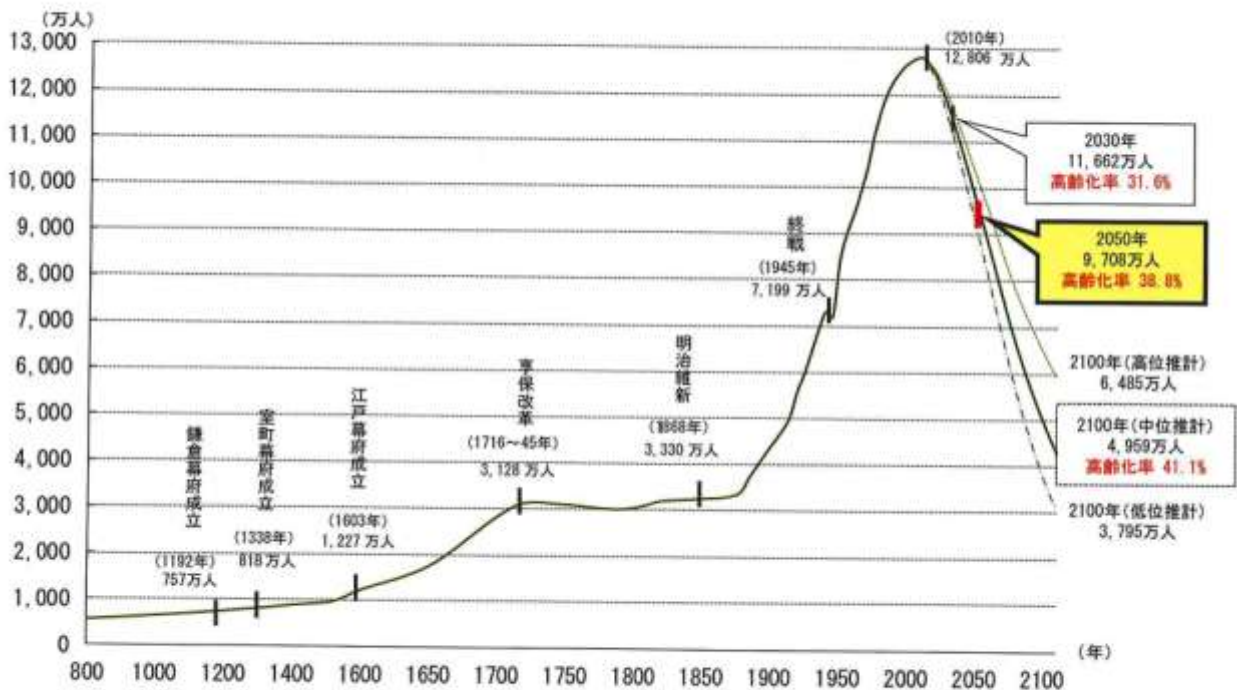
VI 地方創生の視点を踏まえるための研修② ～今後の地方創生をめぐる動き

(配布資料)

地方創生の背景と概要

1

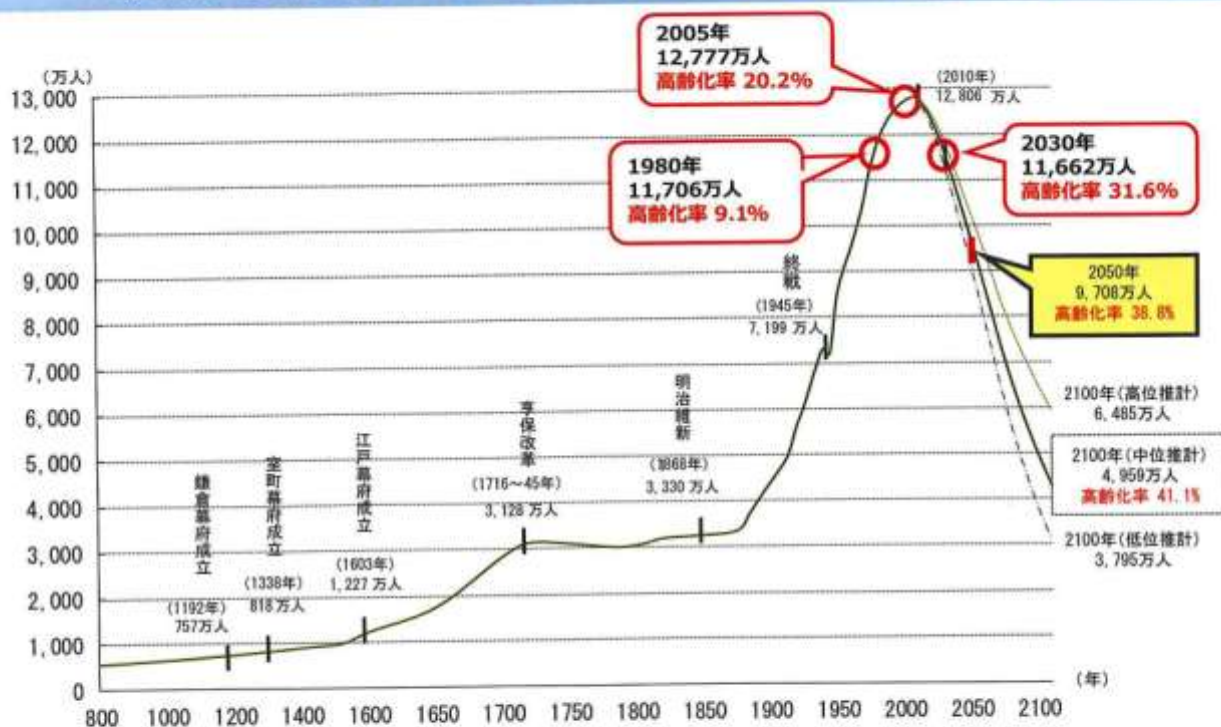
総人口の長期的推移と将来推計



(出典) 2010年以前の人口: 総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土政策局作成
それ以降の人口: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成

2

総人口の長期的推移と将来推計（1980年⇒2005年⇒2030年）



(出典)2010年以前の人口:総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)をもとに国土交通省国土政策局作成
それ以降の人口:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」をもとに国土交通省国土政策局作成

3

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1) 「自立性」

→国の支援がなくとも事業が継続

(2) 「将来性」

→地方の前向きで自主的・主体的な取組を支援

(3) 「地域性」

→客観的なデータに基づき、地域にあった施策を支援

(4) 「直接性」

→産官学金労言士の連携による効果の高い工夫を行う

(5) 「結果重視」

→KPIを設け、PDCAメカニズムを検証

地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>

- ・総人口：H22年より約96万人減少（国勢調査開始以来初の人口減少）

②東京一極集中が加速

<H27年>

- ・東京圏への転入超過は12万人（4年連続増加）

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・東京圏とその他の地域との間に「稼ぐ力」の差が生じている

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へ

26年度

総合的な施策メニュー整備

- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・地方創生先行型交付金

27年度～

地方版総合戦略の策定終了

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）
- ・地方創生加速化交付金
- ・地方拠点強化税制

28年度～

本格的な「事業展開」

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）
- ・地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ・企業版ふるさと納税

2020年の主な基本目標・KPI

「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数（地方）5年間で30万人
⇒9.8万人創出
- ・若年者の正規雇用等全世代と同水準へ
⇒格差縮小
- ・農林水産業6次産業化市場規模 10兆円
⇒5.1兆円

「ひと」の流れを変える

- ・地方と東京圏との転出入の均衡
⇒東京圏への転入超過 12万人
- （地方⇒東京圏 6万人減）
⇒2万人増（49万人）
- （東京圏⇒地方 4万人増）
⇒0.3万人減（37万人）

結婚・子育ての希望実現

- ・第1子出産前後の女性継続就業率 55%
⇒53.1%
- ・男性育休取得 13%
⇒2.65%
- ・支援ニーズの高い妊産婦への支援実施 100%
⇒86.4%

「まち」をつくる

- ・立地適正化計画を作成する市町村 150市町村
⇒4市町村
- ・「小さな拠点」の地域運営組織形成数 3,000団体
⇒1,680団体
- ・連携中枢都市圏の形成数 30圏域
⇒17圏域

5

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）—主なポイント—

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクスの一層の推進

- ・地域におけるしごと創出
- ・【新】遊休資産（空き店舗、遊休農地、古民家等）の活用

東京一極集中の是正

- （東京圏への転入超過は4年連続で拡大し、12万人程度）
- ・【新】地方大学の振興等
- ・【新】地方創生インターンシップの推進
- ・地方就業者の奨学金返還支援制度の全国展開
- ・「生涯活躍のまち」構想の実現

【新】ライフスタイルの見つめ直し

- ・地方生活の魅力の再発見、発信
- ・郷土への誇り・愛着の醸成
- ・歴史の発掘、地域文化の振興

地方創生の更なる深化に向けた政策の推進（政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢

- ・地域経済分析システム（RESAS）

人材支援の矢

- ・地方創生人材支援制度
- ・地方創生カレッジ

財政支援の矢

- ・地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

6

地方創生関連予算

7

地方への支援(地方創生版・3本の矢)

■情報支援の矢

○地域経済分析システム(RESAS)

- ・官民が保有する産業・人口・観光等の地域経済に関わる様々なビッグデータを見える化。
- ・ワンストップで、広報・普及、活用支援、開発・改善、利便性の向上を推進。

■人材支援の矢

○地方創生コンシェルジュ

- ・相談窓口を各府省庁に設置

○地方創生人材支援制度

- ・応募期間の長期化、民間人材の募集拡大

○地方創生カレッジ

- ・地方創生を担う専門人材を官民協働で確保育成

■財政支援の矢

○「地方創生推進交付金」(29年度概算決定額:1,000億円(事業費:2,000億円))

【平成29年度予算】官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を支援

○「地方創生拠点整備交付金」(28年度900億円(事業費ベース1,800億円))

【平成28年度第二次補正】地方創生の深化に向けて効果の発現が高い施設等の整備・改修を重点的に支援

○「まち・ひと・しごと創生事業費」(地方財政措置)

- ・地方公共団体が地方創生に取り組み、きめ細やかな施策を可能とする観点から地方財政計画(歳出)に計上(平成29年度1.0兆円)

○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

- ・地方公共団体が行う地方創生の取組に対し寄附を行う企業に対し、税額控除の優遇措置

8

平成29年度 地方創生関連予算等について

① 地方創生推進交付金の確保

1,000億円

- 地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。
(対象事業例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO等）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- 交付対象事業については、KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備を前提に、地域再生法に基づく法律補助の地方創生推進交付金により、複数年度にわたり、継続的かつ安定的に支援。
- 平成29年度からは、地方の要望を踏まえ、交付上限額やハード事業割合などの点について運用の弾力化を行うとともに、地方の「平均所得の向上」等の観点から地方創生にとって効果の高い分野を重点的に支援。

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

6,536億円

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。
 - i) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする 2,062億円
 - ii) 地方への新しいひとの流れをつくる 651億円
 - iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 1,417億円
 - iv) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する 2,407億円

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

1兆円

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上。
- 少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

④ 社会保障の充実

1兆224億円

- 子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。 9

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



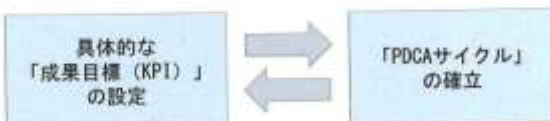
10

地方創生推進交付金

29年度概算決定額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

- 本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援
- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
 - ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
 - ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
- ※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



資金の流れ



対象事業・具体例

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- ②先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

- ① 交付上限額の引上げ (事業費ベース)

| | | |
|--------|----------|---------------------|
| 【都道府県】 | 先駆 | 6.0億円 (28年度: 4.0億円) |
| | 横展開・隘路打開 | 1.5億円 (28年度: 1.0億円) |
| 【市区町村】 | 先駆 | 4.0億円 (28年度: 2.0億円) |
| | 横展開・隘路打開 | 1.0億円 (28年度: 0.5億円) |

※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。
- ② ハード事業割合
 - ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
 - ・ただし、1/2以上になる事業であっても、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

11

地方創生推進交付金の概要 (平成29年度)

| | 国費: 1,000億円 (事業費: 2,000億円) | |
|----------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 先駆タイプ | 横展開・隘路打開タイプ |
| 対象事業 | しごと創生、人の流れ、働き方改革、まちづくりなど全般を対象とする。 | |
| 申請要件 | 原則として、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の全てを満たすこと。 | 原則として、自立性に加え、官民協働、地域間連携及び政策間連携のうち、2つ以上を満たすこと。 ※ 審査の結果、先駆タイプの採択基準を満たさない場合であっても、横展開タイプの基準を満たすものは別途採択の可能性はある。 |
| 申請事業数 | 都道府県: 5事業 | 市区町村: 3事業 |
| | ※ 広域連携事業を行う場合に限り、都道府県は2事業、市区町村は1事業の追加申請が可能。 | |
| 交付上限額 (1事業あたり) | 都道府県: 6億円 (国費: 3億円) 市区町村: 4億円 (国費: 2億円) | 都道府県: 1.5億円 (国費: 0.75億円) 市区町村: 1億円 (国費: 0.5億円) |

12

地方創生関係交付金の今後のスケジュール

<地方創生推進交付金>

| | |
|------|-----------------|
| 3月中旬 | 平成29年度第1回募集の締切り |
| 4月下旬 | 採択事業の公表 |
| 5月下旬 | 地域再生計画の認定及び交付決定 |

※ 平成28年度に地方創生推進交付金に採択された事業について、平成29年度も継続して実施する場合、当該事業を4月1日付で交付決定できるよう、関係部局と調整中。

<地方創生拠点整備交付金>

| | |
|------|--------------------------|
| 2月3日 | 採択事業の公表（第1回募集）及び第2回募集の公表 |
| 2月下旬 | 地域再生計画の認定及び交付決定（第1回募集） |
| 3月中旬 | 第2回募集の締切り |
| 4月下旬 | 採択事業の公表（第2回募集） |
| 5月下旬 | 地域再生計画の認定及び交付決定（第2回募集） |

13

新規施策の紹介

14

空き店舗活用方策の検討

- 地域の「稼ぐ力」を向上させるためには、遊休資産の有効活用が必要。特に、需要密度が相対的に高い商業地域においては、空き店舗の解消が大きな課題となっている。
- 全国的に商店街の空き店舗に関する状況を精査し、インセンティブ施策、ディスインセンティブ施策の両面から検討を行い、その結果について2017年春を目途に取りまとめ。

空き店舗を上手に活用しながら、商店街を活性化させた特徴的な事例

【岩村田本町商店街（長野県佐久市）】



地域のコミュニティスペース、コミュニティビジネス創業の場として空き店舗を活用。多くの地元関係者を巻き込む。

【油津商店街（宮城県日南市）】



1人通りが少なく、お店の前で野球ができた
一商店街の同じ場所に、東京からITベンチャーポート(株)が出店
4年目を迎え、17店舗の新規出店が実現

「250mのシャッター通りに、4年間で20以上の新規出店を実現すること」をKPIとし、マネージャーを外部公募。333人の中から選ばれた人物が中心となり、商店街を再生。



【円頓寺商店街（愛知県名古屋市中区）】



1階をカフェ&レストラン、2階をゲストハウスとして2015年4月に再オープンした老舗喫茶店では、地元の人々だけでなく、多くの外国人旅行者の利用があり、地域のコミュニケーション拠点に。

地方大学の振興等

○地方大学の振興等に関する緊急抜本対策

(平成28年11月28日 全国知事会)

1 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を増設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特別措置を講ずること。

2 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

3 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

4 立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記1から3までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。

○まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の増設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

【地方にキャンパスを置く大学の事例】

東京理科大学 長万部キャンパス

- 基礎工学部1年次を北海道長万部町で学ぶ。
- 大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流を通じ、豊かな人間性の醸成を目指す。
- 学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占める。



【国立大学における特色ある学部等設置事例】

山口大学 国際総合科学部

○国際社会及び科学技術に関する複眼的・総合的な諸問題の調整・解決に貢献する人材を養成。
(長期留学の必修化、デザイン思考を備え、自治体・企業と連携した課題解決型プロジェクトの実施)

特色①

海外留学

高い英語力を保証するため、原則として1年間の海外留学を実施。卒業要件として、TOEICスコア730点取得を要す。

特色②

デザイン科学

新たな価値提案デザインを修得することで、課題を自ら発見し、解決する能力を身に付ける。

特色③

プロジェクト型課題解決演習

4年次にプロジェクト型課題演習を履修。それまでに身につけた全ての能力をより実践的に使うため、企業や自治体と連携し、実際の課題に1年専攻し取り組む。



【山口大学キャンパス】

地方創生インターンシップ事業

○東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用し、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を産官学で推進する。

地方創生インターンシップ



地方創生インターンシップ推進会議

インターンシップを通じ、人材の地方還流について国民的、社会的な気運を醸成するとともに、関連施策を推進するため、大学関係者、地方公共団体、産業界、有識者など、幅広い関係者が参画する有識者会議（座長 鎌田早稲田大学総長）を設置。平成28年10月11日に第1回会議を開催。

地方創生インターンシップポータルサイト

インターンシップを通じて、若者に対し、魅力ある地方の職場を幅広く知る機会を提供するため、地方公共団体と大学が連携協力し、地元企業と大学生をマッチングできるよう、ポータルサイトを設立。

- ・10月11日より試行運用を開始（40道府県、252大学等が掲載）
- ・平成28年度末より運用開始

17

ライフスタイルの見つめ直し

働き方を含めて、高度経済成長期のようなライフスタイルを見つめ直す時期

■ 地方生活の魅力の見直し・歴史の発掘・文化の振興

- ・地方…豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統、特色ある農林水産物などの魅力にあふれる
- ・ひと…生まれ育った郷土への誇り、愛着を持つ

地方の魅力の再発見、発信



自らが生まれ育った「郷土への誇り・愛着」の醸成



歴史の発掘、地域文化の振興



18

事例の紹介

油津商店街(宮崎県日南市)の取組事例

〔取組の概要〕

- 日南市では、「行政」と「民間から登用した専門人材」が一体となったマーケティング戦略による地方創生を展開。
- 油津商店街再生を請け負うため、「商店街に4年で20店誘致を」という明確なノルマを課し、月額90万円で「テナントミックスサポートマネージャー」(サボマネ)を全国公募。2013年7月に333人の応募の中から木藤亮太氏が就任。
- あわせて、市外から外需を獲得し新しい雇用を生むため、企業との協業事業やマーケティング業務などを担当する「マーケティング専門官」として、2013年8月に田鹿倫基氏(元リクルート)を登用。
- 小さなイベントの継続実施や、かつて市民の集いの場だった喫茶店をリノベーションする等、市民の関心を集め、商店街に参加するきっかけづくりを行う。さらに、木藤サボマネや商工会議所OB等が中心となり、地域とともにまちづくりを行う油津応援団を設立、事業に継続性を持たせる。
- その結果、店舗やIT関連企業のオフィスなど、商店街の20の空き店舗活用が実現(2017年1月現在)。アーケード通行量は、事業開始時の2.0~2.5倍程度に増加。
- IT関連企業については、2016年4月にオフィスを開所したポート株式会社を皮切りに10社が進出予定。雇用の増に伴い、商店街の利用等が増え、消費にも貢献。
- その他、伝統的建造物が多く立ち並ぶ鉄肥地区においても、「まちなみ再生コーディネーター」を全国公募し、地域経済活性化支援機構の支援等を受け、古民家2軒を宿泊施設に改装するなど、の取組を展開。



喫茶店のリノベーション
「ABURATSU COFFEE」



スーパー跡の空き店舗を活用した
多世代交流モールの整備
建築設計:水と管台建築設計事務所、写真:鈴木敏一



商店街の大型空き店舗を活用した
IT関連企業のオフィス



鉄肥地区の古民家

| | | | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事例名称 | オガールプロジェクト (紫波中央駅前都市整備事業) | 政策分野 | 1 地方における安定した雇用の創出 2 地方への新しい人の流れをつくる 3 2017年度以降の経済・社会・子育て下の成長戦略 4 時代に合った地域、安心な暮らし、地域と地域の連携 |
| 取組地域 | 岩手県紫波町 | 活用した政府の支援 | 社会資本整備総合交付金(旧まちづくり交付金事業)(国土交通省) |
| 全体概要 | ○官民が一体となり、未利用公有地において、地域の拠点となる官民複合施設オガールプラザの整備等を行うことで、集客力のある施設が集積した地域拠点を形成し、地域価値の向上を実現。町が策定した計画に基づき、平成21年度から紫波中央駅前都市整備事業(オガールプロジェクト)が開始。 | イメージアップ資料 (写真・図表等) | |
| 特徴的取組・成果 | <p>○民間の創意工夫を最大限に活用した、補助金に頼らないまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域交流センター、図書館等の公共施設と、マルシェ(産地直売所)、カフェ等の民間施設を一体的に、民間企業が出資する限り市場から資金調達してオガールプラザを整備。完成後に公共部分を紫波町に売却。 <p>○身の丈に合った事業構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間機構の出資と地元金融機関からのプロジェクトファイナンスによる融資により、金融の視点から事業計画を厳しく審査。 テナントの先付けにより賃料見込み収入から逆算して施設規模等を決定し、事業の確実性を高めた適正規模へ事業計画を柔軟に見直し。 <p>○「稼ぐインフラ」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館等の集客を子つに民間施設が稼ぎ、紫波町は民間施設部分の固定資産税を得る。もともと未利用であった町有地に設定した定期借地権による賃料収入にもつながる。施設の周辺地域の地価上昇に伴う固定資産税の面的な増加が見込まれた。 <p>○手つかずのマーケットを事業化して付加価値を創出</p> <ul style="list-style-type: none"> オガールベースの整備においては、パレーボールという、市場規模は必ずしも大きくはない分野にあえて絞り込んだ。その結果、パレーボール分野における強い関心・注目を集め、積極的な営業により、地方における特化したマーケットを創出した。 <p>○オガールプロジェクトの成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民複合施設をはじめ、スポーツ施設など、1年間で94万人の来訪者数を達成。250名の雇用を創出。 整備地区周辺の地価低下に歯止め。 | <p>紫波中央駅前周辺地図</p> <p>オガールプラザの事業ストラクチャー</p> | |
| 取組の工夫等 | <p>推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の円滑な実施のための体制を構築 <ul style="list-style-type: none"> 市内に協賛的組織である公民連携室を設置し、事業の企画・全体調整と公民連携に関わる先導的事業を実施。 紫波町や地元事業者が出資して第三セクター「オガール紫波」を設立し、エリア全体のデザインガイドライン策定など、市場調査や計画、開発、運営を一体で推進。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度土地活用モデル大賞「国土交通大臣賞」を受賞 | | |
| 参考となるポイント・示唆 | <p>○地権者である紫波町が、自主開発ではなく、民間企業に投資の誘発を委ねた。</p> <p>○民間企業が市場原理を追求し、出来る限り市場から開発資金を集めたことで、集客力のある施設が集積した地域拠点を形成できた。</p> | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 事例名称 | 鹿屋市 柳谷町内会(通称:「やねだん」) | 政策分野 | 1 地方における安定した雇用の創出 2 地方への新しい人の流れをつくる 3 2017年度以降の経済・社会・子育て下の成長戦略 4 時代に合った地域、安心な暮らし、地域と地域の連携 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組地域 | 鹿児島県鹿屋市串良町 柳谷集落 | 活用した政府の支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全体概要 | <p>○行政に頼らない「むら」興しをキーワードに、住民自治、自主財源確保、還元活動を平成10年から17年継続して実施</p> <p>○地域活動には「感動と感謝」、「笑顔とフルネーム」と「笑顔と会話」</p> | イメージアップ資料 (写真・図表等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特徴的取組・成果 | <p>○自主財源でボーナス支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主財源確保に、土着菌や手作り加工品等の製造販売を行う。「焼酎やねだん」の製造販売では韓国まで輸出。自主財源の剰余金で85歳以上にボーナスを毎年支給。平成27年度には年間840万円の収入を確保 <p>○迎賓館を企画</p> <ul style="list-style-type: none"> 古民家を迎賓館にしたり、10年前からアーティストの移住受入を行う。 「文化向上」と「子ども」をキーワードに集落が明るくなり、Uターンが始まる。30人増加(未就学児11人増) <p>○「やねだん故郷創世塾」</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域リーダー養成のために、平成19年に「やねだん故郷創世塾」開塾。20回までの卒業生は338人 <p>○めったに見られない芸術</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年5月の連休に約1週間、7人の芸術家の個展を中心に開催。9回終了し、約3千人来訪 | <p>やねだん焼酎の売上げ</p> <table border="1"> <tr><td>27年</td><td>840万円</td></tr> <tr><td>26年</td><td>740万円</td></tr> <tr><td>25年</td><td>900万円</td></tr> <tr><td>24年</td><td>1200万円</td></tr> <tr><td>23年</td><td>2230万円</td></tr> <tr><td>22年</td><td>1560万円</td></tr> <tr><td>21年</td><td>810万円</td></tr> <tr><td>20年</td><td>790万円</td></tr> <tr><td>19年</td><td>600万円</td></tr> <tr><td>18年</td><td>890万円</td></tr> <tr><td>17年</td><td>830万円</td></tr> </table> <p>＜焼酎「やねだん」＞</p> <p>＜やねだん故郷創世塾＞</p> <p>【やねだん 主な受賞歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年 MIBC賞 平成18年 県民表彰、南日本文化賞 平成19年 総務大臣賞、内閣総理大臣賞 平成24年 法政大学イノベティブ・ポリシー賞 など | 27年 | 840万円 | 26年 | 740万円 | 25年 | 900万円 | 24年 | 1200万円 | 23年 | 2230万円 | 22年 | 1560万円 | 21年 | 810万円 | 20年 | 790万円 | 19年 | 600万円 | 18年 | 890万円 | 17年 | 830万円 |
| 27年 | 840万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26年 | 740万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25年 | 900万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24年 | 1200万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23年 | 2230万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22年 | 1560万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21年 | 810万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20年 | 790万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19年 | 600万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18年 | 890万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17年 | 830万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取組の工夫等 | <p>推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治公民館長をリーダーとする地域再生の取組 <ul style="list-style-type: none"> 行政に頼らない地域再生を目指し、公民館長自らアイデアを出し、「からいも生産活動」、土着菌の製造販売、焼酎「やねだん」の製造販売等で自主財源を確保。 自治公民館組織を再編、さらに住民参加型「柳谷集落住民会議」組織を通じて「むらづくり」活動の拠点とする。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感動によるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> 母の日などに遠方で暮らす子供たちから感謝の気持ちを手紙で送ってもらい、地元の高校生が読む。 一地域愛と人の和を育むことで、地域活動への自主的な参加が継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 参考となるポイント・示唆 | <p>○住民が主体となり自ら稼ぐ地域づくりに成功した事例</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

地域商社による北海道食ブランドの輸出拡大

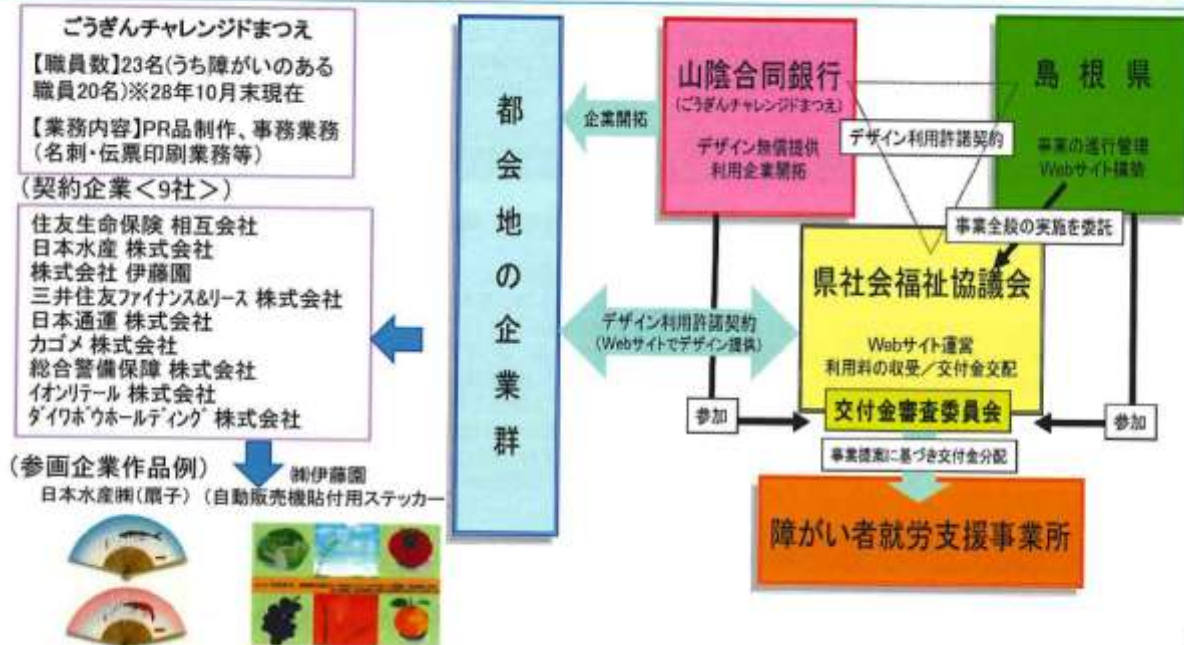
「北海道銀行」

- 海外ビジネスに伴う多くの課題（代金回収、コミュニケーションリスク等）、輸出・販路拡大においては、信頼できる現地の流通網に載せること（商流の確立）が重要。
- 当行が地域密着型商社「北海道総合商事株式会社」の立ち上げに関与。平成27年10月に設立された同社と業務提携を締結し、課題解決や輸出を支援。
- 同社による道産品の輸出開始（平成28年2月）。現地の大手スーパーなど約300店舗で販売し、「北海道ブランド」の食材は売行好調。5月には第2弾の輸出を行い、今後も拡大予定。



芸術的才能を活かした障がい者の自立支援に向けた官民連携の取組み 「山陰合同銀行」

- 知的障害者が専門的に就労する事業所を開設し、絵画制作等の業務を実施。同事業所で制作した絵画を、企業等のノベルティグッズとして有償で利用してもらうことで、デザイン料を受領。
- 受領したデザイン料を原資に、県内の障害者就労支援事業所に対して交付金を配分することで、工賃向上などに繋げ、障害者の自立支援を促進。



地方創生推進交付金を活用した特徴的な事例

| | | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 事業名 | 農福連携を活用した障がい者の生涯活躍のまちづくり拡大事業 | 交付予定額 | 2,000千円 |
| 地方公共団体名 | 北海道芽室町(めむろちょう) | | |
| 事業概要 | <p>～障がい者を「働き手」として町に呼び込むための就労環境整備～</p> <p>障がい者においては、障がいの種類・程度に応じて、仕事の適性は異なるため、各人の適性に合った就労先探しに苦労している。一方、事業主は、障がい者雇用率(一般の民間企業で2%)の達成を求められているが、各社の業務内容・就労環境に合った障がい者を採用することは容易ではない。</p> <p>そこで、芽室町は、受入体制の整備等により、障がい者を「働き手」として町に呼び込み、移住・定住人口の増加につながるマッチング(※)を実施。さらに、町の主導で、道外の惣菜製造・販売企業が出資する福祉事業所を誘致し、熟練の農家OBを指導者として多世代交流型の農産物生産を行うとともに、付加価値の高い加工品の製造に取り組むなど、官民協働で障がい者の自立に資する安定した雇用を創出。</p> <p>※首都圏での「障がい者就労フェア」の開催、特別支援学校の修学旅行生の受入 等</p> <p><重要業績評価指標(KPI)> 本事業による町外からの転入者数 0人(H28.3) → 20人(H33.3)</p> | | |

| | | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|
| 事業名 | 東日本交流プラットフォーム創出による東日本の活性化プロジェクト | 交付予定額 | 14,099千円 |
| 地方公共団体名 | 埼玉県さいたま市 | | |
| 事業概要 | <p>～「東日本の玄関口」として、東日本のヒト・モノ・情報の対流を創出～</p> <p>新幹線の発着駅として、東日本地域の玄関口となっているJR大宮駅の交通の結節点としての優位性を活かし、本市が主導的にコーディネート役となって、各地域の地域資源の販路拡大を支援する事例。</p> <p>具体的には、東日本の企業や自治体に対し、東京進出のテストマーケティングを実施する際の拠点として、JR大宮駅周辺の飲食店等で販売機会を提供する。また、インバウンドの取り込みのため、ツアーの企画・PR活動を実施するとともに、駅前から市内の各商店街への回遊を促す。これにより、東日本全域への送客の流れを生み出すとともに、交流人口のダム機能を構築する。</p> <p>また、地方創生推進交付金では、こうした動きに加えて、交流拠点となる場所づくり(東日本連携支援センター。平成30年開設予定)を行うほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせたインバウンドの誘致、東日本地域への送客のための情報発信にも取り組む。なお、東日本連携支援センターは、自治体からの負担金及び事業収益等により、開設4年目までに事業の自立化を図る。</p> <p><重要業績評価指標(KPI)> 東日本連携支援センターの事業に出展・運営・参加する自治体数 16(H28)→ 40(H32)等</p> | | |

25

地方創生拠点整備交付金を活用した特徴的な事例

| | | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|
| 事業名 | 航空機産業を先導役とする地域イノベーションの創出に向けた公的試験場機能、人材育成・ネットワーク機能の強化 | 交付予定額 | 400,000千円 |
| 地方公共団体名 | 長野県飯田市(いいだし)、松川町(まつかわまち)、高森町(たかもりまち)、阿南町(あなんちょう)、阿智村(あちむら)、平谷村(ひらやむら)、根羽村(ねばむら)、下條村(しもじょうむら)、売木村(うるぎむら)、天龍村(てんりゅうむら)、桑阜村(やすおかむら)、番木村(たかぎむら)、豊丘村(とよおかむら)、大鹿村(おおしかむら) | | |
| 事業概要 | <p>飯田・下伊那地域では、平成16年から中小企業が参画する飯田航空宇宙プロジェクトを進めている。今回、地方創生拠点整備交付金を活用することにより、南信州広域連合が旧飯田工業高校体育館等を改修し、航空機システムに係る環境試験機能のためのインフラ整備を行う。また、企業の研修、商談・展示等の機能も備え、地域経済を支える他の産業への波及も図る。</p> <p>なお、本事業は地方創生推進交付金も活用しており、長野県が中心となり、高度人材の育成・供給、研究開発・試験機能の強化、関連する企業誘致、販路拡大支援等を実施し、南信州地域での動きを県内全域に広げている。</p> <p><重要業績評価指標(KPI)> 航空機産業に取り組む県内企業 40社(H28)→ 100社(H32)、大学・企業等誘致 0件(H28)→ 5件(H32)</p> | | |

| | | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------|
| 事業名 | 旧安川邸利活用事業 | 交付予定額 | 165,000千円 |
| 地方公共団体名 | 福岡県北九州市 | | |
| 事業概要 | <p>北九州市に存在する歴史的建築物である旧安川邸を近接する西日本工業倶楽部会館旧松本家住宅(国指定重要文化財)や公園と一体的に活用できるよう地方創生拠点整備交付金を活用し、歴史観光の拠点施設の一つとして整備する。</p> <p>市民も気軽に利用し歴史・文化を知り、シビックプライドを醸成するとともに、インバウンドを引き金にして、誘客に向けた魅力発信を強化していく。運営は民間活力を導入し、観覧以外にも結婚式や喫茶などにも活用していくことで収益性を確保する。</p> <p>当該建物は中国の国父といわれ、中国・台湾で人気の高い孫文のゆかりの建物であり、所蔵品の展示、庭園の整備を一体的に整備することで、インバウンドを含めた多くの誘客及び付随する消費が期待できる。また、孫文のゆかりの地は、九州では長崎、熊本にもあり、それらの地域との連携も可能となり、新たな周遊コースとして地域間連携の発展性も有する。</p> | | |

26

平成 28 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業分

新たな時代に対応した地域福祉のまちづくりのための社会的包摂基盤の整備に関する事業 報告書

特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

〒162-0083

東京都新宿区市谷田町 2-7-15 近代科学社ビル 4 階

TEL:03-3266-1651 / FAX:03-3266-1670

E-Mail: c2p@network.email.ne.jp

URL: <http://www.jichitai-unit.ne.jp/network/>

(平成 29 年 3 月)